

北九州市監査公表第 11 号
平成 18 年 2 月 8 日

北九州市監査委員	山	柿	勝	利
同	大	津	雅	司
同	城	戸	武	光
同	泊		正	明

地方自治法第 252 条の 37 第 5 項の規定により、包括外部監査人より監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 17 年度

包括外部監査結果報告書

平成 18 年 2 月

北九州市包括外部監査人

公認会計士 奥村 勝美

平成 18 年 2 月 8 日

北九州市包括外部監査人

奥村 勝美

平成 17 年 4 月 1 日付包括外部監査契約書第 8 条に基づき外部監査の結果について別紙のとおり報告いたします。

包括外部監査報告の概要

1. 監査の対象とした特定の事件名（監査のテーマ）

(1) 北九州市職員厚生会について

対象財政援助団体：北九州市職員厚生会

(2) 下水道事業について

対象局：建設局

なお、包括外部監査対象期間は、平成 16 年度（自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日）であるが、必要と認めた範囲においては平成 16 年度以前の各年度分についても監査の対象とした。

2. 監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 奥村 勝美

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士 古賀 竜介 公認会計士 守屋 俊晴

公認会計士 東 能利生 公認会計士 川口 輝朗

公認会計士 木下 文雄 税理士 吉住 要祐

会計士補 藤井 奈美 会計士補 中園 龍也

3. 監査実施期間

平成 17 年 6 月 16 日から平成 18 年 1 月 11 日までの期間である。

4. テーマ別の指摘・意見の件数

テーマ	指摘事項	意見項目	合計
(1) 北九州市職員厚生会について	5 件	21 件	26 件
(2) 下水道事業について	6 件	37 件	43 件
合計	11 件	58 件	69 件

5. 外部監査人の独立性

北九州市と包括外部監査人および補助者との間には地方自治法第 252 条の 28 第 3 項に定める利害関係は無い。

目 次

(1) 北九州市職員厚生会について	1
第1 監査の概要	3
1 監査の種類	3
2 監査の対象と選定した理由	3
3 監査の視点	4
4 監査の方法	4
5 監査期間	5
6 外部監査人の独立性	5
第2 監査対象の事業概要	6
1 北九州市職員厚生会の概要	6
2 北九州市職員厚生会の平成16年度決算概況	28
3 北九州市職員厚生会の現状認識と今後の方針	29
第3 監査の結果	30
＜監査結果の報告に当たっての基本的な考え方＞	30
1 評議員会議事録の保存期間について	30
2 決算書および決算書の体系・内容について	32
3 決算書と事業報告書の会計数値の内容について	36
4 市の交付金・会員の掛金について	38
5 厚生会の基本金・剰余金について	43
6 市の人件費負担について	48
7 厚生会の事業について	50
(1) 給付事業について	51
(2) 福祉事業について	58
a. 文化事業	63
b. 補助事業	65
c. (借上) 保養所事業	65
d. 物資あっせん・購買事業	66
e. 福利厚生施設事業	68
f. 貸付事業	70
g. 玄海荘事業	70
h. 保険事業	75

(2) 下水道事業について77

第1 監査の概要79

- 1. 監査の種類79
- 2. 監査の対象と選定した理由79
- 3. 監査の視点80
- 4. 監査の方法80
- 5. 監査期間81
- 6. 外部監査人の独立性81

第2 監査対象の事業概要82

- 1. 下水道事業の概要82
- 2. 下水道事業のこれからの財政計画86
- 3. 下水道事業の平成16年度決算概況87

第3 監査の結果91

<はじめに>91

<下水道事業の財務指標の改善に関する意見>97

- 1. 経営分析の手法による下水道事業の現状把握と財務指標の改善について・・97
- 2. 政令市との比較による経営分析と改善の方向性（目標設定）について・・105

<会計制度および会計処理に関する意見>110

- 3. 複式簿記会計制度のより適切な運用と整備について110
- 4. 退職給与引当金の設定の必要性について117
- 5. 修繕引当金の設定の必要性について122
- 6. 発生主義に基づく企業債の未払利息の計上について127

<資産の管理に関する指摘と意見>129

- 7. 特定毒物研究者の届出および認可申請と登録の必要性について129
- 8. 毒物および劇物の適切な保管管理について131
- 9. 下水道事業財務規則の遵守について132
- 10. 建設仮勘定の適切な管理について134
- 11. 薬品の実地棚卸と資産計上について139

12. 減価償却の適切な開始時期について	142
13. ソフトウェアの資産計上と償却について	144
14. 固定資産の現物管理について	146
15. 備品管理について	150
16. 未利用土地の現況と有効利用について	152
17. 休止施設の状況と再利用について	155
< 契約に関する意見 >	163
18. 工事契約の入札における競争性、透明性の確保について	163
19. 委託契約の入札における競争性、透明性の確保について	178
20. 浄化センター運転整備等業務委託契約における競争性の確保について	185
21. 指名停止中の業者を特命先とした随意契約について	188
22. ポンプ場の運転整備等業務委託契約における競争性の確保について	193
23. 運転整備等業務委託の積立費用としての人件費について	195
24. 運転整備等業務委託の積立費用に含まれる「汚染手当」について	198
25. 浄化センター中央操作業務委託における委託料の設計について	202
26. 脱水ケーキ搬出業務委託契約における競争性の確保について	207
< 下水道使用料に関する指摘と意見 >	212
27. 下水道使用料滞納債権の回収促進と適切な管理について	212
28. 不納欠損処分に関する適切な措置の実行について	222
29. 下水道使用料の滞納者に対する罰則規定の適用について	227
30. 未賦課調査結果の有効な活用について	231
< 受益者負担金および貸出金に関する意見 >	234
31. 受益者負担金に対する適正な会計処理について	234
32. 受益者負担金の滞納状況と管理について	236
33. 倒産先に対して計上されている滞納受益者負担金の会計処理について	240
34. 水洗便所改造資金等貸付金の管理について	241
< 経費支出に関する意見 >	246
35. 旅費の日当について	246
36. 公共料金の支払いに対する自動引落制度の採用について	253

(1) 北九州市職員厚生会について

本報告書における数値の表示において、原則、切捨て表示している。
したがって、上記端数処理の関係上、合計数値等とその内訳が一致しない場合がある。
また、各表は北九州市職員厚生会より提供された数値に基づいている。

第1 監査の概要

1. 監査の種類

監査の種類とは、「地方自治法」(昭和22年4月17日 法律第67号。以下「法」という。)第252条の27第2項に基づく「包括外部監査」である。

2. 監査の対象と選定した理由

(1) 監査の対象

監査の対象としたのは、北九州市の財政援助団体である「北九州市職員厚生会について」である。

(2) 選定した理由

「地方公務員法」第42条では、「地方公共団体は職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」としている。多くの地方公共団体では、この条文に基づいて厚生会や互助会を設立し、福利厚生事業の充実を図っている。

しかしながら、ほとんどの厚生会や互助会では、会員からの掛金だけでなく、地方公共団体からの交付金を受けて福利厚生事業を営んでいる。北九州市職員厚生会でも北九州市から交付金を受け入れており、その交付金が経済性、有効性の観点から適切に利用されているか、剰余金が適切に運用・保全されているか、検討することは有用であると認めた。

また、必要以上の手厚い福利厚生事業が行われていれば、北九州市民の理解を得られず、批判を受けることにもなる。市民の批判を受けるような福利厚生事業であれば、職員の保健、元気回復そのものにも寄与しなくなる虞がある。したがって、北九州市職員厚生会の福利厚生事業が市民の理解を得られる事業であるか、検討することは有用であると認めた。

以上の背景および理由により、当該事件を選定した。

3. 監査の視点

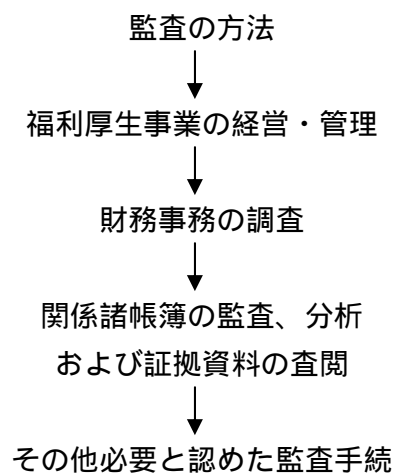
主に以下のような視点を持って、監査を実施した。

- (1) 北九州市職員厚生会の事業運営にかかわる経理処理が適切に行われているか。
- (2) 給付事業、福祉事業の内容が市民の理解を得られる内容か。
- (3) 北九州市職員厚生会に対する地方公共団体からの交付金額は職員の福利厚生を充実させるために必要な水準か。
- (4) 会員からの掛金、地方公共団体からの交付金は経済性、効率性、有効性の観点から適切に使用されているか。その使用用途は、北九州市職員厚生会の設立趣旨に照らして適切であるか。
- (5) 北九州市職員厚生会は多額の剰余金を有しているが、その運用、保全は適切に行われているか。

4. 監査の方法

この監査に当たっては福利厚生事業の財務にかかる事務および、その経営管理が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、「法」第2条第14項および第15項の趣旨にのっとり、最少の経費で最大の効果をあげるようにされているか、また、組織および管理の合理化に努めているかに意を用いて、経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係諸帳簿および証拠書類との照合並びに現場視察等を実施したほか、外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

監査方法の概略は、以下に示したとおりである。



5. 監査期間

監査対象団体について、実地に監査した期間は、平成 17 年 6 月 16 日から平成 18 年 1 月 11 日までの期間である。

6. 外部監査人の独立性

北九州市と包括外部監査人および補助者との間には、「法」第 252 条の 28 第 3 項に定める利害関係はない。

第 2 . 監査対象の事業概要

1 . 北九州市職員厚生会の概要

(1) 設置目的

「地方公務員法」42 条では、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復そのほか厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と規定されている。

これを受け、北九州市においては、「北九州市職員厚生会に関する条例」に基づく、「北九州市職員厚生会規則」の施行に伴い、昭和 43 年 1 月 1 日、職員の福祉の増進を図ることを目的に北九州市職員厚生会を設置し、北九州市（事業主）が交付金を交付することにより、会員掛金と合わせて職員の福祉の増進を図っている。

(2) 事業内容

給付事業

給付の種類および給付金額（平成 17 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

給付の種類		給付金額
結	婚 祝 金	55,000
結	婚 記 念 祝 金	55,000
結	婚 祝 金 等 調 整 給 付 金	55,000
永	年 慰 労 金	90,000
出	産 祝 金	35,000
入	学 祝 金	25,000
卒	業 祝 金	25,000
傷 病 見 舞 金	会 員 30 日 ~ 3 ヶ 月	18,000
	3 ヶ 月 超 え る 期 間	月 6,000
	扶 養 家 族	13,000
香	会 員	400,000
	配 偶 者	150,000
華 料	子	75,000
	父 母 ・ 同 一 世 帯 の 配 偶 者 の 父 母	45,000
	別 世 帯 の 配 偶 者 の 父 母 ・ 同 一 世 帯 の そ の 他 の 扶 養 親 族	30,000
	死 産	30,000
退	会 記 念 品 料	年 11,040
災	害 見 舞 金	30,000 ~ 300,000
育	児 休 業 見 舞 金	50,000
介	護 休 暇 見 舞 金	給与日額×0.4×1.25×勤務しなかった日数

福祉事業（平成 17 年度）

a. 文化事業等

- ・文化費（催物チケットあっせん事業）

各種催物のチケットを厚生会が購入し、チケット代金の一部助成を行い希望する会員にあっせんする。

- ・永年記念事業

厚生会は市と共催で記念事業を実施する。

厚生会から記念品として 30 年表彰者に 30,000 円の旅行券、20 年表彰者には 20,000 円の旅行券を贈呈するとともに当該年度の退職者を対象に「退職記念懇談会」を開催する。

- ・スポーツ等観戦事業

福岡ドーム・北九州市民球場のプロ野球、J2 リーグサッカーの年間予約席や大相撲九州場所、ゴルフトーナメントのギャラリー観戦のチケットを厚生会が購入し、チケット代金の一部助成を行い希望する会員にあっせんする。

- ・ファミリー事業

家族で参加できるバスツアーやファミリーコンサート、映画鑑賞会などの事業を行なう。

b. 補助事業

・ 指定宿泊所等利用補助
 会員およびその家族の宿泊を補助する制度。

- 利用期間
 平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日の宿泊
- 補助金額
 会員 1 人当たり 16,000 円 (4,000 円券×4 枚)
- 利用について
 - ・ 指定宿泊所に宿泊する場合
 - ・ 指定旅行社協定旅館等に宿泊する場合
 - ・ 玄海荘に宿泊する場合

玄海荘 (別府保養所)

- 所在地 別府市
- 施設 鉄筋コンクリート 3 階建 (延 2,355 m²)
 (14 部屋) 敷地 (約 4,950 m²)
 全館冷暖房、大浴場別棟、露天風呂

3F	308 (4人室)	307 (4人室)	306 (4人室)	305 (4人室)	303 (4人室)	エレベーター	302 (4人室)	301 (3人室)	
2F	208 (3人室)	207 (3人室)	206 (3人室)	205 (3人室)	203 (3人室)		202 (3人室)	201 (3人室)	
1F	事務室・ロビー・食堂・大広間・会議室 (卓球室)						2Fおよび3Fには、 カラオケ室もあります。		
B1F	大浴場・露天風呂・家族風呂・麻雀室 (4卓)・ゲーム室								

- 利用料金
 消費税、入湯税は別途

<標準宿泊料金（一人当たり）>

	利用区分	料金
会員	大人	2,500 円
	小学生	1,500 円
部外者	大人	5,000 円
	小学生	3,000 円

• 利用者の範囲

料金区分	適用者の範囲
会員料金	・会員およびその三親等内の親族
	・退職者およびその三親等内の親族
	・市に勤務する嘱託職員本人
	・市の外郭団体に勤務する職員本人
	・北九州市の競輪・競艇事業の従業員本人
部外者	・上記以外で、会員が紹介した者

• スポーツレクリエーション施設等利用補助

指定のスポーツ施設やレクリエーション施設を利用するときに補助する制度。

• 利用期間

平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日

• 補助金額

会員 1 人当たり 3,500 円（100 円券×20 枚、300 円券×5 枚）

• 利用範囲

会員本人・配偶者・子および両親（配偶者の両親を含む）

• 美容補助

女性会員の美容院等利用を補助する制度。

• 利用期間

平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日

• 補助金額

女性会員 1 人当たり 5,000 円（1,000 円券×5 枚）

• 利用について

女性会員本人

・文化補助

指定プレイガイドの前売券購入、指定映画館での入場券購入、指定店舗で図書、図書券、CD等を購入するときに補助する制度。

・利用期間

平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日

・補助金額

会員 1 人当たり 6,000 円 (1,000 円券×3 枚、500 円券×6 枚)

・利用範囲

会員本人、配偶者、子(子の配偶者は除く)および両親(配偶者の両親も含む)

c.(借上)保養所

・借上保養所

各観光地に夏・冬・春季の借上保養所を設けている。

・借上期間

夏季 平成 17 年 7 月 20 日～平成 17 年 8 月 30 日

冬季 平成 17 年 12 月 18 日～平成 18 年 1 月 6 日

春季 平成 18 年 3 月 17 日～平成 18 年 4 月 7 日

・年間借上保養所

借上期間を前期・後期に分け、2 施設。

・前期 平成 17 年 4 月 1 日～平成 17 年 9 月 30 日

施設名	リゾート A ホテル 福岡
所在地	福岡市中央区
借上室数	ツインルーム 2 室、トリプルルーム 1 室
利用料金(1 室あたり)	ツイン 8,000 円 トリプル 12,000 円
備考	食事なし
取扱旅行社	B 旅行

・後期 平成 17 年 10 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日

施設名	C 旅館
所在地	大分県日田郡天ヶ瀬町
借上室数	3 室
利用料金(1 室あたり)	大人 6,300 円、小学生 5,600 円

	特別期間（12/30～1/3） 大人 12,000 円、小学生 8,400 円
備考	夕食：食事処 朝食：食事処
取扱旅行社	交通局

・指定保養所（釣り宿）

年間を通して、玄海沖の大島に釣り宿旅館を設けている。釣をサポートする制度。

• 釣宿施設

民宿 D

福岡県宗像郡大島村

構造 木造平屋建

部屋数 6 室

収容人員 最大 50 人

その他 釣舟を 2 艘（宮一丸 5～6 人乗り、第 2 宮一丸 9～10 人乗り）

所有、他の船や餌も手配可能 10 人乗り送迎車あり

• 利用料金

区 分	宿泊料金	厚生会負担金	厚生会負担金を除く 会員利用料金
大人 (中学生以上)	9,000 円	4,000 円	5,000 円
	7,000 円		3,000 円
小人 (小学生)	4,500 円	2,000 円	2,500 円
	3,500 円		1,500 円
3 才以上	2,500 円	-	2,500 円
	食事なし		1,500 円
	1,500 円		

（脚注）税、サービス料は、別途会員の負担

• 利用対象者

・利用範囲 会員本人、配偶者、子および両親（配偶者の両親を含む）

・利用人数 原則として、大人（中学生以上）4 人以上

・利用目的 釣客用

年間借上ペンション

年間を通してペンションと契約している。春の新緑、夏は避暑、秋の紅葉、冬の雪景色を楽しめる。

- 利用対象者
 - ・ 利用範囲 会員本人、配偶者、子および両親（配偶者の両親を含む）
 - ・ 利用人数 原則として、大人（中学生以上）2人以上
- 施設

ペンション E

熊本県阿蘇郡白水村

構造 木造 2 階建

部屋数 7 室

収容人員 18 人

その他 天然温泉家族風呂、紙粘土教室、押し花教室、テニス、バドミントン、バレー、バスケット

- 利用料金

区分		宿泊料金 (1泊2食)	厚生会負担金	厚生会負担金を除く 会員利用料金
平日	大人	8,190 円～	大人(中学生以上) 4,000 円	4,190 円
	小学生	7,140 円～	子供(小学生) 2,000 円	5,140 円～
	幼児	ベッド・食事つき 5,250 円～	-	5,250 円～
		食事つき 4,200 円～		4,200 円～
食事なし 1,050 円		1,050 円		
休前日・夏休み	上記料金の 525 円アップ			
ゴールデンウィーク	上記料金の 1,050 円アップ			
盆、年末年始等	上記料金の 2,100 円アップ			

年間借上貸別荘

年間を通して貸別荘と契約している。

- 施設

南阿蘇 F

熊本県阿蘇郡久木野村

構造 木造 1、2 階建

部屋数 10 棟

収容人員 51 人

- その他 天然プール、バーベキューハウス、浴場棟、研修娯楽棟、研修食事棟、パン工房隣接、観光ぶどう園隣接、イタリアンレストラン隣接
- 厚生会負担金 大人（中学生以上）1人 2,000円
小人（小学生） 1人 1,000円
 - 利用対象者 会員本人、配偶者、子および両親（配偶者の両親を含む）

スキー宿

シーズン中スキー宿を設けて、宿泊の補助をする制度。

- 補助金制度 大人（中学生以上）1人1泊につき 3,000円
小人（小学生） 1人1泊につき 2,000円
- 利用範囲 会員本人、配偶者、子および両親（配偶者の両親を含む）
幼児は補助対象にはならない。

d. 物資あっせん・購買

物資あっせん

日常家庭用品、レジャー用品など、一流メーカー商品を安価であっせんし、会が会員にかわって購入代金を立て替え、会員は月賦による給与控除で会へ返済する制度。

・申込み

申込みは1品目につき1台のみ。

・立替限度額

会が立て替えする金額は、1品目につき会員期間6月以上の会員は30万円まで、6月未満の会員は10万円まで。

17年度あっせん

実施予定月 (申込月)	あっせん品	搬入月
7月	冷蔵庫、洗濯機、掃除機、ビデオカメラ、温水洗浄便座	8月(温水洗浄便座8月~9月)
9月	ルームエアコン、温風ヒーター、ステレオ、デジタルカメラ	10月(ルームエアコン10月~11月)
12月	テレビ、DVD、マッサージ機、バラエティ商品	1月

購買

より良い品物等を、より安く、月賦等で購入できる購買事業を行なっている。

- 指定店制度 一般より安く買い物ができる店と指定店契約を結んでいる。

購入限度額は

会員期間 6 ヶ月以上の会員 30 万円

会員期間 6 ヶ月未満の会員 10 万円

ただし、承認日に他の月賦購買の給与控除残額があれば差し引きした額が購入限度額となる。

- 月賦の支払い方法

給与および期末手当から控除する。支払回数および 1 回の控除額は次のとおり。

購入金額	支払回数	1 回の控除額
2,000 以上 20,000 未満	2 回以上 10 回以内	500 円以上 100 円単位 (期末手当は 3,000 円以上 1,000 円単位)
20,000 以上 300,000 円以内	2 回以上 20 ヶ月 24 回以内	

e. 厚生会施設

会員の福利厚生の実現を図るため、次の場所に、食堂、売店、理容所を設置し、厚生会の管理の下、委託経営し、低料金でサービスの提供に努めている。

- 食堂

場所	指定品目	料金
門司区役所	定食	450円
小倉南区役所	弁当	400円
若松区役所	カレーライス	350円
八幡東区役所	チャンポン	320円
八幡西区役所	かけうどん	200円
戸畑区役所	かけそば	210円
交通局（若松）		
交通局（向田）		

- 売店

場所
門司区役所
小倉南区役所
若松区役所
八幡東区役所
八幡西区役所
戸畑区役所

- 理髪

場所	指定品目	料金
門司区役所	調髪・洗髪・顔剃り	1,700円
小倉南区役所	顔剃り	1,100円
若松区役所	洗髪・顔剃り	1,300円
八幡東区役所	調髪・洗髪	1,300円
八幡西区役所		
戸畑区役所		
交通局（若松）		
交通局（向田）		
新門司環境センター		
日明環境センター		
皇后崎環境センター		
皇后崎（若松事務所）		

f. 割引契約施設

会員の福利厚生充実を図るため、特定の施設と割引契約をしている。

なお、割引契約施設を利用するために、会員証（厚生会各種補助券の表紙部分）を発行しているため、職番付ゴム印を押印し、生年月日、裏面の利用範囲の家族を記入のうえ使用する。ただし、一部の施設では、それぞれの施設のメンバーズカード等の提示が必要である。

g. 貸付事業

厚生貸付

- 貸付事由

会員または会員の親族等の冠婚葬祭、医療、出産、教育、その他臨時の出費が必要なとき

- 貸付の条件

会員期間	貸付限度額	貸付単位	毎月返済元金
6 月以上 3 年未満	30 万円	10 万円	1 万円
3 年以上	50 万円		

(脚注) 手数料・・・前月末の貸付残額 1,000 円につき 5 円

福利貸付

- 貸付事由

会員または会員の親族等の冠婚葬祭、医療、出産、教育、その他臨時の出費が必要なとき

- 貸付の条件

会員期間	貸付限度額	貸付単位	毎月返済元金
6 月以上 3 年未満	30 万円	5 万円	1 万円
3 年以上	50 万円		

(脚注) 手数料・・・前月末の貸付残額 1,000 円につき 5 円

結婚貸付

- 貸付事由

会員が、申込日から 3 月以内に結婚しようするとき

- 貸付の条件

会員期間	貸付限度額	貸付単位	毎月返済元金
6 月以上 2 年未満	30 万円	5 万円	1 万円
2 年以上	50 万円		

(脚注) 手数料・・・前月末の貸付残額 1,000 円につき 5 円

結婚貸付 (子女)

- 貸付事由

会員の子が、申込日から 3 月以内に結婚しようとするとき

- 貸付の条件

会員期間	貸付限度額	貸付単位	毎月返済元金
6 月以上	50 万円	5 万円	1 万円

(脚注) 手数料・・・前月末の貸付残額 1,000 円につき 5 円

新入学貸付

- 貸付事由

会員、被扶養者 (健保認定者)、被扶養者でない子 (養子を含み、他者の養

子になった実子は除く)が高等学校等に入学するための費用を必要とするとき。

● 貸付の限度額

貸付区分	限度額	貸付額単位
大学等(高校卒業を入学資格とする学校)	200万円	10万円
高校等(大学等以外の学校)	50万円	

(脚注)北九州市職員共済組合の貸付と併せて借りる場合は、以下の制限あり。

貸付の種類	限度額
厚生会/新入学・修学貸付 + 共済組合の住宅貸付以外の貸付	住宅貸付の限度額
厚生会/新入学・修学貸付 + 共済組合の貸付(住宅貸付を含む)	厚生会/新入学・修学貸付 共済組合/特別貸付のうち1件の残 元金+住宅貸付の限度額

● 貸付利率(年4.26%)

なお、特例の期間中(財政融資資金利率が4%以下の場合)は、利率が変動する。

修学貸付

● 貸付事由

会員、被扶養者(健保認定者)、被扶養者でない子(養子は含み、他者の養子になった実子は除く)が大学等に修学するための費用を必要とするとき。

● 貸付の限度額

申込月	限度額	貸付額単位
4月、5月	80万円	10万円(10万円未 満の端数切捨て)
6月以降	その年度の残月数に7万円を乗じた額	

(脚注)北九州市職員共済組合の貸付と併せて借りる場合は、以下の制限あり。

貸付の種類	限度額
厚生会/新入学・修学貸付 + 共済組合の住宅貸付以外の貸付	住宅貸付の限度額
厚生会/新入学・修学貸付 + 共済組合の貸付(住宅貸付を含む)	厚生会/新入学・修学貸付 共済組合/特別貸付のうち1件の残 元金+住宅貸付の限度額

● 貸付利率(年4.26%)

なお、特例期間中(財政融資資金利率が4%以下の場合)は利率が変動する。

育児休業貸付

- 貸付の条件

貸付対象：育児休業をしている者で当該育児休業に係る子が1歳を超えた者

貸付額：4万円×1歳を超えた育児休業承認月数

手数料：なし

貸付の制限（全貸付共通）

給与から控除される月払返済金の合計額が給料（本俸）の40%以下であること

h. 保険事業

グループ保険

北九州市職員厚生会を 1 つのグループとする団体定期保険で現在保険会社 5 社と契約している。昭和 45 年に発足した制度で、1 年契約の掛け捨て方式である。

(ア) 主保険の他に、任意に加入可能な制度

[医療プラン 型]

平成 6 年に新設。平成 16 年から無配当型 型に改正。入院費・手術費を保障する制度。

引受会社：A 社

[リビングリスク総合補償制度]

平成 10 年に新設。身の回りの様々なリスクを補償する損害保険制度。

引受会社：A 社

[重病克服支援制度]

平成 11 年度に新設。三大生活習慣病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）の保障を主とする制度。

引受会社：A 社

(イ) 退職後の加入制度

残余期間継続終了後、一定の条件を満たす者については、一時払い退職後終身保険と退職後グループ保険から選択加入可能。

医療保険

病気や不慮の事故で入院したときに、入院給付金や手術給付金を支払う保険制度を保険会社と契約している。

引受会社：F 社

E 社

任意共済保険

全国市長会が取り扱う掛け捨て式の保険。死亡保障のほか、医療保障も任意で加入可能な保険制度。

団体終身保険

在職中に保険料を積立てて、退職後に積立金を財源として生活保障を受ける保険制度で、現在保険会社 5 社と契約している。

団体扱い生命保険

会員が指定保険会社との間で団体扱い保険契約を締結することによって、厚生会は保険料を給与控除し、保険会社へ払い込む。その際保険料は団体割引される。

簡易保険

会員が郵便局との間で団体扱い保険契約を締結することによって、厚生会は保険料を給与控除し、郵便局へ払い込む。その際保険料は、団体割引される。

団体扱い損害保険

会員が指定保険会社との間で団体扱い保険契約を締結することによって、厚生会は保険料を給与控除し、保険会社へ払い込む。その際、保険料は団体割引される。

火災共済

主に会員の大切な財産を災害から守り、安心して日常生活を送るための共済制度である。

(3) 会員の範囲

- 北九州市の一般職に属する職員（臨時的任用職員および嘱託職員を除く）
- 北九州市職員厚生会、共済組合および健康保険組合で雇用されている職員
- 市長、助役、収入役、常勤の監査委員および公営企業の管理者
- 特別会員（北九州市職員厚生会規則付則第 14 項に規定する者）

(4) 会員数 10,057 人（平成 17 年 3 月 31 日現在）

(5) 交付金および掛金

（会 員）給料月額の 5 / 1000

（事業主）給料月額の 7.5 / 1000

(6) 組織

評議員会（議決機関）

評議員会は、北九州市職員厚生会の意思決定機関であり、評議員の数は 30 名でその半数は市長が会員のうちから選任（選定議員）し、他の半数は会員が会員のうちから選挙（互選議員）する。任期は 2 年。

専門委員会（諮問機関）

専門委員会は評議員会の諮問機関であり、厚生会事業の適正な遂行のため臨時審議を行っている。委員会は担当業務により総務委員会、事業委員会に分かれている。

監事（監査機関）

監事は、北九州市職員厚生会の監査機関であり、厚生会業務の公正かつ適正な運営を図るべく定期的に監査している。

会長および理事（執行機関）

北九州市職員厚生会の業務は会長が執行している。常務理事は会長の命を受け、厚生会の日常の業務を処理する。理事は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、厚生会業務の円滑な執行を図るため理事協議会を開催している。

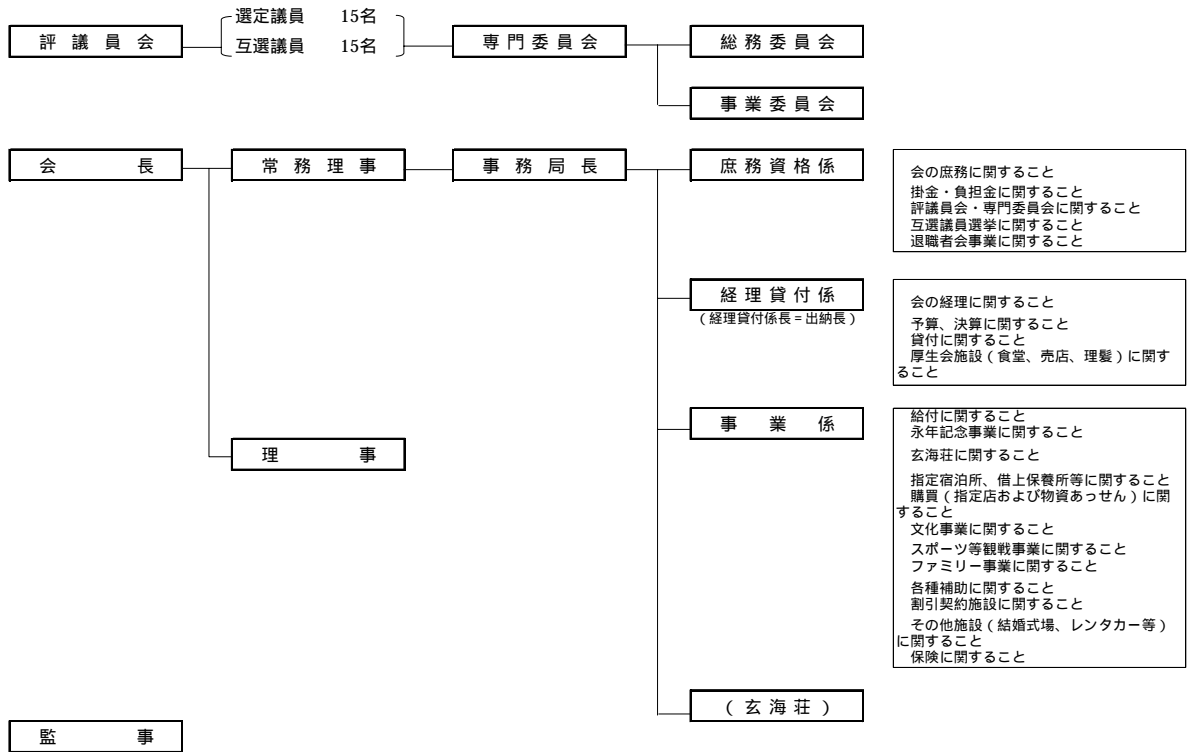
事務局（補佐機関）

事務局は会長の職務を補うため、事務局長の下に庶務資格係、経理貸付係、事業係の 3 係を設け、＜北九州市職員厚生会組織図＞に記載されている事務を行なっている。

出納長および出納員

北九州市職員厚生会の財務に関する取引の遂行のため、出納長および分任出納員をおいている。

< 北九州市職員厚生会組織図 >



- (7) 決算書の経理区分の体系及び各経理区分における決算概要について
北九州市職員厚生会の経理区分は昭和 43 年度設立当初より、以下のとおり、3 年度の経理区分の変更を行なっている。

年度	昭和 43 年度 ～昭和 47 年度	昭和 48 年度 ～昭和 50 年度	昭和 51 年度 ～平成 9 年度	平成 10 年度 ～ 現在
経理区分	一般経理 貸付経理	一般経理 貸付経理 玄海荘経理	一般経理 貸付経理 玄海荘経理 退会経理	一般経理 互助経理 収益経理

各経理区分の概要について以下述べるが、各事業年度の決算書の内容を検討の結果、北九州市職員厚生会の決算は、各経理区分を統合して一つの経理区分として考えるべきであるとの見解に至った。

昭和 43 年設立初年度より昭和 47 年度まで、決算書の経理区分は、一般経理・貸付経理の 2 区分であった。

経理区分	主な事業内容
一般経理	給付事業・福祉事業 会員掛金および市からの交付金並びに保険事務手数料等で行っていた。
貸付経理	福祉事業（貸付事業） 貸付手数料収入で借入金利息等の支払を行っていた。

- a. 『貸付経理』の昭和 43 年度から昭和 47 年度までの剰余金処分計算書における「一般経理繰出金」が、翌年度の各事業年度の『一般経理』事業収益の「繰入金」に計上されている(昭和 43 年度から昭和 47 年度までの合計金額 31 百万円)

経理区分 / 年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	合計
貸付経理							
剰余金処分計算書							
利益剰余金処分額	3百万円	4百万円	5百万円	15百万円	4百万円	-	31百万円
一般経理							
損益計算書							
事業収益	-	3百万円	4百万円	5百万円	15百万円	4百万円	31百万円

(脚注) なお、昭和48年度の繰入金は事業外収益に計上されている。

- b. 『貸付経理』では、昭和 43 年度から昭和 48 年度まで、市からの借入金、昭和 43 年度より昭和 45 年度までは、銀行からの借入金があった。

	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度
貸付経理						
貸借対照表						
市借入金	204百万円	204百万円	310百万円	310百万円	310百万円	300百万円
銀行借入金	175百万円	125百万円	15百万円	-	-	-

また、『一般経理』からの借入金は昭和 43 年設立初年度から平成 8 年度まであった。

昭和 48 年度玄海荘の業務開始により、昭和 50 年度まで、経理区分は、一般経理・貸付経理・玄海荘経理の 3 区分となった。

経理区分	主な事業内容
一般経理	給付事業 ・ 福祉事業 会員掛金および市からの交付金並びに保険事務手数料等で行っていた。
貸付経理	福祉事業（貸付事業） 貸付手数料収入で借入金利息等の支払を行っていた。
玄海荘経理	福祉事業（保養所事業）

- a. 昭和 48 年度より平成 9 年度まで、『一般経理』事業外費用「繰出金」（合計金額 1,010 百万円）から、『玄海荘経理』事業外収益「繰入金」へ振り替えられている。この振り替えにより、『玄海荘経理』の赤字は解消されている。
- b. 『一般経理』において、基本金は、昭和 48 年度 254 百万円計上、昭和 49 年度 68 百万円と計上されているが、基本金の合計金額 322 百万円は、昭和 44 年度から昭和 48 年度まで、剰余金処分で施設建設積立金として処分された金額である。
- c. 昭和 50 年度、322 百万円のうち、『玄海荘経理』「基本金」315 百万円と共に、『一般経理』「現金預金」・「固定資産 = 玄海荘」が、『玄海荘経理』に振り替えられ、『一般経理』「基本金」の残額 6 百万円が、『一般経理』「基本金」として、現在に至っている。
- d. 昭和 48 年度、『一般経理』「退会記念品料積立金」168 百万円と昭和 47 年度剰余金処分 24 百万円の合計金額を『一般経理』引当金の部「退会記念品料引当金」192 百万円へ振り替えている。
- e. 『貸付経理』の昭和 50 年度に「基本金」65 百万円計上されているが、『一般経理』の昭和 49 年度剰余金処分「貸付基金積立金」35 百万円を振り替えている。

昭和 51 年度『退会経理』を新設することにより、平成 9 年度まで、一般経理・貸付経理・玄海荘経理・退会経理の 4 区分となった。

経理区分	主な事業内容
一般経理	給付事業 ・ 福祉事業 会員掛金および市からの交付金並びに保険事務手数料等で行っていた。
貸付経理	福祉事業（貸付事業） 貸付手数料収入で借入金利息等の支払を行っていた。
玄海荘経理	福祉事業（保養所事業）
退会経理	給付事業 会員納付金および貸付金利息等の収入で退会記念品料事業を行っていた。

- a. 『退会経理』の事業収益「会員納付金」は、『一般経理』事業外費用「納付金」より、昭和 51 年度から平成 9 年度まで、振り替えられている。振替金額は、会員掛金、月額給料 1 / 1,000 の金額(合計金額 784 百万円)である。同期間の退会記念品料は、2,269 百万円の支出である。
- b. 『退会経理』昭和 51 年度固定負債「退会記念品料引当金」491 百万円及び『退会経理』固定資産「他経理貸付金」482 百万円は『一般経理』の引当金の部『退会記念品料引当金』426 百万円、昭和 50 年度剰余金処分 25 百万円等および『一般経理』固定資産「他経理貸付金」からの振り替えと考えられる。
- c. 『退会経理』の基本金は、昭和 55 年度の『退会経理』剰余金処分で 10 百万円、平成 2 年度 20 百万円、平成 3 年度 20 百万円で、50 百万円となっている。
- d. 『退会経理』固定負債「退会記念品料引当金」(平成 8 年度残高 2,052 百万円)および『退会経理』固定資産「他経理貸付金」は、『一般経理』昭和 51 年度剰余金処分「退会記念品料引当金」から平成 8 年度までの剰余金処分「退会記念品料引当金」の金額を振り替えられたと考えられる。
- e. 平成 9 年度の『退会経理』の決算で、「退会記念品料引当金」を 2,079 百万円取り崩し、『退会経理』の剰余金処分において、2,027 百万円を「退会事業積立金」として、『退会経理』剰余金の部に計上。
- f. 『一般経理』昭和 54 年度から平成 2 年度までの剰余金処分「玄海荘改修積立金」が、『玄海荘経理』「玄海荘改修引当金」(平成 3 年度残高 341 百万円)に、「現金預金」と共に、振り替えられていると考えられ、平成 3 年度の剰余金処分 90 百万円と合計で、『玄海荘経理』の平成 4 年度の決算書では、剰余金の部「玄海荘改修積立金」431 百万円として計上されている。

平成 5 年度『玄海荘経理』の基本金 639 百万円増加（平成 5 年度残高 974 百万円）しているが、「固定資産」、「現金預金」、剰余金の部の「玄海荘改修積立金」431 百万円によるものと考えられる。

- g. 「貸付経理」の借入金は「一般経理」からの借入（平成 8 年度まで）および「退会経理」からの借入（平成 9 年度まで）である。

平成 10 年度より、収益事業と非収益事業の経理を区分するために、一般経理・互助経理・収益経理の 3 経理区分とし、現在まで至っている。

経理区分	主な事業内容
一般経理	給付事業 ・ 福祉事業 会員掛金および市からの交付金等で行っている。
互助経理	給付事業 ・ 福祉事業 会員納付金と貸付事業収入で退会記念品料事業を行っている。
収益経理	福祉事業 団体保険手数料等の収入で玄海荘事業を行っている。

- a. 『互助経理』における平成 10 年度から平成 16 年度までの会員納付金は、319 百万円であり、退会記念品料支出は、958 百万円である。なお、貸付事業収益は 212 百万円であり、経常損失は、416 百万円である。
よって、退会事業収益の赤字を貸付事業収益および「退会事業（記念品料）積立金」の取り崩し（平成 10 年度から平成 16 年度までの剰余金処分合計 418 百万円）で賄っている。
- b. 『収益経理』における平成 10 年度から平成 16 年度までの団体保険手数料等の収支損益は 766 百万円の黒字で、玄海荘事業収支損益は 783 百万円の赤字で、結果として、経常損益は 8 百万円の赤字である。
- c. 平成 10 年度より、『互助経理』の退会事業収益「会員納付金」は、『退会経理』の事業収益「会員納付金」の計上のように、『一般経理』からの振り替えではなく、直接、『互助経理』へと計上する方法へ変更した。
- d. 平成 10 年度より、『一般経理』から、（団体）保険手数料収益等の手数料を『収益経理』に移管した。
- e. 『互助経理』「基本金」339 百万円・「貸付積立金」49 百万円、「退会事業積立金」2,027 百万円は、平成 9 年度『貸付経理』「基本金」289 百万円、「貸付積立金」49 百万円および『退会経理』「基本金」50 百万円、「退会事業積立金」2,027 百万円の合計金額を引き継いでいる。
- f. 平成 10 年度より、『玄海荘経理』は、『収益経理』に引き継がれ、平成 9 年度『玄海荘経理』の「基本金」974 百万円、「玄海荘改修積立金」39 百万円

を『収益経理』へとそのまま引き継ぎを行った。

- g. 『一般経理』においては、平成 10 年度から平成 13 年度までの固定資産「収益経理振替額」を計上し、平成 10 年度から平成 13 年度までの『一般経理』剰余金処分で「収益経理振替額」合計 47.6 百万円を計上。平成 10 年度から平成 12 年度分を『収益経理』の剰余金の部「一般経理振替額」に 35.6 百万円振り替えし、平成 12 年度の『収益経理』剰余金処分で 10 百万円赤字補填のため取り崩し、残額 25 百万円と平成 13 年度の『一般経理』剰余金処分 11 百万円の合計額 37 百万円を『収益経理』の基本金へ振り替え、『玄海荘経理』の「基本金」974 百万円と併せ、基本金残高 1,012 百万円となっている。

(脚注 1) 決算書・事業報告書は、昭和 43 年北九州市職員厚生会設立以来作成されているが、過去の決算書・事業報告書については、会計処理の方法が不明な点、数値の不整合の点等、散見されるが、決算書の利用は、各経理区分の資金の流れを把握するためのものであり、修正はせず原本の決算書の数値を使用している。

(脚注 2) 事業年度という記載は、決算書の各事業年度末現在の記載である。

2. 北九州市職員厚生会の平成 16 年度決算概況

(1) 一般経理

会員掛金 171 百万円(月額給料の 4 / 1,000)と北九州市交付金 325 百万円(月額給料の 7.5 / 1,000)を財源として、給付事業・福祉事業を行い、30 百万円の当年度純利益を計上している。

平成 17 年 3 月 31 日現在、現金預金 332 百万円、有価証券 1,295 百万円、長期あっせん立替金 90 百万円等で総資産は 1,740 百万円、資本の部は基本金 6 百万円、剰余金 1,574 百万円となっている。

(2) 互助経理

会員掛金 42 百万円(月額給料の 1 / 1,000)および貸付手数料収益 24 百万円を財源として、退会記念品料 127 百万円等の事業を行なっているが、当年度純損失 62 百万円を計上している。

平成 17 年 3 月 31 日現在の現金預金 367 百万円、有価証券 1,196 百万円、貸付金 410 百万円等で総資産は、2,031 百万円、資本の部は基本金 339 百万円、剰余金 1,657 百万円となっている。

当期純損失は、剰余金の部の退会記念品料積立金の取り崩しを行い、当期純損失を解消している。

(3) 収益経理

保険手数料収入 102 百万円、玄海荘事業収入 10 百万を財源として、玄海荘事業費用 123 百万円を賄っているが、当年度純損失 12 百万円を計上している。

平成 17 年 3 月 31 日現在、現金預金 482 百万円、有価証券 200 百万円、(玄海荘)固定資産 386 百万円等で総資産は、1,071 百万円、資本の部は基本金 1,012 百万円、剰余金 38 百万円となっている。

3. 北九州市職員厚生会の現状認識と今後の方針

北九州市職員の福利厚生事業は、職員の肉体的・精神的なリフレッシュをはじめ、職員のライフスタイルの多様化に合わせて、各種の福利厚生事業を実施することにより、職員の公務能率の向上に寄与し、市民サービスの向上に努めてきたところである。

しかし、民間企業における福利厚生事業は、社会経済情勢の変化に迅速に対応し、常に見直しを行っている状況にある。

また、公務員の福利厚生についても、昨今厚遇問題が批判を受けており、各自治体において、事業主交付金や事業のあり方などについて見直しを行っている。「地方公務員法」第 41 条においても、福利厚生制度が適切かつ公正であることが求められており、社会情勢、他の地方公共団体・国・民間企業等との均衡および地方公共団体の財政負担を考慮し、バランスの取れた事業を実施することが要請されている。

このような状況を踏まえ、今後の本市厚生会事業の実施にあたっては、事業主の責務、市民感覚、職員の公務能率の向上効果、他都市・民間企業の福利厚生事業の実施状況などの要素を総合的に勘案し、少子化対策など社会経済情勢に機敏かつ柔軟に対応した福利厚生事業を実施していく必要があると考え、「厚生会事業検討委員会」において見直しを行っているところである。

第 3 . 監査の結果

< 監査結果の報告に当たっての基本的な考え方 >

北九州市職員厚生会の監査結果の報告に当たり、以下基本的な考えを述べる。

北九州市職員厚生会の監査は、平成 16 年度北九州市職員厚生会の決算書、必要があれば、過去の決算書に遡って監査を実施した。北九州市職員厚生会の過去から現在までの決算書の推移を見る限り、北九州市職員厚生会の業務は、北九州市からの交付金と職員からの掛金で、一体的に運営されていると考えざるを得ない。

したがって、平成 16 年度の北九州市職員厚生会の業務・運営は、北九州市職員厚生会と北九州市の共同業務という考え方に立って、監査結果の報告書を作成した。

よって、この監査結果は北九州市の職員に対する福利厚生制度自体について言及するものではない。

1 . 評議員会議事録の保存期間について

北九州市職員厚生会（以下、厚生会と称す）が、現在保存している評議員会議事録は、平成 8 年度から平成 16 年度までである。

評議員会は、厚生会の議決機関であり、厚生会の重要な意思決定がなされる機関である。

厚生会における書類の保存期間は「北九州市職員厚生会処務規程」第 17 条（注 1 - 1）により、北九州市（以下、市と称す）の規程すなわち、「北九州市文書管理規則」（注 1 - 2）を準用することとなっている。

（注 1 - 1）「北九州市職員厚生会処務規程」（市の規程の準用）第 17 条

この規程に定めるもののほか、文書及び公印の取扱いその他事務局の処務の細目については、市の例による。ただし、市の例によりがたいものについては会長が定める。

（注 1 - 2）「北九州市文書管理規則」別表（第 29 条関係）保存期間区分基準表
・ 第 1 種（30 年間）

1. 市政の総合企画および運営についての基本方針または、基本計画に関するもの

(指摘 1 - 1) 評議員会議事録の保存について

評議員会議事録は、北九州市職員厚生会の議決機関である評議員会の議事録であり、株式会社であれば、株主総会の議事録に匹敵するものである。この議事録は、北九州市職員厚生会の重要な意思決定が記録されるものであり、「北九州市文書管理規則」別表第1種第1号に該当すると考える。

北九州市職員厚生会が準用する「北九州市文書管理規則」によると評議員会議事録の保存期間は30年間であり、昭和50年度から平成7年度までの評議員会議事録が、保存されていないということは、準拠性違反となると考える。

よって、「北九州市文書管理規則」を遵守されたい。

(意見 1 - 1) 評議員会議事録の保存期間について

評議員会議事録の保存期間は、北九州市職員厚生会が準用する「北九州市文書管理規則」では30年間となっている。しかし、評議員会議事録は、過去から現在までの北九州市職員厚生会の重要な意思決定の経過および結果が把握できる議事録であると考えられる。

よって、永久保存とするよう検討されたい。

2. 決算書および決算書の体系・内容について

厚生会決算書（注1-3、1-4、1-5）の内容は、平成10年度より現在に至るまで、「一般経理」・「互助経理」・「収益経理」の一般会計と2特別会計の3経理に区分されているが、厚生会の規約等で義務付けられていないため、一般会計と特別会計の総括表が、作成されていない。特別会計は、特定の目的のために設定される会計であり、「互助経理」・「収益経理」は、「北九州市職員厚生会規約」第28条（注1-6）により設定したものと考えられる。

一方、厚生会の会計および資産の運用その他財務に関して必要な事項は、「北九州市職員厚生会規約」第31条（注1-7）および「北九州市職員厚生会財務規程」（注1-8、1-9、1-10）で定められており、遵守する必要があると考える。

「北九州市職員厚生会財務規程」を遵守すれば、「一般経理」の貸借対照表に計上されている職員災害見舞金引当金については引当金として計上する根拠は乏しく、逆に「互助経理」に関する退会記念品料に対する引当については計上すべきと考えるが、「互助経理」の剰余金の部に退会事業積立金として計上されているにすぎず、退会記念品料引当金としては設定計上されていない。

さらに、年1回の固定資産の実地照合も行う必要があるにもかかわらず、行われていない状況である。

また、厚生会では、収益事業と非収益事業とを経理区分するために、共通費を按分する必要が生じ、共通費の按分基準を設定している。

（注1-3）「北九州市職員厚生会規則」（評議員会の議決事項）第23条第3号
決算の認定

（注1-4）「北九州市職員厚生会規則」（予算および決算）第30条第3号
会長は、監事の審査に付した決算を、監事の意見を付けて、翌会計年度の8月末日までに評議員会の認定に付さなければならない。

（注1-5）「北九州市職員厚生会財務規程」（年度末決算）第29条
出納長は、毎事業年度終了後、3月以内に年度末決算を調整し、証書類、当該年度の事業報告書、収益費用明細書及び固定資産明細書その他必要と認める書類とあわせて会長に提出しなければならない。

（注1-6）「北九州市職員厚生会規約」（特別経理）第28条
一般経理と区別して経理する必要がある場合は、評議員会の議決を経て、特別経理を設けることができる。

(注1-7)「北九州市職員厚生会規約」(財務規程)第31条

この規約に基づくもののほか、会の会計及び資産の運用その他の財務に関して必要な事項は、会長が財務規程で定める。

(注1-8)「北九州市職員厚生会財務規程」(目的)第1条

この規程は、「北九州市職員厚生会規約」第31条の規定に基づき、北九州市職員厚生会の会計及び資産の運用その他財務に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(注1-9)「北九州市職員厚生会財務規程」(経理の方法)第3条

会の経理は、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当て、またその財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき整理するものとする。

(注1-10)「北九州市職員厚生会財務規程」(実地照合)第21条

固定資産については、毎事業年度少なくとも1回固定資産台帳記載事項と固定資産の実態を照合し、その結果を会長に報告するものとする。

(指摘1-2)職員災害見舞金引当金(平成16年度 24百万円)の計上根拠について

「一般経理」の貸借対照表の固定負債の部に職員災害見舞金引当金 24 百万円が計上されているが、計上理由は、災害見舞金支出見込額を予算計上し、これを上回る支出が発生した場合のために、引当金を設定しているということである。

北九州市職員厚生会の決算書作成にあたっては、「北九州市職員厚生会財務規程」第3条(注1-9)の規程が存在する限り、公正なる会計慣行としての企業会計原則を遵守する必要があると考える。よって、企業会計原則注解18(注1-11)の引当金設定の要件である、その発生が当期以前の事象に起因する将来の特定の費用または損失であり、「その発生の可能性が高いこと、合理的に金額を見積もることができる場合」についてのみ引当金は計上できると考えるべきである。

北九州市職員厚生会が計上している職員災害見舞引当金は、一般に公正妥当と認められている引当金の設定3要件には、該当せず、引当金の設定根拠は乏しく、準拠性違反と考える。

よって、職員災害見舞金引当金の理論的妥当性を検討し、引当の必要性を見直しされたい。

(指摘 1 - 3) 退会記念品料引当金の設定について

平成 16 年度の北九州市職員厚生会の「互助経理」の剰余金に、退会記念品料積立金として 1,671 百万円を計上しているが、企業会計上は引当金の設定要件(注 1 - 11)に該当すれば、積立金としてではなく、引当金として計上されなければならない。

退会記念品料積立金については、引当金の設定要件に全て該当し、退会記念品料引当金として計上していないのは、準拠性違反と考える。

よって、退会記念品料引当金の理論的妥当性を検討し、引当の必要性を検討されたい。

なお、退会記念品料引当金として計上する金額は(意見 1 - 10)の考え方で試算すると、1,338 百万円となる。

(注 1 - 11) 企業会計原則注解 18 引当金について

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

(指摘 1 - 4) 固定資産の現物確認について

「北九州市職員厚生会財務規程」第 21 条(注 1 - 10)には、実地照合を年 1 回実施すること定められているが、現状、行われていないため、準拠性違反である。

玄海荘で固定資産の現物照合の結果、以下の廃棄処分されている固定資産が、平成 16 年度の決算書に計上されていた。

(表 1 - 1) 廃棄処分資産一覧表 (単位：円)

	取得価格	期末帳簿価額
硬貨自動両替機	90,000	4,500
角型蒸器	50,000	2,500
全自動麻雀卓	484,100	24,205
レジスター	58,710	2,936
全自動麻雀卓	2,243,340	112,167

よって、毎年、定期的に固定資産の現物照合を実施するとともに、廃棄処分の手続きと会計処理の整合性につき改善されたい。

(意見 1 - 2) 決算書の総括表作成について

北九州市職員厚生会は、現在、「一般経理」・「互助経理」・「収益経理」の各決算書を作成しているが、「一般会計」と「特別会計」の位置づけを考えると総括表が必要と考える。

よって、現状の規約・規程では、総括表の作成を義務付けていないが、規約・財務規程を改定し、北九州市職員厚生会においても一般会計と2特別会計の総括表（収支予算書・貸借対照表・損益計算書）を作成されたい。

(意見 1 - 3) 共通費の按分基準について

「一般経理」・「互助経理」・「収益経理」の3経理の共通費（職員手当・賃金・印刷製本費・通信運搬費・委託料等）を仕事量で配分することが、技術上困難という理由で、前々年度の収入基準で、各経理区分へ按分している。

交付金収入・掛金収入・団体保険手数料収入が大半を占める北九州市職員厚生会で、収入基準で配賦するのは合理的と言えず、どちらかというとな年度の人員の各経理の仕事量で按分することが妥当と考える。

よって、共通費の配分を業務の実態に即して行うよう見直されたい。

3. 決算書と事業報告書の会計数値の内容について

厚生会の決算書は、収益経理に関して、顧問税理士に帳簿作成、税務処理等を委託している関係で、発生主義（注1-9）で作成されており、消費税を税抜処理している。一方、事業報告書（注1-5）は、予算の関係で、現金主義で、消費税も税込処理している。したがって、決算書と事業報告書の数値が、（表1-2）のように一部異なっているケースが認められる。

（表1-2）決算書と事業報告書の数値差異一覧表

（単位：円）

「一般経理」			
	「2. 事業費用」の内 訳 金 額	収益費用明細書「支出 1. 事業費用」の内 訳 金 額	差 異
事 務 費	17,296,802	11,461,447	5,835,355
文 化 事 業 費	47,891,300	48,112,048	220,748
保 養 所 費	75,931,143	79,549,400	3,618,257
厚 生 会 施 設 費	6,292,337	6,606,960	314,623

（単位：円）

「一般経理」			
	「2. 事業費用」の内 訳 金 額	事業報告書の金額	差 異
給 付 費	121,423,000	121,393,000	30,000

（単位：円）

「一般経理」			
	収益費用明細書「支出 1. 事業費用」の内 訳 金 額	事業報告書の金額	差 異
文 化 費	16,419,100	16,427,900	8,800
ス ポ ー ツ 観 戦 費	9,101,298	9,464,298	363,000

(指摘 1 - 5) 決算書と事業報告書の会計数値について

決算書と事業報告書は、表裏一体となっているものであり、使用される会計数値は、決算書の数値である消費税を税抜処理した数値を使用すべきであるが、事業報告書の数値は、消費税込みおよび現金主義の数値を使用しており、決算書と事業報告書が、一体として機能していない状況である。

決算書と事業報告書は評議員会の議決事項(注 1 - 3)となる重要な書類である。

よって、決算数値と予算書の数値は、同一の基準に基づく数値を、使用して作成するようにされたい。

(意見 1 - 4) 企業会計の知識について

北九州市の職員の異動が、概ね 2~3 年毎ということで、企業会計および税務の十分な知識をもった職員が少なく、会計処理、税務申告の内容が、顧問税理士に任せきりで、十分に把握されていない状況にある。

よって、委託する上でも財務等の管理ができる人材が必要であるため、今後、企業会計・税務の知識を習得できるよう職員教育を充実されたい。

4. 市の交付金・会員の掛金について

厚生会に対する交付金は、人件費のうちの「共済費」の一部として、毎年2月に予算議案が提出され、3月に議会で承認を受けるが、その率は過去からの申し合わせにより決定されているものと市は認識している。

したがって、厚生会の予算要求算定基礎は、翌年度の会員見込数に当該年度の厚生会事業主交付金比率を乗じたものとなっており、交付金比率は、給料月額 $7.5 / 1,000$ で、昭和43年度以来、一度も変更されていない。同様に、会員の拠出比率も給料月額 $5 / 1,000$ とされていて、昭和43年度以来、変更されていない。

しかしながら、市においても、多大な剰余が出た場合における翌年度以降の交付金額の調整等については、現在、厚生会内部で行われている事業全体の今後のあり方に関する検討の状況を踏まえ、必要な措置を講ずる方針とのことである。

また、人事委員会は、職員の厚生福利制度について、絶えず研究を行い、その成果を議会もしくは市長又は任命権者に提出する権限を有する（「地方公務員法」第8条第1項2号）とともに、職員に関する条例の制定改廃について、議会及び市長に意見を申し出る権限（「地方公務員法」第5条第2項・第8条第1項3号）を有している。人事委員会は、これらの権限をもとに、厚生会に対する市の交付金等に関して助言・勧告を行う等何らかの対応をとることが必要であったと考える。

これについて、人事委員会は、職員の厚生福利制度に関しては、調査研究の成果として、職員の健康保持、メンタルヘルスなど、毎年の「職員の給与等に関する報告および勧告」の「むすび」で言及してきたところであるが、条例に基づき現に設置されている厚生会の運営については、人事委員会が行う報告・勧告の対象になじまないとしている。

(表1-3) (2005年度当初時点)一人当たり公費と公費負担割合一覧表
(時事通信「地方行政」平成17年7月11日号より)

【政令市】

(単位:円)

	一人当たり 公 費	公費負担割合 (会費が1)
札幌	41,099	1.960
仙台	19,396	1.150
さいたま	21,463	1.000
千葉	42,812	1.000
横浜	24,430	1.260
川崎	33,640	1.370
静岡	22,717	1.000
名古屋	25,557	1.000
京都	44,758	1.500
大阪	0	0.000
神戸	26,689	1.000
広島	27,000	2.330
北九州	31,300	1.500
福岡	44,740	1.730
平均	28,972	1.271

【都道府県】

(単位:円)

	一人当たり 公 費	公費負担割合 (会費が1)
北海道	23,094	0.345
青森	3,794	0.120
岩手	4,373	0.130
宮城	0	0.000
秋田	5,024	0.130
山形	11,637	0.310
福島	4,930	0.120
茨城	18,166	0.400
栃木	26,238	1.000
群馬	16,793	0.780
埼玉	14,188	0.770
千葉	0	0.000
東京都	19,353	1.000
神奈川県	10,763	0.246
新潟	9,600	0.311
富山	4,353	0.280
石川	11,608	0.260
福井	17,754	0.660
山梨	26,282	0.618
長野	26,064	0.528
岐阜	10,344	0.240
静岡県	34,245	0.800
愛知県	19,939	0.440
三重	27,164	0.600
滋賀	17,018	0.460
京都府	20,000	0.400
大阪府	38,781	0.770
兵庫県	21,892	1.000
奈良	25,763	0.680
和歌山	8,398	0.190
鳥取	2,467	0.077
島根	0	0.000
岡山	17,591	0.400
広島	6,069	0.190
山口	5,307	0.230
徳島	22,652	0.570
香川	18,325	0.480
愛媛	7,199	0.256
高知	5,279	0.210
福岡	18,601	0.720
佐賀	28,731	0.680
長崎	21,052	0.500
熊本	13,500	0.300
大分	36,400	0.900
宮崎	15,000	0.300
鹿児島	7,924	0.180
沖縄	6,264	1.000
平均	15,105	0.438

(意見 1 - 5) 会員の掛金と市の交付金との比率について

昭和 43 年以来、会員拠出比率と交付金比率は、変更されてない。

平成 16 年度予算における政令市の比率は、(表 1 - 3)のように、「1 : 1」から「1 : 2.33」まで様々あるが、平均は「1 : 1.271」と北九州市の「1 : 1.5」を下回っている。

また、都道府県の公費負担割合平均は、(表 1 - 3)にあるように、「1 : 0.438」と政令市の平均を大きく下回っている。

「地方公務員法」第 41 条(注 1 - 12)・第 42 条(注 1 - 13)の趣旨、現在の経済状況、民間の福利厚生状況等を配慮すると少なくとも「1 : 1」の負担が、現状では妥当と考える。

(注 1 - 12)「地方公務員法」(福祉及び利益の根本基準)第 41 条

職場の福祉及び利益の保護は、適切であり且つ公正でなければならない。

(注 1 - 13)「地方公務員法」(厚生制度)第 42 条

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

(意見 1 - 6) 北九州市職員厚生会の予算計上(交付金)のあり方について

北九州市職員厚生会が北九州市から交付される交付金の予算額は、毎年度、給料月額比率で算出されている。

したがって、北九州市職員厚生会に每期、当期純利益が発生し、剰余金が増加しているにも係わらず、交付金の予算要求の算定基礎は変更されていない現状である。

「北九州市職員厚生会規約」第 2 条(注 1 - 14)にある給付事業・福祉事業等の内容に基づき、北九州市職員厚生会の予算が決められ、北九州市の交付金および会員掛金の金額が決定されるべきものと考ええる。

また、(表 1 - 3)にあるように、1 人当たりの政令市の 1 人当たり公費は、19,396 円～44,758 円とばらつきがあるが、平均は、28,972 円であり、北九州市の交付金は、31,300 円となっており、平均金額を上回っている。

また、都道府県の 1 人当たりの公費平均は、(表 1 - 3)にあるように 15,105 円と政令市の平均の半分程度である。

よって、北九州市職員厚生会の事業内容の整理・縮小と共に、1 人当たりの交付金を引き下げるよう見直されたい。

交付金の査定について、単純な試算ではあるが、平成 16 年度「一般経理」・「互助経理」および「収益経理」の合算損益計算書（表 1 - 4）から以下に述べる給付事業・福祉事業の一部廃止・見直し（意見 1 - 9、10、12、14、15、17、20）および北九州市への人件費負担（意見 1 - 8）を加えた上で修正損益計算書（表 1 - 4）を作成すると平成 16 年度の（修正）合算損益計算書の当年度純利益は 43 百万円の赤字から 238 百万円の黒字となる。

したがって、北九州市職員厚生会においても若干の当年度純利益が必要と仮定し、当年度純利益を 8 百万円として試算すると「会員掛金」と「交付金」は合わせて 230 百万円の削減が可能となる。さらに、「会員掛金」と「交付金」の比率を「1：1」と考えると平成 16 年度の北九州市職員厚生会の運営は「会員掛金」と「交付金」の収入合計金額 310 百万円で可能となり、現状から、「会員掛金」は 60 百万円の削減、「交付金」は 170 百万円の削減が可能となると考える。

よって、北九州市からの交付金は 155 百万円で足りることになるので、全体としての交付金を引き下げるよう見直されたい。

また、北九州市からの交付金を 155 百万円と仮定した場合における 1 人当たりの交付金は 15,412 円となり、現状の 31,300 円と比較すると、半額以下となる。

（注 1 - 14）「北九州市職員厚生会規約」（会の事業）第 2 条

会の事業は、次のとおりとする。

- ・ 給付事業
- ・ 福祉事業
- ・ その他、会の目的達成のため必要とする事業

(表1-4) 平成16年度 総合損益計算書

(「一般経理」、「互助経理」および「収益経理」の合算損益計算書)

(単位:千円)

会計区分	項目	平成16年度	修正金額	修正後金額	「監査結果」の 意見
	事業収益	681,354	10,499	670,852	
(一般)	一般事業収益	497,057		497,057	
	会員掛金	171,940		171,940	
	交付金	325,117		325,117	
(互助)	貸付事業収益	24,174		24,174	
	貸付手数料収益	24,174		24,174	
(互助)	退会事業収益	42,985		42,985	
	会員納付金	42,985		42,985	
(収益)	玄海荘事業収益	10,499	10,499	0	意見1-20
	保養所使用料収益	8,552	8,552	0	
	備品等使用料収益	682	682	0	
	その他収益	1,264	1,264	0	
(収益)	福利事業収益	106,637		106,636	
	保険手数料収益	102,638		102,638	
	購買手数料収益	505		505	
	指定店登録手数料	1,085		1,085	
	会員証発行手数料	-		0	
	その他収益	2,408		2,408	
	事業費用	737,014	292,528	444,483	
(一般)	給与費	4,560	20,495	25,055	意見1-8
(互助)	事務費	23,808		23,808	
(収益)	選挙費	107		107	
	給付費	121,423	40,245	81,178	意見1-9
	文化事業費	47,891	9,101	38,790	意見1-12
	補助費	197,685	11,031	186,654	意見1-14
	保養所費	75,931	75,931	0	意見1-15
	厚生会施設費	6,292	6,292	0	意見1-17
	減価償却費	1,864		1,864	
(互助)	貸付事業費用	-	0	0	
	支払利息	-	0	0	
(互助)	退会事業費用	133,821	46,794	87,027	
	退会記念品料	127,871	46,794	81,077	意見1-10
	育児休業見舞金	5,950		5,950	
	介護休暇見舞金	-		0	
(収益)	玄海荘事業費用	123,629	123,629	0	意見1-20
	給与費	14,474	14,474	0	
	事務費(経費)	79,711	79,711	0	
	減価償却費	29,442	29,442	0	
	事業利益	55,659	282,029	226,369	
	事業外収益	16,070		16,070	
	受取利息	15,662		15,662	
	貸倒引当金戻入	278		278	
	雑収益	130		130	
	繰入金				
	事業外費用	4,504		4,504	
	貸倒引当金繰入	1,504		1,504	
	有価証券評価損	3,000		3,000	
	雑損失	-		0	
	経常利益	44,093	282,029	237,935	
	特別利益	271		271	
	特別利益	271		271	
	退会記念品料引当金戻入				
	特別損失	146		146	
	特別損失	146		146	
	当年度純利益	43,968	282,029	238,060	
	前年度繰越利益剰余金	1,039	1,039	1,039	
	当年度未処分利益剰余金	42,929	283,068	239,099	

(脚注1) 平成16年度の数値は各会計の損益計算書の合算数値である。

(脚注2) 修正金額は各会計の損益計算書の数値(意見1-14、15、17)および各会計の収益費用明細書の数値(意見1-9、10、12、20)を使用している。差異の理由は(指摘1-5)のとおりである。

5. 厚生会の基本金・剰余金について

平成16年度（平成17年3月31日現在）の厚生会の資本の部（基本金および剰余金の合計金額）は、（表1-5）のとおりである。

（表1-5）平成16年度 厚生会「資本の部」の状況

（単位：百万円）

区 分	一般経理	互助経理	収益経理	総合 貸借対照表
基 本 金	6	339	1,012	1,357
剰 余 金	1,574	1,657	38	3,270
資本の部合計	1,581	1,996	1,050	4,628

よって、「一般経理」、「互助経理」および「収益経理」の合算貸借対照表の資本の部の合計は（表1-6）のとおり、4,628百万円となる。

なお、「互助経理」、「収益経理」の基本金・剰余金は、「一般経理」が源泉であり、3経理を区分する理由はなく、3経理合算で考えるのが妥当である。

市は、厚生会の基本金・剰余金につき、以下の見解を有している。

厚生会への交付金を財源とする事業の執行に関して、当該交付金の剰余（言い換えれば、歳出不用額）が発生することについては、厚生会の予算の歳出に係わる問題であるが、そもそも歳出の不用が一定程度で発生することは、予算の常態といえるため、不用額の発生を常に否定するものではない。また、不用額の取り扱いとして、現在まで、厚生会予算内で非常時の備えとして積み立てられていることについては、当該積み立ても「非常時の蓄え」として適正な範囲内で、「積立金」という歳出予算の一部とも考えられるほか、当該積立金の過去の執行状況や今後の執行見込を踏まえ、一定程度の額を確保することは、必要と考えられることから、全く否定するものではない。しかしながら、累積剰余の程度によっては、今後、何らかの対策を講じる必要があると考えており、現在、その見直し時期に来ているものと考えているとのことである。

一方、厚生会は、市は事業主の責務として一定率の負担金を助成し、運営自体は厚生会に委ねている。厚生会には財産保有が容認されていることから、厚生会に認められる裁量の範囲は、単年度の収支管理に留まらず、長期的経営判断にも及ぶものと理解している。したがって、事業年度の中で、発生する収支差については、こうした判断から目的をもって積み立ててきたものであるとし、各経理区分（剰余金の部）の各積立金の根拠を、以下のとおり説明している。

- (1) 「一般経理」 剰余金の部
- ・ 長期あっせん積立金 (平成 16 年度 350 百万円)
物資あっせん事業の運営に際して必要となる立替払い資金。
 - ・ 施設建設積立金 (平成 16 年度 762 百万円)
職員会館建設資金として積み立てたものの、社会情勢の変化から具体的計画に至る前に積み立てを凍結。
 - ・ 玄海荘積立金 (平成 16 年度 132 百万円)
保全計画に基づく改修資金として積み立てたもの。直近の改修から 10 年以上経過していることから、近い将来大規模改修を必要とする見込。
 - ・ 任意積立金 (平成 16 年度 299 百万円)
収入と支出の時間差により年度途中に一時的な資金不足を招くことから運転資金として活用。
- (2) 「互助経理」 剰余金の部
- ・ 退会記念品料積立金 (平成 16 年度 1,671 百万円)
退会記念事業を運営する上で、厚生会が保有すべき引当金相当額を積立金として保有するもの。現状の記念品料を前提とした必要積立額 (会員数×平均在職年数×《記念品料年単価 = 11,040 円》) は、約 22 億円。
 - ・ 貸付積立金 (平成 16 年度 49 百万円)
貸付事業の原資として積み立てたもの。現在貸付残高が、4 億円超。平成 17 年度から入学・修学資金貸付を導入したことから今後残高が約 8~9 億円に増える見込。
- (3) 「収益経理」 剰余金の部
- ・ 玄海荘改修積立金 (平成 16 年度 50 百万円)
保全計画に基づかない突発的改修に備えた資金。

(表1-6) 平成16年度 総合貸借対照表

(「一般経理」、「互助経理」および「収益経理」の合算貸借対照表)

(単位:百万円)

科目	金額	修正金額	修正後金額	科目	金額	修正金額	修正後金額
資産の部				負債の部			
流動資産	4,341		4,341	流動負債	190		190
現金預金	1,183		1,183	未払金	176		176
有価証券等	2,692		2,692	預り金	11		11
未収金	56		56	未払消費税等	3		3
貸付金	410		410	固定負債	24	1,314	1,338
貸倒引当金	1		1	職員災害見舞金引当金	24	24	0
				退会記念品料引当金	-	1,338	1,338
固定資産	502	160	663	負債合計	215	1,313	1,528
建物	446	233	220				
建物附属設備	330		330	資本の部			
構築物	63		63	基本金	1,357		1,357
什器備品	61		61	基本金	1,357		1,357
土地	55	157	212	剰余金	3,270	1,153	2,117
その他有形固定資産	0		0	任意積立金	299		299
減価償却引当金	586	233	353	長期あっせん積立金	350		350
水利権	11		11	施設建設積立金	762		762
ソフトウェア	24		24	玄海荘積立金	132		132
(投資)有価証券	4	3	1	貸付積立金	49		49
長期あっせん立替金	90		90	玄海荘改修積立金	50		50
				退会記念品料積立金	1,671		1,671
				当期未処分利益	42	1,153	1,195
				資本合計	4,628	1,153	3,475
資産合計	4,844	160	5,004	負債・資本合計	4,844	160	5,004

(脚注1) 土地・建物・減価償却引当金

玄海荘(保養所) 土地 (取得価額 55百万円 平成17年度相統税評価額 212百万円)

建物(取得価額 447百万円 平成17年度相統税評価額 220百万円 減価償却引当金 233百万円)

(脚注2) 投資有価証券

別府国際ゴルフの会員権(取得価額 4百万円 (1,350千円×3口)・平成17年10月 時価 1百万円(40万円×3口))

(脚注3) 職員災害見舞金引当金

(指摘1-2)参照

(脚注4) 退会記念品料引当金

(意見1-10)参照

(脚注5) 平成16年度総合貸借対照表は四捨五入表示しております。

(意見 1 - 7) 北九州市職員厚生会の基本金・剰余金の返還等について

平成 16 年度（平成 17 年 3 月 31 日現在）の北九州市職員厚生会の各経理の基本金・剰余金の合計金額は、4,628 百万円であり、北九州市および北九州市職員厚生会が考える「非常時の蓄え」をはるかに超える金額である。そもそも事業予算に基づく、北九州市への交付金の予算要求、会員からの拠出金の徴収ではないことを考えると基本金の一部および今後の使途が明確にされている剰余金を除き、北九州市へ基本金・剰余金の返還をせざるを得ないとする。

北九州市職員厚生会が、使途が明確としている剰余金については、以下考えを述べる。

- ・ 長期あっせん積立金（平成 16 年度 350 百万円）に関しては、既に、平成 16 年度の「一般経理」の固定資産の部の長期あっせん立替金として、90 百万円計上されておりまた、平成 16 年 7 月から 9 月までの物資あっせん立替金は、158 百万円（表 1 - 16）であり、長期あっせん積立金 350 百万円は必要ないとする。
- ・ さらに、（意見 1 - 16）にあるように、物資あっせん事業は、現状の北九州市職員厚生会の事業としては廃止すべきと考えており、長期あっせん積立金の積立は、必要ないとする。
- ・ 施設建設積立金（平成 16 年度 762 百万円）は、現在、計画を凍結しており、施設建設の実現性は低いと考えられる為、施設建設積立金の積み立ては必要ないとする。
- ・ 玄海荘積立金（平成 16 年度 132 百万円）は、玄海荘の運営を前提に考えると定期的な修繕・維持費用は必要とするが、（意見 1 - 20）にあるように、玄海荘事業は廃止すべきと考えており、玄海荘積立金は必要ないとする。
- ・ 任意積立金（平成 16 年度 299 百万円）は、特定目的の積み立てられたものではなく、積み立ての理由がない積立金である。
- ・ 退会記念品料積立金（平成 16 年度 1,671 百万円）は、引当金として必要とするが、（意見 1 - 10）にあるように給付金額の減額は必要であり、それに見合う引当金として設定すべきとする。
- ・ 貸付積立金（平成 16 年度 49 百万円）は、積み立ての合理的な金額の根拠はないとする。
- ・ 玄海荘改修積立金（平成 16 年度 50 百万円）についても積み立ての合理的な金額の根拠はないとする。

また、基本金・剰余金の返還率は、「一般経理」、「互助経理」および「収益経理」の基本金・剰余金の源泉を考えると北九州市からの交付金および会員からの掛金であり、原則的には、拠出金と交付金の比率「1：1.5」で行うべきと考える。

単純な試算であるが、以下の給付事業・福祉事業の一部廃止・見直しを踏まえ、平成16年度総合貸借対照表・資本の部4,628百万円(表1-5)に、(意見1-10)で試算されている退会記念品料引当金1,338百万円を計上し、(指摘1-2)にある職員災害見舞金引当金24百万円を消去し、玄海荘およびゴルフ会員権の時価評価の見直しによる影響額を考慮した金額が、(表1-6)のとおり、修正資本の部(基本金・剰余金)の金額は3,475百万円となる。さらに運転資金としての資金を「一般経理」の基本金6百万円と考えると、返還の対象となる基本金・剰余金の合計金額は3,469百万円となる。

よって、以上の試算から「1：1.5」の拠出金と交付金の比率を返還比率と仮定した場合、北九州市職員厚生会から北九州市への返還額は2,081百万円となる。この金額の合理性を慎重に見直して、返還すべきものはすみやかに返還されたい。

6. 市の人件費負担について

厚生会の人件費は、厚生会の受付、保養所（玄海荘）の職員3名の合計4名を除き、平成16年度は、（表1-7）にあるように、10名、40百万円が、市の負担となっている。

市は、「北九州市職員厚生会に関する条例」第3条（注1-15）に基づき、市の職員を厚生会の事務に従事させているが、（表1-8）のように、厚生会の人件費の全額を負担している政令市は、少数派である。

（注1-15）「北九州市職員厚生会に関する条例」（便宜の供与）第3条
市長は、会の運営に必要な範囲内において市の職員をして会の事務に従事させ、または市の施設（土地および備品を含む）を無償で会に利用させることができる。

（表1-7）人件費等

	職員	職務内容	支給額	負担者
事務局	A	厚生会業務（1/4）、健保組合業務（1/4）、共済組合業務（1/4）、福利課業務（1/4）	990万円 （厚生会業務1/4）	市負担 （4,099万円）
	B	同上		
	C	同上		
	D	同上		
	E	厚生会事業の統括（3/4）、福利課業務（1/4）	631万円（3/4）	
	F	庶務（10/10）	2,478万円	
	G	経理（8/10）、厚生会施設（一般：1/10）、貸付（互助：1/10）		
	H	保険業務（収益：10/10）		
	I	玄海荘（収益：5/10）、給付3/10（一般：2/10、互助：1/10）、催物あっせん等（一般：2/10）		
	J	物資あっせん（一般：3/10）、指定店購買（収益：1/10）、借上保養所（一般：3/10）、補助券（一般：3/10）		
K	窓口受付			
玄海荘	L	所長	1,088万円	厚生会負担 （1,264万円）
	M	玄海荘設備担当		
	N	玄海荘フロント係		

(表 1 - 8) 政令市人件費負担状況

政令市	人件費(17年度)	根拠
北九州市	全員市費。厚生会雇用職員は厚生会が負担。	条例による事務従事
A市	42人中8人市費。その他は互助会負担。	条例による事務従事
B市	15人中8人互助会負担。	条例
C市	全員(17人)は厚生会負担	なし
D市	13人中7人市費。その他は互助会職員で互助会負担。	なし
E市	職員8人すべてについて厚生会負担。	
F市	28人中9人市費。その他は厚生会職員で厚生会負担。	派遣条例による職員派遣
G市	平成17年は53人中23人市費。今後は検討。	市規則による事務従事
H市	19人中4人市費。派遣職員および団体雇用職員は互助会。	条例による事務従事
I市	全員市費。互助会予算で臨時職員1名。	
J市	互助会職員(6人)は互助会負担	なし
K市	33人中9人市費。その他は厚生会職員で厚生会負担。	条例による事務従事
L市	12人中10人市費。その他の団体固有職員は厚生会負担。	市との職員の派遣に関する協定書

(意見 1 - 8) 人件費(平成 16 年度 40 百万円)の負担割合について

北九州市が、北九州市職員厚生会の受付、保養所(玄海荘)の職員を除き、全額人件費を負担するのは、交付金と拠出金の割合の現状や他の政令市等の現況を考慮すると問題があると言わざるを得ない。

北九州市職員厚生会の運営の源泉である交付金と拠出金の負担割合で、人件費の按分を北九州市と北九州市職員厚生会ですべきと考え、北九州市と北九州市職員厚生会の人件費の按分は「1:1」が妥当である。

よって、北九州市が全額負担している 40,990 千円の内、半額である 20,495 千円は北九州市職員厚生会が負担するよう見直しをされたい。

7. 厚生会の事業について

「地方公務員法」第42条(注1-13)は、地方公共団体が、職員の保健(病気の予防のための措置であり、健康診断が挙げられる)、元気回復(一般に「レクリエーション」と呼ばれるものであり、運動会や小旅行の実施、サークル活動、保養所の設置が挙げられている)、その他厚生に関する事項(互助会の設置、団体生命保険に対する便宜の供与、理髪・美容等職員の利用施設の設置ないし助成、公務員住宅の設置などそれぞれの地方公共団体の実情に応じて実施されている)について、計画を樹立し、これを実施しなければならないことを定めた努力義務規定である。

市としては、(表1-9)にあるような事業を行うと共に職員の保健・元気回復以外の事業を行うために、厚生会を設置したと考えられる。

したがって、厚生会は、市の条例を根拠とし、「北九州市職員厚生会に関する条例」第1条(注1-16)にあるように、地方公務員法の精神に基づき厚生会を組織し、職員の福祉の増進を図る目的により、設立されたものである。

厚生会は、「北九州市職員厚生会規約」第2条(注1-14)に、事業として、給付事業・福祉事業・その他、会の目的達成のための必要とする事業の3事業を定めているが、厚生会では、設立当初以来、給付事業および福祉事業の2事業のみを行っている。

現在、補助券等厚生会の事業のあり方については、「厚生会事業検討委員会」で議論されている。

(注1-16)「北九州市職員厚生会に関する条例」(目的)第1条

この条例は地方公務員法(昭和25年法律第261号)の精神に基づき北九州市職員厚生会(以下、会という。)を組織し、職員の福祉の増進を図ることを目的とする。

(表1-9) 福利厚生事業費(北九州市)

(単位:千円)

事業名		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
定期健康診断・人間ドック	給与課	91,299	100,816	102,475	100,781	112,730	176,867	115,191	115,925	126,795	152,920
被服貸与		62,238	43,157	41,765	32,107	57,210	30,207	35,534	36,419	40,417	26,804
独身寮管理		2,953	3,038	3,070	3,001	2,993	2,993	2,930	2,930	3,014	3,014
職員文化体育事業		19,200	17,120	16,000	16,640	16,000	14,852	14,060	13,100	12,807	11,803
職員表彰費	人事課	20,052	23,425	19,422	16,933	17,217	19,811	19,497	28,897	29,036	22,539
小計		195,742	187,556	182,732	169,462	206,150	244,730	187,212	197,271	212,069	217,080
厚生会への事業交付金	福利課	363,099	361,141	358,025	352,853	354,955	355,061	348,742	337,226	325,117	309,572
合計		558,841	548,697	540,757	522,315	561,105	599,791	535,954	534,497	537,186	526,652

平成16年度までは決算額、平成17年度は予算額

(1) 給付事業について

給付事業は、「北九州市職員厚生会規約」第2条第1項第1号(注1-14)において厚生会の事業として明記されており、「北九州市職員厚生会規約」第3条(注1-17)により、12項目の給付事業が定められている。

給付事業の給付金額の推移は、(表1-10)のとおり遞増している。また、政令市との比較は、(表1-11)のとおりであるが、第2号の結婚記念祝金、第3号の永年慰労金、第6号の結婚祝金等調整給付金については、政令市の中でも少数派である。

退会記念品料については、マスコミ等では、第2退職金と騒がれており、現実には、厚生会においても会員掛金のみでは退会記念品料は賄われていない状況である。

一方、北九州市健保組合(以下、健保組合と称す)では、傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料等が支給されており、北九州市職員共済組合(以下、共済組合と称す)においても育児休業手当金・介護休業手当金が支給されている。

(注1-17)「北九州市職員厚生会規約」(会の給付)第3条

会は、前条第1号の給付事業として、次の各号に掲げる給付を行う。

- (ア) 結婚祝金
- (イ) 結婚記念祝金
- (ウ) 永年慰労金
- (エ) 出産祝金
- (オ) 入学祝金および卒業祝金
- (カ) 結婚祝金等調整給付金
- (キ) 傷病見舞金
- (ク) 育児休業見舞金
- (ケ) 介護休暇見舞金
- (コ) 災害見舞金
- (サ) 退会記念品料
- (シ) 香華料

(表1-10) 年度別給付事業の給付額一覧表

(単位:円)

項 目	昭和43	昭和47	昭和48	昭和49	昭和50	昭和51	昭和52	昭和53	昭和54	昭和55	昭和56	昭和57	昭和58	昭和59	昭和60	昭和61	昭和62	昭和63	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成7	平成8	平成9	平成10	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	
結 婚 祝 金	10,000		20,000	25,000	30,000	35,000	40,000	45,000	50,000	55,000																						55,000	
結 婚 記 念 祝 金	10,000		20,000	25,000	30,000	35,000	40,000	45,000	50,000																							55,000	
結 婚 祝 金 等 調 整 給 付 金																									55,000							55,000	
永 年 慰 労 金	5,000	8,000	15,000	20,000	25,000	30,000	38,000	40,000	43,000	50,000																						90,000	
出 産 祝 金	5,000 配偶者3,000	5,000	8,000	15,000	20,000	23,000																										35,000	
入 学 祝 金	3,000		4,000	5,000	8,000	10,000	12,000	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	21,000	22,000																	25,000	25,000
卒 業 祝 金	記念品	3,000	4,000	5,000	8,000	10,000	12,000	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	21,000	22,000																	25,000	25,000
備 病 見 舞 金																																	
会 員 3ヶ 月 以 内	3,000		4,000	5,000	5,000	8,000	10,000	10,000								15,000																	18,000
1ヶ 月	700		1,000	1,000	2,000	3,000	3,500	4,000								5,000																	6,000
扶 養 家 族	2,000		3,000			5,000			7,000							10,000																	13,000
香 煙 料																																	
会 員	150,000			200,000		250,000									300,000																		400,000
配 偶 者	30,000		40,000	50,000		70,000			85,000		100,000																						150,000
子	10,000		15,000	20,000		30,000			35,000		40,000																						75,000
父 母 ・ 同 一 世 帯 の 養 父 母	5,000		8,000	20,000		25,000			30,000		35,000																						45,000
養 父 母 ・ 同 一 世 帯 の そ の 他 の 親 族	2,500		4,000	5,000		10,000			15,000		20,000																						30,000
死 産	5,000 配偶者3,000		5,000	10,000		15,000			20,000																								30,000
退 会 記 念 品 料	2,000		3,000	3,600		4,200			4,200		4,800				6,000																		11,040
災 害 見 舞 金	2,000 - 150,000		5,000 - 150,000	5,000 - 200,000		10,000 - 300,000			20,000 - 300,000																								30,000 - 300,000
育 児 休 業 見 舞 金																																	50,000
介 護 休 暇 見 舞 金																																	50,000

介護休暇見舞金
平成16年度より互助経理(支出明細)で科目計上
決算額は

(表1-11) 北九州市 厚生会給付事業および政令市の状況(平成16年度)

(単位:円)

北九州市職員厚生会 規約第3条第1項 (給付事業)	区 分	北九州市	A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市	I市	J市	K市	L市	平 均
第1号	結 婚 祝 金	55,000	100,000	70,000	70,000	50,000	50,000	78,000	70,000	60,000	50,000	70,000	70,000	80,000	67,000
第2号	結 婚 記 念 祝 金	55,000	-	-	50,000	35,000	-	-	-	-	50,000	-	-	-	47,000
第3号	永 年 慰 労 金	90,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90,000
第4号	出 産 祝 金	35,000	30,000	28,000	25,000	20,000	30,000	60,000	30,000	30,000	25,000	27,000	28,000	30,000	30,000
第5号	入 学 祝 金	25,000	30,000	28,000	25,000	5,000	20,000	45,000	25,000	30,000	20,000	25,000	28,000	30,000	25,000
第5号	卒 業 祝 金	25,000	30,000	28,000	25,000	5,000	20,000	45,000	25,000	30,000	20,000	25,000	28,000	30,000	25,000
第6号	結婚祝金等調整給付金	55,000	-	70,000	-	-	-	-	-	-	60,000	-	-	-	61,000
第7号	傷 病 見 舞 金	月 6,000	5,000	15,000	10,000 ~ 20,000	25,000	-	-	組合長が 定める額	20,000	5,000 + 5,000×月数	50,000	150,000	1日 700	-
第8号	育 児 休 業 見 舞 金	50,000	20,000	60,000	60,000	50,000	-	37,000	-	50,000	70,000	50,000	50,000	80,000	52,000
第9号	介 護 休 暇 見 舞 金	給与日額×0.4 ×1.25×日数	有	有	有	有	-	有	-	-	有	有	有	有	-
第10号	災 害 見 舞 金	30,000 ~ 300,000	給料月額 ×3~0.5ヶ月	給料月額 ×3~0.5ヶ月	-	150,000 以内	-	給料月額 ×3月以内	給料月額 ×3~0.5ヶ月	750,000 ~ 50,000	共済組合対応	30,000~	給料月額 ×3月以内	2,500,000 ~ 50,000	-
第11号	退 会 記 念 品 料	年 11,040 平均 300,000	平均 100,000	平均 350,000	平均 100,000	-	平均 300,000	平均 350,000	平均 300,000	平均 500,000	平均 300,000	平均 80,000	平均 250,000	平均 200,000	223,000
第12号	香 華 料	400,000 ~ 30,000	600,000 ~ 10,000	500,000 ~ 30,000	500,000 ~ 20,000	200,000 ~ 30,000	200,000 ~ 10,000	500,000 ~ 70,000	700,000 ~ 50,000	500,000 ~ 90,000	700,000 ~ 20,000	400,000 ~ 50,000	500,000 ~ 20,000	1,000,000 ~ 70,000	515,000 ~ 38,000
3条第2項 (福祉事業) ・文化事業	永 年 勤 続 記 念 品	30 年 30,000	30 年 50,000	30 年 50,000	30 年 100,000	30 年 50,000	30 年 80,000	30 年 120,000	30 年 -	30 年 33,000	30 年 60,000	30 年 135,000	30 年 55,000	30 年 100,000	71,000
		20 年 20,000	20 年 150,000	20 年 30,000	20 年 50,000	20 年 25,000	20 年 50,000	20 年 -	20 年 50,000	20 年 23,000	20 年 45,000	20 年 95,000	20 年 55,000	20 年 60,000	54,000
		10 年 -	10 年 30,000	10 年 20,000	10 年 30,000	10 年 -	10 年 20,000	10 年 -	10 年 56,000	10 年 -	10 年 13,000	10 年 15,000	10 年 25,000	10 年 10,000	25,000

(意見 1 - 9) 給付事業の見直しについて

「地方公務員法」第 42 条(注 1 - 13)の「その他厚生に関する事項」の事業内容の一つとして、「職員の冠婚葬祭に際しての給付」が行われることを想定していると考えられる。したがって、北九州市職員厚生会においても職員の冠婚葬祭に際しての給付として、給付事業が行われていると考えられる。

しかしながら、現状の北九州市職員厚生会の給付事業は冠婚葬祭の概念を幅広く解釈していると考えられる。

結婚記念祝金(平成 16 年度 9,255 千円)の給付事業は、会員が結婚してその配偶者との婚姻期間が 20 年に達した時に給付されるものであり、永年慰労金(平成 16 年度 29,835 千円)の給付事業は、在会期間が 5 年以上の者が満 55 歳に達したときに給付されるものである。

また、結婚祝金等調整給付金(平成 16 年度 1,155 千円)の給付事業は、結婚、結婚記念祝金を受ける権利を得ることなく、会員期間 5 年以上の者が満 50 歳に達し婚姻関係のないときに給付されるものである。

これら 3 給付事業(平成 16 年度 40,245 千円)は、財政援助団体である北九州市職員厚生会が行う事業としては、「冠婚葬祭の給付事業」という位置づけ、並びに、民間の給付事業の実態や他の政令市の比較、現在の社会・経済状況からも廃止を含めて見直しされたい。

さらに、現状の北九州市職員厚生会の事業としては、入学祝金(平成 16 年度 19,225 千円)および卒業祝金(平成 16 年度 7,122 千円)の給付事業についても、廃止を含めて検討されたい。

(意見 1 - 10) 退会記念品料の給付について

「北九州市職員厚生会規約」第 3 条第 11 号により、給付事業として、退会記念品料の給付がなされている。退会記念品料は、昭和 43 年度では、2,000 円/年であったが、平成 16 年度では、11,040 円/年となっている。

昭和 51 年度より平成 9 年まで「退会経理」を特別経理し、「北九州市職員厚生会規約」第 29 条(注 1 - 18)による会員掛金(月額給料の 1/1,000)と他経理貸付利息で退会記念品料を賄ってきている。平成 10 年度からは、「互助経理」として、会員掛金(月額給料の 1/1,000)および貸付事業収益並びに剰余金の部の退会事業積立金の取り崩しで、退会記念品料等の支出を賄っている。

なお、「退会経理」として特別会計とした昭和 51 年度から平成 16 年度までの 29 年間の会員掛金(月額給料の 1/1,000)の合計金額は 1,103 百万円、年度平均 38 百万円(平成 16 年度 会員納付金 42 百万円)である。一方、同期間の退会記念品料は 3,227 百万円、年度平均 113 百万円(平成 16 年度 退会記念品料 127

百万円)であり、会員掛金の不足金額は、2,124百万円であった。

また、同額の交付金を併せて考えた場合でも1,020百万円の不足となる。

現在の退会記念品料、年11,040円を前提とすると、北九州市職員厚生会の試算では平成16年度退会記念引当金の金額は、約21億円が必要となるということである。一方「互助経理」の剰余金の部の退会記念品料積立金として、1,671百万円計上しており、北九州市職員厚生会の試算では5~6億円の積立不足ということになる。

しかしながら、退会記念品料については、会員掛金および同額の交付金を併せても賄われていない状況である。今後の退会記念品料の給付を考えると、早急に、会員掛金(月額給料の1/1,000)および同額の交付金の範囲内で賄うことができるよう給付金の減額が必要と考える。

なお、単純な試算ではあるが、各年度の会員掛金および同額の交付金の合計金額を退会記念品料の給付額の給付限度額と仮定すると、(表1-12)のとおり、「退会経理」として特別会計とした昭和51年度から平成16年度までの年間当たり給付額は5,179円、平成7年度から平成16年度までの直近過去10年間平均では7,064円となる。

1年間当たりの退会記念品料については、過去からの支給経緯を踏まえ、かつ現状の収支状況を考え合わせると少なくとも現在の11,040円から7,000円までは、減額する必要があると考える。

試算として、退会記念品料の1年間当たりの支給額を7,000円に減額した場合には、平成17年3月31日現在の退会記念品料引当金は1,338百万円(注1-19)となるが、平成16年度の退会記念品料支出金額は46,794千円(注1-20)の減額となる。

なお、「互助経理」の平成16年度の基本金(339百万円)および退会記念品料積立金(1,671百万円)の金額の源泉は、「一般会計」と考えられる。

(注1-18)「北九州市職員厚生会規約」(会の経費)第29条

会の経費は、掛金、市の交付金及びその他の収入をもってこれに充てる。この場合において掛金の5分の1以内を第3条第11号(退会記念品料)に掲げる退会記念品料等の経費に充てるものとする。

(注 1 - 19) 退会記念品料積立金(引当金)の計算根拠および試算数値

(1) 退会記念品料積立金(引当金)

= 会員数×平均勤続年数×1年間あたり退会記念品料

(2) (厚生会の試算) 2,109 百万円 = 10,057 人×19 年×11,040 円

(平成 17 年 3 月 31 日現在)

(3) (試算) 1,338 百万円 = 10,057 人×19 年×7,000 円

(注 1 - 20) 1 年間あたり退会記念品料を 7,000 円と減額した場合の平成 16 年度退会記念品料支出金額の減額数値

(1) 平成 16 年度退会記念品料支出金額 127,871 千円

(2) (試算) 1 年間あたり退会記念品料を 7,000 円とした場合の平成 16 年度退会記念品料支出金額

$7,000 \text{ 円} \times (127,871 \text{ 千円} \div 11,040 \text{ 円}) = 81,077 \text{ 千円}$

(3) (試算) 平成 16 年度減額数値

$127,871 \text{ 千円} - 81,077 \text{ 千円} = 46,794 \text{ 千円}$

(表1-12) 会員掛金を限度とした場合の退会記念品料の修正給付金額

(単位：円)							
	件数	退会記念品料	給付金額	試算通算年数(年)	会員納付金	掛金1：納付金1	修正給付金額
平成16年度	586	127,871,720	11,040	11,583	42,985,052	85,970,104	7,422
平成10年度～平成16年度	3,435	958,594,640	11,040	86,829	319,055,730	638,111,460	7,349
平成14年度～平成16年度	1,558	297,290,390	11,040	26,928	86,041,203	172,082,406	6,390
平成15年度	506	161,334,880	11,040		43,986,273	87,972,546	
平成14年度	466	148,115,340	11,040		45,534,547	91,069,094	
平成13年度	516	140,031,550	10,200		46,464,669	92,929,338	
平成12年度	426	133,518,000	10,200		46,450,866	92,901,732	
平成11年度	486	131,378,550	10,200		46,767,860	93,535,720	
平成10年度	449	116,344,600	10,200		46,866,463	93,732,926	
平成9年度	557	143,661,050	10,200		47,295,250	94,590,500	
平成8年度	549	147,095,050	10,200		32,660,328	65,320,656	
平成7年度	626	147,094,000	10,200		47,757,537	95,515,074	
平成7年度～16年度 小計	5,167	1,396,444,740	11,040	126,490	446,768,845	893,537,690	7,064
平成6年度	519	94,315,985	10,200		48,110,000	96,220,000	
平成5年度	603	128,095,000	10,200		36,833,370	73,666,740	
平成5年度～平成13年度 小計	5,317	222,410,985	10,200	21,805	84,943,370	169,886,740	7,791
平成4年度	475	136,943,289	9,000	15,216	44,358,000	88,716,000	5,830
平成3年度	779	130,848,000	7,800		41,437,000	82,874,000	
平成2年度	497	123,705,000	7,800		39,389,000	78,778,000	
平成2年度～平成3年度 小計	1,276	254,553,000	7,800	32,635	80,826,000	161,652,000	4,953
平成元年度	480	115,023,000	6,000		38,083,000	76,166,000	
昭和63年度	446	112,684,479	6,000		37,441,000	74,882,000	
昭和63年度～平成元年度 小計	926	227,707,479	6,000	37,951	75,524,000	151,048,000	3,980
昭和62年度	461	105,384,730	4,800	21,955	36,915,000	73,830,000	3,363
昭和61年度	462	106,464,000	4,200		36,750,000	73,500,000	
昭和60年度	557	103,183,000	4,200		34,772,000	69,544,000	
昭和59年度	443	99,037,532	4,200		34,237,000	68,474,000	
昭和58年度	441	95,715,619	4,200		33,353,013	66,706,026	
昭和57年度	500	92,132,642	4,200		32,636,490	65,272,980	
昭和56年度	462	84,390,000	4,200		31,200,000	62,400,000	
昭和55年度	437	67,265,000	4,200		29,600,000	59,200,000	
昭和55年度～昭和61年度 小計	3,302	753,572,523	4,200	179,422	232,548,503	465,097,006	2,592
昭和54年度	343	68,215,000	3,600		28,000,000	56,000,000	
昭和53年度	304	63,113,405	3,600		26,400,000	52,800,000	
昭和52年度	323	55,329,741	3,600		24,500,000	49,000,000	
昭和52年度～昭和54年度 小計	970	186,658,146	3,600	51,849	78,900,000	157,800,000	3,043
昭和51年度	330	49,705,000	3,000	16,568	23,000,000	46,000,000	2,776
計		3,227,995,162		426,286	1,103,783,718	2,207,567,436	5,179

(2) 福祉事業について

福祉事業は、「北九州市職員厚生会規約」第2条第1項第2号(注1-14)において、北九州市職員厚生会の事業として明記されており、具体的な福祉事業として、「北九州市職員厚生会規約」第23条(注1-21)に定められている。

北九州市職員厚生会の福祉事業は、同規約第23条の趣旨に従い、文化事業・補助事業・(借上)保養所事業・物資あっせん事業・北九州市職員厚生会施設事業・割引契約施設事業・貸付事業・保険事業と多岐に渡っている。

また、文化事業・補助事業、借上保養所事業の具体的な事業内容は(表1-13)のとおりであり、文化事業・補助事業・借上保養所・北九州市職員厚生会施設事業の政令市実施状況は(表1-14)のとおりである。

(注1-21)「北九州市職員厚生会規約」(会の福祉事業)第23条

会は、第2条第2号の福祉事業として、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の厚生および共用に資する施設の経営
- (2) 会員の利用に供する財産の取得、管理または貸付
- (3) 会員の貯金の受入またはその運用
- (4) 会員の臨時の支出に対する貸付
- (5) 会員の生活に必要な物資の買入れ、販売又はあっ旋
- (6) その他会員の福祉の増進に資する事業

(表1-13) 事業内容毎の(厚生会)負担額推移表その1

(単位:千円)

事業内容 区分	年度													
	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度		
A 文 化 事 業	a.文化費(催物チケット総括事業)													
	興 取													
	幹 旋													
	b.スポーツ観戦等事業													
	プロ野球観戦													
	J2リーグサッカー戦等													
	大相撲九州場所													
	プロ野球プレイオフ戦等													
	ゴルフトーナメント													
	c.永年記念事業													
	永年勤続記念事業													
	退職記念懇談会													
	過年度表彰者旅行券交換等													
退職記念懇談会写真代														
d.ファミリー事業														
がんばれダイエーホークス観戦														
パイプオルガンコンサート														
映画鑑賞会														
計														
B 補 助 事 業	a.指定宿泊所等利用補助 (1人当たり最大補助額)			1,024	1,965	3,504	4,008	8,557	17,867	17,739	25,227	40,711	50,618	
	・指定宿泊所					390	1,995	3,590	7,535	6,741	5,692	8,237	11,170	15,502
	指定旅館等					22	48	418	1,022	11,126	12,046	16,730	29,356	34,672
	個人交付											260	184	443
	小計			0	412	2,043	4,008	8,557	17,867	17,739	25,227	40,711	50,618	
	・玄海荘			1,024	1,553	1,461								
	b.スポーツ施設等利用補助 (1人当たり最大補助額)						2,158		1,002	3,849	6,292	11,575	13,815	
	職場厚生生活助成金								8,156	7,684	9,603	12,163	12,180	
	ツア－補助													
	スキー宿利用状況													
	c.美容補助 (1人当たり最大補助額)													
	図書・CD等補助 (1人当たり最大補助額)													
	d.文化補助 (1人当たり最大補助額)													
計			1,024	1,965	3,504	6,166	8,557	27,025	29,273	41,122	64,449	76,613		
C (借上)保 養所事 業	a.三季借上保養所								1,915	5,474	6,969	6,262	12,008	
	b.年間借上保養所													
	c.指定保養所													
	d.年間借上ペンション													
	e.年間借上貸別荘						657	1,113	2,600	2,650	2,100	2,400	2,800	3,120
	f.スキー宿													
計						657	1,113	2,600	4,565	7,574	9,369	9,062	15,128	
合計	0	0	1,024	1,965	4,162	7,279	11,157	31,590	36,847	50,491	73,512	91,742		

(脚注)平成5年度は玄海荘改修時、代替借上施設の利用11,778,000円含む

(表1-13) 事業内容毎の(厚生会)負担額推移表その2

(単位:千円)

年度		昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	
A 文 化 事 業	区分														
	a.文化費(催物チケット取扱事業)														
	買 取														
	旋 転														
	b.スポーツ観戦等事業														
	プロ野球観戦														
	J2リーグサッカー戦等														
	大相撲九州場所														
	プロ野球プレイオフ戦等														
	ゴルフトーナメント														
	c.永年記念事業													20,423	
	永年勤続記念事業													20,423	
	退職記念懇談会														
	適年度表彰者旅行券交換等														
	退職記念懇談会写真代														
d.ファミリー事業															
がんばれダイエーホークス観戦															
パイプオルガンコンサート															
映画鑑賞会															
計														29,423	
B 補 助 事 業	a.指定宿泊所等利用補助 (1人当たり最大補助額)	53,907	66,860	91,623	98,321	95,973	99,264	117,610	118,580	117,096	119,336	141,274	146,284	151,792	
	・指定宿泊所	18,620	25,830	33,597	33,708	29,787	32,109	33,960	36,456	35,854	34,839	44,245	45,400	53,436	
	指定旅館等	35,167	40,947	50,928	55,413	53,955	53,955	68,215	67,207	70,122	70,395	82,588	85,256	82,388	
	個人交付	120	82	24	33	60	60	52	77	21	49	72	100	60	
	小計	53,907	66,860	84,549	89,154	83,802	86,124	102,227	103,740	105,997	105,283	126,905	130,756	135,884	
	・玄海荘			7,074	9,167	12,171	13,140	15,383	14,840	11,098	14,052	14,368	15,528	15,908	
	b.スポーツレク施設等利用補助 (1人当たり最大補助額)	20,254	21,048	23,502	23,609	16,103	15,817	7,809	6,002	9,283	9,254	9,065	9,673	10,386	
	(1人当たり最大補助額)			(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	
	職場厚生活動助成金	14,064	14,037	16,520	16,469	16,445	16,109	15,928	15,720	17,304	17,166	17,112	17,272	17,444	
	ツア-補助		534	454	565	385	603	652	1,185	1,450	2,117	2,620	1,485	3,275	
	(5,000)												(5,000)	(5,000)	
	スキー宿利用状況													788	922
	c.美容補助 (1人当たり最大補助額)				5,811	6,133	6,115	6,317	6,083	6,282	8,684	9,126	9,149	13,459	
	図書・CD等補助 (1人当たり最大補助額)								14,610	19,974	20,074	20,273	25,860	26,874	
	(1,500)								(1,500)	(2,000)	(2,000)	(2,000)	(2,500)	(2,500)	
d.文化補助 (1人当たり最大補助額)					9,327	11,399	19,937	21,150	20,759	19,161	26,283	22,274	24,845		
(3,000)											(3,000)	(3,000)	(3,000)		
計	88,226	102,480	132,101	144,777	144,368	149,308	168,255	183,332	182,149	195,793	225,754	232,787	248,998		
C (租上)保 険所事業	a.三季借上保険所	16,531	21,871	21,796	24,547	24,932	25,307	27,285	27,789	28,171	30,845	37,545	40,309	44,056	
	b.年間借上保険所													2,880	
	c.指定保険所													3,242	
	d.年間借上ペンション														
	e.年間借上貸別荘														
	f.スキー宿	3,240	1,430	1,625	1,625	1,755	1,755	1,885	1,885	929					
	計	19,771	23,301	23,421	26,172	26,687	27,062	29,170	29,674	29,101	30,845	37,545	40,309	50,178	
合計	107,997	125,781	155,522	170,949	171,055	176,370	197,425	213,006	221,250	226,639	263,299	273,097	319,600		

(表1-13) 事業内容毎の(厚生会)負担額推移表その3

(単位:千円)

事業内容 区分	年度														
	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度			
A 文 化 事 業	a.文化費(備物チケット紛失事業)		17,101	12,688	17,517	14,045	16,253	16,500	15,958	16,403	16,281	16,247	16,427		
	費		15,301	7,812	10,130	8,907	10,615	10,406	9,703	9,732	9,896	8,834	9,614		
	取		1,800	4,876	7,387	5,138	5,638	6,094	6,255	6,671	6,385	7,413	6,813		
	旋		2,580	3,286	3,604	4,432	6,334	6,758	6,632	6,257	10,367	10,873	9,464		
	b.スポーツ観戦等事業		2,580	2,886	2,784	4,470	4,905	5,382	5,357	4,750	4,594	8,308	8,830	7,592	
	プロ野球観戦		400	1,084	200	1,120	1,040	402	422	330	530	402	103		
	J2リーグサッカー戦等					600	605	1,200	1,241	1,558	1,814	1,814	1,930		
	大相撲九州場所			264	238	291	269	327	340	225	301	189	189		
	プロ野球プレイオフ戦等											16	16	28	
	ゴルフトーナメント														
	c.永年記念事業		12,835	20,900	10,955	10,571	16,062	15,232	12,399	11,940	13,879	13,273	19,530	19,779	
	永年勤続記念事業		12,835	17,764	8,207	8,341	13,369	12,636	9,670	9,790	11,340	10,870	17,060	18,030	
	退職記念懇談会			3,135	2,710	1,882	2,071	2,562	2,726	2,150	2,539	2,370	2,470	1,749	
	過年度表彰者旅行券交換等				20	330	595								
	退職記念懇談会写真代				17	18	27	33	2			32			
	d.ファミリー事業				1,856	4,233	4,264	4,329	4,293	4,493	3,857	3,825	2,812		
	がんばれダイエーホークス観戦				1,818	2,422	2,436	2,448	2,345	2,521	1,966	1,867	1,866		
ハイボールガンコンサート				38	80	65	107	78	98	36		61			
映画鑑賞会					1,730	1,762	1,772	1,870	1,873	1,854	1,958	884			
計		15,415	41,287	27,247	34,378	40,675	42,508	39,860	38,266	41,035	43,779	50,476	48,483		
B 補 助 事 業	a.指定宿泊所等利用補助 (1人当たり最大補助額)		154,712 (16,000)	155,188 (16)	154,846 (16)	151,292 (16)	147,812 (16)	144,768 (16)	141,488 (16)	139,480 (16)	133,912 (16)	130,184 (16)	122,808 (16)	117,322 (16)	
	・指定宿泊所		58,836	58,308	60,164	58,532	58,192	57,896	54,548	54,640	50,960	46,320	37,896	34,216	
	指定旅館等		88,984	78,372	78,324	77,880	75,964	74,680	75,032	72,844	70,916	73,152	74,184	72,192	
	個人小計		32	104	188	132	132	100	160	132	92	88	164	92	
	・玄海荘		147,852	136,784	138,676	136,544	134,288	132,676	129,740	127,616	121,968	119,560	112,244	106,500	
	・小計		6,860	18,404	16,172	14,748	13,524	12,092	11,748	11,864	11,944	10,624	10,564	10,732	
	b.スポーツ施設等利用補助 (1人当たり最大補助額)		14,753 (1,500)	14,519 (2)	14,496 (2)	14,322 (2)	14,867 (2)	13,768 (2)	13,486 (2)	17,105 (2)	15,360 (2)	15,894 (2)	19,566 (3)	23,118 (3)	
	職場厚生生活助成金		17,305	17,076	16,792	16,477	16,345	16,208	15,931	15,826	15,822	15,572			
	ツア-補助 (5,000)		2,880 (5,000)	2,840 (5)	2,950 (5)										
	スキー宿利用状況		547	397	1,909	2,582	3,358	3,385	2,805						
	c.美容補助 (1人当たり最大補助額)		13,834 (5,000)	14,422 (5)	14,223 (5)	14,106 (5)	13,865 (5)	13,790 (5)	13,397 (5)	12,943 (5)	12,167 (5)	11,769 (5)	10,879 (5)	11,031 (5)	
	図書・CD等補助 (1人当たり最大補助額)		26,732 (2,500)	27,093 (2)	27,202 (2)	26,660 (2)	26,262 (2)	25,886 (2)	25,292 (2)	24,784 (2)					
	d.文化補助 (1人当たり最大補助額)		25,955 (3,000)	25,591 (3)	25,502 (3)	26,346 (3)	26,786 (3)	25,573 (3)	22,773 (3)	23,987 (3)	54,301 (5)	53,871 (5)	58,090 (6)	57,035 (6)	
	計		256,719	257,128	257,923	251,786	249,295	243,379	235,173	234,126	231,563	227,290	211,343	208,417	
	C (借上)保 養所事 業	a.三季借上保養所		46,323	48,777	54,538	64,810	68,650	71,370	66,009	62,024	61,254	64,061	72,236	69,144
		b.年間借上保養所		17,089	4,702	4,246	3,776	6,677	9,379	9,274	7,622	7,179	8,573	7,430	6,839
		c.指定保養所		4,980	3,926	3,162	2,650	2,704	1,998	1,298	1,816	2,012	1,376	1,084	990
d.年間借上ペンション			-	-	-	-	-	-	1,620	838	2,106	1,800	1,730	1,466	
e.年間借上貸別荘			-	-	-	-	-	-	-	619	256	263	122	86	
f.スキー宿			-	-	-	-	-	-	-	2,742	2,468	2,256	2,101	1,024	
計			68,392	57,405	61,947	71,237	78,031	82,747	78,201	75,661	75,275	78,329	84,704	79,549	
合計		340,527	355,821	347,118	357,402	368,002	368,636	353,235	348,054	347,874	349,399	346,524	336,450		

平成5年度は玄海荘改修時、代替借上施設の利用11,778,000円含む

(表1-14) 厚生会の福祉事業の平成16年度決算額および政令市の実施状況

区分		平成16年度 決算額(百万円)	補助の内容	実施都市 (12政令市中)
A 文 化 事 業	a. 文化費(催物チケット斡旋事業)	16	利用料金の4割を補助	6市
	b. スポーツ観戦等事業			
	プロ野球観戦	7	利用料金の4割を補助	7市
	Jリーグサッカー観戦等	0	利用料金の4割を補助	7市
	大相撲九州場所	1	利用料金の4割を補助	3市
	ゴルフトーナメント	0	利用料金の4割を補助	0市
	c. 永年記念事業			
	永年勤続記念事業	18	旅行券 20年 20,000円 30年 30,000円	12市
	d. ファミリー事業			
	がんばれダイエーホークス観戦	1	会員が家族で利用	
パイプオルガンコンサート	0	しやすい利用料金を		
映画鑑賞会	0	設定		
計	2		2市	
B 補 助 事 業	a. 指定宿泊所等利用補助			
	・ 指定宿泊所	34	1人1泊4,000円×4枚	11市
	・ 玄海荘	10	-	
	b. スポーツレク施設等利用補助	23	3,500円	8市
	c. 美容補助	11	-	
d. 文化補助	57	6,000円	8市	
C (借上) 保養所事業	a. 借上保養所	69	宿泊料補助(3人1室で算定、食事料金は会員負担)	6市
	b. 年間借上保養所	6	宿泊料補助(3人1室で算定、食事料金は会員負担)	7市
	d. 年間借上ペンション	1	1人1泊2,000円~4,000円補助	1市
D	福利厚生会施設費	6	理髪・食堂等の維持管理費等	9市

- a. 文化事業 … 催物チケット幹旋事業、スポーツ観戦等事業、永年記念事業、ファミリー事業（「北九州市職員厚生会規約」第 23 条第 1 項第 6 号）

（意見 1 - 1 1）文化事業における永年勤続記念事業（平成 16 年度 18 百万円）

給付事業 において永年慰労金の給付があるにも係わらず、現金支給ではないとの理由で、福祉事業 の文化事業においても、永年勤続記念事業として旅行券が贈呈されている。

文化事業における永年勤続記念事業は、20 年表彰者に 2 万円、30 年表彰者に 3 万円の旅行券を贈呈するものであり、現金支給ではないが、旅行券という現金等価物に該当するものであり、実質的には現金給付と考えられる。

よって、少なくとも 福祉事業 の文化事業における永年勤続記念事業を廃止すべきと考える。しかしながら、給付事業 として存在する現行の永年記念事業を廃止することを前提に考えると 福祉事業 の文化事業としての永年勤続記念事業を 給付事業 に移行することも検討する余地があると考ええる。

（意見 1 - 1 2）文化事業におけるスポーツ観戦等事業（平成 16 年度 9 百万円）について

チケット代金の一部助成をする事業であるが、内容が、プロ野球観戦・大相撲九州場所・ゴルフトーナメントのように、北九州市から財政援助を受けている北九州市職員厚生会が実施する福祉事業としては、現状の民間企業の福利厚生に対する縮小・見直し等の厳しい見方からも廃止も含めて検討すべきと考える。

（意見 1 - 1 3）「文化事業」のあっせん数と利用数の差異（平成 16 年度 7 百万円）

北九州市職員厚生会では、会員に対し、文化事業の一貫として、催物・スポーツ観戦・コンサート等のチケット販売を行っているが、一部売れ残りが生じている。すなわち、無駄になっているということであるが、（表 1 - 15）のとおり、平成 5 年度～平成 16 年度の 12 年間合計は、69 百万円となっており、適切な販売予測が行われているとは言い難い。

したがって、文化事業のチケット販売のあっせんについては、適切な販売予測に基づいた効率的な運用が望まれる。

(表1-15) 文化事業 あっせん数と利用数の差異一覧

(単位:円)

文化事業(集物チケットあっせん)													総合計	
	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度		
買取														
集物数		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
購入金額 A		19,570,000	10,000,000	12,000,000	11,000,000	12,000,000	12,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	131,570,000	
総貸セット数 B		2,134	1,094	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	13,128	
利用セット数		2,134	1,094	935	1,046.5	692.5	797	649	634	552	1,083	693	10,310	
残		0	0	165	53.5	407.5	303	451	466	548	17	407	2,818	
厚生会購入単価(A/B)		9,171	9,141	10,909	10,000	10,909.1	10,909	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		
未配布額		0	0	1,800,000	535,000	4,445,455	3,305,455	4,510,000	4,660,000	5,480,000	170,000	4,070,000	28,975,909	
あっせん														
集物数		12	20	27	21	26	26	26	33	33	48	46		
購入金額 A		4,865,000	9,934,000	18,411,000	13,991,624	12,352,000	14,365,000	14,846,000	15,899,825	15,221,875	17,942,550	16,604,250	154,433,124	
総貸セット数 B		450	905	1,640	1,158	2,130	1,255	955	951	836	1,040	1,045	12,365	
利用セット数		450	872	1,454	1,123	886	1,174	887	886	774	988	1,010	10,504	
残		0	33	186	35	1,244	81	68	65	62	52	35	1,861	
厚生会購入単価(A/B)		10,811円	10,977円	11,226円	12,083円	5,799円	11,446円	15,546円	16,719円	18,208円	17,252円	15,889円		
未配布額		0	362,234	2,088,077	422,890	7,214,032	927,143	1,057,097	1,086,739	1,128,895	897,128	556,123	15,740,359	
スポーツ観戦														
野球・サッカー・大相撲・ゴルフ等														
購入金額 A	6,180,000	7,480,000	8,334,000	8,480,000	10,895,840	11,320,000	12,100,000	12,230,000	12,170,000	17,880,000	17,710,000	17,962,000	142,741,840	
総貸セット数 B	600	730	970	915	1,230	1,205	1,095	1,140	1,100	1,066	1,064	1,087	12,202	
利用セット数	600	699	876	762	906.5	932.0	868.5	976	962	863	777	943	10,165	
残	0	31	94	153	323.5	273.0	227	164	138	203	287	144	2,037	
厚生会購入単価(A/B)	10,300	10,247	8,592	9,268	8,858	9,394.2	11,050	10,728	11,064	16,773	16,645	16,524円		
未配布額	0	317,644	807,625	1,417,967	2,865,695	2,564,614	2,502,877	1,759,404	1,526,782	3,404,916	4,777,039	2,379,511	24,324,072	
ファミリー事業														
ホース取・オルガンコンサート(映画鑑賞会除く)														
購入金額 A				2,581,280	3,583,330	3,567,950	3,664,760	3,502,500	4,119,000	3,039,450	2,867,000	2,989,900	29,915,170	
総貸セット数 B				604	649	621	704	646	888	567	500	616	5,795	
利用セット数				414	706	621	772	702	888	567	500	616	5,786	
残				190	57	0	68	56	0	0	0	0	9	
厚生会購入単価(A/B)				4,274円	5,521円	5,745円	5,206円	5,422円	4,639円	5,361円	5,734円	4,854円		
未配布額				811,992	314,715	0	353,983	303,622	0	0	0	0	160,327	
映画鑑賞会														
事業経費					2,000,000	2,000,000	2,000,000	3,740,000	2,000,000	2,000,000	3,916,500	1,095,800	18,752,300	
募集人員					900	900	940	400	470	940	400	940	5,890	
利用者数					900	793	759	400	422	484	400	627	4,785	
残席					0	107	181	0	48	456	0	313	1,105	
あっせん価格							300	300				300		
未利用額							32,100	54,300		14,400		93,900	194,700	
未配布(利用)額合計		0	317,644	1,169,859	6,118,036	3,508,870	14,256,201	6,435,792	7,022,879	7,287,921	10,013,811	5,844,167	7,099,534	69,074,712

- b. 補助事業・・・指定宿泊所等利用補助事業、スポーツレク施設等利用事業、美容補助事業、文化補助事業。（「北九州市職員厚生会規約」第23条第1項第6号）
- c. （借上）保養所事業・・・三季借上保養所事業・年間借上保養所事業・指定保養所事業・年間借上ペンション事業・年間借上貸別荘事業・スキー宿事業（「北九州市職員厚生会規約」第23条第1項第6号）

（意見1-14）補助事業における美容補助事業（平成16年度 11百万円）

補助事業の美容補助は、女性会員1人当たり5千円 of 美容所利用の補助を行うものであり、「地方公務員法」第42条（注1-13）の設定当時の状況と現在の社会・経済上の状況の大幅な変化を考えると廃止すべきと考える。

（意見1-15）補助事業における指定宿泊所等利用補助事業（平成16年度 106百万円）と（借上）保養所事業における三季借上保養所等の事業（平成16年度 79百万円）について

福祉事業としての宿泊所・保養所等に関しては、補助事業の指定宿泊所等利用補助事業と（借上）保養所事業の三季借上保養所等の事業があり、両事業で、合計金額186百万円の補助・給付がなされている。

平成16年度の一般経理の事業収益は、497百万円（会員掛金171百万円・交付金325百万円）であり、宿泊所等の福祉事業の合計金額は、37%を占めていることになる。

補助事業の指定宿泊所等利用補助事業は、会員1人当たり16千円の補助金の支給を行う事業であり、（借上）保養所事業の三季借上保養所等の事業は、利用者料金と借上料金との差額を補助する事業である。

実質的には両事業とも何ら変わることはない事業であり、しかも福祉事業の優先順位はあるにしても宿泊所等の福祉事業が、事業収益の37%を占めていることについては問題であり、かつ、他の政令市の給付事業を考えると整理縮小すべきと考える。

よって、現状では少なくとも（借上）保養所事業は廃止を含めて見直しされたい。

d. 物資あっせん・購買事業

物資あっせんは、日常家庭用品、レジャー用品などを安価にあっせんし、厚生会が会員にかわって購入代金を立替、会員は月賦による給与控除で、厚生会へ返済する制度である。購買事業は、一般より安く買い物ができる店と指定店契約を結び、会員の月賦購入等について、給与・期末手当から控除する制度である。
(「北九州市職員厚生会規約」第 23 条第 1 項第 5 号)

(意見 1 - 16) 物資あっせん [長期あっせん立替金 (平成 16 年度貸借対照表) 90 百万円]・購買事業の役割について

「地方公務員法」第 42 条 (注 1 - 13) の趣旨に則り、互助会が行う事業として、職員の冠婚葬祭に関する給付、生活物資の販売やあっせんなどが挙げられている。昭和 43 年度設立当初においては、北九州市職員厚生会が、物資あっせん・購買を事業として取り扱うことは必然だったと思われるが、平成 16 年度北九州市職員厚生会が物資あっせんとして取り扱った商品は、(表 1 - 16) のとおり 17 品目・2,268 件であり、必ずしも「北九州市職員厚生会規約」第 23 条第 5 号 (注 1 - 21) でいう生活に必要な物資、言い換えれば、生活必需品とは限らず、さらに、件数も必ずしも会員数から比較すると少ないと言わざるを得ない状況から考慮すると、現状では、北九州市職員厚生会の物資あっせん事業の役割は終わっており、廃止すべきと考える。また、購買事業も (表 1 - 17) のとおり、件数は 1,523 件であり、同様と考える。

廃止することにより、長期あっせん立替金 90 百万円の資金が不要になり、かつ人件費においても 1 百万円 (注 1 - 22) が削減されることになる。

(注 1 - 22) 物資あっせん事業に係る職員の人件費 (表 1 - 7 の職員 J)

$$340 \text{ 万円} \times 3 / 10 = 102 \text{ 万円}$$

(仕事の割合)

(表1-16) 平成16年度 物資あっせん一覧表

(単位:千円)

実施月	品目	件数	金額
平成16年7月	冷蔵庫	104	13,517
	電子ジャー	153	5,189
	食器洗い乾燥機	121	6,513
	掃除機	190	6,487
	ビデオカメラ	103	8,110
9月	ルームエアコン	130	19,002
	温風ヒーター	96	2,268
	洗濯機	151	14,267
	オープンレンジ	109	4,883
12月	テレビ	128	35,159
	DVD	351	26,567
	デジタルカメラ	252	8,837
	電子辞書	114	2,956
	体重体脂肪計	98	1,018
	ハンディマッサージャー	10	140
	電気シェーバー	58	1,339
	パーソナルファックス	100	2,646
計	17品	2,268	158,907

(表1-17) 平成16年度 月賦購買利用件数および金額

(単位:千円)

	件数	業者支払額	手数料
4月	130	1,359	42
5月	129	1,191	36
6月	132	1,227	37
夏季	65	1,769	54
7月	134	1,161	35
8月	126	1,123	34
9月	115	1,042	32
10月	111	1,116	34
11月	111	1,102	34
冬季	59	2,050	63
12月	111	1,084	33
1月	109	956	29
2月	100	960	29
3月	91	1,001	30
合計	1,523	17,148	530

e. 福利厚生施設事業(北九州市職員厚生会規約)第 23 条第 1 項第 6 号)

北九州市職員厚生会の福利厚生施設は、会員の福利厚生の実現を図るため、食堂 8 ヶ所、売店 6 ヶ所、理髪 12 ヶ所を設置している。特に、食堂については、市役所・小倉北区役所以外の区役所等は、繁華街から離れた所が多く食堂の必要性がより高いと考えられるための設置であり、一方、職員数が少なく、一般市民の利用が見込めないなど、営業環境は良好とは言えないため、北九州市職員厚生会が、助成することで、安定的な事業者の確保を図っている状況とのことである。

(表 1 - 18) は、福利厚生施設の負担金額、利用状況である。北九州市職員厚生会の負担金額も毎年 5 ~ 6 百万円であり、利用状況も理髪にいたっては、職員とそれ以外の利用者のほぼ変わらない設置場所もある状況である。

なお、北九州市職員厚生会においても施設を建て替える場合は、理髪の設定はしないこととしている。

(意見 1 - 17) 福利厚生施設の役割について (平成 16 年度 6 百万円)

福利厚生施設が設置された当初の社会状況と現状とは、著しい変化(たとえば、車社会の到来、コンビニエンスストアの店舗数の拡大等)があり、現状での福利厚生施設の存続は、北九州市職員厚生会が費用負担まで行って実施する事業としては、廃止も含めて検討されたい。

(意見 1 - 18) 福利施設従事者への被服の無償貸与について

福利厚生施設の委託先の従事者について、被服を無償貸与している。(平成 15 年度 345 千円・平成 16 年度 7 千円)

無償貸与する規約等の根拠はなく、昭和 54 年 2 月 19 日付方針決裁でなされているということである。

しかしながら、現時点では、その文書が見当たらないということである。規約等で、無償貸与の行為を規定すべきであったと考える。

(表1-18) 北九州市職員厚生会福利施設一覽表

平成17年8月11日現在

	設置場所 (営業時間)	面積 (㎡)	委託年月日	契約者氏名	免除額(単位:千円)				平成16年度 利用率(人)				平成16年度 売上件数 (件)	
					電気料	水道料	ガス代	計	職員	OB	その他	合計月平均人員		
食 堂	門司区役所 月-金 10:00-15:00	140.77	H17.8.1	㈲ A	512	316	業者負担	828						0
	小倉南区役所 月-金 8:30-17:30	234.52	H5.4.1	株式会社 B	414	535	業者負担	949						27,438
	若松区役所 月-金 8:30-14:00	140.77	H5.4.1	C ㈱	334	290	業者負担	624						15,683
	八幡東区役所 月-金 8:30-17:30	198.80	H3.4.1	個人 A	369	332	業者負担	701						20,932
	八幡西区役所 月-金 8:30-17:30	145.00	S49.4.1	D株式会社	406	213	業者負担	619						40,333
	戸畑区役所 月-金 8:30-15:00	74.99	H17.5.26	個人 B	185	540	業者負担	725						19,173
	交通・若松 月-金 8:30-17:30	97.00	H15.4.1	個人 C	-	-	業者半額負担	-						1,363
	交通・向田 月-金 8:30-17:30	64.00	H5.5.1	個人 D	-	-	業者半額負担	-						9,743
	計				2,221	2,228		4,450						134,665
	売 店	門司区役所 月-金 11:00-15:00	4.86	H17.8.1	㈲ A	72	-	-	72					
小倉南区役所 月-金 8:30-17:30		4.76	H5.4.1	株式会社 B	127	-	-	127						
若松区役所 月-金 9:00-16:00		3.80	H5.4.1	C ㈱	数室に含まれている	-	-	-						
八幡東区役所 月-金 8:30-17:30		20.25	H3.4.1	個人 A	数室に含まれている	-	-	-						
八幡西区役所 月-金 8:30-17:30		7.20	S49.4.1	D 株式会社	数室に含まれている	-	-	-						
戸畑区役所 月-金 8:30-17:30		12.90	S61.5.1	個人 E	124	-	-	124						
計					324	0	0	324						
理 髪	門司区役所 月-金 8:45-17:30	40.00	S48.4.2	個人 F	98	20	52	171	50	4	3	56		
	小倉南区役所 月-金 6:45-17:30	25.79	S49.4.1	A 協同組合	111	72	-	183	77	31	22	130		
	若松区役所 月-金 8:45-17:30	23.30	H13.4.1	個人 G	69	71	業者負担	140	56	37	18	110		
	八幡東区役所 月-金 8:45-17:30	21.90	H9.3.10	個人 H	55	46	22	123	32	39	17	78		
	八幡西区役所 月-金 8:45-17:30	30.00	S49.4.1	B 協同組合	60	13	-	74	33	58	80	171		
	戸畑区役所 月-金 9:00-15:00	29.90	S49.6.1	個人 I	26	20	10	58	17	35	21	66		
	交通・若松 火木土 8:45-17:30	10.00	H15.4.1	個人 J	-	-	業者半額負担	-	18	9	19	46		
	交通・向田 月水金 8:45-17:30	14.00	H12.4.1	個人 J	-	-	業者半額負担	-	24	5	17	47		
	新門司環境センター 月-金 8:45-17:30	19.80	H17.5.19	個人 K	13	17	-	31	42	0	0	42		
	日明環境センター 月-金 8:45-17:30	19.30	S61.6.1	個人 L	17	9	-	27	27	4	0	31		
	皇后崎環境センター 月-金 8:45-17:30	21.28	H17.7.1	個人 M	32	17	-	50	28	3	0	31		
	皇后崎環境センター 若松事務所 月-金 8:45-17:30	19.52	S48.4.2	個人 N	37	126	-	164	30	3	2	36		
	計				523	416	85	1,025	431	228	199	842		
	合計				3,070	2,645	85	5,800						

f. 貸付事業(「北九州市職員厚生会規約」第 23 条第 1 項第 4 号)

現在、厚生貸付、福利貸付、結婚貸付、修学貸付(平成 17 年度より)、育児休業貸付、結婚貸付(子女)、入学貸付(平成 17 年度より、新入学貸付事業へ)の 7 つの貸付事業を行っている。

なお、共済組合においては住宅資金貸付、災害貸付の事業が、また、健保組合においては高額医療費貸付、出産費貸付が行われている。

なお、厚生会貸付と共済組合貸付とを併せて借りの場合には、返済額が月額給料の 40%以内という制限が設けられている。

(意見 1 - 19) 貸付事業について(平成 16 年度貸付金残高 410 百万円)

現在の北九州市職員厚生会の貸付事業の内容を検討すると「北九州市職員厚生会規約」第 23 条第 1 項第 4 号(注 1 - 21)の臨時の支出に対する貸付と言い切れない貸付事由もあり、整理した上で、縮小する必要があると考える。

g. 玄海荘事業(「北九州市職員厚生会規約」第 23 条第 1 項第 1 号)

玄海荘の経理に関しては、玄海荘(注 1 - 23)がオープンした昭和 48 年度より、「玄海荘経理」を特別会計として、会計区分を独立させて実施している。

玄海荘の損益は、(表 1 - 19)のとおり、昭和 48 年度から、平成 9 年度までの合計は、1,137 百万円の赤字(減価償却費控除前 810 百万円赤字)であり、一般会計と他経理貸付利息で賄っていた。平成 10 年度より、収益部門の「収益経理」(表 1 - 20)として、団体保険手数料収入をもって、玄海荘の赤字を埋めようとしているが、平成 10 年度から平成 16 年度の玄海荘の損益は、782 百万円の赤字(減価償却費控除前 510 百万円赤字)である。

よって、昭和 48 年度から平成 16 年度までの収支損益は(表 1 - 20)のとおり、1,920 百万円の赤字(減価償却費控除前 1,284 百万円赤字)となっている。

厚生会見解は、「玄海荘は会員が福利厚生事業の一環として、一般的なホテル・旅館を利用するよりも安価で気軽に利用できる施設として、収益経理の中で運営できる範囲での赤字はやむをえない」との立場をとっている。しかしながら、今後の玄海荘のあり方については、厚生会事業検討委員会の中で検討する予定であるとのことである。

(注 1 - 23) 玄海荘事業の経緯

「玄海荘」の前身である旧別府保養所(北水荘)は、別府鉄輪温泉南西方の丘陵地帯に位置し、個人の別荘として建築されたものを昭和 29 年 5 月に北九州水道健保組合が取得したもので、以後多くの人々に利用されてきた。

合併により、北九州市職員健康保険組合が取得し、引き続き利用されてきたものの、昭和 43 年頃からの医療費の増大等により、健保財政が窮迫の一途をたどったため、昭和 45 年 3 月に厚生会に売却された。その後、建物の老朽化と宿泊室が 4 室と手狭なため、拡張が計画されたが、隣接地買収が難しく、新たに別府市大字鶴見の用地を購入し新築する方向で計画変更の決定が行われた。昭和 46 年から 3 ヶ年の継続事業として新保養所の建設を行い、昭和 48 年 5 月に現在の北九州市職員厚生会別府保養所「玄海荘」をオープンした。

(意見 1 - 20) 玄海荘の廃止について

平成 16 年度の玄海荘の収支損益は、113 百万円の赤字(減価償却費控除前 83 百万円赤字)であり、昭和 48 年度から平成 16 年度までの 32 年間の収支損益は、1,920 百万円の赤字(減価償却費控除前 1,284 百万円赤字)である。

玄海荘の部屋数は、14 部屋であり、平成 16 年度においても稼働率は 70%程度にすぎず、満室になったとしても黒字になる見込みがない。

また、玄海荘の職員は、玄海荘の所長を含めわずか 3 名であり、玄海荘の厨房、清掃等のほとんどの業務を、外部に委託している。

北九州市職員厚生会の保養施設として玄海荘を位置づけるにしても、玄海荘の毎期の大幅な経常赤字の計上は、もはや福利厚生施設としての運営の枠を超えていると考える。

よって、現状の玄海荘の利用状況および福祉事業である指定宿泊所等の利用補助の利用状況、また民間における保養所売却を推し進めている現状を考え合わせると、保養施設としての玄海荘は廃止を含めて見直しされたい。

(表1-19)「玄海荘経理」 損益計算書 その1

(単位:円)

	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
事業収益	20,076,812	26,082,900	28,662,190	34,685,180	38,328,340	35,433,690	37,218,240	39,660,860	40,092,480	39,217,080	32,177,800	44,647,035	46,351,100
保養所使用料収益	7,910,617	9,464,760	9,913,000	11,690,100	16,558,000	14,344,400	14,793,900	15,686,500	15,077,100	14,621,800	11,744,500	16,718,500	17,279,600
食料収益	11,480,020	16,548,640	18,678,790	22,908,180	21,686,940	21,044,990	22,346,130	23,912,460	24,797,700	24,370,670	20,262,460	27,679,105	28,850,990
備品等使用料収益	686,175	69,500	70,400	86,900	83,400	44,300	78,210	61,900	217,680	224,610	170,840	249,430	220,510
事業費用	24,723,583	37,234,031	56,563,980	65,492,700	62,019,206	65,820,790	67,674,218	76,638,360	78,073,524	69,098,824	66,197,992	80,289,082	82,028,210
給与費	3,080,598	4,779,523	5,465,974	6,705,317	10,523,077	10,198,899	10,817,853	13,822,212	14,191,189	14,739,426	15,385,375	16,454,715	17,599,300
賄材料費	7,154,815	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経費	14,488,170	32,454,508	51,098,006	58,787,383	51,496,129	55,621,891	48,370,581	54,408,128	55,541,242	46,067,399	43,084,552	54,250,397	55,125,204
減価償却費	0	0	0	0	0	0	8,485,784	8,408,020	8,341,093	8,291,999	7,728,065	9,583,970	9,303,706
事業利益(損失)	4,646,771	11,151,131	27,901,790	30,807,520	23,690,866	30,387,100	30,455,978	36,977,500	37,981,044	29,881,744	34,020,192	35,642,047	35,677,110
事業外収益	5,696,626	11,151,131	27,901,790	30,807,520	23,690,866	30,387,100	30,455,978	37,108,970	37,981,044	29,881,744	34,033,982	35,664,017	35,702,180
繰入金	5,269,666	10,729,842	26,485,763	28,249,846	20,882,637	28,092,348	27,315,625	33,317,090	31,454,708	20,930,222	25,111,134	29,601,519	26,910,811
受取利息	0	0	0	0	0	0	2,468,807	3,207,836	6,279,280	8,625,139	8,647,743	5,776,906	8,522,809
雑収益	426,960	421,289	1,416,027	2,557,674	2,808,229	2,294,752	671,546	584,044	247,056	326,383	275,105	285,592	268,560
事業外費用	1,049,855	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開設費	1,049,855												
経常利益	0	0	0	0	0	0	0	131,470	0	0	13,790	21,970	25,070
特別利益													
特別損失								131,470			13,790	21,970	25,070
特別損失								131,470			13,790	21,970	25,070
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰越利益剰余金													
当年度未処分利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会 員 数 (人)	11,917	12,556	12,648	12,279	12,443	12,527	12,594	12,564	12,492	12,344	12,369	12,272	12,077

(表1-19)「玄海荘経理」 損益計算書 その2

(単位：円)

	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	小計
事業収益	46,487,050	44,086,005	36,630,630	45,228,885	47,476,386	54,858,893	58,908,661	24,532,985	76,930,650	71,263,558	64,390,320	62,672,572	1,096,100,302
保養所使用料収益	17,475,100	16,734,900	13,898,300	16,571,800	17,050,000	19,580,600	20,361,300	9,286,500	30,577,500	29,312,900	26,144,800	25,468,071	418,264,548
食料収益	28,776,150	27,077,705	22,520,615	28,284,235	29,994,625	34,790,230	38,012,850	14,937,170	45,284,900	40,895,110	37,208,740	36,128,947	668,478,152
備品等使用料収益	235,800	273,400	211,715	372,850	431,761	488,063	534,711	309,315	1,068,250	1,055,548	1,036,780	1,075,554	9,357,602
事業費用	84,628,215	82,920,700	77,447,951	79,769,780	93,077,140	94,755,179	103,894,933	104,412,956	150,970,255	161,937,369	188,970,175	179,088,313	2,233,727,466
給与費	18,711,212	18,771,362	18,753,529	19,369,091	21,086,328	22,606,902	26,409,916	21,605,644	27,599,077	28,409,602	28,340,103	29,669,521	425,095,745
脂材料費													7,154,815
経費	56,261,500	58,172,529	53,325,904	56,305,065	67,783,608	67,971,249	73,361,336	48,191,509	88,678,615	98,913,799	93,510,446	91,457,385	1,474,726,535
減価償却費	9,655,503	5,976,809	5,368,518	4,095,624	4,207,204	4,177,028	4,123,681	34,615,803	34,692,563	34,613,968	67,119,626	57,961,407	326,750,371
事業利益(損失)	38,141,165	38,834,695	40,817,321	34,540,895	45,600,754	39,896,286	44,986,272	79,879,971	74,039,605	90,673,811	124,579,855	116,415,741	1,137,627,164
事業外収益	38,162,115	38,938,095	40,986,427	34,546,895	45,641,744	39,896,286	45,299,672	83,329,862	74,092,705	90,695,051	124,552,863	116,415,741	1,143,020,404
繰入金	29,276,187	30,016,593	30,689,892	22,934,553	28,525,081	16,298,596	25,098,500	77,785,630	72,209,030	89,688,769	123,998,672	115,860,690	976,733,404
受取利息	8,565,436	8,521,971	9,829,530	11,273,825	16,870,803	23,188,551	19,348,100	5,376,984	1,519,661	742,608	341,256	372,222	149,479,467
雑収益	320,492	399,531	467,005	338,517	245,860	409,139	853,072	167,248	364,014	263,674	212,935	182,829	16,807,533
事業外費用													1,049,855
開設費													1,049,855
経常利益	20,950	103,400	169,106	6,000	40,990	0	313,400	3,449,891	53,100	21,240	26,992	0	4,343,385
特別利益											26,992		26,992
特別損失	20,950	103,400	169,106	6,000	40,990	0	313,400	3,449,891	53,100	21,240	0	0	4,370,377
特別損失	20,950	103,400	169,106	6,000	40,990	0	313,400	3,449,891	53,100	21,240	0	0	4,370,377
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰越利益剰余金													
当年度未処分利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会 員 数 (人)	11,906	11,814	11,724	11,651	11,647	11,734	11,403	11,680	11,702	11,515	11,343	11,156	

(表1-20)「収益経理」損益計算書

(単位：円)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	小計	合計
福利事業収益	121,495,118	124,015,698	121,317,770	119,199,924	120,616,490	109,923,233	106,637,505	823,205,738	823,205,738
保険手数料収益	117,430,843	118,145,417	115,849,769	115,682,408	115,073,036	106,755,211	102,638,004	791,574,688	791,574,688
購買手数料収益	1,150,449	924,741	803,925	762,570	746,913	637,114	505,099	5,530,811	5,530,811
指定店登録手数料	1,660,000	1,590,000	1,540,000	1,400,000	1,340,000	1,200,017	1,085,732	9,815,749	9,815,749
会員証発行手数料	36,200	26,200	0	0	0	0	0	62,400	62,400
その他収益	1,217,626	3,329,340	3,124,076	1,354,946	3,456,541	1,330,891	2,408,670	16,222,090	16,222,090
福利事業費用	9,740,284	8,227,142	8,075,587	9,534,530	9,842,087	4,904,258	6,223,583	56,547,471	56,547,471
給与費	1,387,026	716,507	540,847	632,658	527,376	532,129	791,119	5,127,662	5,127,662
事務費	8,353,258	7,510,635	7,534,740	8,901,872	9,314,711	4,372,129	5,432,464	51,419,809	51,419,809
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福利事業収益	111,754,834	115,788,556	113,242,183	109,665,394	110,774,403	105,018,975	100,413,922	766,658,267	766,658,267
玄海荘事業収益	12,652,993	12,257,153	9,478,450	13,728,003	13,168,234	11,654,350	10,499,545	83,438,728	1,179,539,030
保養所使用料収益	11,537,529	11,162,265	8,096,080	11,143,610	11,386,520	9,653,648	8,552,809	71,532,461	489,797,009
備品等使用料収益	985,290	870,670	821,010	748,570	626,760	662,800	682,458	5,397,558	14,755,160
その他収益	130,174	224,218	561,360	1,835,823	1,154,954	1,337,902	1,264,278	6,508,709	674,986,861
玄海荘事業費用	136,068,484	125,607,007	134,974,965	116,832,265	111,924,756	117,380,370	123,629,155	866,417,002	3,100,144,468
給与費	28,705,687	14,108,392	14,303,185	14,985,930	14,857,521	14,391,778	14,474,920	115,827,413	540,923,158
賄材料費									7,154,815
事務費(経費)	54,250,662	65,219,651	78,967,618	64,051,331	63,333,901	72,293,567	79,711,591	477,828,321	1,952,554,856
減価償却費	53,112,135	46,278,964	41,704,162	37,795,004	33,733,334	30,695,025	29,442,644	272,761,268	599,511,639
玄海荘事業収益	123,415,491	113,349,854	125,496,515	103,104,262	98,756,522	105,726,020	113,129,610	782,978,274	1,920,605,438
事業外収益	603,368	2,573,849	1,613,945	1,710,366	503,057	612,661	734,971	8,352,217	1,151,372,621
繰入金									976,733,404
受取利息	451,868	2,104,365	1,106,287	1,480,847	198,454	605,161	604,943	6,551,925	156,031,392
雑収益	151,500	469,484	507,658	229,519	304,603	7,500	130,028	1,800,292	18,607,825
事業外費用	36,774	373,233	0	0	60,690	137,158	0	607,855	1,657,710
雑損失	36,774	373,233	0	0	60,690	137,158	0	607,855	1,657,710
経常利益	11,094,063	4,639,318	10,640,387	8,271,498	12,460,248	231,542	11,980,717	8,575,645	4,232,260
特別利益	184,383	0	67,870	300	0	0	0	252,553	279,545
特別利益	184,383	0	67,870	300	0	0	0	252,553	279,545
特別損失	144,000	667,355	287,113	9,860	501	0	141,600	1,250,429	5,620,806
特別損失	144,000	667,355	287,113	9,860	501	0	141,600	1,250,429	5,620,806
当年度純利益	11,053,680	3,971,963	10,859,630	8,261,938	12,459,747	231,542	12,122,317	9,573,521	9,573,521
法人税・住民税及び事業税	0	0	0	0	1,279,000	0	0	1,279,000	1,279,000
前年度繰越利益剰余金	0	11,053,680	7,081,717	7,941,347	320,591	1,501,338	269,796	23,985,019	23,985,019
当年度未処分利益剰余金	11,053,680	7,081,717	17,941,347	320,591	11,501,338	1,269,796	11,852,521	34,837,540	34,837,540
会員数(人)	10,952	10,870	10,724	10,650	10,431	10,233	10,057		

h. 保険事業（「北九州市職員厚生会規約」第23条第1項第6号）

保険事業における団体保険事務手数料は、昭和43年度設立当初から、平成9年度までは一般経理に組み込まれていたが、平成10年度からは収益経理に組み込まれている。

収益経理では、玄海荘の赤字を団体保険事務手数料で補っているのが現状である。

対象の保険の件数・手数料は、（表1-21）のとおりである。

なお、政令市14市の内、1政令市のみが団体保険事務手数料の収入を市の収入としているが、他の13政令市は、北九州市と同様に厚生会（互助会）等の収入としている。

（表1-21）各団体保険の件数および手数料

	平成16年度 件数	平成16年度 保険料（千円）	平成16年度 手数料（千円）
グループ保険	70,485	313,938	10,132
任意共済保険	28,321	161,638	6,458
医療保険	20,521	68,550	4,573
団体終身保険	21,004	329,693	-
火災共済	1,498	17,841	1,184
団体扱い生命保険	144,523	1,606,358	52,248
簡易保険	76,657	1,270,550	24,060
団体扱い損害保険	60,232	294,968	7,775

（脚注）件数には配偶者・子を含む

（意見1-21）団体保険事務手数料（保険手数料収益）について（平成16年度 102百万円）

「地方公務員法」第42条（注1-13）の趣旨からも、団体生命保険に対する便宜の供与は認められるものと考えられるが、北九州市職員厚生会が団体生命保険の事務手数料のコスト等を負担していないにも係わらず、北九州市ではなく、北九州市職員厚生会が、手数料収入を計上するのは妥当なのかどうかを今後検討する必要があると考える。

(2) 下水道事業について

本報告書における数値の表示において、原則、切捨て表示している。
したがって、上記端数処理の関係上、合計数値等とその内訳が一致しない場合がある。

第 1 . 監査の概要

1 . 監査の種類

監査の種類とは、「地方自治法」(昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号。以下「法」という。)第 252 条の 27 第 2 項に基づく「包括外部監査」である。

2 . 監査の対象と選定した理由

(1) 監査の対象

監査の対象としたのは、北九州市(以下、「市」と称す。)が実施している「下水道事業について」である。

(2) 選定した理由

下水道事業は市民に健康で快適な生活環境をもたらすために欠かせない、最も基本的な事業の一つである。市では下水道の整備を進めており、平成 16 年度末での普及率は 99%を超えている。

このような下水道設備の整備には多額の初期投資が必要となる。下水道にかかわる未償還の企業債残高は、平成 16 年度末で 2,200 億円を超えており、多額の償還負担が下水道事業にかかわる資金収支を圧迫しているのも事実である。平成 16 年度予算における単年度資金剰余は 10 億円のマイナスとなっており、現在の下水道使用料体系を維持するためには、収支の改善に努めなければならない。

しかし、人口の大幅な増加が見込めない状況において、すでに普及率は 99%を超えているため、下水道使用料の大幅な増加を見込むことは困難である。したがって、これからの下水道事業にかかわる資金収支を改善するためには、経営努力による、建設事業や維持管理のための費用削減が重要になる。

経営努力による経費削減の余地の有無を検討することは、下水道事業の財政を改善するために有用であると思われる。また、下水道事業は快適な市民生活のためには欠かすことが出来ない重要な事業であり、そのサービスを充実させることも重要なテーマである。したがって、経費削減の視点だけでなく、経済性、有効性の視点から下水道事業の経営について検討することは有用であると思われる。

以上の背景および理由により、当該事件を選定する。

3. 監査の視点

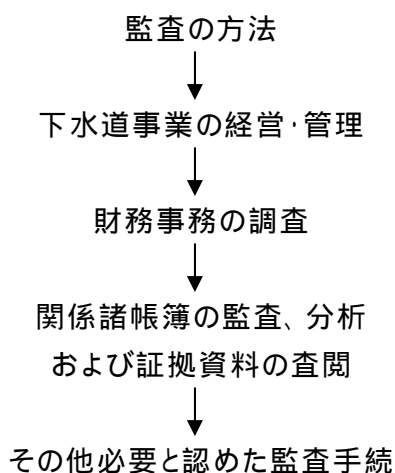
主に以下のような視点を持って、監査を実施した。

- (1) 下水道事業の財務にかかわる事務や、その経営管理が、関係法令や諸規程に準拠して行われているか。
- (2) 下水道事業の経営管理が、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているか。その組織の運営が合理的に行われているか。
- (3) 維持管理コスト削減のために、維持管理にかかわる業務委託の内容および金額が適正な基準に従って作成されているか。また過年度の実績がある業務委託については適時に見直しが行われているか。
- (4) 下水道事業にかかわる固定資産や債権等は適切に管理されているか。

4. 監査の方法

この監査に当たっては下水道事業の財務にかかる事務および、その経営管理が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、「法」第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨にのっとり、最少の経費で最大の効果をあげるようにされているか、また、組織および管理の合理化に努めているかに意を用いて、経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係諸帳簿および証拠書類との照合並びに現場視察等を実施したほか、外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

監査方法の概略は、以下に示したとおりである。



5. 監査期間

監査対象について、実地に監査した期間は、平成 17 年 6 月 16 日から平成 18 年 1 月 11 日までの期間である。

6. 外部監査人の独立性

北九州市と包括外部監査人および補助者との間には、「法」第 252 条の 28 第 3 項に定める利害関係はない。

第 2 . 監査対象の事業概要

1. 下水道事業の概要

(1) 汚水整備事業

市は昭和 38 年、門司・小倉・若松・八幡・戸畑の 5 市合併により発足した。昭和 39 年度には「北九州市下水道条例」が施行され、昭和 42 年の「第 2 次下水道整備五箇年計画」から、市として一元的な下水道事業を進めてきた。

その結果、昭和 39 年には、わずか 1.7%であった普及率は平成 16 年度には 99.3%まで上昇し、管渠延長は 4,000 k mを超えた。下水道が整備され、下水処理場で汚水を処理することが出来る区域を処理区域というが、平成 17 年 3 月末の市の人口 1,002,024 人のうち、処理区域内の人口は 995,023 人になる。

処理区域内では、水洗化が下水道法で義務付けられているが、平成 16 年度の水洗化戸数は 462,278 戸で、水洗化率は 99.1%である。

市の面積は 48,681 h aであり、面積の 40%程度にあたる 18,718 h aが、国土交通大臣が認可した下水道認可面積となっている。そのうち、すでに市は 15,718 h aにわたり下水道を整備している。

現在、市には新町、日明、曾根、北湊、皇后崎の 5 ヶ所の浄化センターと 34 ヶ所のポンプ場（平成 16 年度末現在）があり、一日約 47 万 t の汚水を処理している。

(表 2 - 1) 年度別下水道普及の状況

年度別	総人口 (人)	面積 (h a)	処理区 域内人 口 (人)	処理面 積 (h a)	普及率 (%)	管渠延 長 (k m)	処理場 流入水 量 (千m ³)
6	1,026,389	48,286	964,975	13,967	94.0	3,356	163,292
7	1,024,490	48,294	973,617	14,078	95.0	3,395	180,239
8	1,022,394	48,295	975,675	14,147	95.4	3,445	167,740
9	1,021,151	48,315	980,540	14,307	96.0	3,557	197,044
10	1,018,634	48,371	983,259	14,438	96.5	3,596	187,076
11	1,015,656	48,418	985,221	14,614	97.0	3,673	184,696
12	1,012,926	48,425	988,018	14,873	97.5	3,746	175,354
13	1,010,338	48,509	990,364	15,050	98.0	3,812	182,431
14	1,008,197	48,525	993,145	15,394	98.5	3,908	177,635
15	1,004,987	48,525	993,964	15,553	98.9	3,960	195,399
16	1,002,024	48,681	995,023	15,718	99.3	4,003	181,941

(表2-2)浄化センターの状況

(平成16年度末現在)

項目	単位	新町	日明	曽根	北湊	皇后崎	合計
所在地		門司区 松原	小倉北 区西港 町	小倉南 区中吉 田	若松区 大字安 瀬	八幡西 区夕原 町	
敷地面積	m ²	39,480	114,175	95,340	43,892	146,092	438,979
運転開始年月		昭和47 年4月	昭和45 年4月	昭和54 年10月	昭和47 年4月	昭和38 年7月	
処理方法		標準活性汚泥法					
処理面積	ha	1,608	4,820	2,206	1,767	5,317	15,718
処理人口	人	109,466	355,879	135,418	92,615	301,645	995,023
処理能力	m ³ /日	64,000	263,000	73,000	44,000	177,000	621,000
放流先		村中川	洞海湾 湾口部	竹馬川	新栄盛 川第一 支流	割子川 洞海湾	
流入下水量	千m ³ / 年	17,867	71,673	17,380	15,401	59,620	181,941
一日当たり流入下水量	m ³ /日	49,000	196,400	47,600	42,200	163,300	498,500
汚泥発生量	m ³ /年	112,679	284,626	125,358	78,110	708,079	1,308,852
脱水ケーキ発生量	t/年	9,376	19,686	12,792	7,443	33,619	82,916
電力使用料	千kwh/ 年	5,347	20,250	7,912	3,558	12,476	49,543
水道使用料	m ³ /年	2,462	41,802	2,728	5,125	7,097	59,214

これらの浄化センターやポンプ場の運転整備等業務、浄化センターの中央操作室の操作業務などはすでに民間に委託されており、維持管理費の約半分が委託料で占められている。

(2) 雨水整備事業

いわゆる浸水対策である。市では、昭和 50 年代～60 年代に浸水被害が頻繁に起っており、浸水被害を防ぐために昭和 60 年代から本格的に雨水整備を進めてきたところである。しかしながら、近年においても平成 11 年 6 月、平成 15 年 7 月、平成 16 年 8、9 月と集中豪雨被害に見舞われており、さらなる雨水整備を進めている。

具体的には雨水排水施設の能力アップ、雨水流出抑制施設の建設、雨量情報システムの導入など、ハードとソフトの両面から雨水対策を進めており、その結果、平成 16 年度末の整備率は 63.6%となった。平成 17 年度末には 64.8%の整備率を目指している。

(3) 合流式下水道の改善

下水道は下水の排除方法によって「分流式」と「合流式」に分けられる。

分流式下水道の特徴は、雨水と汚水を別々の下水管に集め、雨水はそのまま河川等へ放流し、汚水は浄化センターで浄化してから放流されるので、公共用水域に汚水が流出することなく処理することができる。しかし、雨水用と汚水用の二つの下水管が必要なため施工が困難という課題がある。

合流式下水道の特徴は、浸水防除と汚水整備がある程度同時に達成できる方式であり、下水管は一つで済む。しかし、雨水と汚水を一つの下水管で処理するため、大雨の時には処理量が増え、河川等の公共用水域に汚水が直接放流されるという問題がある。

市においては、下水道処理区域の約 22%が合流式下水道で整備されている。しかし、合流式下水道には上記のような問題があり、雨天時には下水管に一度に流入する雨水が増え、ひとつの下水管の処理能力を超えた汚水と下水管内の堆積物が未処理のまま公共用水域に放出される危険性がある。

そこで、放出される汚濁水量の削減や増加した雨水流出に対応するための下水道施設の改築・更新を進めると同時に、地域の地形的特色を生かしながら、分流式下水道の整備による改善と雨水滞水池方式による改善を図っている。

分流式下水道の整備は今まで一つの下水管で処理していた雨水と汚水を、主に雨水管を新設して二つに分けて処理することである。

雨水滞水池方式は、汚濁のひどい初期雨水を一時的に貯留する雨水滞水池を整備し、雨が上がった後で、一時的に貯留した雨水を浄化センターに送水・処理す

ることで、河川等への汚濁を減少させることが出来る。

(4) 下水道施設の維持管理

下水管の耐用年数は 50 年、浄化センター、ポンプ場の電気・機械設備は平均で 17 年程度となっている。これらの下水道施設は適切な管理、運営を行うことで、その機能が発揮される。特に市の下水道事業は昭和 38 年の五市合併後すぐに本格的に着手され、老朽化が進んでいるものもあり、定期的な調査やメンテナンスは欠かせなくなっている。

市ではテレビカメラなどを使って、下水管にゴミがたまっていないか、破損等の不具合が無いかを調査し、下水管の修繕や清掃を行っている。

また、下水管の管理だけでなく、下水管を流れる汚水の水質を管理することも重要である。下水管を通して、浄化センターへ有害物質等の流入を防止するため、市では水質の検査を定期的に行うとともに、特定事業場を中心に、工場排水の監視や指導も行っている。

(5) 下水汚泥の活用

浄化センターで下水を処理すると、下水汚泥が発生する。下水汚泥の量は、脱水した状態で一日約 200 トンになる。市では、一日約 200 トンの下水汚泥のうち、100 トンについてはセメントの原料として活用し、残りの 100 トンを一般ゴミと混合焼却している。

下水汚泥の成分は、セメント原料の粘土の成分と似ているので、粘土の代わりに汚泥を原料とする方法が、民間企業の協力によって平成 9 年度から実施されている。年間 4.5 万トンの汚泥をセメントの原料として活用しており、その量は全国でも最大規模である。セメント化のための施設は市が直接所有することなく、市は汚泥を脱水するだけで、セメント化については全面的に民間企業に委託している。

また、下水汚泥の一般ゴミとの混合焼却であるが、下水汚泥の持っている保有熱量を利用して、都市ゴミ単独での焼却よりも高い、ゴミ発電のエネルギーとして利用するもので、焼却によって発生した電気は浄化センターの電力として、蒸気は下水汚泥の乾燥用熱源(下水汚泥は水分が多く焼却するためには乾燥が必要)として一部が利用されている。

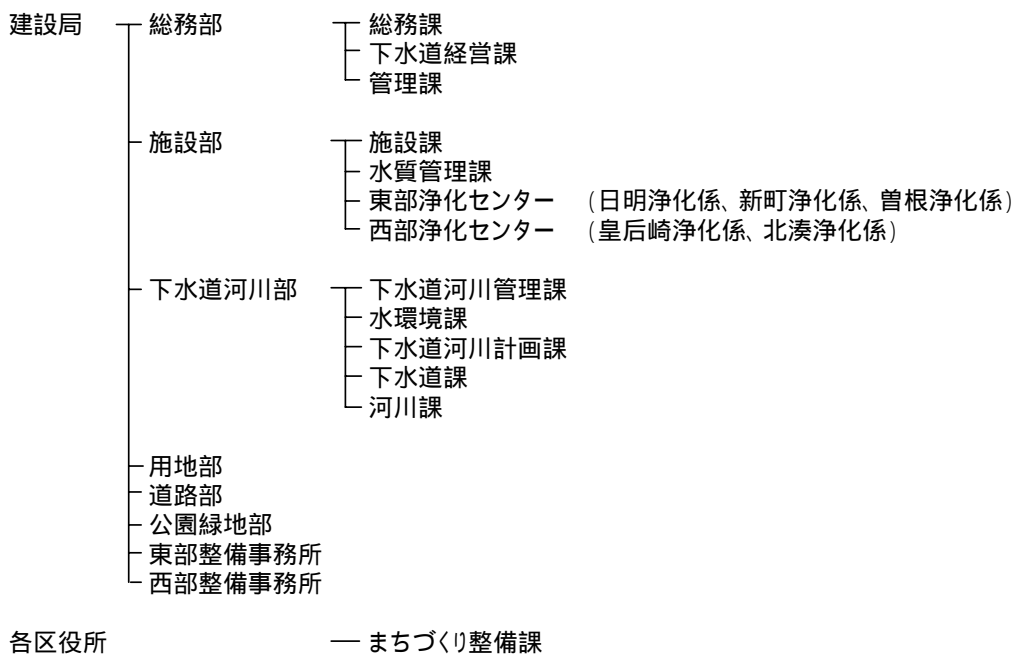
(6) 下水道事業の組織および職員数

下水道事業は建設局の事業の一つとして運営されている。そのうち、下水道事業に係る組織図と職員数を示すと以下のようなになる。なお、組織図では特に下水道事業に係る部署について、各部の下に設けられている各課・各係の名称まで明

記した。

下水道事業に係る組織図

(平成 17 年 3 月 31 日現在)



平成 17 年 3 月 31 日現在の職員数は 209 人で、その内訳は次のとおりである。

(表 2 - 3) 職員数一覧表

区 分	職 種	平成 16 年度	平成 15 年度	増 減
損益勘定 支弁職員	事務職	36 人	38 人	2 人
	技術職	80 人	87 人	7 人
	計	116 人	125 人	9 人
資本勘定 支弁職員	事務職	12 人	12 人	0
	技術職	81 人	82 人	1 人
	計	93 人	94 人	1 人
合 計		209 人	219 人	10 人

2. 下水道事業のこれからの財政計画

市建設局が、平成 17 年 3 月に作成した「下水道事業財政計画」(平成 17 年度～21 年度)の基本的な考え方は以下のとおりである。

基本的な考え方

- ・ 現行の使用料体系を維持します。
- ・ 一般会計繰入金の削減に努め、経営の自立を図ります。
- ・ 経営健全化のため、計画的・重点的な投資、施設の効率的な維持管理及び経営の効率化に努めます。

以上の基本的な考え方を踏まえ、下水道事業の取り組みとして、以下の取り組みが挙げられている。

(1) 普及対策(汚水整備)

平成 17 年度末までの概成を目指しており、平成 17 年度末の下水道普及率 99.8% を目指す。事業費は 54 億円。

(2) 浸水対策(雨水整備)

雨水管の能力アップを図るとともに、雨水の一時貯留施設などの整備を進め、浸水被害の早急な解消に努める。整備目標は平成 21 年度末までに 69.2% を目指す。事業費は 141 億円。

(3) 合流式下水道の改善

施設の老朽化・劣化、浸水、豪雨時の越流水による水質汚濁など、合流式下水道が抱える様々な課題の解決に向けた取り組みを一体的に進める。整備目標は平成 21 年度末までに合流改善率 21.2% を目指す。事業費は 251 億円。

(4) 改築更新

適切な維持管理により施設の長寿命化を図るとともに、計画的な改築更新を実施し、施設の安定かつ確実な稼動と機能の向上に努める。事業費は 64 億円。

以上の取り組みは多額の事業費がかかるので、これからの資金収支の動向が問題となる。この問題については「1. 経営分析の手法による下水道事業の現状把握と財務指標の改善について」で詳述する。

3. 下水道事業の平成 16 年度決算概況

下水道事業の平成 16 年度の決算概況として、(表 2 - 4) に収益的収支と資本的収支の状況を、(表 2 - 5) に貸借対照表を示している。なお、ここで収益的収支と資本的収支は消費税込みでの金額であり、「1. 経営分析の手法による下水道事業の現状把握と財務指標の改善について」に示した(表 2 - 7) 市下水道事業比較損益計算書は消費税抜き金額であるため、数値は異なっている。

平成 16 年度は減少傾向が続いていた下水道使用料が 4 年ぶりに前年度を上回ったことや、維持管理コストの削減に努めたことにより、収益的収入 27,522 百万円に対して、収益的支出は 26,044 百万円となり、収支差引は 1,478 百万円となった。なお、収益的収入のうち汚水処理補助金として一般会計から 500 百万円を繰り入れている。

資本的収支では、翌年度繰越工事資金（前年度からの繰越分）348百万円を除いた資本的収入は17,730百万円であり、資本的支出29,777百万円を差し引くと12,047百万円の不足額となる。この不足額を損益勘定留保資金などで補填している。

（表2-4）収益的収支と資本的収支の状況（単位：百万円）

収益的収入		資本的収入	
営業収益	26,358	企業債	8,381
営業外収益	1,149	国庫補助金	5,525
特別利益	14	出資金	752
		負担金	1,336
		基金繰入金	1,987
		貸付金回収金	81
		その他	13
合計	27,522	合計	18,078
収益的支出		資本的支出	
営業費用	17,863	建設改良費	14,682
営業外費用	8,103	企業債償還金	12,928
特別損失	76	投資	2,166
合計	26,044	合計	29,777
収支差引	1,478	収支差引	11,698

（表2-5）貸借対照表（単位：百万円）

科 目	平成16年度	科 目	平成16年度
資産の部		負債の部	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		他会計借入金	0
土地	9,458	他会計借入金	0
建物	10,403		
減価償却累計額	2,318	固定負債合計	0
建物簿価	8,085		
構築物	507,753	流動負債	
減価償却累計額	106,435	未払金	6,705
構築物簿価	401,318	営業未払金	1,833
		その他未払金	4,872
		預り金	0

機械及び装置	99,449	預り諸税	0
減価償却累計額	26,925	その他預り金	0
機械及び装置簿価	72,524	その他流動負債	49
車輜運搬具	36	預り有価証券	49
減価償却累計額	8	還付未済金	0
車両運搬具簿価	28	その他	0
工具器具及び備品	188	流動負債合計	6,754
減価償却累計額	121	借入資本金	220,262
工具器具及び備品簿価	67	企業債	220,262
建設仮勘定	20,447	負債合計	227,015
有形固定資産合計	511,926	資本の部	
無形固定資産		資本金	
地役権	16	自己資本金	81,143
電話加入権	18	資本金合計	81,143
無形固定資産合計	34	剰余金	
投資		資本剰余金	
水洗便所改造資金等貸付金	147	国庫補助金	140,892
基金積立金	6,895	負担金	18,075
投資合計	7,042	他会計負担金	5,987
固定資産合計	519,002	受贈財産評価額	57,257
流動資産		寄附金	539
現金預金	7,073	その他資本剰余金	30
預金	7,073	資本剰余金合計	222,781
未収金	6,372	利益剰余金	
営業未収金	2,146	減債積立金	0
営業外未収金	46	当年度未処分利益剰余金	1,557
		利益剰余金合計	1,557

その他未収金	4,180	剰余金合計	224,338
その他流動資産	49		
保管有価証券	49		
流動資産合計	13,494	資本合計	305,481
資産合計	532,496	負債資本合計	532,496

(脚注) 地方公営企業会計では「借入資本金」は資本金の部に属するものとしているが、本表上の借入資本金はすべて「企業債」であり、実態は借入債務であるため、組み替えて作表している。

第 3 . 監査の結果

< はじめに >

地方財政白書・平成 16 年度版（平成 14 年度決算）によれば「地方公営企業については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の着実な整備を推進するとともに、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開を支援し、併せて地方公営企業の経営健全化を推進するなど経営基盤の一層の強化を図る必要がある。」として、次の措置を講じたこと、記述している。

企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において 3 兆 2,052 億円（前年度 3 兆 2,177 億円）を計上した。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分 3 兆 4,127 億円（前年度 3 兆 8,746 億円）を計上した。

地方公共団体が経営する下水道事業で、平成 14 年度決算対象となるものは、4,904 事業（うち建設中 580 事業）であり、法適用企業が 167 事業、法非適用企業が 4,737 事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が 82 事業、指定都市営が 23 事業、市営が 1,193 事業、町村営が 3,544 事業、一部事務組合等営が 62 事業である。

下水道事業の平成 14 年度末における現在処理区域内人口は 8,693 万人、現在処理区域面積は 246 万 ha である。また、年間総処理水量は 132 億 85 百万 m³で、前年度と比べると 1.6% 増となっている。

法適用企業の下水道事業の総収益は 1 兆 3,454 億円、総費用は 1 兆 3,217 億円で、純損益は 236 億円の黒字、総収支比率は 101.8% となっている。また、経常収益は、料金収入が増加したことなどから、前年度と比べると 0.9% 増の 1 兆 3,446 億円、経常費用は、減価償却費が増加したこと等から、0.6% 増の 1 兆 3,201 億円となっている。この結果、経常損益は 245 億円の黒字、経常収支比率は 101.9% である。

累積欠損金は 2,101 億円で、対前年比 2.0% の増加、また、不良債務は 215 億円で、29.5% の増となっている。

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の総収益は、前年度と比べると 0.6% 増の 2 兆 8,521 億円、総費用は、前年度と比べると 0.1% 増の 2 兆 7,202 億円となっており、この結果、全体の収支は 755 億円の黒字となっている。これは、供用を開始した事業の増加により料金収入が増加しているほか、一般会計から多額の繰り入れが行われていることによるものである。

汚水処理原価と使用料単価(使用料収入を年間有収水量で除して算出したもの、特定公共下水道および流域下水道を除く。)の関係をみると、法適用企業の使用料単価は 133.89 円 / m³で、汚水処理原価の 86.6%、法非適用企業の使用料単価は 122.92 円 / m³で、汚水処理原価の 46.0%となっている。全体の使用料単価は 128.27 円 / m³で、汚水処理原価の 60.5%とそれぞれ低い水準(原価割れ)となっている。

このように使用料単価は、汚水処理原価の一部しか回収できていない。これは経済合理性に適合していないことを示している。そのため、同白書は「このため、下水道事業の財政健全化のためにも今後使用料水準の適正化を図っていく必要がある。」と主張している。

市においても、平成 16 年度の汚水処理原価回収率は 97.3%とほぼ汚水処理経費を賄ってはいるものの 100%には達していないため、今後も引き続き「下水道事業の財政健全化」に向けた取組が必要である。

市建設局が、平成 17 年 3 月に作成した「下水道事業財政計画」(平成 17 年度～21 年度)によれば、以下のように説明(概要)されている。

下水道は「汲取式トイレ」を水洗化し、汚水の排除と処理を行うほか、雨水を素早く排除することによって、家屋の浸水や道路の冠水を防ぐなど「健康で快適な生活環境を創出する」ための重要な都市基盤施設になっている。

市では、昭和 38 年の 5 市合併以来、下水道の整備を市政の重点施策のひとつに位置づけ整備を進めてきた結果、人口普及率(汚水整備)は、平成 16 年度末で 99.3%に達する見込みとなっている。引き続き、浸水対策や合流式下水道の改善など、計画的な事業の実施を図るため、平成 17 年度から 5 年間で計画期間とする新たな財政計画を策定した。

市民生活に密着した下水道使用料については、徹底的な維持管理コストの削減や国庫補助制度の活用等による財源確保に努め、資金収支の改善を図ってきた結果、現行の使用料体系を維持することができるようになった。

降雨時の放流水による川や海の汚濁防止対策として、合流式下水道の改善に取り組んでおり、事業の実施に当たっては、浸水対策や改築更新事業と連携し、一体的な整備を行うことにしている。

市の下水道財政の現状としては「下水道施設の整備には長い年月と膨大な資金を必要とする。」ため、国庫補助金、企業債、受益者負担金、下水道使用料等を財源としているが「未償還の企業債残高は 2,200 億円を超えている」など、健全化に向けて財政上、解消していかなければならない課題が幾つかある。

なお、未償還の企業債残高約 2,200 億円のうち、汚水整備分が約 1,400 億円、雨水整備分が約 800 億円である。

加えて、使用料収入の減少や改築更新費の増加など、下水道財政の現状はなお厳しい状況にあり、計画的で効率的な事業運営が求められている。

下水道使用料について言及すれば、核家族化が進み世帯数は増加しているものの、人口の減少や節水意識の浸透、節水機器の普及等により1戸当たりの平均排水量が減少しているため、普及率が100%近くに達した段階では、普及拡大による大幅な増収を期待することはできず、使用料収入は今後も減少していくものと見込まれている。おおむね、毎年1%程度減少しているのが実情である。

このように、使用料収入の減少が予測される一方で、企業債元利償還金がピークを迎え、平成21年度までは年間200億円前後という高い水準で推移するため、赤字経営が続いている。これは、キャッシュフローベースによる資金収支額である。資金不足については、これまでの余剰金で補填してきたが、平成21年度までの財政計画期間中は現行の使用料体系を維持できる見込みとなっている。したがって、その後における資金収支計画が問題になってきている。

なお、継続して効率的な維持管理や計画的・重点的な建設投資に努めるとともに、平成16年度に新設された資本費平準化債（拡大分）等を活用し、長期的な資金収支の均衡を図ることにしている。

汚水処理費は、すべて下水道使用料（一般会計からの使用料減免負担金を含む。）で賄うのが原則「雨水公費・汚水私費の原則」であるが、現状では資本費の負担が大きく、汚水処理費用を使用料収入で賄うことができていないのが実態である。

市においては、この資本費の負担の削減が課題になっている。
なお、貸借対照表と損益計算書の5年間における比較表は、以下に示した（表2-6）および（表2-7）のとおりである。

(表2-6) 市下水道事業 比較貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
資産の部					
固定資産					
有形固定資産					
土地	8,184	8,605	9,010	9,073	9,458
建物	8,577	8,745	8,845	10,391	10,403
減価償却累計額	1,646	1,820	1,954	2,110	2,318
	6,931	6,925	6,891	8,280	8,085
構築物	462,758	474,679	489,711	500,314	507,753
減価償却累計額	78,307	84,996	91,926	99,101	106,435
	384,451	389,684	397,786	401,212	401,318
機械及び装置	87,573	91,610	94,845	97,081	99,449
減価償却累計額	18,327	20,425	22,821	24,656	26,925
	69,247	71,185	72,024	72,425	72,524
車輛運搬具	43	45	45	43	36
減価償却累計額	12	13	15	17	8
	31	33	31	26	28
工具器具及び備品	149	166	183	190	188
減価償却累計額	81	92	102	115	121
	68	74	80	75	67
建設仮勘定	8,961	10,796	15,611	17,900	20,447
有形固定資産合計	477,873	487,301	501,433	508,991	511,926
無形固定資産					
地役権	12	9	8	7	16
電話加入権	16	17	17	18	18
無形固定資産合計	28	26	25	24	34
投資					
水洗便所改造資金等貸付	250	209	177	165	147
基金積立金	5,137	7,183	7,054	6,778	6,895
投資合計	5,387	7,392	7,231	6,943	7,042
固定資産合計	483,288	494,719	508,689	515,958	519,002
流動資産					
現金預金	7,790	5,918	8,672	9,293	7,073
預 金	7,790	5,918	8,672	9,293	7,073
未収金	5,423	7,560	6,502	6,536	6,372
営業未収金	2,452	2,542	2,242	2,236	2,146
営業外未収金	445	30	55	10	46
その他未収金	2,526	4,989	4,205	4,291	4,180
その他流動資産	47	45	49	54	49
保管有価証券	47	45	49	54	49
流動資産合計	13,259	13,523	15,224	15,883	13,494
資産合計	496,547	508,242	523,913	531,841	532,496
資産合計に占める流動資産の割合	(2.7%)	(2.7%)	(2.9%)	(3.0%)	(2.5%)

(単位：百万円)

科 目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
負債の部					
固定負債					
他会計借入金	449	289	279	0	0
他会計借入金	449	289	279	0	0
固定負債合計	449	289	279	0	0
流動負債					
未払金	8,611	7,893	9,214	9,402	6,705
営業未払金	1,637	1,757	1,571	1,690	1,833
その他未払金	6,974	6,136	7,643	7,712	4,872
預り金	4	4	0	0	0
預り諸税	0	0	0	0	0
その他預り金	4	3	0	0	0
その他流動負債	47	45	49	54	49
預り有価証券	47	45	49	54	49
還付未済金	0	0	0	0	0
流動負債合計	8,661	7,941	9,263	9,457	6,754
借入資本金	222,611	224,708	225,276	224,809	220,262
企業債	222,611	224,708	225,276	224,809	220,262
負債資本合計に占める企業債の割合	(44.8%)	(44.2%)	(43.0%)	(42.3%)	(41.4%)
負債合計	231,721	232,938	234,819	234,266	227,015
資本の部					
資本金					
自己資本金	71,299	72,715	73,874	75,065	81,143
資本金合計	71,299	72,715	73,874	75,065	81,143
負債資本合計に占める資本金の割合	(14.4%)	(14.3%)	(14.1%)	(14.1%)	(15.2%)
剰余金					
資本剰余金					
国庫補助金	124,081	127,641	131,834	136,585	140,892
負担金	16,663	17,104	17,495	17,785	18,075
他会計負担金	3,007	3,522	4,192	4,998	5,987
受贈財産評価額	45,594	49,035	55,617	56,823	57,257
寄附金	471	496	513	526	539
その他資本剰余金	30	30	30	30	30
資本剰余金合計	189,846	197,828	209,680	216,746	222,781
利益剰余金					
減債積立金	0	0	0	5,326	0
当年度未処分利益剰余金	3,681	4,760	5,540	439	1,557
利益剰余金合計	3,681	4,760	5,540	5,764	1,557
剰余金合計	193,527	202,588	215,220	222,511	224,338
資本合計	264,827	275,304	289,094	297,575	305,481
負債資本合計	496,547	508,242	523,913	531,841	532,496

(脚注) 地方公営企業会計では「借入資本金」は資本金の部に属するものとしているが、本表上の借入資本金はすべて「企業債」であり、実態は借入債務であるため、組み替えて作表している。

(表2-7) 市下水道事業 比較損益計算書(税抜き)

(単位:百万円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
営業収益	26,020	25,931	25,646	25,561	25,504
下水道使用料	17,199	16,859	16,673	16,463	16,573
雨水処理負担金	7,840	8,031	8,040	8,205	8,142
その他会計負担金	276	266	259	252	255
受託事業収益	39	78	81	17	0
その他営業収益	666	698	594	624	534
営業費用	16,439	17,444	17,727	18,155	17,571
管渠費	1,350	1,444	1,542	1,620	1,399
ポンプ場費	1,135	1,174	1,140	1,152	1,040
処理場費	2,731	2,842	2,893	2,766	2,583
水質管理費	36	36	37	37	40
受託事業費	31	72	75	15	
水洗便所普及促進費	21	22	23	21	18
水洗便所助成貸付事業費	25	24	27	28	23
業務費	603	603	588	645	687
総係費	104	103	113	99	104
減価償却費	9,033	9,535	9,851	10,148	10,367
資産減耗費	219	341	280	402	190
給与費	1,152	1,250	1,160	1,223	1,119
営業利益	9,581	8,486	7,919	7,407	7,933
営業外収益	3,632	2,652	2,120	1,586	1,149
受取利息及び配当金	38	8	26	58	59
国庫補助金	437	19	45	36	15
他会計負担金	346	347	332	309	283
他会計補助金	2,760	2,220	1,680	1,140	500
雑収益	50	58	37	43	292
営業外費用	10,203	9,587	9,124	8,454	7,906
支払利息及び企業債取扱諸費	10,096	9,516	9,054	8,378	7,831
雑支出	106	71	70	76	75
経常利益	3,010	1,551	916	539	1,177
特別利益	81	6	34	2	15
固定資産売却益	70	0	32	1	0
過年度損益修正益	11	6	1	1	15
特別損失	36	35	74	39	73
固定資産売却損	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	36	35	74	39	73
当年度純利益	3,055	1,522	875	502	1,118
前年度繰越利益剰余金	626	3,238	4,664	5,263	439
当年度未処分利益剰余金	3,681	4,760	5,540	5,764	1,557

< 下水道事業の財務指標の改善に関する意見 >

1. 経営分析の手法による下水道事業の現状把握と財務指標の改善について

「経営分析」は、元々「企業経営の状態」を分析することで、財務分析（財務諸表分析）もしくは財務数値分析という用語が用いられることがある。

経営（財務）分析は、その行う内容（指向もしくは目的）によって、収益性分析、財務安全性分析、流動性分析、および生産性（効率性）分析等がある。

財務分析を行う基礎的資料は、貸借対照表および損益計算書とその関連資料に表示されている会計上の数値のほか、従業員数、工場敷地面積、生産設備、操業度、売場面積、売上高（量）および金利その他の数値の組み合わせをもって行うことになる。

経営分析は「企業の財政状態・経営成績並びにキャッシュフローの状況」等について数値をもって分析し「広義における財務体質の強化」を志向する手法であり、その目的はデータの作成でなく、分析結果を踏まえて財務体質（財務指標）を改善するために具体的な行動をとることにある。

財務数値等の比較もしくは分析する場合、以下の諸種の方法がある。

- 当該企業の実績数値を時系列に比較し、実情を分析する方法
- 計画と実績とを比較し、差異を分析する方法
- 同業他社の数値を比較し、差異を分析する方法

市下水道事業の経営分析を実施した結果、市において、主に役に立つと思われる主要な分析指標の状況並びに改善の方向性は、以下のとおりである。

（1）収益性の分析について

収益性とは、採算性のことで、一定の資本の投下（元手＝経済的犠牲）をもって、いかほどの利益（果実＝経済的成果）を獲得したかということの問題にしている。

収益は「投下資本還元価値」ともいえるものであり、それは売上高（営業収益）を意味しているので、売上高を基準にして色々、分析する方式がある。しかし、企業経営において重要なことは、売上高ではなく利益である。そのために売上高のほか利益を基準にした方式がとられることになる。

市下水道事業では、売上高に相当するものを営業収益という用語をもって表わしている。

営業収益対営業利益率

$$\text{営業収益対営業利益率} = (\text{営業利益} \div \text{営業収益}) \times 100\%$$

この数値は企業の採算性、したがって企業の正常な営業能力の良否を示す重要な比率で、営業（^{なりわい}生業）の健全性をあらわすものである。

この逆数が、売上高対販売管理比率（営業収益対営業費用比率）で、以下の等式で示される。

$$\text{営業収益対営業費用比率} = (\text{営業費用} \div \text{営業収益}) \times 100\%$$

この比率は、営業収益を達成するためにどれだけの営業費用を必要としたかを示している。したがって、小さな数値ほど、収益性が高いことを示していることになる。

財務分析上、売上と原価もしくは費用の関係は収益性をみるひとつの指標であるが、たとえば、粗利（売上高総利益）が高くあるいは営業利益が高くとも、それは必要条件であっても十分条件ではない。粗利が低くとも売行きの良いものは、積算した場合、利益は大きくなるからである。また、営業利益が大きくとも、営業外費用、たとえば、支払利息が多額であっては、営業利益が食われてしまうだけである。

市の下水道事業における営業収益対営業利益のすう勢は、以下に示した（表 2 - 8）のようになっている。

（表 2 - 8）営業収益対営業利益率等のすう勢比較表

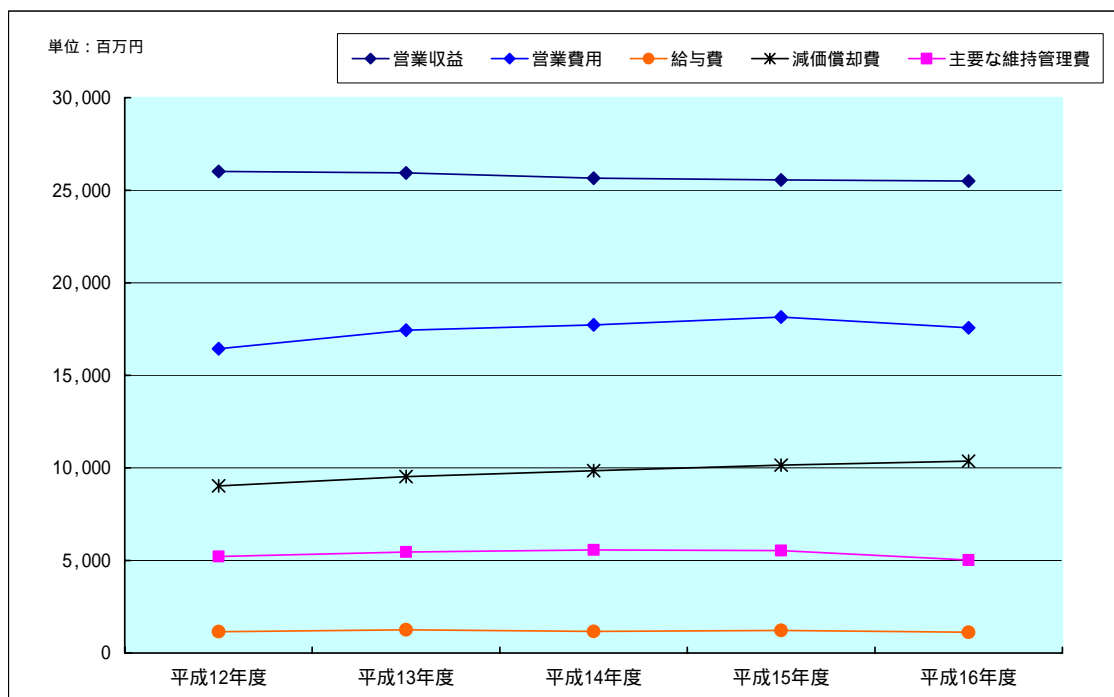
（単位：百万円）

科 目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
営業収益 (A)	26,020	25,931	25,646	25,561	25,504
営業費用 (B)	16,439	17,444	17,730	18,155	17,571
差引営業利益 (C)	9,581	8,486	7,919	7,407	7,933
営業収益対営業利益率 (C/A)	36.8%	32.7%	30.9%	29.0%	31.1%

営業収益に対する営業利益の割合（比率）は、一般会計繰入金の計画的な削減や下水道使用料収入の構造的な減少により営業収益が低下する一方で、保有固定資産に比例して営業費用も増大しているため、平成 16 年度を除き、平成 12 年度から大きく傾向的に低下している。

比較損益計算書のうち重要と思われる営業収益と営業費用の対比並びに営業費用のうちの重要な項目である給与費と減価償却費等をグラフに取り込むと、以下に示した（図表 2 - 1）のようになる。

（図表 2 - 1）営業収益と営業費用の関係図表



（注）主要な維持管理費とは、管渠費、ポンプ場費および処理場費の合計額である。

上記の表をみてわかるように営業収益は、わずかずつであるが、毎年、減少を示している。他方、営業費用は平成 16 年度を除き傾向的に増加している。平成 16 年度においては、主要な維持管理費である 管渠費、ポンプ場費および処理場費が、平成 15 年度（5,538 百万円）に対して 5,022 百万円と 516 百万円（9.3%）節減となっていることが大きく影響している。

これからは、将来に向けて、施設の更新費も必要になってくるので、同じように費用が減少していくとは考えられない。

他方において、高齢化、少子化社会を迎え、「下水道事業財政計画」に記述されているように、営業収益は傾向的に減収となっていくものと思われる。

主要な維持管理費と給与費が横這いであるが、保有固定資産の増加に伴い減価償却費が平成 12 年度と平成 16 年度では 9,033 百万円から 10,367 百万円へ 1,334 百万円（14.8%）も増加している。

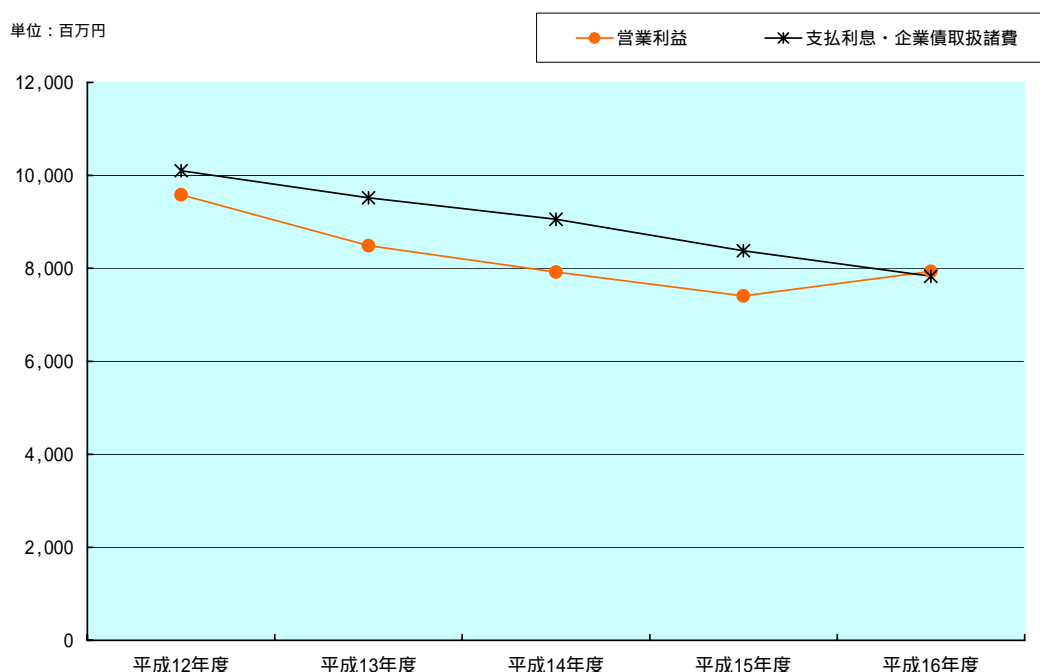
このような収益構造になっている現状において、費用の削減をはじめとする経営体質（収益構造）の改善が必要である。

営業利益対支払利息等比率

営業利益対支払利息等比率は、営業活動における支払利息等の負担能力を示しているもので、これもひとつの収益性を示す重要な指標である。

支払利息等(支払利息・企業債取扱諸費)と営業利益の関係をグラフで示すと、以下に示した(図表2-2)のようになっている。

(図表2-2) 営業利益と支払利息等の関係図表



このグラフから分るように、営業利益よりも支払利息のほうが大きい(平成16年度を除く)ため、営業活動で稼いだ利益をもって支払利息さえ賄えない状況が続いている。

このため、平成13年度から平成15年度までは、営業外収益で計上している「他会計補助金」を受け入れることによって、経常収支を黒字としている状況であった。(平成16年度は補助金が無くても黒字)

次に企業債の発行状況(残高)と支払利息等の状況を示すと、以下の(表2-9)のようになっている。

(表 2 - 9) 企業債残高と支払利息等のすう勢比較表

(単位：百万円)

科 目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
企業債残高 (A)	222,611	224,708	225,276	224,809	220,262
支払利息等 (B)	10,096	9,516	9,054	8,378	7,831
利 率 (B/A)	4.54%	4.23%	4.02%	3.73%	3.56%

(脚注 1) 残高は各期末の残高である。

(脚注 2) 平成 12、13、14 年度には、他の借入金があるが、期末ごとの残高が少額なので重要性がないものとして、利率の計算上、考慮していない。

(脚注 3) 利率は、単純に、年間の支払利息等の額を企業債の期末残高で割算している。

支払利息等の利率が、平成 12 年度の 4.5%から平成 16 年度の 3.6%に低下している。その間、企業債残高はほとんど横這いであるから、支払利息等の額が 10,096 百万円から 7,831 百万円へと 2,265 百万円も減少している。

しかし、経常利益には、この支払利息等の軽減効果があらわれていない。これは、汚水整備率は 100%近くに達しているものの、雨水整備事業に多額の資本的支出が続いているため、減価償却費が増えてきているからである。

(2) 資金収支分析について

資金収支分析は、企業会計が発生主義会計であるがゆえに「資金の収支」を埋没させてしまうために企業経営上重要な「資金繰り」を取り扱うものである。

そこでは、発生主義会計を現金主義会計に引き戻して事業年度ごとの資金収支を計算する。「資金繰り」は、とくに事業計画において重要であり、不足する場合には新たに資金の調達を検討しなければならないし、逆に超過する場合には、効率的な資金の運用を検討していくことになる。

「資金の収入と支出」を計算し、この差額の大きさが、資金的余裕をあらわしており、借入金等債務その他の返済能力を示すことになる。

下水道事業における「資本的収入と資本的支出」並びに「収益的収入と収益的支出」の関係は、以下に示した(表 2 - 10)並びに(表 2 - 11)のようになっている。

(表 2 - 10) 資本的収支のすう勢比較表 (税込み)

(単位: 百万円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
下水道事業資本的収入	20,286	17,170	20,700	22,004	18,078
企業債	12,577	10,176	11,415	11,072	8,381
国庫補助金	5,170	4,865	4,956	6,488	5,526
出資金	1,238	972	1,063	914	752
負担金	1,134	999	1,111	1,147	1,337
寄附金	8	26	18	14	14
貸付金回収金	128	122	106	91	81
基本金繰入金	0	0	2,030	2,264	1,987
その他資本的収入	32	11	0	14	0
下水道事業資本的支出	31,100	28,054	31,845	33,082	29,777
建設改良費	21,488	17,689	19,013	19,196	14,682
企業債償還金	7,820	8,079	10,847	11,539	12,929
投資	1,792	2,126	1,975	2,068	2,166
長期借入金返還金	0	160	10	279	0
資本的収支差額	10,814	10,884	11,145	11,078	11,699

資本的収支は、毎年 100 億円以上の支出超過となっており、とくに平成 16 年度は 11,699 百万円の支出超過となっている。

いわゆる民間企業でいうところの設備投資に相当する建設改良費を平成 12 年度の 21,488 百万円から順次減らしてきて、平成 16 年度には 14,682 百万円(6,806 百万円)も減少させているにもかかわらず、企業債償還金の増加によって、大きな資本的支出の超過が続いている。

(表 2 - 11) 収益的収支のすう勢比較表 (税込み)

(単位: 百万円)

項 目	年 度				
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
下水道事業収益的収入	30,626	29,469	28,668	28,004	27,523
営業収益	26,913	26,811	26,512	26,415	26,358
営業外収益	3,632	2,652	2,121	15,860	1,150
特別利益	81	6	35	2	15
下水道事業収益的支出	26,902	27,446	27,248	27,009	26,044
営業費用	16,738	17,759	18,047	18,470	17,863
営業外費用	10,127	9,652	9,124	8,498	8,104
特別損失	37	36	78	40	77
収益的収支差額(A)	3,724	2,203	1,420	995	1,479
資本的収支差額(B)	10,814	10,884	11,145	11,078	11,699
減価償却費等(C) (脚注)	9,701	10,107	10,738	10,595	10,065
単年度資金収支 (A + B + C)	2,611	1,426	1,012	512	155

(脚注) 減価償却費のほか、資産減耗費などの非資金的項目を含む。

収益的収支は収入超過となっているが、その額は減少、資本的収支差額の支出超過が拡大していることにより、単年度資金収支も減少している。

(意見 2 - 1) 収益構造の改善に向けて

下水道事業の営業収益は、毎年、減少を示している。一方で、営業費用は平成 16 年度を除き傾向的に増加している。

平成 16 年度の営業費用の減少は、主要な維持管理費である 管渠費、ポンプ場費および 処理場費が、平成 15 年度 (5,538 百万円) に対して 5,022 百万円と 516 百万円 (9.3%) 節減となっていることが大きく影響している。

これからは、将来に向けて、施設の更新費も必要になってくるので、同じように維持管理費が減少していくとは考えられない。他方において、高齢化、少子化社会を迎え、「下水道事業財政計画」に記述されているように、営業収益は傾向的に減収となっていくものと思われる。

また、(表 2 - 7) の比較損益計算書を見ると、主要な維持管理費と給与費が横這いであるが、減価償却費が平成 12 年度と平成 16 年度では 9,033 百万円から

10,367 百万円へ 1,334 百万円（14.8%）も増加している。

よって、このような収益構造になっている現状を十分に理解し、費用の削減をはじめとする経営体質（収益構造）を改善するなど、総務省が求めている財務体質や経営健全化に向けた具体的な施策を実施されたい。

（意見 2 - 2）資金収支とくに資本的支出の抑制に向けた経営改革の実施について

資金収支分析は、企業会計が発生主義会計であるがゆえに「資金の収支」を埋没させてしまうために企業経営上重要な「資金繰り」を取り扱うものである。

そこでは、発生主義会計を現金主義会計に引き戻して事業年度ごとの資金収支を計算する。まず、「資金の収入と支出」を計算し、この差額の大きさが、資金的余裕を表しており、借入金等債務その他の返済能力を示すことになる。

下水道事業における「資本的収入と資本的支出」を比較すると資本的収支は、毎年 100 億円以上の支出超過となっており、特に平成 16 年度は 11,699 百万円の支出超過となっている。

いわゆる民間企業でいうところの設備投資に相当する建設改良費を平成 12 年度の 21,488 百万円から順次減らしてきて、平成 16 年度には 14,682 百万円（6,806 百万円）となっているが、企業債償還金の増加によって、大きな資本的支出の超過が続いている。

よって、建設改良事業の優先度を十分に検討したうえ、建設改良費の範囲を「内部留保資金である減価償却費と収益的収入超過額に外部資金である国庫補助金と出資金を加えた合計額以内」にするなど、資金収支の健全化の観点からも検討されたい。

2. 政令市との比較による経営分析と改善の方向性（目標設定）について

人口並びに下水道収益等によって、比較的類似していると思われる政令市との比較分析を行った。

資料としては、総務省が公表している「地方公営企業年鑑（平成 15 年決算）」（平成 17 年 3 月）によっている。

この資料により公表されているデータは、必ずしも各地方公共団体が作成している公式な財務数値とは同一のものではない。総務省が、各地方公共団体を比較しやすいように独自の様式（書式）をもって提出させたデータによっているからである。

したがって、市においても、前項で利用した財務数値と同一のものではない。

まず「資本的収支」であるが、それは、以下に示した（表 2 - 12）のようになっている。

（表 2 - 12）平成 15 年度政令市資本的収支比較表（単位：百万円）

団 体 名	札幌市	仙台市	千葉市	川崎市	京都市	神戸市	広島市	福岡市	北九州市
項 目									
資本的収入									
企業債	14,081	8,191	10,048	20,577	20,326	3,923	23,759	22,867	9,352
（うち建設改良のための企業債）	(14,081)	(8,191)	(10,048)	(11,479)	(11,939)	(3,923)	(20,455)	(17,168)	(9,352)
国庫補助金	8,848	4,829	5,448	7,197	7,778	7,485	9,736	9,631	6,358
その他	3,157	3,108	(脚注) 878	7,922	8,483	4,877	1,460	7,840	3,798
小 計 A	26,086	16,128	14,618	35,696	36,587	16,285	34,955	40,338	19,509
資本的支出									
建設改良費	24,798	15,771	17,748	20,163	21,648	21,964	32,973	30,087	16,984
企業債償還金	17,462	9,839	7,599	29,607	33,928	11,280	22,877	27,522	11,299
その他	14	0	253	812	6	1,110	1,434	139	2,343
小 計 B	42,274	25,610	25,599	50,582	55,581	34,354	57,283	57,747	30,626
差引不足額 A-B=C	16,188	9,482	10,981	14,886	18,994	18,069	22,329	17,410	11,117
比率分析									
差引不足割合 C/A	62.1%	58.8%	75.1%	41.7%	51.9%	110.9%	63.8%	43.2%	56.9%
企業債（資本的収入）に対する建設改良費（資本的支出）の割合	176.1%	192.5%	176.6%	98.0%	106.5%	559.9%	138.7%	131.6%	181.6%
建設改良費に対する国庫補助金の割合	35.7%	30.6%	30.7%	35.7%	35.9%	34.1%	29.5%	32.0%	37.4%

（脚注）前年度許可債で当年度の収入扱いとしたもの 1,514 百万円を差し引いているため、これを除くとその他の金額は 636 百万円となる。

資本的支出について言えば、いずれの政令市も資本的収入をもって資本的支出を賄い切れていない。その不足割合は、神戸市の 110.9% をトップに、低いところで川崎市の 41.7% と福岡市の 43.2% である。市は 56.9% であるから、資本的支出に対して資本的収入が、約 60% 不足していることを示している。

そこで、次に企業債（資本的収入）に対する建設改良費（資本的支出）の割合をみることにする。

建設改良費は、民間企業で言うところの「設備投資」に相当するもので、これに対する企業債の発行状況は、建設改良費の債務依存度を示すものである。ただし、企業債の発行が全額、建設改良費に充当されるのではなく、企業債の満期償還に対応した借り換え用として発行されているものがあるが、ここではこれを考慮しないで計算している。

神戸市を別にすれば、仙台市が1番高く192.5%と企業債の2倍近い建設改良費を支出している。市においても、181.6%と高い水準を示しており、建設改良費の55.1%を企業債で賅っていることを示している。資金手当てとしては企業債のほか、国庫補助金があり、市では両者を合わせて92.5%を賅っている。

一般論として、企業債の依存度が高くなれば、また、長期間にわたって発行し続ければ、その償還は将来の世代が負担することになる。いわゆる「世代間の公平」の問題がここに発生してくる。早く完成させれば、それだけ完成した施設が提供するサービスを、現在の者も、また、将来の者も受け取れることになっているのであるが、少子化時代を迎えて、今よりも企業債の残高が増加していくなれば、将来の1人当たりの公債費が多くなり、それだけ将来の世代の負担が重くなる。少子化時代を迎えることも考慮して「世代間の公平」の問題を考え、企業債の残高を少しでも減らせるような経営改善に努めなければならない。

なお、市下水道事業会計においては、平成14年度をピークに企業債残高が減少しており、財政計画時に見込んだ平成31年までの長期収支では、平成31年度末の企業債残高は1,845億円まで減少する見込みであり、企業債の残高を減らす努力は行われているので、さらに企業債残高を減らせるような経営改善に努められたい。

また、汚水整備率100%に近いところまで来たこれからは、浸水対策等の雨水整備事業は計画的に実施していく必要があるため、建設改良費の範囲を、内部留保資金である減価償却費と収益的収入超過額に外部資金である国庫補助金と出資金を加えた合計額の範囲内に抑えるなど財務面からの検討も重要になってくる。

次に建設改良費に対する国庫補助金の割合であるが、市は、建設改良費に対する国の補助金率は37.4%で、他の地方公共団体、たとえば、仙台市の30.6%や千葉市の30.7%より恵まれている。それだけ自己負担が少なくて済むからである。

次に、収益性を比較するために各政令市の損益計算書の数値を比較分析する。各政令市の損益計算書の比較表は、以下に示した(表2-13)のとおりである。

(表2-13) 平成15年度政令市損益計算書比較表

(単位:百万円)

団体名	札幌市	仙台市	千葉市	川崎市	京都市	神戸市	広島市	福岡市	北九州市
総収益	46,017	25,404	20,509	42,683	54,314	32,550	43,279	50,597	26,930
営業収益 (A)	44,713	23,518	17,797	34,776	50,753	24,208	34,447	44,205	25,116
下水道使用料	20,192	17,053	11,084	21,492	26,880	19,552	18,166	25,262	16,290
雨水処理負担金	24,227	6,465	6,705	13,166	23,026	4,656	16,280	18,069	8,186
その他	294	0	8	119	847	0	2	874	640
営業外収益	1,251	1,839	2,712	7,869	3,562	8,342	8,776	6,287	1,812
他会計補助金	1,161	1,726	2,668	7,640	3,407	7,736	8,373	6,234	1,675
その他	89	112	44	228	154	606	403	53	137
特別利益	52	47	0	38	0	0	55	104	2
総費用	45,999	25,871	20,518	42,683	54,266	32,856	43,279	50,597	26,104
営業費用 (B)	31,860	15,968	12,317	23,660	32,850	25,384	23,256	30,164	17,899
管渠費	2,680	1,600	384	1,066	1,999	1,557	693	2,103	1,822
ポンプ場費	663	910	700	1,056	562	423	2,348	2,091	1,190
処理場費	9,563	3,367	1,553	4,305	7,557	5,520	4,507	6,164	3,307
主要費用合計額 (C)	12,906	5,878	2,637	6,427	10,118	7,501	7,548	10,358	6,319
減価償却費 (D)	15,218	7,794	6,582	13,244	18,203	14,809	13,240	15,322	9,957
その他	3,736	2,296	3,099	3,989	4,529	3,074	2,467	4,484	1,622
営業外費用	13,921	9,811	8,105	19,024	21,416	7,472	19,980	20,366	8,168
支払利息	13,685	9,758	8,085	18,477	21,010	7,372	19,845	20,090	8,051
(うち企業債利息)	(13,683)	(9,758)	(8,015)	(18,476)	(21,010)	(7,371)	(19,840)	(20,089)	(8,027)
その他	236	52	19	546	406	100	135	276	117
特別損失	218	93	96	0	0	0	43	67	38
経常利益または経常損失	183	421	87	38	48	305	12	37	862
経営分析数値									
営業収益対営業費用比率 B/A	71.3%	67.9%	69.2%	68.0%	64.7%	104.9%	67.5%	68.2%	71.3%
営業収益対主要費用比率 C/A	28.9%	25.0%	14.8%	18.5%	19.9%	31.0%	21.9%	23.4%	25.2%
営業収益対減価償却費比率 D/A	34.0%	33.1%	37.0%	38.1%	35.9%	61.2%	38.4%	34.7%	39.6%
営業費用に占める主要費用の割合 C/B	40.5%	36.8%	21.4%	27.2%	30.8%	29.6%	32.5%	34.3%	35.3%
営業費用に占める減価償却費の割合 D/B	47.8%	48.8%	53.4%	56.0%	55.4%	58.3%	56.9%	50.8%	55.6%
+	88.3%	85.6%	74.8%	83.2%	86.2%	87.9%	89.4%	85.1%	90.9%

営業収益対営業費用比率

営業収益対営業費用比率は、神戸市を除けば札幌市と市が1番高く、71.3%となっている。低い数値は、つまり収益性の高さを示すもので、1番よいのは、京都市の64.7%である。ここに示した政令市の多くが60%台であるところから、市も60%台の前半を目標としていきたいところである。

営業収益対主要費用比率

営業収益対主要費用比率の高い(原価高)のは、神戸市の31.0%、低い(収益性が高い)のは千葉市の14.8%である。市は25.2%である。パーセントを単純に平均すると23.2%となるので、その意味では、市はこの単純平均値よりも高い(収益性が低い)ところに位置していることになる。

このため、まずは単純平均である23.2%を目指し、さらなる努力目標として、川崎市の18.5%程度を設定してはいかがだろうか。

営業収益対減価償却費比率

営業収益対減価償却費比率は、営業収益に占める減価償却費の割合を示すもので、比率が高いほど、回収（費用負担率）が早いことを示していることにもなるが、むしろ営業収益に過大な負担をかけていることを示している。つまり、それは減価償却費 1 単位の収益が低いところであり、建設施設の操業度（利用の程度）が低いことを意味している。

営業収益対減価償却費比率が高いのは、神戸市を除けば市の 39.6%、次いで広島市の 38.4%であり、低いのは仙台市の 33.1%となっている。市の減価償却費は平成 12 年度の 9,033 百万円から平成 16 年度は 10,367 百万円へと 1,334 百万円（14.8%）の増加を示している。

相対的に不要、不急の建設改良事業を引き延ばすなどして、建設改良費の削減と減価償却費の減少を図り、上記（表 2 - 13）に示されている福岡市の 34.7%程度を目標として設定してはいかがだろうか。

営業費用に占める主要費用の割合

営業費用に占める主要費用の割合の高い市は、札幌市の 40.5%で、低い市は千葉市の 21.4%であった。その差は、19.1%で千葉市の比率に近いほどの大きな開きとなっている。市は 35.3%である。

下水道の整備率、普及率が 100%に近いところまで整備されてきていて、将来に向けて高齢、少子化時代を迎え、使用料収入が減少していくと見込まれているので、この営業費用に占める主要費用の割合についても、京都市の 30.8%あたりを目標として設定してはいかがだろうか。

なお、ここで、営業費用に占める主要費用とは、管渠費、ポンプ場費および処理場費のことである。

営業費用に占める減価償却費の割合

営業費用に占める減価償却費の割合は、神戸市の 58.3%が高く、市は 55.6%となっている。低いのは、札幌市の 47.8%である。この割合は短期間で改善できるものではないが、長期的な目標としては札幌市の 47.8%あたりを目標として設定してはいかがだろうか。

営業費用に占める主要費用の割合と、営業費用に占める減価償却の割合とを合算した数値では、市が 1 番高く 90.9%となっている。

つまり、管渠費等の主要な維持費用および減価償却費の合計で、営業費用の約 91%を占めている。他の市で 90%を超えているところはないので、市としては、費用の詳細な分析を行って、費用削減に向けた経営改善を行っていく必要があることを示している。当面の目標としては、仙台市の 85.6%並びに京都市の 86.2%あたりであろうか。

(意見 2 - 3) 政令市との比較による経営分析と改善の方向性(目標設定)について

人口並びに下水道収益等によって、比較的類似していると思われる政令市との比較分析を行い、北九州市の下水道事業の経営改善の方向性を検討した。経営分析値を基にした目標を設定し、それに向けた経営改革をしていくべきものと考え

る。

参考までにモデルケースとして、以下のようなものが考えられる。

よって、ここに参考として数値を示すので、あくまでも「市としてよりよいと考える指標」を設定し、経営を改善されたい。

項 目	目標指数	北九州市指数
資本的収支における支出超過比率の改善	川崎市の 41.7%	56.9%
営業収益対営業費用比率の改善	京都市の 64.7%	71.3%
営業収益対主要費用比率の改善	川崎市の 18.5%	25.2%
営業収益対減価償却費比率の改善	福岡市の 34.7%	39.6%
営業費用に占める主要費用の割合の改善	京都市の 30.8%	35.3%
営業費用に占める減価償却費の割合の改善	札幌市の 47.8%	55.6%

< 会計制度および会計処理に関する意見 >

3. 複式簿記会計制度のより適切な運用と整備について

(1) 貸借対照表と損益計算書の作成について

「地方公営企業法」(以下、地公法と称す)(昭和27年8月1日 法律第292号)は、地方公営企業が採用する会計方法を規定している。

この「地公法」は、第19条で事業年度を「地方公営企業の事業年度は、地方公共団体の会計年度による。」と規定した上で、第20条(注2-1)において「会計方法」を定めている。

(注2-1)「地方公営企業法」第20条(計理の方法)

- 1 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の実実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。
- 2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の実実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。
- 3 前項の資産、資本及び負債については、政令で定めるところにより、その内容を明らかにしなければならない。

「地公法」第20条第1項(注2-1)は「経営成績」を明らかにするため「発生主義」による「期間損益計算」を行うべきことを求めている。これが「損益計算書作成の基本原則」となる。

「地方公営企業法施行令(以下、地公令と称す)」（昭和27年9月3日 政令第403号）第10条(収益の年度所属区分)も、収益および費用の認識の基準として、主として「発生主義会計」を中心に規定している。

また、「地公法」第20条第2項(注2-1)は「財政状態」を明らかにするため「発生の実実」に基づき「一定の評価基準」に従って、資産・資本および負債を整理しなければならないことを定めている。この整理後の一覧表にしたものが、いわゆる「貸借対照表」である。

貸借対照表は、現代の期間損益計算を前提とする限り、ひとつの企業活動のスタートとゴール(再スタート)の各時点における企業活動の源泉としての資本の状態を示している。他方、損益計算書は、その資本の活動状況並びに結果を示している。

ここで重要なことは、貸借対照表は事業の継続性を前提に作成されるため、

一定時点の財産の状況を示すものであるとはいえ、将来の収益および費用となるべき未決項目および会社の会計方針に対する意思決定の結果としての見積り項目を多く含んでいるということである。

「地公令」第9条（注2-2）は、企業会計原則「第一一般原則」のうち六つの原則を「会計原則」として取り入れている。その主要な項目と内容は、以下のとおりである。

（注2-2）「地方公営企業法施行令」第9条

真実性の原則

地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供しなければならない。

正規の簿記の原則

地方公営企業は、その事業に関する取引について正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない。

- 略 -

明瞭性の原則

地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他の会計に関する書類に明瞭に表示しなければならない。

- 略 -

- 略 -

真実性の原則

「真実性の原則」は、地方公営企業会計の最高規範であり、第一原則としての真実性の原則は、第二原則以下の五つ原則によって支えられている。

正規の簿記の原則

正規の簿記の原則は「記録に関する原則」と「処理に関する原則」との2本の柱から成り立っている。

この「記録に関する原則」が求める正規の簿記の原則は、記録に関して信頼できる内部統制組織のある企業体において会計帳簿を作成することを要求している。

このようにして財務情報が、企業の経済活動の実態を正確に反映することを保証し得ることになる。

「処理に関する原則」が求める正規の簿記の原則は「一般に公正妥当な会計処理の原則及び手続」に基づき、発生した会計取引を仕訳し、会計帳簿に記録することを要請している。現代の会計における一般的な原則は発

生主義会計である。したがって、正規の簿記の原則は、発生主義に基づいて帳簿を作成すること、および、その帳簿に基づいて適正な財務諸表を作成することを要請している。

明瞭性の原則

企業会計原則における「明瞭性の原則」は、とくに証券市場に流通している株式等を発行しているいわゆる公開会社に対して、公開用具としての財務諸表に明瞭な表示を求めているものである。

地方公営企業における明瞭性の原則は、地方公共団体が主に市民の税金によって運用されていることを考えると、情報の公開はもとより重要なことである。それは納税者としての市民にとって「財務諸表が理解しやすい様式と表示をもって作成されていなければならない」からである。

したがって、それらの要請に答えるためには、以下の 2 点につき明瞭性を備えていなければならない。

ア 会計情報の明瞭な記載

イ 会計情報の適正な開示及び公開

すなわち、単に作成された公表用の「決算書と決算報告書」が適正に開示及び公開されるだけでなく、公表はされないが、「決算書と決算報告書」の元となった支払伝票や総勘定元帳についても会計情報が明瞭に記載されなければならない。

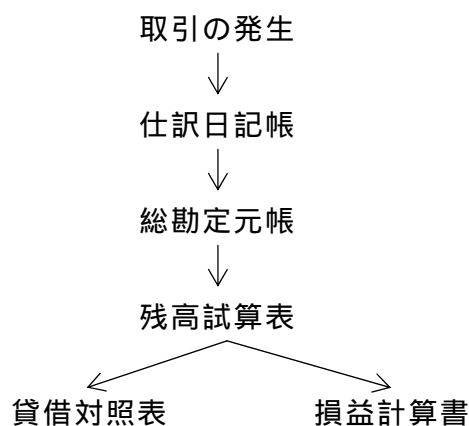
(2) 複式簿記による基本的な記帳方式について

企業活動の会計的認識（仕訳）は、一定のルールに準拠して行われる。一般に公正妥当と認められる会計処理の原則もしくは手続に準拠して会計処理（仕訳）が行われている限り、それを基礎にして作成される財務諸表は、真実（適正）な表示をしているという社会的約束が取り付けられている。

貸借対照表等の作成方法には、棚卸法と誘導法があり、誘導法は継続的な会計記録に基づいて会計帳簿が作成され、その集積された数字をもとに貸借対照表と損益計算書を作成するものとされている。会計帳簿は、原則として仕訳日記帳→総勘定元帳→残高試算表をもとに作成する。しかも、これは「貸借平均の公理」を大原則とする複式簿記である。

この複式簿記の特徴は、次の 2 点にある。ひとつは、すべての取引を発生順に整然と記帳する仕訳日記帳であり、それを転記することによって勘定科目ごとに整理統合される総勘定元帳である。ふたつに貸借均等の保持「貸借平均の公理」があり、この機能によって会計帳簿の正確性、信頼性が維持されることとされている。誘導法によれば、貸借対照表および損益計算書は、このような機能を有する複式簿記で記帳された会計帳簿に誘導されて作成されるものなのである。

この過程は、以下のような図式として表される。



近年はコンピューター会計が導入されて仕訳（会計伝票の作成と入力）を行うと同時に、総勘定元帳が作成されるようになってきている。そのため、伝票データを入力するだけで、総勘定元帳や残高試算表が作成され、転記ミスもなく、事務作業も単純化されている。その上、修正仕訳などの起票でも簡単に行うことができる。現在では、中小会社においても市販の会計ソフトで、割合、簡単に仕訳日記帳→総勘定元帳→残高試算表という誘導法による企業会計を採用している。

重要なことは、総勘定元帳などの会計帳簿においては、勘定科目ごとに取引の歴史的過程や取引内容(摘要の記載事項)がわかるようになってきていることにある。

(3) 市における複式簿記による企業会計

市では、会計の基準として「北九州市下水道事業財務規則（以下、下水道事業財務規則と称す）」を制定し、それに基づいて会計処理を行うとともに会計帳簿を作成している。

しかしながら、市の現在の会計方式は「正規の簿記の原則と明瞭性の原則」が求めている「 処理に関する原則並びに 明瞭性と一覽性」について不十分な点が見受けられる。

の処理に関する原則については、不十分な点について、例えば、(意見 2 - 6) の「退職給与引当金の設定の必要性について」や(意見 2 - 8) の「発生主義に基づく企業債の未払利息の計上の必要性について」など、発生主義会計に基づいた意見として出している。

の明瞭性と一覽性については、特に総勘定元帳で不十分な点が見受けられる。ここでは、この点について述べて行きたい。

「下水道事業財務規則」の第 9 条第 3 項によれば「編集された伝票を総勘定元

帳とする」旨、定められている。この規定に基づいて、「支出命令書」「支出負担行為併支命令書」等をもって「支払伝票」とし、これを綴り込んだものを総勘定元帳としているため、取引の内容を一目瞭然に理解できるようには作成されておらず、また一覧表の形態をとっていないため、総勘定元帳としての明瞭性と一覧性を十分備えているとはいえない。

市（下水道事業）の決算書は市で監査が行われるのであるから、監査のために明瞭な一覧性のある総勘定元帳が作成されなければならない。また、市内部だけでなく、市民にとっても理解しやすい総勘定元帳が作成されなければならないのは当然である。

そこで、上記「(2) 複式簿記による基本的な記帳方式について」でも述べたように、近年はコンピューター会計が導入されて仕訳を行うと同時に、総勘定元帳が作成されるようになってきているので、その導入を図るべきものとする。

しかしながら、市（下水道事業）では今のところ独自のコンピューター会計を導入しておらず、会計データを市の一般会計システムに登録することにより支出命令書等が出力され、それらを「支払伝票」として綴り込んだものを総勘定元帳としているのが現状である。さらに、一般会計システムに入力されたデータは勘定科目ごとに自動集計され、自動集計された数値を試算表として転記することによって毎月の試算表と年一回の決算書を作成している。下水道事業会計における独自の会計システムを導入するならば、これらの現状での事務作業は、ある程度単純化することができると思われる。

しかし、独自の会計システムは、すぐにでも導入できるものではない。今のところ、「編集された伝票を総勘定元帳とする」方法が採用されているので、「編集された伝票を総勘定元帳とする」方法による総勘定元帳を作成している場合においても、取引内容を一覧できる形式のものを別に作成しておくことが望ましい。

例えば、紙としては一覧性のある総勘定元帳は作成されていないものの、一般会計のシステムにデータを入力することにより、勘定科目ごとの入力データを一覧表としてパソコン上で見ることができる。この入力データの一覧表を勘定科目ごとにまとめれば総勘定元帳ではなくとも、その代わりとなる明瞭性と一覧性を備えた、「入力データ一覧表」を作成することが出来る。これを総勘定元帳の添付資料とするならば、上級管理者の試算表や決算書のチェックが容易になるし、承認までの時間も短縮することも可能である。同様に、市の監査も容易になり、監査時間の短縮と監査内容の充実に繋がると考えられる。

当面はこのような方法で、下水道事業会計における、総勘定元帳の明瞭性と一覧性を確保し、将来において下水道事業独自の会計システムを導入することになれば、本格的な総勘定元帳を作成するように、「編集された伝票を総勘定元帳とする」旨が定められている「下水道事業財務規則」を改正すべきであろう。

ひとつの参考までに総勘定元帳の単純化したひな型を示すと、以下のような様式が考えられる。

(表 2 - 14) 総勘定元帳のひとつの勘定科目の様式事例

年月日		摘要	相手科目	借方	貸方	差引残高

(4) 月次決算のあり方と月次決算情報の活用について

「地公法」第 31 条（計理状況の報告）は「管理者は、毎月末日をもって試算表その他当該企業の計理状況を明らかにするために必要な書類を作成し、翌月 20 日までに当該地方公共団体の長に提出しなければならない。」と定めている。

市はそれに従い月次試算表を作成している。しかし、ここには、以下の問題がある。

月次試算表の活用

民間企業では、通常、一ヶ月に一回、定例取締役会を開催しており、そこでは月次決算の報告等、企業の経営成績や財政状態の状況の報告が行われ、企業の経営を担当する複数の取締役が経営成績や財政状態に対して共通の問題意識を持ち、それに応じた経営活動が出来るようにしている。

しかし、市では、一ヶ月に一回、下水道事業の経営担当者が一堂に会した席で月次試算表を報告し、経営管理に役立てるための会議を開催するなどの明確な規定がない。

月次もしくは四半期ごとに下水道事業の経営成績や財政状態の状況は、下水道事業の経営担当者（例えば課長以上）に報告され、経営担当者が下水道事業の経営成績や財政状態に対して共通の問題意識を持った上で経営活動を行うことは、公営企業の経営管理として重要なことと考える。

月次の増減分析

月次試算表を作成し、綴り込みは行われているが、その附表としての増減分析表「資産・負債の増減内容の明細（B/S 関係）」もしくは「前年同月比較による差額分析（P/L 関係）」が添付されていないため、月次決算情報を下水道の事業運営に有効に活用している様子がない。増減分析により、下水道事業の経営成績や財政状態の状況が明確になるし、また、異常な増減があれば、原因を追究すること

により、問題点が明確になる場合もある。

経営担当者が下水道事業の経営成績や財政状態の状況を把握した上で経営活動を行うためには、月次決算情報の増減分析の実施は重要なことと考える。

(意見 2 - 4) 明瞭性かつ一覧性のある総勘定元帳の作成について

会計上のルールとして、すべての取引を発生順に整然と記帳する仕訳日記帳を作成し、それを転記することによって勘定科目ごとに仕訳をまとめた明瞭性かつ一覧性のある総勘定元帳を作成することが求められている。「北九州市下水道事業財務規則」第 9 条第 3 項によれば、「編集された伝票を総勘定元帳とする」旨、定められており、伝票綴りを総勘定元帳としているため、総勘定元帳としての明瞭性と一覧性を十分備えているとはいえない。

明瞭性かつ一覧性を備えた総勘定元帳を作成することにより、上級管理者の試算表や決算書のチェックが容易になるし、承認までの時間も短縮することも可能である。下水道事業の決算書は市で監査を行っているが、市の監査も容易になり、監査時間の短縮と監査内容の充実に繋がると考えられる。また、下水道の決算書は市民に対しても公表されているのであるから、その元になった総勘定元帳についても明瞭性かつ一覧性のある総勘定元帳が作成されなければならない。

したがって、コンピューター会計の導入なども含めて、事務処理上の工夫を行うことにより、明瞭性かつ一覧性のある総勘定元帳を作成されるようにされたい。

(意見 2 - 5) 月次決算のあり方と月次決算情報の活用について

下水道事業では、「地方公営企業法」第 31 条に従って、月次試算表を作成し「地方公共団体の長に提出」している。しかし、それだけでなく、民間企業では、取締役会で報告され、取締役会の構成員が、経営成績や財政状態に対して共通の問題意識を持ち、それに応じた経営活動が出来るようにするための重要な資料である。下水道事業においても、月次試算表を、下水道事業の経営のために、より有効に役立てなければならない。

そこで、下水道事業の経営担当者が、事業の経営成績や財政状態の状況を把握した上で経営活動を行うために、月次もしくは四半期ごとに、下水道事業の経営成績や財政状態の状況を、月次試算表をもとにした月次決算情報として、下水道事業の経営担当者に報告されたい。

また、月次試算表の増減分析により、下水道事業の経営成績や財政状態の状況が明確になるし、異常な増減があれば、原因を追究することにより、問題点が明確になる場合もある。月次試算表の数値については増減分析を行い、月次決算情報として増減分析資料を経営担当者に報告することによって、下水道の事業運営に有効に活用されたい。

4. 退職給与引当金の設定の必要性について

「地公法」第3条は「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」とし、地方公営企業の経営の基本原則が企業一般に通じる経営原則としての合理性と能率性を前提とした上での公共の福祉の増進にあること明らかにしている。

また、「地公法」第20条第1項(注2-1)は「地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の実実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。」と定めており、「地公法」の計理の方法が「地公法」第3条の経営の基本原則を受けて発生主義会計でなければならないことが明らかにされている。

そして、この発生主義会計の観点から退職給与引当金及び修繕引当金を計上することが認められている(「地方公営企業法施行規則(以下、地公法規則と称す)」別表第一(第二条の二関係)の固定負債項目に例示されている。)

ここで、退職給与金の性格を会計理論的に説明すると、賃金後払説、功績報奨説、生活保障説等と各種あるが、退職給与金は基本的に労働協約等に基づいて従業員が提供した労働の対価として支払われる「賃金の後払い」であるという賃金後払説で説明される場合が多い。

この賃金後払説によれば、退職給与金は、その発生が当期以前の事象に起因する特定の費用支出であり、勤務期間を通じた労働の提供に伴い発生するものとして捉えられることとなる。

いずれにしても退職給与金が支出される原因は、支出される以前の期間において「労働の費消に伴って発生している」ことにある。そこで、この事実を期間損益計算に反映させるために、発生主義会計に基づき退職給与引当金を設定するのである。

一般の企業会計においても退職給与金は、「従業員が提供した労働というコストは、その成果(収益)を得た期間が負担するのを原則とする」という考え方に立って退職者の勤続年数において負担すべきものと考えられている。

退職給与引当金は、まさにこのような会計的認識に基づく「未払債務の累積額」であり、各会計期間がそれ相応の費用を負担し、将来における退職時の支出に備えるのである。

したがって、発生主義会計の原則に従えば、当期の負担に属すべき退職給与金の金額は、支出の事実に基づくことなく、その支出の原因に基づき費用として認識することとなり、退職給与引当金の計上が必要となる。

退職給与引当金の計上基準としては、理論的には年金数理計算に基づく退職給付債務を計算する方法である退職給付会計が望ましいとされるが、簡便的には期

未在籍者の「期末要支給額基準」を採る方法も認められている。

「期末要支給額基準」とは、会計年度末において下水道事業会計所属の職員が全員退職するとした場合の退職給与金の全額を貸借対照表上に計上するというものであり、損益計算書上は、当会計年度末の要支給額から、前会計年度末の要支給額(当会計年度支給実績を控除した残額)を控除した額を予算額、決算額として計上することとなる。

ただし、その期末要支給額の算定に当たっては、下水道事業会計の負担すべき退職給与金により算定すべきであり、理論的には期末在籍者の下水道事業会計在籍期間の把握とその負担額の算出のみならず、他部局へ異動した者の把握と下水道事業会計の負担額の算出が必要となってくると考える。

一般会計の部局と地方公営企業会計の部局とでは、前者は現金主義会計であり、後者は発生主義会計を採用しているため、退職給与引当金を計上するとした場合に整合性を欠くこととなる。そのために相互間で人の異動があった場合には、退職給与引当金の調整の問題が発生してくる。

損益計算の観点から見ると、一般会計で勤務していた期間の発生相当額は、本来、一般会計が負担すべきである。一方、一般会計に在籍していた職員が、下水道事業に異動してきた後の下水道事業に勤務した期間の発生相当額は、下水道事業会計が負担すべき費用である。

そこで、原則的には地方公営企業会計として在籍期間に見合う退職給与引当金を計上すべきと考えるが、退職給与金の支出が最終在籍時の部局で支払われる事実を反映させて以下のような簡便的方法で対応していくことも検討されるべきであろう。

退職給与引当金の設定方法(試案)を以下に示す。

計算方法は簡便的に期末退職金要支給額とする。

退職者が出た場合、会計処理は目的使用として処理する。

(借方)退職給与引当金	×,×××	(貸方)	現金預金	×,×××
	退職給与金		預り金	×××

(脚注)前期末退職金要支給額(引当額)を超えて支給する場合に、その超過額を退職給与金として処理する。

引当対象者が他の部局へ異動した場合の処理

(借方)退職給与引当金	×,×××	(貸方)退職給与引当金調整勘定	×,×××
-------------	-------	-----------------	-------

(脚注1)他の部局へ異動したため不要となった退職給与引当金を取り崩す仕訳である。

(脚注2) 一般企業では転籍に当たって、引当金残高を移動させていることがあるが、ここでは簡便的に該当額を退職給与引当金調整勘定(損益勘定)として、損益処理する考え方を採用する。したがって、引当対象者が下水道事業会計在籍期間で積み立てられた金額は取り崩されることとなる。

他の部局から人が異動してきた場合の処理

(借方)退職給与引当金調整勘定 ×,××× (貸方)退職給与引当金 ×,×××

(脚注1) 受入時において必要とされる退職金要支給額を退職給与引当金に生み起こすための仕訳である。

(脚注2) 一般企業では転籍に当たって、引当金残高を移動させていることがあるが、ここでは簡便的に該当額を退職給与引当金調整勘定(損益勘定)として、損益処理する考え方を採用する。したがって、他部局勤務期間を含めて引当必要額が一度に繰り入れられることとなる。

なお、平成16年度末の退職給与引当金を上記試案の「期末要支給額基準」で設定したとすると、以下のような仕訳が必要となる。

(借方)退職給与引当金繰入額 ×,××× (貸方)退職給与引当金 2,208,311 千円
前期損益修正損 ×,×××

(脚注1) 借方の前期損益修正損は、平成15年度末時点の期末要支給額を、退職給与引当金繰入額は平成16年度分の発生額を計上するものとして記載している。

(脚注2) 設定初年度の損益に与える影響額は合計額の、平成16年度末の期末要支給額となる。

退職給与引当金は、「地公法」の計理の基本原則である発生主義会計の観点(地公法第20条第1項)からは、当然にその計上が必要とされる会計上の引当金の一つであるが、現状での各地方公共団体における下水道事業会計の退職給与引当金の設定状況は、平成15年度決算においては、以下に示した(表2-15)ようになっている。

(表 2 - 15) 平成 15 年度政令市等における退職給与引当金設定状況一覧表

区分	退職給与引当金	職員数
	(千円)	(人)
札幌市	-	624
仙台市	-	289
千葉市	-	218
東京都	16,262,404	3,626
川崎市	-	454
横浜市	-	1,048
名古屋市	-	1,208
京都市	-	680
大阪市	-	2,123
神戸市	2,196,644	351
広島市	-	398
北九州市	-	219
福岡市	-	307

(脚注)上記のデータは市建設局総務部下水道経営課保管の政令市等のそれぞれ
の下水道事業会計決算書によっている。

これを見る限り、実情としては政令市等の下水道事業会計における退職給与引
当金の設定は未実施のところが多いようである。

このような設定状況になっている理由の一つとして、総務省の「地方公営企業
法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達第三九(二)3」において、
「退職給与引当金は、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少その他経営上やむ
を得ない理由によって職員が退職する場合に予想される多額の退職給与費の発生
に備え、あらかじめ各事業年度の費用として計上したものを引き当てておくもの」
との記載があり、通達上の説明では基本的に利益平準化を第一の目的とした引当
金の色彩が強くなっていることが考えられる。

しかしながら、「地公法」の経営の基本原則(地公法第 3 条)、計理の方法(地公
法第 20 条第 1 項)、同施行令に掲げられている会計の原則である「地方公営企業
はその事業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供しなければならない。」(地公令第 9 条第 1 項)、並びに「地方公営企業は、その事業の財政状況及
び経営成績に関する会計事実を決算書その他の会計に関する書類に明瞭に表示し
なければならない。」(地公令第 9 条第 4 項)とされており、このようなことを照ら
して考えれば、発生主義会計の要請による退職給与引当金の設定のある下水道事
業会計のディスクロージャー内容がより法の趣旨に適ったものであると考える。

(意見 2 - 6) 退職給与引当金の設定の必要性について

北九州市の下水道事業会計においては、退職給与引当金が計上されていない。

しかし、「地方公営企業法」が予定している財政状態と経営成績の真実明瞭開示のための会計理論的な意味での発生主義会計の要請から市下水道事業会計においても退職給与引当金の計上の検討が必要となってくるものとする。

すなわち、地方公営企業の経営成績を真実明瞭に損益計算書に表示し、財政状態を同様に貸借対照表に表示するためには、発生主義会計の要請としての退職給与引当金として一定の計算方法で計算された額を毎期計上する必要があるとする。

よって、退職給与引当金(2,208百万円)を設定されたい。

5 . 修繕引当金の設定の必要性について

市下水道事業会計では、修繕引当金を設定していない。

修繕引当金についても「地公法」の計理の方法が発生主義(地公法第 20 条第 1 項)であることからその計上が認められている引当金である(地公法規則別表第一(第二条の二関係)の固定負債項目に例示されている。)

修繕引当金の設定方法には、当年度に原因が既に発生していて将来に修繕を要する額を合理的に見積る方法として各種の方法が考えられる。総務省の「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達第三九(二)2」では以下のように示されている。

「...企業の毎事業年度の修繕費の額を平準化させる目的をもって修繕費の執行額が、あらかじめ定めた予定基準額に満たない場合において、その差額を引当金に整理することができるものであること。この場合の各事業年度の費用として計上すべき基準額は、...当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額等とすることが適当であること。」

そこで、修繕引当金の設定方法(試案)を以下の方法で検討してみた。

すなわち、上記依命通達の方法に準じて、年度期首の有形固定資産残高に年度期首前過去 3 年間の平均実補修率(修繕費相当額/対応有形固定資産残高)を乗じて引当基準額とし、これから当該年度の実支出額を差引いた金額を基準として当期の引当(取崩)額を計算するという算定方法である。

なお、ここでの修繕引当金の試算は以下の仮定に基づき計算している。

修繕費相当額として、収益費用明細書の款「下水道事業費」、項「営業費用」目「管渠費」、「ポンプ場費」及び「処理場費」の節「修繕料」及び「工事請負費」を集計している。

修繕費相当額対応の固定資産は、本来であれば、有形固定資産計上額を厳密に修繕相当額に対応する部分を算定するべきであろうが、本報告では、「有形固定資産明細書」の「資産の種類」の中から、簡便的に以下(表 2 - 16)のように修繕費相当額の対応固定資産を仮定している。

(表2 - 16) 修繕費相当額と対応する固定資産の対比表

修繕費相当額	対応固定資産	
管渠費	構築物	管路施設(管渠) 管路施設(その他)
ポンプ場費	構築物 機械及び装置	ポンプ場施設 ポンプ場設備
処理場費	構築物 機械及び装置	処理場施設 処理機械設備

これにより市下水道事業会計の平成 16 年度末の修繕引当金の計上額を試算すると、以下(表 2 - 17)のようになる。

(表 2 - 17) 修繕引当金試算値計算表

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	摘要
管路施設				
期首対象固定資産簿価	343,458,127	352,616,186	357,793,722	
当年度修繕費	961,272	1,033,852	1,114,387	
補修率	0.00280	0.00293	0.00311	
平均補修率			0.00295	(脚注1)
ポンプ場施設				
期首対象固定資産簿価	22,416,427	23,588,300	24,279,777	
当年度修繕費	173,340	180,613	209,318	
補修率	0.00773	0.00766	0.00862	
平均補修率			0.00800	(脚注1)
処理場施設				
期首対象固定資産簿価	46,452,443	47,619,616	48,233,079	
当年度修繕費	398,667	399,531	398,778	
補修率	0.00858	0.00839	0.00827	
平均補修率			0.00841	(脚注1)

区 分	平成15年度	平成16年度	修繕引当金 (平成16年度)	摘要
管路施設				
期首対象固定資産簿価	366,415,870	369,923,376	1,147,019	(脚注2)
当年度修繕費	1,192,876	935,466		
補修率	0.00326	0.00253	935,466	(脚注3)
平均補修率(3ヶ年平均)	0.00310	0.00297	211,553	(脚注4)
ポンプ場施設				
期首対象固定資産簿価	24,414,694	24,393,578	197,769	(脚注2)
当年度修繕費	196,398	124,070		
補修率	0.00804	0.00509	124,070	(脚注3)
平均補修率(3ヶ年平均)	0.00811	0.00725	73,688	(脚注4)
処理場施設				
期首対象固定資産簿価	47,988,842	48,465,304	376,772	(脚注2)
当年度修繕費	319,817	264,669		
補修率	0.00666	0.00546	264,669	(脚注3)
平均補修率(3ヶ年平均)	0.00777	0.00680	112,103	(脚注4)
合計	-	-	397,355	

(脚注1) 平均補修率は3ヶ年平均

(脚注2) 平成16年度の期首対象固定資産簿価 × 平成15年度平均補修率(3ヶ年平均)
(設定基準額)

(脚注3) 平成16年度の実績修繕費相当額

(脚注4) 平成16年度引当額(設定基準額(注2) - 実績修繕費相当額(注3))

なお、平成 16 年度末の修繕引当金を上記設定方法で計上するとすれば、以下のような仕訳が必要となる。

(借方) 修繕引当金繰入額 397,355 千円 (貸方) 修繕引当金 397,355 千円

この依命通達に示された方法では、当年度修繕費が過去の補修率を基準として計算した基準額(設定基準額)よりも少ない場合には、修繕引当金の額が増加する。

すなわち、平均的な補修額に満たない部分の金額は、実支払額以外にその年度において発生しているものとみなされ引き当られることとなる。一方、当年度補修額が設定基準額を上回る場合には、修繕引当金の額が減少することになる。

すなわち、平均的な補修額を超える部分の金額は、既に過年度において引当済みの部分として、取り崩されることとなるのである。

この方法も修繕引当金の合理的な見積方法の一つと考えられるが、この方法では下水道施設の平均経過年数が年々大きくなる状況を想定すると、施設の老朽化が進む反面、その年度の予算配分によっては修繕引当金の額が減少するという極めて不合理な事態も考えられる。

そもそも修繕引当金は、いわゆる会計上の引当金として、以下のような要件のもとに発生主義の要請に基づきその計上が要求されるものである。

「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。(企業会計原則注 18)」

したがって、修繕引当金の算定は、原則的には上記の要件に基づき発生主義の観点から期末現在で修繕費用の支出が確実な案件について、その額を合理的に見積って計上すべきであると考えられる。

修繕引当金も、「地公法」の計理の基本原則である発生主義の観点(地公法第 20 条第 1 項)からは、その計上が望ましいとされる会計上の引当金の一つであるが、現状での各政令市等における下水道事業会計の修繕引当金の設定状況をみると、平成 15 年度決算においては以下(表 2 - 18)のようになっている。

(表 2 - 18) 平成 15 年度政令市等における修繕引当金設定状況一覧表

(単位：千円)

区 分	修繕引当金
札幌市	-
仙台市	-
千葉市	-
東京都	10,224,000
川崎市	-
横浜市	-
名古屋市	-
京都市	-
大阪市	-
神戸市	-
広島市	-
北九州市	-
福岡市	-

(脚注)上記のデータは市建設局総務部下水道経営課保管の政令市等のそれぞれ
の下水道事業会計決算書によっている。

これを見る限り、実情としては各政令市等の下水道事業会計における修繕引当
金の設定は東京都だけとなっている。

このような設定状況になっている理由の一つとして、総務省の「地方公営企業
法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達第三九(二)2」において、
「修繕引当金は、地方公営企業の有形固定資産のうち数年に一度大規模な修繕を
行う資産等につき、いわゆる特別修繕引当金に類するものとして計上することが
できるほか、企業の毎事業年度の修繕費の額を平準化させる目的をもって、…」
との記載があり、通達上の説明では基本的に利益平準化を第一の目的とした引当
金の色彩が強くなっており、他の政令市等においても利益平準化の観点からは設
定の必要性を認めていないことが掲げられる。

しかしながら、「地公法」の経営の基本原則(地公法第 3 条)、計理の方法(地公
法第 20 条 1 項)、同施行令に掲げられている会計の原則である真实性の原則(地公
令第 9 条第 1 項)、並びに明瞭性の原則(地公令第 9 条第 4 項)照らして考えれば、
修繕引当金の設定のある下水道事業会計のディスクロージャーがより法の趣旨に適
つたものであると考える。

(意見 2 - 7) 修繕引当金の設定の必要性について

北九州市の下水道事業会計においては、修繕引当金が計上されていない。

しかし、「地方公営企業法」が予定している財政状態と経営成績の真実明瞭開示のための会計理論的な意味での発生主義の要請から北九州市下水道事業会計においても修繕引当金の計上が必要であると考ええる。

すなわち、地方公営企業の経営成績を真実明瞭に損益計算書に表示し、財政状態を同様に貸借対照表に表示するためには、発生主義の要請としての修繕引当金として合理的計算方法で計算された額を每期計上する必要があると考ええる。また、支出額は引当対象について修繕を実施した場合には、その目的使用として取り崩すことになる。

よって、財務諸表の財政状態と経営成績を適正表示するためにも修繕引当金(397百万円)設定されたい。

6. 発生主義に基づく企業債の未払利息の計上について

地方公営企業の計理の方法は発生主義の原則によることとされている(地公法第20条)。

すなわち、「地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の実実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。」また、「支払いを伴う費用については、債務の確定した日の属する年度。但し、保険料、賃借料その他これに類するものについては、保険、賃借その他支払いの発生の原因である事実の存した期間の属する年度」(地公令第11条)とされている。

したがって、企業債の支払利息についても、原則として上記の発生の原因である事実(企業債を発行し、資金の提供というサービスの提供を受けている事実)に基づき、その事実の存した期間の属する年度に計上すべきことになる。

しかしながら、一方で支払利息は借入の事実が存在する期間の経過にしたがって発生するような性質の費用であることから「発生の原因である事実の存した期間」によって、その額を割り振るとなっているものの、毎年度の支払利息の額がほぼ平均して大差ない場合には、損益計算に大きな影響を与えるものではないので、その経過期間によって、その年度に属する額をその年度の費用として割り振ることをせず、実際に利息の支払いを行った額をその年度の費用として経理することも差し支えない(「公営企業経理の手引き」との考えもあり、一定の場合にいわゆる現金主義による処理も容認されているところである。

そこで、市下水道事業会計における最近5年度分の企業債利息の推移は以下に示した(表2-19)のようになっている。

(表2-19) 企業債支払利息趨勢表

(単位:千円)

会計年度	損益計算書上の数値				貸借対照表上の未払利息
	企業債利息	対前年比率	当年度純利益	当年度純利益への影響額	
平成12年度	9,990,305	-	3,055,077	/	/
平成13年度	9,446,952	94.6%	1,522,254		
平成14年度	8,991,300	95.2%	875,418		
平成15年度	8,312,379	92.4%	501,741	▲493,635	493,635
平成16年度	7,783,856	93.6%	1,118,300	59,961	433,674
平成17年度 (見込)	7,377,329	94.8%	313,552	72,829	360,845
平成18年度 (見込)	6,879,897	93.3%	118,588	38,188	322,657

(脚注) 当年度純利益への影響額とは、未払利息を計上した場合に、損益計算書上の純利益に発生する増減額を言う。

上記(表 2 - 19)における「企業債利息」が損益計算書に計上された企業債の支払利息であるが、少なくともこの 5 年間に就いていけば徐々に減少してきているものと認められ、また、年度別の当年度純利益の計上額との関係からみても年度別の支払利息計上額が大差ないとは考えにくい。

地方公営企業会計における企業債利息の科目上の重要性及び支出に占める同支出の金額的な重要性からも原則的には、毎会計年度末において発生主義に基づく経過利息の計上が望ましいと考える。

仮に、平成 16 年度下水道事業会計において企業債の支払利息について発生主義によった場合には、以下のような修正仕訳が必要になってくる。

(借方) 支払利息	433,674 千円	(貸方) 未払費用	433,674 千円
前期損益修正損	493,635 千円	支払利息	493,635 千円

すなわち、平成 16 年度決算において発生主義に変更した場合には、経常利益が 59,961 千円増加し、当年度純利益が 433,674 千円減少するものの、次年度以降は、企業債残高が減少することから未払利息も減少し、当年度純利益が増加する。

なお、上記仕訳における前期損益修正損は、平成 15 年度決算における未払利息該当分である。また、上記における未払利息の計算は、企業債明細表の未償還残高に利率及び経過日数を乗じて算出している。

(意見 2 - 8) 発生主義に基づく企業債の未払利息の計上の必要性について

北九州市下水道事業会計では、企業債に対する未払利息を計上していない。

企業債利息は期間損益計算では每期経常的に発生するものであり、未払利息が未計上であったとしても経営成績に大きな影響を与えるものではない。

しかし、発生主義に基づく考えによれば、未払利息を計上していないということは、簿外債務を発生させていることになるので、財政状態を適正に表示していることにはならない。

当年度純利益に対して平成 15 年度で 98.4%、平成 16 年度では 38.8%もの大きな金額となっている。

よって、企業債利息に関する未払利息の計上をされたい。

<資産の管理に関する指摘と意見>

7. 特定毒物研究者の届出および認可申請と登録の必要性について

有害物質等を取り扱う事業所等から未処理の有害物質を含んだ工場排水が下水道に排水されると雨水及び生活排水のみの処理を前提とした処理場の機能を麻痺させるため、各事業所において一定の有害物質を除去し、基準値以下の工場排水を直接河川に放流するように指導している。

このため、日明浄化センター内に設置されている水質管理課では、放流水について、有毒物質の濃度が、基準値以下であるかどうかをチェックするため、定期的に放流水をサンプリングし、検査を実施している。

この検査に利用するため、水質管理課においては、各種の一般試薬、毒物、劇物を保管しているが、毒物及び劇物のうちとくに毒性の強い特定毒物（平成 17 年 3 月末在庫：メチルジメトン 0.05 g パラチオン標準品 0.25 g メチルパラチオン標準品 0.30 g）については、利用及び管理を厳格に実施しなければ、外部者進入による盗難、紛失による不正使用または悪用によって、重大な犯罪への利用、または、一般市民へ多大の被害を及ぼす危険性がある。

このため、「毒物及び劇物取締法」（昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号最終改正平成 13 年 6 月 29 日法律第 87 号）は、その利用または使用に特別の注意を要するため所定の資格者（特定毒物研究者）の申請及び登録を義務付けている。

水質管理課では、特定毒物を取り扱っているが、特定毒物研究者を申請・登録する必要があるにもかかわらず、未申請・未登録であった。

これは特定毒物を取り扱う事業所に特定毒物研究者の申請及び登録を定めた「毒物及び劇物取締法」第 3 条の 2 第 3 項（注 2 - 3）および第 10 項（注 2 - 4）、第 6 条の 2 第 1 項（注 2 - 5）違反となっている。早急に特定毒物研究者の申請及び認可を受けることを要する。

（注 2 - 3）特定毒物研究者又は特定毒物の使用（毒物及び劇物取締法第 3 条の 2 第 3 項）

特定毒物研究者又は特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者（以下「特定毒物使用者」という。）でなければ、特定毒物を使用してはならない。ただし、毒物または劇物の製造業者が毒物または劇物の製造のために特定毒物を使用するときはこの限りでない。

（注 2 - 4）特定毒物の所持（毒物及び劇物取締法第 3 条の 2 第 10 項）

毒物劇物営業者、特定毒物研究者または特定毒物使用者でなければ、特定毒物を所持してはならない。

(注 2 - 5) 特定毒物研究者の許可申請 (特定毒物及び劇物取締法第 6 条の 2 第 1 項)

特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、都道府県知事に申請書を出さなければならない。

(指摘 2 - 1) 特定毒物研究者の申請及び登録の必要性について

水質管理課においては、「毒物及び劇物取締法」に規定している特定毒物を所有・保管しているが、同法が規定している特定毒物研究者の申請及び登録を行っていない。これは、「毒物及び劇物取締法」第 3 条の 2 第 3 項及び第 10 項、第 6 条の 2 第 1 項 (特定毒物研究者の申請及び登録) に違反し、法令違反である。

よって、早急に特定毒物研究者の福岡県への申請を行い、認可を受けるよう措置されたい。また、人事異動で適格者が不在することのないよう有資格者の整理 (台帳管理) をされておかれたい。

なお、上記登録については、当包括外部監査人の指摘により、福岡県への申請手続がとられ、平成 17 年 10 月 13 日付で特定毒物研究者許可証 (許可番号第 17 - 4 号) が交付されている。

8 . 毒物および劇物の適切な保管管理について

水質管理課においては、一般試薬、毒物、劇物が保管されている。そのうち、毒性の強いものとして毒物及び劇物取締法別表第 3 に掲げる特定毒物についてのみ鍵をかける設備に保管されているが、その他の毒物、劇物は一般試薬と同じ棚に保管されているだけである。厚生省（現 厚生労働省）薬務局長通知「毒物及び劇物の保管管理について」（注 2 - 6）（昭和 52 年 3 月 26 日 薬発第 313 号）では、以下のように定められている。

（注 2 - 6）「毒物及び劇物の保管管理について」

1 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第 11 条第 1 項に定める措置として次の措置が講じられること。

（1）毒劇物を貯蔵、陳列する場所は、その他の物を貯蔵、陳列する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。

指摘（2 - 2）毒物及び劇物の適切な保管管理について

水質管理課においては、一般試薬、毒物、劇物が保管されている。そのうち、毒性の強いものとして毒物及び劇物取締法別表第 3 に掲げる特定毒物についてのみ鍵をかける設備に保管されているが、その他の毒物、劇物は一般試薬と同じ棚に保管されているだけである。

厚生省（現 厚生労働省）薬務局長通知「毒物及び劇物の保管管理について」（注 2 - 6）違反となっている。

毒物および劇物は、一般試薬と区分して鍵のかかる堅固な施設に保管されたい。

なお、上記保管庫については、当包括外部監査人の指摘により平成 17 年 11 月 30 日に購入設置されている。

9. 下水道事業財務規則の遵守について

以下に示すように、現在、「下水道事業財務規則」に準拠していないものがある。

建設改良工事の把握に関連して「下水道事業財務規則」第 39 条は、以下のよう
に定めている。

「建設局下水道河川部下水道河川計画課長は、事業年度末において未完成の建設改良工事又は未稼働若しくは未供用施設があるときは、事業年度終了後速やかに下水道河川管理課長に報告しなければならない。」

このように、未完成の建設改良工事の把握は、下水道河川計画課長が行なうものと規定されているが、現況、建設改良工事の把握は、下水道河川管理課長が行なっている。原因は、過年度の組織改正時に、業務分担が不明確になったものと判断される。

固定資産台帳の副本の整備保管に関連して「下水道事業財務規則」第 50 条第 1 項は、以下のよう
に定めている。

「固定資産台帳のうち、有形固定資産及び無形固定資産にかかわるものについては下水道河川管理課長が、投資にかかわるものについては下水道経営課長が、それぞれ正副 2 部作成し、それぞれの正本を下水道河川管理課長又は下水道経営課長が、副本を、当該固定資産を維持管理する各課長が整備保管する。」

このように、各所管の課長は、固定資産台帳の副本を整備保管するよう規定されているが、現状各課で整備保管されていない。

固定資産関連諸表の作成に関連して、「下水道事業財務規則」第 52 条は、以下のよう
に定めている。

「下水道河川管理課長は、毎事業年度末現在で、次に掲げる諸表を作成し、下水道経営課長に提出しなければならない。

- (1) 固定資産明細書
- (2) 固定資産増加(減少)明細表
- (3) 減価償却明細表
- (4) 建設仮勘定明細

」

このように、下水道河川管理課長は毎事業年度末に上記の諸表を下水道経営課長に提出するように規定されているが、現在、(3) 減価償却明細表及び(4) 建

設仮勘定明細が作成されていない。

(指摘 2 - 3) 下水道事業財務規則の遵守について

未完成の建設改良工事の把握、固定資産台帳の副本の整備保管、固定資産関連諸表の作成に関して、現状では「下水道事業財務規則」に準拠して、業務管理が行われているとは言えず、「下水道事業財務規則」第 39 条、第 50 条、第 52 条に関する準拠性違反と考える。

よって、「下水道事業財務規則」と現行業務の見直しを実施し、現行規則を遵守されたい。

10. 建設仮勘定の適切な管理について

平成 16 年度末の、貸借対照表の資産の部に建設仮勘定が 20,447 百万円計上されている。この建設仮勘定の会計上の意義は、建設改良工事費として支出された費用を毎決算期末に、この建設仮勘定へ振替処理し、各改良工事が完成したときに、固定資産勘定へ振り替えるための仮のストック勘定の性格である。

したがって、建設仮勘定の管理の要点としては、工事が完成したときに、速やかに固定資産勘定へ振替処理がなされ毎決算期末の建設仮勘定残高の中に本勘定への振替もれのものがないかどうかをチェックする必要がある。

平成 16 年度末の建設仮勘定明細（包括外部監査人の指摘により作成）を入手し検証した結果、下記の問題点が検出された。

貸借対照表に計上されている建設仮勘定残高が 20,447 百万円であるのに対し、建設仮勘定明細の合計金額は、19,279 百万円であり 1,168 百万円の不整合（貸借対照表金額より建設仮勘定明細合計が過少）となっている。

差異の原因は、間接費の各工事への配賦もれおよび工事が行われていない区分への間接費の配賦である。

平成 16 年度の建設仮勘定明細の年度別内訳は、以下に示した（表 2 - 20）のとおりであるが、平均的工事期間を 6 年と仮定して調査した結果、平成 10 年以前の建設仮勘定残高 813 百万円（表 2 - 20）について、（表 2 - 21）に示す 5 件 436 百万円の本勘定への振替もれが発見された。

主な原因は、各工事担当課から下水道河川管理課への工事完了報告もれである。

（表 2 - 20）平成 16 年度末建設仮勘定残高の年度別内訳表

（単位：円）

年度別	金額
昭和 60 年度	53,501,710
平成 9 年度	468,258,341
平成 10 年度	291,285,721
小計	813,045,772
平成 11 年度	2,012,469,501
平成 12 年度	5,023,023,794
平成 13 年度	4,822,610,224
平成 14 年度	890,593,918
平成 15 年度	1,985,983,495
平成 16 年度	3,731,275,734
合計	19,279,002,438

（下水道河川管理課作成資料）

(表2 - 21) 振替もれ工事について

(単位:円)

科目	起工年度	年度	区分	番号	工事名	振替もれ工事費	稼働年度
構築物	昭和60年	61	R	K068	響町安瀬主要幹線(圧送その1)管渠築造工事	53,501,710	12
構築物	平成9年	9	A	K137	川代2丁目地内(その2)管渠築造工事	50,904,510	11
構築物	平成9年	9	R	K116	石原幹線(その5)管渠築造工事	311,316,929	10
構築物	平成10年	10	A	K067	槻田川1号雨水幹線(その3)汚水移設管渠築造工事	12,583,881	11
建物	平成10年	10	P	K149	金山川ポンプ場建築電気設備工事	8,241,853	12
合計						436,548,883	

(下水道河川管理課作成資料)

上記検出事項の発生原因としては、以下のことが考えられる。

(1) 貸借対照表の建設仮勘定残高と建設仮勘定明細の不整合の原因

間接費の配賦もれおよび工事が行われていない区分への間接費の配賦

差異の原因は、間接費の配賦もれおよび工事が行われていない区分への間接費の配賦であるが、その原因として、以下の3点が、挙げられる。

イ. 低地ポンプ場工事への間接費の配賦もれ

低地ポンプ場工事については、決められた索引番号を設定しなかったため、低地ポンプ場工事分の間接費はどの工事にも配賦されず、建設仮勘定明細に反映されない状態となっている。

ロ. 国庫補助金の補助率1/3の工事への間接費の配賦もれ

国庫補助金の補助率1/3の工事については、平成16年度から発生したため、事業区分を新設したが、システム上、その事業区分が間接費配賦の対象となっていなかったため、結局、補正率1/3工事については、間接費が、配賦されない状態となっている。

ハ. 工事が行われていない区分に配賦した間接費の未反映

工事が行われていない区分(例:日明処理区で行われた補助率5.5/10のポンプ工事の区分)に誤って間接費を配分したため、その分の間接費は、どの工事にも配賦されず、建設仮勘定明細には未反映の状態となっている。

建設仮勘定明細の作成不備

「下水道事業財務規則」第52条で、決算に当たり下水道河川計画課長は、建設仮勘定明細を作成し、下水道経営課長に提出するよう規定されているが、過去において、作成および提出がされていなかったため、貸借対照表の建設仮勘定残高と建設仮勘定明細との照合が実施されていなかった。

(2) 建設仮勘定の本勘定への振替もれの原因

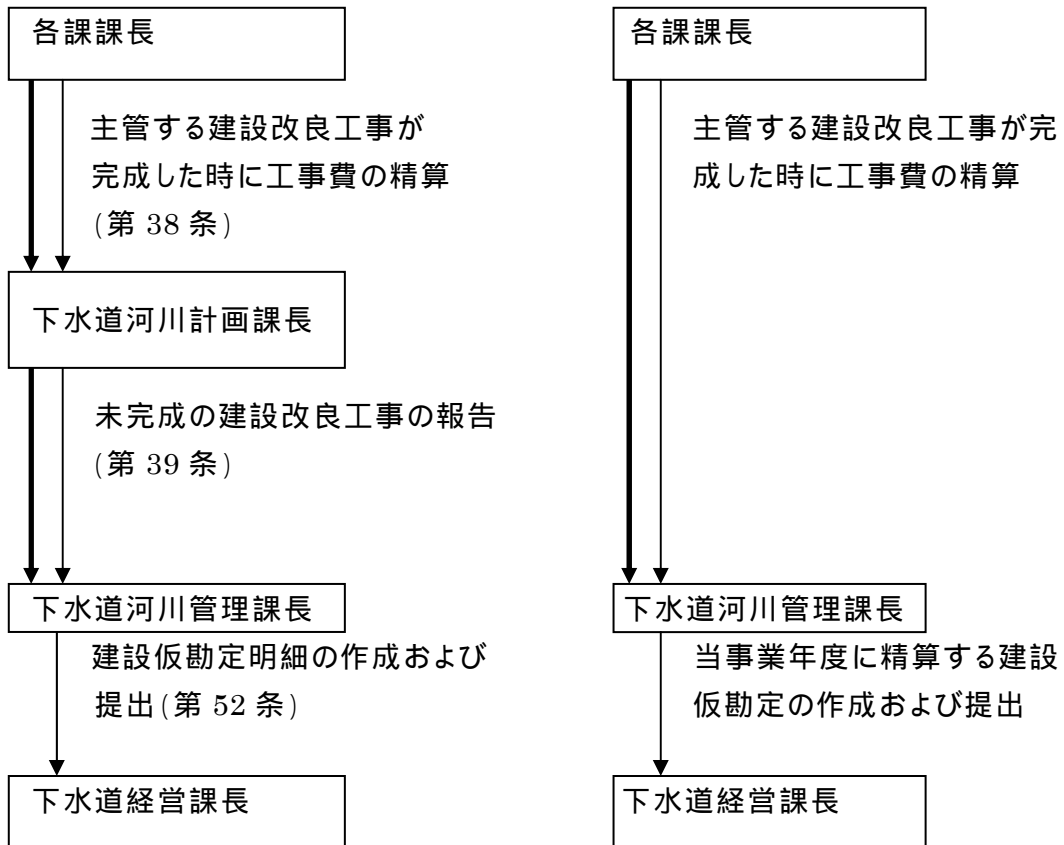
「下水道事業財務規則」第38条に規定されている、各工事所管課長から下水道河川計画課長への精算報告が、(表2-22)のように実施されていなかった。

「下水道事業財務規則」第39条に規定されている、下水道河川計画課長から下水道河川管理課長への未完成の建設改良工事の報告が、(表2-22)のとおり、実施されていなかった。

(表 2 - 22) 市下水道財務規則での業務規定と現行業務処理の比較

下水道財務規則での業務規定

現行業務処理



(脚注 1) 太線 (—→) は、改良工事費の精算報告

(脚注 2) 細線 (—→) は、建設仮勘定の精算報告

(指摘 2 - 4) 建設仮勘定の適切な管理について

平成 16 年度末の貸借対照表に計上されている建設仮勘定残高が 20,447 百万円であるのに対し、建設仮勘定明細の合計金額は、19,279 百万円であり 1,168 百万円の不整合（貸借対照表金額より建設仮勘定明細合計が過少）となっている。

差異原因は、間接費の各工事への配賦もれおよび工事が行われていない区分への間接費の配賦であり、原因は索引番号の設定もれ、入力ミス等による事務処理ミスと考える。

一方、貸借対照表の建設仮勘定残高と建設仮勘定明細は、毎年度照合すべきであるが、実施されていなかったため、間接費の配賦もれが発見できなかった。

今後、毎年度の貸借対照表の建設仮勘定残高と建設仮勘定明細の照合を実施し、不整合が無いかどうか確認するとともに、間接費の配賦もれがないように、建設仮勘定の管理業務を改善されたい。

平成 16 年度の建設仮勘定明細のうち平成 10 年度以前分について調査した結果、5 件 436 百万円の本勘定への振替もれが発見された。

原因は、「北九州市下水道事業財務規則」第 38 条で定められている各工事担当課から下水道河川計画課への精算報告がもれていたことと、第 39 条の下水道河川計画課長から未完成の建設改良工事の報告が、下水道河川管理課長に実施されていなかったことである。

建設仮勘定から本勘定への振替は、工事完成後、速やかに実施されるべきであり、精算報告もれがないように業務を改善されたい。また、精算報告もれを防ぐためにも、未完成の建設改良工事の報告については、省略することなく、「北九州市下水道事業財務規則」に準拠して実施されたい。

上記に伴う修正を、「地方公営企業法」に基づき、平成 17 年度の決算で実施されたい。

11. 薬品の实地棚卸と資産計上について

浄化センター（日明浄化センターほか4ヶ所）の消毒薬、凝集剤、ポンプ場（浅野町ポンプ場ほか33ヶ所）の消毒薬および、水質管理課の薬品は、資産として計上されていない。以下に示した（表2-23）および（表2-24）のように平成16年度末で7,086千円の在庫がある。適正な財政状態及び期間損益を維持する観点から各年度末に实地棚卸を実施し、資産計上を行うべきである。

（表2-23）平成16年度末薬品在庫量一覧表

（単位：リットル）

施設名		次亜塩素酸ソーダ	ポリ硫酸第2鉄
浄化センター	新町	16,400	5,670
	日明	21,340	-
	曾根	8,710	8,060
	北湊	7,000	6,100
	皇后崎	27,450	15,800
計		80,900	35,630

（脚注）曾根と皇后崎は平成17年度から薬品管理を外部に委託している。

（単位：リットル）

施設名		次亜塩素酸ソーダ
ポンプ場	門司港	3,360
	浅野町	2,870
	港町	1,670
	大手町	3,360
	神嶽	3,460
	弁天	1,820
	都島	2,890
	烏旗	1,710
	中川通	1,620
	藤田	1,850
	則松	4,090
	折尾	3,250
	東中島	3,900
計		35,850

参考：薬品価格等

項目	次亜塩素酸ソーダ	ポリ硫酸第2鉄
単価（税抜き）	18.7円/kg	8.9円/kg
比重	1.20	1.45

在庫金額

次亜塩素酸ソーダ (80,900 + 35,850) × 1.2 × 18.7 = 2,619,870 円

ポリ硫酸第2鉄 35,630 × 1.45 × 8.9 = 459,805 円

合計 3,079,675 円

在庫金額算出式

在庫量（ℓ）×比重×単価（円/kg）

（表2-24）水質管理課の薬品在庫金額一覧表（平成16年度末）

（単位：千円）

品 種	金 額
一 般 試 薬	3,130
毒 物	66
劇 物	781
特 定 毒 物	28
合 計	4,006

（意見2-9）薬品の实地棚卸と資産計上について

「北九州市会計規則」第93条第3項では原材料については、原材料出納簿を設けて物品の出納を明らかにするよう規定している。これを受けて、水質管理課、東部浄化センターおよび西部浄化センターでは、薬品受払簿（水質管理課）または、水処理点検日誌・脱水機運転日誌（東部浄化センターおよび西部浄化センター）で、日々の原材料の在庫量を把握している。

しかしながら、決算期末に原材料の資産計上すべき条文が、「北九州市会計規則」および「北九州市下水道事業財務規則」に規定されていないため、薬品在庫について資産計上されていない（平成16年度末で7,086千円の在庫）。

適正な期間損益の計上、適正な財政状態の開示のために規則等の改正を行った上で年度末における薬品在庫を計上されたい。

なお、水質管理課の一般試薬については、薬品種類が多く、かつ、それぞれの薬品残量は少ない上に薬品単価も少額であることから、開封分については、在庫金額から除外する等の簡便的な方法も認められる。この場合は、所定の承認を受けた基準が必要である。

12. 減価償却の適切な開始時期について

「地公法規則」は、第1条(会計規程)において「地方公営企業の管理者は、地方公営企業法第10条の規定による企業管理規程で当該企業の会計事務の処理に関し必要な会計規程を定めなければならない。」と規定している。

上記規則に基づき市は、「下水道事業財務規則」を定めて、固定資産を含む下水道事業の会計並びに事務処理を行っている。

「下水道事業財務規則」第47条(減価償却)では「固定資産のうち、有形固定資産及び無形固定資産を償却資産とし、当該資産については、それぞれ取得の翌年度から減価償却を行う」と規定している。つまり、「使用に供した年度では償却しない」ということである。国も同様の見解である。

しかしながら、「地公法規則」第8条第6項は「各事業年度の中途において取得した有形固定資産の減価償却については、第1項の規定に準じ使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。」と定めている。

「下水道事業財務規則」第47条によると取得した翌年度から減価償却を開始するものとしているが、有形固定資産については、その使用に供した時点からその便益を提供していることになるので、「収益と費用との適正な対応」の視点から、使用時から減価償却をすることが必要である。

また、「地公法規則」第8条第6項は「できる規定」であるので、使用時から減価償却することができることになり、そのためには、市下水道財務規則を改正して対応することが必要である。

なお、「地公法規則」第2条第6項の規定は、翌事業年度からの減価償却を前提としているものと解されるところであるが、「地方公営企業は、償却資産について、毎事業年度減価償却を行うものとする。」という定めを置いていることからしても使用に供している限り、当該使用時より償却するものと積極的に解することが会計理論上、合理的である。

(意見2-10) 減価償却の適切な開始時期について

「北九州市下水道事業財務規則」第47条(減価償却)では「固定資産のうち、有形固定資産及び無形固定資産を償却資産とし、当該資産については、それぞれ取得の翌年度から減価償却を行う」と規定している。つまり、「使用に供した年度では償却しない」ということである。

「地方公営企業法施行規則」第8条第6項は「各事業年度の中途において取得した有形固定資産の減価償却については、第1項の規定に準じ使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。」と定めている。有形固定資産につい

ては、その使用に供した時点からその便益を提供していることになるので、「収益と費用との適正な対応」の視点から、使用時から減価償却をすることが必要である。

よって、適正な期間損益計算を行なうために有形固定資産については、取得時（供用時）より償却を開始されたい。

13. ソフトウェアの資産計上と償却について

下水道事業においては、平成16年度以前過去5年間のシステム開発に係わる開発費用は以下に示した(表2-25)のとおりであるが、すべて営業費用で処理している。

これは、従来、システム開発は自前で開発されることが多かったことにより、十分財産として管理してこなかったこと、及び、「地公法施行規則」では明確にソフトウェアという勘定科目の表現がなされていなかったためと判断される。

(表2-25) 過去5年間のシステム開発費用計上一覧表 (単位:千円)

事業年 システム名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
下水道施設 用地管理システム	-	-	-	-	4,620
合計	-	-	-	-	4,620

(脚注) 現在開発中のシステムはない。

しかしながら、システム開発に係わるプログラム費用については、「地公法規則」第2条の2第2項では、「法第2条第1項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業の勘定科目は、別表第1号及び民間事業の勘定科目の区分を考慮して区分しなければならない」ことになっており、他方、「研究開発費用等に係わる会計基準」(企業会計審議会)では、「将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には」資産計上すべきものとしている。

したがって、システム開発に係わるソフトウェアの会計処理に当たっては、民間企業の勘定科目を考慮し、システムがすべて構築されるまでの制作途上において支出した費用については、無形固定資産の建設仮勘定等に計上し、システム稼働時に無形固定資産のソフトウェアに勘定振り替えを行ったうえで、一定の償却期間を定め、減価償却を実施すべきである。

また、制御ソフト等、ハードに付随するソフトウェア、また、プラント等に対するオペレーション・ソフトで、それが有形固定資産やプラントと一体ではなく使用できるものも、今後、購入する機会があれば、有形固定資産本体と区分し、ソフトウェアとして計上する必要がある。

(意見 2 - 1 1) ソフトウェアの資産計上と償却について

北九州市下水道事業においては、平成 16 年度以前過去 5 年間のシステム開発に係わる開発費用は、すべて営業費用で処理している。

よって、システム開発に係わるソフトウェアの会計処理に当たっては、システムがすべて構築されるまでの制作途上において支出した費用については、無形固定資産の建設仮勘定等に計上し、システム稼動時に無形固定資産のソフトウェアに勘定振り替えを行ったうえで、一定の償却期間を定め、減価償却を実施するように改善されたい。

適正な期間損益計算のため、ソフトウェアについては取得年度に資産計上し、合理的期間での償却実施を図られたい。

14. 固定資産の現物管理について

固定資産の現物管理状況確認のため2部門（水質管理課、下水道経営課）について実査（表2-26）を実施した結果、下記の問題点が発見された。

なお、実査対象部門の選定理由等は次のとおりである。

部門	選定理由	サンプル数
水質管理課	検査器具が多数あるため	5件
下水道経営課	パソコン等の事務機器が多数あるため	10件

[固定資産管理上の問題点]

(1) 資産プレートが固定資産台帳の登録番号と異なっているものがある。

サンプル№ 全件 (15件)

(2) 現物が無いにもかかわらず、除却申請書の内部決裁を受けたが、これを下水道河川管理課長へ提出することを失念したため除却の事実が帳簿未反映のものがある。

サンプル№ 5、8、9、10、12、13、15

(表 2 - 26) 固定資産実査データ

[水質管理課]

(単位：円)

N o	有無	種類	固定資産番号	品名	取得年度	取得原価	簿価
1	有	工具器具 備品	H08-0018	容存酸素計 容存酸素計 D o - 2 0 A	平成 8 年	167,500	8,375
2	有	工具器具 備品	H08-0025	直示天秤 電子天秤 B P 210 s	平成 8 年	130,000	13,000
3	有	工具器具 備品	H11-0003	ウォーターバス アドバンテック L B - 7 1 0	平成 11 年	420,000	183,750
4	有	工具器具 備品	H13-0009	オートサンプラー I S C O 社オートサン プラー M o d	平成 13 年	1,790,000	1,185,875
5	無	工具器具 備品	S50-0002	赤外線分光計 日本分光 A - 3	昭和 50 年	200,000	10,000

[下水道経営課]

(単位 : 円)

N o	有無	種類	固定資産番号	品名	取得年度	取得原価	簿価
6	有	電話加入権		582-3886	平成 4 年	72,800	72,800
7	有	車両運搬具	H07-0022	軽ルートバン北九 40 る 25-70	平成 7 年	989,800	49,490
8	無	工具器具	H09-0002	マイクロコンピュータ ー	平成 9 年	425,000	21,250
9	無	工具器具	H09-0006	マイクロコンピュータ ー	平成 9 年	183,905	9,196
10	無	工具器具	H09-0021	マイクロコンピュータ ー	平成 9 年	248,000	12,400
11	有	車両運搬具	H09-0024	軽ライトバン北九州 41 う 36 - 29	平成 9 年	809,100	40,455
12	無	工具器具	H10-0025	パソコン N E C L W 23 D	平成 10 年	285,800	29,612
13	無	工具器具	H12-0019	パソコン富士通 N E 5 / 60 D 3	平成 12 年	208,500	83,904
14	有	車両運搬具	H13-0015	41 け 10-62	平成 13 年	729,100	262,476
15	無	工具器具	S57-0001	複写機	昭和 57 年	98,440	70,472

(意見 2 - 1 2) 固定資産の現物管理について

(1) 固定資産に付けられている資産プレートの番号と固定資産台帳の登録番号が一致していないものがある。

固定資産の現物確認という観点からは、資産プレートの番号と固定資産台帳の登録番号は、一致されたい。

(2) 除却などにより既に現物が無いにもかかわらず、固定資産台帳に登録されているものがある。

毎年度末に実査を実施して、会計上の除却もれがないように改善されたい。

15. 備品管理について

備品管理の有効性を確認するため、固定資産の実査対象と同一部門について実査（表2-27）をおこなった。

結果、下記の問題点が発見された。

- (1) 固定資産は別途管理すべきであるが、固定資産が備品台帳にも記載されている。
- (2) 備品は、現品が移動するため、台帳に場所コードを表示しなければ、移動の把握が困難となる。
- (3) 廃棄分も備品台帳に記録されている。

サンプル 5

- (4) 年1回の実査が実施されていない。また、結果報告が規定化されていない。

(表2-27) 備品実査データ

(単位：円)

[水質管理課]

	結果	備品番号	品名	取得年度	取得価格
1	有	20495	片袖机	昭和41年	4,900
2	有	62256	シュレッダー	平成15年	18,690
3	有	66503	カート	昭和53年	24,800
4	有	72038	環境工学概論	昭和50年	1,900
5	無	72806	記録計	昭和50年	0
6	有	80426	新版無機化学	昭和46年	1,000
7	有	89411	クロム・バナジウム	昭和53年	3,600
8	有	126075	ピペットウォッシャー	昭和43年	0
9	有	126096	スライダック	昭和50年	0
10	有	163976	辞書	平成3年	30,000
11	有	171175	ポータブルORP計	平成16年	51,450
12	有	373125	クーラボックス	平成17年	21,000
13	有	133858	図書、掛図類	平成16年	237,300
14	有	13431	カメラ	平成4年	53,045
15	有	139117	両袖机	平成9年	33,681
16	有	140699	ファイリングキャビネット	平成8年	18,512
17	有	140714	ファイリングキャビネット	平成9年	14,600

18	有	141172	引き違い書庫	昭和 54 年	6,400
19	有	141980	ファイリングキャビネット	平成 16 年	18,300

(脚注) 5、 8、 9 は、過年度の取得価格が不明のため、取得価格 0 で表示されている。

(意見 2 - 13) 適切な備品管理について

- (1) 備品台帳には固定資産も記載されているが、備品分のみの記載とすべきである。固定資産については、固定資産台帳データより、一覧性のある固定資産確認チェックリストを作成すべきである。
- (2) 備品は、現品移動があるため、備品台帳に所在地コードを表示すべきである。
- (3) 備品の現物実査が各部門で実施されていることを管理する部門を規則上定め、各部門から実施状況を報告するようにすべきである。

16. 未利用土地の現況と有効利用について

市が下水道事業のために所有している土地で未利用のものは以下に示した（表 2 - 28）のとおりである。

（表 2 - 28）未利用土地状況一覧表

物件	面積 (㎡)	取得年度	簿価 (千円)	本来の 用途	現在の利用 状況	将来の利 用予定
若松区大字 安瀬(北湊浄 化センター 用地)	3,464	昭和 57 年	133,955	高度処理施 設建設用地	(脚注 1)	高度処理施 設用地とし て利用予 定。
八幡西区洞 南町(皇后崎 浄化センタ ー用地)	12,979	昭和 36 年	8,864	陶管置き場 及び放流渠 敷地	(脚注 2)	雨水滞水池 用地として 利用予定。
八幡西区夕 原町(皇后崎 浄化センタ ー用地)	19,903	昭和 47 年	156,240	高度処理施 設建設用地	(脚注 3)	高度処理施 設用地とし て利用予 定。
八幡東区前 田(前田ポン プ場用地)	487	昭和 36 年	277	汚水中継ポ ンプ場用地 (下水道管 渠敷地)	なし	駐車場用地 として貸付 を検討中。
八幡東区枝 光(枝光ポン プ場用地)	833	昭和 36 年	474	汚水中継ポ ンプ場用地	なし	雨水滞水池 として利用 予定。
合計			299,810			

（現在の利用状況）

（脚注 1） 3,464 ㎡の敷地のうち、1,337 ㎡について、日本下水道事業団に下水汚泥乾燥造粒設備用地として占用許可している。これは公共下水道及び都市下水路の敷地又は排水施設への占用であり、「下水道条例」第 27 条により使用料は免除されている。

（脚注 2） 八幡西区まちづくり整備課に資材置場用地として目的外使用許可している。

(脚注 3) 鹿島・浅川・松尾共同事業体に埋戻土の仮置地として目的外使用許可している。使用面積は 3,600 m²で使用料は 3,204,576 円。

市は未利用土地について全く対策を講じていないわけではない。未利用土地であっても売却が可能なもの、また駐車場などとして賃貸が可能なものについては既に財政局に移管されて利用されている。

例えば上記の未利用土地のうち、八幡東区前田(前田ポンプ場用地)の土地については、駐車場用地として賃貸することを検討している。この土地は、ポンプ場の跡地であるが、市街地にあり、公園にも隣接していることから、駐車場としての賃貸の需要が十分に見込めると判断される。

このように、市街地付近の土地や、駅に近いなど利便性の高い土地であれば、住宅地や商業地として売却することもできるし、駐車場として賃貸とすることもできる。しかしながら、上記 から までの未利用土地は浄化センターに面しており、周辺は工業地帯であり、住宅地や商業地としての売却は難しい。特に、八幡西区洞南町の土地は、資材置き場(陶管置き場)や皇后崎浄化センターの処理水を割子川経由で洞海湾へ放流するための放流渠が地下に布設されており、なおさら第三者への売却は難しい。

第三者への売却が困難であるならば、市が有効に利用しなければならない。未利用土地については、下水道事業だけでなく、全市的に未利用土地の情報を提供し、全市的な立場から今後も積極的に有効利用を模索しなければならない。

(表 2 - 28)の未利用土地のうち、同じ未利用土地であっても、すでに本来の目的として利用されたか否かでも、分けることができる。

(表 2 - 28)の未利用土地のうち、八幡東区前田(前田ポンプ場用地)と八幡東区枝光(枝光ポンプ場用地)の土地は、もともとポンプ場用地として利用されていたものが、ポンプ場の廃止により未利用土地となったものである(なおこの土地の一部については、管渠が地下を通っているので、現在でも全く利用されていないというわけではない)。これらの土地は、ポンプ場用地という、本来の取得目的のために使用され、本来の取得目的としての役割は終えているのであるから、今後は、再度の利用予定を具体的に計画化し、早期に有効利用を図ればよい。についても、もともと放流渠敷地及び陶管(陶製の管渠)置き場として購入されたもので、その後、陶管を利用しなくなり、現在は雨水滞水池用地として利用される予定となっている。この未利用土地についても、購入当初の目的は果たしているといえるので、今後は、再度の利用予定を具体的に計画化し、早期に有効利用を図ればよい。

しかし、若松区大字安瀬(北湊浄化センター用地)と八幡西区夕原町(皇

后崎浄化センター用地)の土地については、事情が異なる。この2つの土地は、資材置き場などで利用される以外、何らかの施設用地として利用された実績は無い。すなわち、との土地については、今までに(表2-28)の「本来の用途」として使用されたことがないのである。については、3,464 m²の敷地のうち、1,337 m²について、日本下水道事業団に下水汚泥乾燥造粒設備用地として占用許可しているが、残りの約3分の2の土地については、やはり「本来の用途」として使用された実績はない。

これらの将来の利用予定は高度処理施設用地とのことであり、着工予定や予算などの具体的な計画について現在検討しているところである。しかしながら、の取得年度は昭和57年度、の取得年度は昭和47年度と取得から長い年月が過ぎており、取得当初から、将来の高度処理施設建設を見通して取得されていたにもかかわらず、なぜ、もっと早期に「本来の用途」に利用することが出来なかったのか、土地の購入の時期は妥当であったのか、再検討が行われなければならない。それとともに、これらの土地については、新たに高度処理施設の建設が必要かどうかについて慎重に検討をした上で、早期に着工予定や予算など、さらに計画を具体化し、有効利用を図るべきである。

(意見2-14)未利用土地の現況と有効利用について

下水道事業には未利用土地としていくつかの土地がある。未利用土地を今後どのように利用するかについて、早急に検討すべきであるが、全市的に未利用土地の情報を提供し、全市的な立場から積極的に有効利用を模索されたい。

また、特に、若松区大字安瀬(北湊浄化センター用地)と八幡西区夕原町(皇后崎浄化センター用地)の土地については、資材置き場などで利用される以外、何らかの施設用地として利用された実績は無く、「本来の用途」として使用されたことがない。

との未利用土地の将来の利用予定は高度処理施設用地とのことであり、現在のところ計画は検討中である。しかし、これらの土地については、取得から長い年月が過ぎており、当初から、将来の高度処理施設建設を見通して取得されたにもかかわらず、今まで「本来の用途」に利用されなかったのであるから、なぜ、今まで「本来の用途」に利用できなかったのか、その理由を検討し、今後はこのようなことが無い様にされたい。また、新たに高度処理施設の建設が必要かどうかについて慎重に検討をした上で、早期に着工予定や予算など、さらに計画を具体化し、有効利用を図られたい。

17. 休止施設の状況と再利用について

(1) 休止施設の状況

休止施設とは過去には利用されていたにもかかわらず、その後、何らかの理由により利用されなくなった施設であり、市としては今後も使用予定があると判断している施設である。主な休止施設として、皇后崎、北湊、新町、曽根各浄化センターに設置されている汚泥消化槽がある。

汚泥消化槽は、下水処理を行う際に発生する下水汚泥を減容化するための施設であり、下水汚泥の中の有機汚泥を安定した消化ガスに変える役割がある。過去において市では、この消化ガスを利用した発電機を設置し、消化ガスを有効利用していた。しかしながら、残った汚泥は発熱量が低く、多くを埋立地に搬入していたのである。

埋立地への埋め立ては環境破壊にも繋がるので、市では平成 10 年度までに全面的に埋立地への投棄を廃止し、下水汚泥のうち、約半分をセメントの原料として、残り約半分を乾燥させ、焼却工場で都市ごみと混焼し、ごみ発電設備の燃料として利用することとした。

汚泥消化槽を休止したのは、ごみ発電設備の燃料となる、発熱量が高い乾燥汚泥を作るための乾燥施設を稼働させたことによる。乾燥施設とは蒸気を使用して、下水汚泥を乾燥汚泥に変える施設で、この乾燥汚泥を焼却工場のごみ発電設備の燃料として利用している。

この下水汚泥処理方法の変更により、汚泥消化槽をはじめとする、多くの施設が休止することとなった。

平成 16 年度末における主な休止施設（表 2 - 29）は次のようになっている。

（表 2 - 29）休止施設一覧表

設備名	項目	取得価格 (千円)	16 年度末 簿価(千円)	取得年度	耐用年数	使用年数
新町浄化センター						
浮上濃縮設備		224,894	173,385	昭和 56 年	45 年	17 年
汚泥消化槽		234,304	180,788	昭和 45 年	35 年	28 年
消化汚泥貯留槽		11,286	7,416	昭和 46 年	35 年	27 年
曽根浄化センター						
汚泥消化槽		226,910	174,863	昭和 52 年	40 年	21 年
北湊浄化センター						
汚泥消化槽		46,813	14,827	昭和 40 年	40 年	34 年
消化汚泥貯留槽		14,445	8,925	昭和 48 年	35 年	24 年

皇后崎浄化センター					
浮上濃縮設備	209,801	143,643	昭和 47 年	40 年	29 年
汚泥消化槽	1,136,504	799,408	昭和 35 年	40 年	37 年
合計	2,104,957	1,503,255			

ほとんどの固定資産が経過年数の割には簿価が多額に残っている。これは減価償却の方法として、「みなし償却」を行っているからである。「みなし償却」とは国庫補助金を使って取得している固定資産については、取得価格から国庫補助金を差し引いた残高のみを償却する方法であり、減価償却の終了後も国庫補助金相当分が簿価として残ることになる。国庫補助金は貸借対照表上では資本の部に計上されているので、市が負担している金額のみを把握するならば、上記の表の平成 16 年度末簿価から国庫補助金を控除しなければならない。しかしながら、国庫補助金とはいえ、税金を使用していることには変わりはないので、有効利用しなければならない金額を把握する意味でも、国庫補助金を控除せずに表に記載した。

またそれぞれの設備は色々な資産で構成されており、資産ごとに取得年度と耐用年数は異なるが、簡略化のため、取得年度と耐用年数はそれぞれの設備のうち、主なものを記載した。

例えば、皇后崎浄化センターの汚泥消化槽は実際には 8 基の消化槽からなっており、8 基ともに利用されていない状態にある。取得年度にはその中の NO1 消化槽等一番古いものを記載しており、例えば NO6 - 1 消化槽や NO6 - 2 消化槽の取得年度は昭和 51 年度である。中には卵型消化槽という新しい設備もある。この設備の取得年度は昭和 62 年度、耐用年数は 40 年、使用年数は 10 年となっている。この卵型消化槽は 2 基が設置されており、2 基合計の取得価格は 426,335 千円（うち国庫補助金は 239,072 千円）、平成 16 年度末の簿価は 354,707 千円であった。このように、上記資産には比較的新しいものも含まれている。中には平成に入って取得している資産もあるが、煩雑になることを避けるために代表的な資産のデータだけを表にしている。

問題となるのは休止施設の会計処理と、なぜ、これだけ多くの休止施設を保有することになってしまったのか、また今後は休止施設をどうするのかである。

固定資産には耐用年数がある。これは固定資産がどれだけの期間にわたり利用できるかを示すもので、多額の投資額がかかっても施設を建設する理由は、その耐用年数にわたって（もしくはそれ以上の期間にわたって）、施設が何らかの役に立つからである。例えば耐用年数が 40 年間の施設を建設する目的は、40 年間にわたり、その施設を何らかの目的のために有効利用することである。したがって、

40年間使用しなければ、建設にかかった投資額は有効利用されなかったと判断することが出来る。だからこそ多額の費用がかかる施設の建設は、長期の計画に立った慎重な検討が求められる。また、止むを得ず耐用年数を全うせずに休止することになれば、なぜそのような結果になったのか反省が行われ、特に耐用年数よりも極端に利用年数が少ない休止施設については、結果として、施設建設のために投入された投資額が有効利用されていないと判断される可能性もあるので、その原因が明確にされなければならない。

固定資産が有効利用されたかどうかは必ずしも耐用年数の長短で決まるわけではない。しかしながら、耐用年数にわたり、固定資産が利用されているかどうかは、その投資額が有効に利用されたかどうかの一つの指標である。耐用年数に比較して極端に利用年数が短ければ、固定資産が有効に利用されなかった可能性が高いからである。

例えば、北湊浄化センターや皇后崎浄化センターの汚泥消化槽のように耐用年数の大半にわたって使用されている資産もある。しかし、新町浄化センターの浮上濃縮設備や曾根浄化センターの汚泥消化槽などは耐用年数の半分程度の期間しか利用されていない。また先にも述べたように皇后崎浄化センターの汚泥消化槽は耐用年数40年のうち使用年数は37年となっており、十分に使用されたことにはなっているが、汚泥消化槽の8基のうち一番古い消化槽のことであり、一番新しく購入された2基の卵型消化槽は耐用年数40年のうち10年しか利用されていない。

例えば、卵型消化槽のように、耐用年数40年のうち、4分の1の10年しか使わずに、休止されたまま、もしも、再稼働されなければ、建設にかかった投資額が十分に有効利用されたと考えることは出来ない。

先に述べたように、市においては、多くの下水道設備を国庫補助金も使って取得している。卵型消化槽においても、2基合計の取得価格426,335千円のうち239,072千円については、国からの国庫補助金を使っている。しかし、国庫補助金も市民の税金であり、市は国庫補助金も含めて、その投資額を有効利用する責任がある。

当初は、卵型消化槽は40年間、汚泥を消化するために有効利用する計画だったはずである。現在は休止されているが、もしもこのまま再利用されず、利用期間が10年のまま廃棄されるとすれば、投資額が有効利用されたと判断することは出来ない。また、耐用年数は限られているのであるから、長期に渡り、休止状態が続いてしまえば、結果として有効利用されなかったのではないかと判断される。

その場合、卵型消化槽のように建設から短期間で休止施設となったものについては、建設の目的や規模などの必要性及び建設当時における休止の予見可能性に

ついて再検討され、今後の設備投資の参考とされなければならない。

(2) 補助金の返還と休止資産との関係

現在、市が保有している休止施設については、いずれも休止状態であって、不要ではないため、将来は使用する予定があるとして、当面は除却処理を行わないこととなっている。

もしも、不要資産として除却処理するならば、除却損が発生するだけではない。補助金をもって取得した固定資産については、極端に使用年数が少ない場合、返還を要求されるケースがありうる。

補助金の返還については、「下水道施設の改築に関する運用について」(平成 15 年 6 月 19 日国土交通省事務連絡)によれば、以下のように定められている

3、設置後の経過年数が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)第 14 条の規定に基づく処分制限期間を経過している下水道施設を改築する場合で、かつ、当該施設が改築時において国庫補助対象施設である場合は、改築に伴う既施設の撤去・処分費用を含めて補助対象とすることが出来る。この場合、残存価額の設置時補助率相当を国庫に返還することは要しないが、撤去・処分にあたり発生物件が生じた場合には当該物件の売却価額の改築時補助率相当額を国庫に返還するものとする。

5、国庫補助により設置されたが、改築時においては国庫補助対象とならない下水道施設を処分・撤去する場合の残存価額の補助率相当額については、上記 3 に示す処分制限期間を経過している場合、国庫補助金の返還を要しない。

上記は「改築時においては」とされているが、除却時であっても準用されるのではないかと考えられる。

すると、耐用年数に比べて、使用年数が極端に短い固定資産を除却する場合には、補助金の返還を要求されるケースがありうることになる。

例えば、汚泥消化槽の処分制限期間は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和 30 年政令第 255 号)第 14 条の規定によれば、駆体 20 年、付帯設備は 7 年となっている。休止施設の中には、卵形消化槽のように、そのまま廃棄されることになれば、この規定により補助金の返還を要求される可能性があるものが含まれている。したがって、市としては、休止となっている理由とともに、再利用計画についても早期に具体化する必要がある。

市は、下水道汚泥の有効利用について、平成 17 年 8 月に下水汚泥処理アドバイザー委員会を設置し検討を進めている。この委員会では地球温暖化防止の観点から、現在休止している消化槽を再度活用する検討を進めている。そのため、現

在は休止資産になっている消化槽は、今後再稼働させる可能性があり、廃止ではなく休止という取扱いであり、今後もこの方針が変わる予定は無いため、補助金の返還義務は無いとするのが市側の見解である。

しかしながら、現時点では、いつから再利用されるのか明確にされていない。休止からいずれも数年が経過しており、早急に再利用の時期が明確にされなければならない。もちろん、汚泥消化槽の利用は必要があるから再利用されるのであって、現在、汚泥消化槽に替わって利用されている汚泥乾燥施設が遊休になったり、稼働時間が大幅に削減されるようなことがあってはならない。

(3) 休止資産の会計処理について

企業会計において、休止設備は、

将来再使用の見込みが客観的（たとえば、保守管理が経常的に行われており、かつ、会社の事業計画においても、近い将来に使用稼働が確実に見込まれている場合）にあること

かつ、設備としての機能を現に有していること
という条件を満たさない場合には「廃棄対象設備として会計処理する」こととされている。

このような会計処理が求められている理由としては、つぎの から の事由が考えられる。これらの事項は、地方公営企業にも、同様に当てはまるものとする。

再使用の見込みのない休止資産は、貸借対照表への計上能力が認められていない。これらを計上しておくことは貸借対照表の「財政状態の適正表示」を歪めることになる。

再使用の見込みのない休止資産の減価償却費を計上し続けることは、適正な期間損益計算を歪めることになる。このような減価償却費は、現在はもちろん、将来にわたっても収益獲得のための費用ではない。再使用の見込みの無いまま、毎年の減価償却費を計上することにより、下水道事業の純粋な経営成績を適切に表すことが不可能になる。

不要資産の廃棄計画は、資産の稼働状況に関する管理の充実に繋がり、より適切な投資効率の測定尺度に資することになる。

再使用の見込みの無い資産を除却処理する方針を明確にすることにより、休止資産の有効利用を図るインセンティブを与えることになる。

下水道事業の財政状態及び経営成績を適切に表すことはもちろん、資産の稼働状況に関する管理の充実に、より適切な投資効率の測定のためにも、企業会計のルールに沿った処理を行う意義は大きい。

また、実際には再使用の見込みが無い資産を計上するために、再使用の可能性

があることを建前とするため、利用可能な跡地の有効利用の促進が妨げられていることにもなる。

実際に再使用の見込みについて市側の見解は、現在の休止施設はいずれも単なる休止であり、再度活用する検討を進めているとのことであった。したがって、市の方針としては、現在の休止施設は今後再稼働させる可能性があり、あくまでこれらの施設は休止の取扱いであり、今後も方針が変わる予定は無いとのことである。ということは、これらの休止資産は今後も固定資産として計上され続けるということになる。

しかしながら、消化槽などの資産が、汚泥処理方法の変更により休止となったのは、ほとんどが平成9年度であり、それから8年が経過している。その間、市では、再利用の検討を続けていたはずであるが、明確な再稼働の計画を立てることは出来なかったのである。それが、平成17年度になって、全ての休止資産を再稼働させることが経済的かつ有効的であると結論付けることが出来るのであろうか。

そもそも、北湊浄化センターや皇后崎浄化センターの汚泥消化槽のようにすでに耐用年数を超えている休止施設は再稼働が可能であろうか。老朽施設については再稼働を計画する前に撤去計画を立てる必要があるのではないか。

また、すでに汚泥処理方法が変更されており、発熱量が高い乾燥汚泥を作るための乾燥施設が稼働したために汚泥消化槽は休止されたのである。乾燥施設を稼働させたまま、休止されている全ての汚泥消化槽を再稼働することが出来るのであろうか。

先ほど記載したように休止施設を資産として計上する条件は

将来再使用の見込みが客観的（たとえば、保守管理が経常的に行われており、かつ、会社の事業計画においても、近い将来に使用稼働が確実に見込まれている場合）にあること

かつ、設備としての機能を現に有していることである。休止して長期間が経過している現状で、一部の休止施設について将来の使用見込みが客観的にあるとの判断は出来なかったし、耐用年数を既に超過している資産もあり、全ての休止施設が設備としての機能を現に有しているとの判断も出来なかった。

したがって、早期に、休止施設の資産内容を精査し、休止施設の状況が、再使用が可能な状況かどうか、また、下水道事業として、再使用することにメリットがあるのかどうか、調査及び検討した上で、再使用の見込みが無い資産と判断されたものについては、

会計上廃棄処理する（帳簿上の除却処理）とともに、
設備を撤去して、撤去後の跡地を有効活用（物理的な処理）すること
について検討する必要があるものとする。

(意見2 - 15) 休止施設の再使用について

現在、北九州市の下水道事業が保有している休止施設については、いずれも休止状態であって、不要な資産ではないため、将来は使用する予定があるとして、当面は除却処理を行わないこととなっている。

しかし、休止施設の中には、長期にわたり休止状態となっているものがある。休止期間については有効利用されていないのであるから、長期にわたり休止状態とするのは、望ましくない。

また、休止施設となっている固定資産には、一部に国庫補助金を使用して取得しているものもある。これらの固定資産について、再使用することなく、不要資産として除却処理するならば、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」の規定により、極端に使用年数が少ない場合、返還を要求されるケースがありうる。

したがって、休止施設については、早期に具体的な再使用計画を作成し、再使用できる施設については、早期に再使用されたい。また、再使用計画においては、休止施設を再使用するために、現在使用している施設を休止にしたり、稼働時間が大幅に削減されるようなことがあってはならないので留意されたい。

(意見2 - 16) 休止施設のうち使用の見込みがないと判断された場合の会計処理について

下水道事業における休止施設の多くは、汚泥処理方法が変更されたことにより休止となったものである。

今後再利用する可能性があるとされているが、耐用年数のほとんどが経過している休止施設など、使用の見込みが無いと思われるものも含まれている。

企業会計において休止施設（資産）とは、

将来再使用の見込みが客観的（たとえば、保守管理が経常的に行われており、かつ、会社の事業計画においても、近い将来に使用稼働が確実に見込まれている場合）にある

かつ、設備としての機能を現に有しているものであり、その条件を満たさない場合には「廃棄対象設備として会計処理することとされている。

休止施設については、早期に、その資産内容を精査し、再使用が可能な状況かどうか、また、下水道事業として、再使用することにメリットがあるのかどうかを検討した上で、使用見込みが無いと判断される休止施設があれば、会計上、廃棄処理を行うことによって、下水道事業の財務諸表が財政状態および経営成績を

適正に示すように図られたい。

また、資産の稼働状況に関する管理の充実、より適切な投資効率および休止施設の有効利用に対するインセンティブを高める観点からも、使用見込みが無いと判断される休止施設については、設備を撤去して、撤去後の跡地を有効活用することも検討されたい。

< 契約に関する意見 >

18 . 工事契約の入札における競争性、透明性の確保について

(1) 市が発注する下水道設備工事の談合について

市では契約について、概ね、工事契約、委託契約、物品等供給契約に分類している。特に工事契約と委託契約については多額の契約金額となるものが多いため、この2つの契約を対象として監査を実施した。また、管渠や施設などの建設工事を対象とする工事契約と、測量や施設管理などの業務を対象とする委託契約とは性質が異なるため、工事契約と委託契約とを分けて監査を実施した。

公正取引委員会は、平成16年6月22日、市が発注する下水道設備工事の入札参加業者27社に対し、独占禁止法第48条の2第1項の規定に基づき、課徴金の納付命令を行った。

課徴金に係る違反行為は、市が指名競争入札の方法により発注する下水道の施設（浄化センター、ポンプ場及び低地ポンプ場をいう。）に係る機械器具設置工事（市に機械器具設置工事業のほか電気工事業又は電気通信工事業についても建設業登録をしている者のみを指名して発注する工事、ディーゼルエンジン設備に係る工事及び機械器具製造業者のみを指名して発注する工事を除く。）について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた（独占禁止法第3条に違反し、同法第7条の2第1項に規定する「役務の対価に係るもの」に該当する。）ことである。

当該下水道設備工事の談合に係る審決と主文は以下のとおりである。

平成15年（勸）第26号

審決

被審人 別紙の表1被審人目録記載のとおり

公正取引委員会は、平成15年10月22日、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第48条第2項の規定に基づき勧告を行ったところ、上記の者らがこれを応諾したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり当該勧告と同趣旨の審決をする。

主文

1 別紙の表1被審人目録記載の27社は、遅くとも平成11年4月1日以降（別

紙の表2記載の事業者にあつては、それぞれ、「期日」欄記載の年月日ころ以降)行っていた、北九州市が指名競争入札の方法により発注する下水道の施設(浄化センター、ポンプ場及び低地ポンプ場をいう。)に係る機械器具設置工事(北九州市に機械器具設置工事業のほか電気工事業又は電気通信工事業についても建設業登録をしている者のみを指名して発注する工事、ディーゼルエンジン設備に係る工事及び機械器具製造業者のみを指名して発注する工事を除く。)について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認しなければならない。

2 前記27社は、次の事項を北九州市に通知しなければならない。この通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

(1) 前項に基づいて採った措置

(2) 今後、共同して、北九州市が指名競争入札の方法により発注する前記工事について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

3 前記27社は、今後、それぞれ、相互に又は他の事業者と共同して、北九州市が競争入札の方法により発注する前記工事について、受注予定者を決定してはならない。

4 前記27社は、前3項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

(脚注) 審決、主文にある別表の表1については記載を省略した。

この下水道設備工事の談合について、その後の市の再発防止対策(注2-7)を質問したところ、以下のような回答であった。

(注2-7) 北九州市の再発防止対策

従来から競争性を確保するために入札参加者数や固定化については留意しているが、さらに入札の競争性、透明性を確保するため、平成16年度から電子入札を一部導入している。

また、従来、現説を行っていたときは、入札参加者を一同に集めて、その場で談合防止を口頭指導してきたが、平成14年6月からは現説を廃止し、指名業者が分からないように入札前の指名業者の公表を止めた。

ペナルティーの面からは、平成14年度に指名停止要綱の談合・独占禁止法違反の規定を強化して指名停止期間を国の2倍に引き上げるとともに、指名停止をした場合はそれを公表することとした。(公表は、契約室で一般閲覧)

また、平成14年度に工事請負契約約款に談合や独占禁止法違反があった場合には、契約解除や損害賠償を求める規定に改正した。

損害賠償額は、各都市では10%の規定が多い中、本市は20%と厳しくしている。

さらに公正・適正な入札を確保する観点から、建設工事の登録申請において申

請業者全員から独占禁止法を遵守する旨の誓約書も徴することにした。

(注2-7) については、当該下水道設備工事の談合について、すでに規定による損害賠償額を当該談合事件の被審者となった業者に請求が行われている。

このように、談合の再発を防止するための一定の対策はすでに採られているので、その効果が十分に発揮されているか、工事契約について、一定の金額以上を抽出し、抽出した工事契約に係る支出負担行為関連の資料を入手し、入札の状況を検討した。抽出した工事契約名と、それぞれの予定価格、落札額、入札の種類等は以下(表2-30)のとおりである。

(表2-30) 工事契約における入札の種類と落札率 (単位:円)

契約工事名	予定価格	落札額	/	入札の種類
初音町川代主要幹線(その2)管渠築造工事	2,940,000,000	2,880,000,000	98.0%	一般競争入札
戸畑ポンプ場機械設備新築工事	904,000,000	768,400,000	85.0%	一般競争入札
戸畑ポンプ場上屋新築工事	351,800,000	247,000,000	70.2%	基準適合型競争入札
枝光川雨水幹線(その1)管渠築造工事	198,000,000	135,800,000	68.6%	基準適合型競争入札
戸畑ポンプ場沈砂池機械設備新設工事	376,700,000	366,400,000	97.3%	基準適合型競争入札
戸畑ポンプ場電気計装設備新設工事	446,300,000	435,000,000	97.5%	基準適合型競争入札
空港北町ポンプ場電気計装設備新設工事	98,750,000	95,800,000	97.0%	基準適合型競争入札
学研北部管渠築造工事(4-2)	114,100,000	89,350,000	78.3%	指名競争
学研北部管渠築造工事(4-1)	97,730,000	76,200,000	78.0%	指名競争
枝光二丁目地内雨水管渠築造工事	79,510,000	66,788,000	84.0%	指名競争
曲里雨水幹線(その1)管渠築造工事	73,000,000	54,690,000	74.9%	指名競争
高野六丁目地内管渠築造工事	58,480,000	57,600,000	98.5%	指名競争

契約工事名	予定価格	落札額	/	入札の種類
東二島北湊主要幹線管渠改築工事	66,330,000	52,300,000	78.8%	指名競争
中央雨水幹線管渠築造工事	181,200,000	135,396,000	74.7%	指名競争
新門司地内雨水(その27)管渠築造工事	89,780,000	87,800,000	97.8%	指名競争
城内地内雨水(その4)管渠築造工事	75,760,000	73,680,000	97.3%	指名競争
東港町地内雨水管渠築造工事	70,560,000	68,750,000	97.4%	指名競争
西港町雨水(その9)管渠築造工事	66,240,000	56,300,000	85.0%	指名競争
木下地内(その11)市丸地内(その5)管渠築造工事	62,080,000	61,140,000	98.5%	指名競争
安屋第一・二低地ポンプ場増設工事	58,180,000	57,250,000	98.4%	指名競争
五反田川雨水幹線(その4-2)管渠築造工事	155,200,000	118,902,000	76.6%	指名競争
五反田川雨水幹線(その4-3)管渠築造工事	164,200,000	126,687,000	77.2%	指名競争
城内地内(その2)石田西港町主要幹線管渠更生工事	55,240,000	54,500,000	98.7%	指名競争
徳吉南一丁目地内管渠築造工事	54,170,000	52,800,000	97.5%	指名競争
日明浄化センター3・4系消化汚泥貯留槽防食工事	30,140,000	29,100,000	96.5%	指名競争
猿喰地内(その10)管渠築造工事	54,750,000	53,500,000	97.7%	指名競争
皇后崎浄化センター2サブ2-1系曝気槽機械設備改築工事	104,200,000	98,800,000	94.8%	指名競争

契約工事名	予定価格	落札額	/	入札の種類
東中島ポンプ場 2 系汚水沈砂池機械設備改良工事	60,530,000	50,650,000	83.7%	指名競争
北湊浄化センター5 号ポンプ機械設備改良工事	63,230,000	56,300,000	89.0%	指名競争
中川通ポンプ場 1 系雨水除塵機械設備改良工事	84,650,000	67,590,000	79.8%	指名競争
皇后崎浄化センター4 号雨水ポンプ機械設備改良工事	155,700,000	136,000,000	87.3%	指名競争
北湊浄化センター重力濃縮槽機械設備増設工事	58,600,000	55,000,000	93.9%	指名競争
藤田ポンプ場 4 系汚水沈砂池機械設備改良工事	99,110,000	79,250,000	80.0%	指名競争
門司港ポンプ場遠方監視電気計装設備新設工事	118,600,000	114,000,000	96.1%	指名競争
橘橋ポンプ場 8 号雨水ポンプ機械設備新設工事	396,000,000	357,000,000	90.2%	指名競争
橘橋ポンプ場 7、8 系雨水沈砂池機械設備新設工事	60,630,000	57,500,000	94.8%	指名競争
曾根新田北ポンプ場低圧電気計装設備改築工事	105,400,000	101,500,000	96.3%	指名競争
曾根浄化センター2 系最終沈殿池機械設備改築工事	104,500,000	85,100,000	81.4%	指名競争
曾根新田北ポンプ場高圧電気計装設備改築工事	128,300,000	124,000,000	96.6%	指名競争
新町浄化センター非常用高圧発電設備新設工事	167,800,000	162,500,000	96.8%	指名競争
則松ポンプ場管渠水位監視設備新設工事	55,350,000	53,000,000	95.8%	指名競争
白野江ポンプ場高圧電気計装設備改築工事	116,800,000	112,000,000	95.9%	指名競争
白野江第 2 ポンプ場高圧電気計装設備改良工事	139,700,000	135,200,000	96.8%	指名競争

契約工事名	予定価格	落札額	/	入札の種類
皇后崎浄化センター電気計装設備改良工事	62,320,000	59,800,000	96.0%	指名競争
楠橋ポンプ場汚水沈砂池機械設備改良工事	68,130,000	54,800,000	80.4%	指名競争
計	9,071,750,000	8,261,123,000	91.1%	

なお、表中の基準適合型競争入札とは対象工事の概要及び当該工事の参加基準をあらかじめ公表して参加希望者を公募し、審査の結果、参加基準を満たす者は原則として全員指名する指名競争入札の方式のことである。

抽出した件数は、一般競争入札 2 件、基準適合型指名競争入札が 5 件、指名競争入札が 38 件で、合計 45 件であった。抽出した契約工事全件の単純な平均落札率は 91.1%となる。ちなみに一般競争入札のみに限った平均落札率は 94.9%、基準適合型指名競争入札のみの平均落札率は 87.0%、指名競争入札のみの平均落札率は 88.7%であった。

以上の平均落札率は予定金額と落札金額を合計して算出しており、一般競争入札の「初音町川代主要幹線(その2)管渠築造工事」が、予定価格は 2,940,000,000 円、落札額が 2,880,000,000 円と巨額のため、この工事の落札率 98.0%の影響を強く受けることになる。そこで、落札率を件数で平均してみると、契約工事全件の平均落札率は 89.6%となる。また、同じように一般競争入札のみの平均落札率は 91.5%、基準適合型指名競争入札のみの平均落札率は 86.1%、指名競争入札のみの平均落札率は 89.8%であった。

なお、(表 2 - 30)で抽出した工事契約のうち、当該談合事件において被審者となった業者が落札している工事契約は以下のとおりである。

契約工事名	予定価格	落札額	/	入札の種類
中川通ポンプ場 1 系雨水除塵機械設備改良工事	84,650,000	67,590,000	79.8%	指名競争
藤田ポンプ場 4 系汚水沈砂池機械設備改良工事	99,110,000	79,250,000	80.0%	指名競争
曽根浄化センター 2 系最終沈殿池機械設備改築工事	104,500,000	85,100,000	81.4%	指名競争
楠橋ポンプ場汚水沈砂池機械設備改良工事	68,130,000	54,800,000	80.4%	指名競争
計	356,390,000	286,740,000	80.5%	

平均落札率は 80.5%と、指名競争入札のみの平均落札率と比較しても落札率が低くなっているのが分かる。当該談合事件にかかわる審決の主文には、「今後、それぞれ、相互に又は他の事業者と共同して、市が競争入札の方法により発注する前記工事について、受注予定者を決定してはならない。」旨が記載されているが、落札率の結果からは、主文の趣旨は守られているとの推測もできる。

しかしながら、談合の再発防止対策は、過去に談合をしたことがある業者にのみ効果があれば良いわけではない。入札を行う全ての契約について、効果が現れなければならない。

(表 2 - 30) で抽出した限りにおいて、予定価格と落札額とを単純に合計して算出した平均落札率は 91.1%であり、高水準にとどまっていると思われる。個々に見れば、十分に低い落札率になっている契約もあるが、落札率が 90%台の後半にもなる契約も多い。もちろん、90%台後半の落札率となった契約すべてについて、競争性が欠如していたと結論付けるわけではない。例えば、一般競争入札かつ電子入札を実施しているにもかかわらず、落札率が 98.0%と高かった「初音町川代主要幹線(その2)管渠築造工事」の事例もある。しかし、どのような入札方法であっても、入札参加業者の情報が漏洩すれば、談合の危険性は高まるので、今後も談合の再発防止対策の充実を図る必要がある。

談合の防止対策としては、さまざまな方法が全国で実施されているところである。そこで市においても、(2) 以下のようにさらなる談合防止対策の導入を検討していただきたい。

(2) 入札方式の導入範囲の改善について

現在、市において、一般競争入札は、予定価格が 5 億円以上の工事であって、高度な施工管理能力、技術力等を必要とするとともに十分な競争性を確保できる工事を対象としている。

例えば、平成 17 年 7 月に国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会の公表した「入札談合の再発防止対策について」においても、一般競争入札の適用対象を、平成 18 年度中には予定価格 2 億円以上の工事まで拡大するとの国土交通省の方針がうたわれている。市においても、入札の競争性の確保のために、さらに一般競争入札を導入する工事を拡大されたい。

また、市では基準適合型指名競争入札が導入されているが、その対象とする工事は次のとおりである。

予定価格が 2 億円以上の土木工事又は港湾工事

予定価格が 3 億円以上の建築工事

土木工事、港湾工事、建築工事以外の工種で予定価格が 1 億円以上の工事

通常の指名競争入札では発注側が入札参加者を指名するが、基準適合型指名競争入札は、対象工事の概要及び当該工事の参加基準を予め公表して、参加希望者を公募し、参加基準を満たせば、原則として希望者は全員が指名されるわけであるから、入札参加者の増加や、意欲のある業者の入札参加者を促進するなどの効果がある。

市としては、基準適合型指名競争入札の対象工事を拡大し、当該競争入札方式のメリットをより享受できるように図られたい。

また、通常の指名競争入札においても、入札参加業者を市内業者だけでなく、市外業者にも拡大して、入札参加者の増加を図り、入札の競争性を確保されたい。現状でも市外業者が入札に参加する契約はあるが、さらに、市外業者の入札参加者の増加を積極的に図られたい。

市外業者の入札参加者の増加は、市外業者の落札者の増加に繋がる可能性もある。地元利益の保護を考慮するならば、どの契約に、どの程度の市外業者が入札参加者として指名され、どの程度の契約で市外業者が落札しているのか、公表することにより、市民の理解を得るように努めるべきである。市外業者の導入は、入札参加者を増やし、入札の競争性を確保するのが目的の一つであるから、市外業者を積極的に入札参加者として指名することにより、どの程度の効果があったのかを把握して、公表する必要があると考える。

これらの入札方式の導入範囲の改善や、入札参加者の増加策については、効果が明確にされなければならない。ここでの効果は落札率の低減である。市としては工種ごと、落札方式ごとに落札率を算定し、改善策を導入することによってどのような効果があったのか、または無かったのかを把握し、その結果が情報として市民に公表されなければならない。

(3) 工事の品質確保について

入札の競争性を高めた結果、不当に低廉な価格で受託される工事が増えるならば、工事の品質低下が懸念される。競争性の確保と、工事の品質確保とは両立されなければならない。

市でも、工事の品質確保のために、工事成績の評定が行われており、工事成績評定結果や工事成績優秀業者がホームページ上に公表されている。

これらの、工事成績優秀業者に対しては積極的な優遇措置を設けることは、業者の工事品質向上への動機付けになり、結果として工事の品質向上にもつながると考えられるが、この点も、市では、工事成績が優秀な業者に限った入札を実施するなど、具体的な優遇措置を設けている。

また、工事の品質確保のためには手抜き工事などを施工してしまう可能性のある業者を排除することも必要である。そのためには、入札参加業者に、積算根拠

資料の提出を義務付けることが有効な手段の一つであると考え。適切な積算能力の無い業者が、予定価格に基づいて、落札するためだけに低い金額で入札し、落札するようなことがあれば、工事品質の低下につながる。工事は実施されてから、手抜き工事が判明しても遅いので、事前にそのような業者を排除する対策も必要である。

現在、市においても、入札参加業者は、入札価格の積算根拠を確認するために、以下のような工事内訳書を入札の際に提出することが義務付けられている。

工 事 費 内 訳 書						
工 事 名 称 _____						
入札人住所						
入札人商号						
名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	適 要
1 直接工事費						
小計						
2 共通仮設費						
3 現場管理費等						
4 産業廃棄物処分費等						
5 一般管理費等						
合計（税抜き）						

しかし、この工事内訳書の記載のみで、契約内容に適合した履行が出来るか否かを確認することが出来るのであろうか。規格、数量（ほとんどの場合、規格と

数量は設計図書に指定されるが、単価の積算根拠が分からなければ、契約内容に適合した履行が出来るか否か、判断は困難ではないと思われる。入札参加業者は、より詳細な規格、数量、単価の根拠資料を作成しているはずであり、より詳細な積算根拠資料の提出が必要であると思われる。

積算根拠資料を提出させることにより、その業者が、業務についての適切な積算能力を持っているかが明らかになるし、入札参加業者の入札金額の詳細な根拠が明らかになるので、業者間の価格調整による、安易な談合をやりにくくする。また、積算根拠資料は新たに作成を要する資料ではない。今までも、入札金額の決定のために、入札参加業者は積算根拠資料を作成しているはずなので、入札参加業者のコスト負担の増加にもならない。

積算根拠資料については入札参加業者全員に、入札の際に提出を義務付け、落札業者の積算根拠資料については精査を行い、問題が無ければ契約する。落札業者の積算根拠資料を精査することは非常に意義がある。市の算定する予定価格は絶対的に正しいものとは限らない。業務に精通し、実際に業務に携わる業者の積算根拠資料を精査することにより、予定価格の間違いが明らかになる可能性もあるし、より設計金額の削減が可能となる部分や、反対に品質の確保のために、設計金額の増加が必要となる部分が明らかになる可能性もある。落札業者の積算根拠資料を精査することにより、市の設計金額の積算を、より適切なものとする効果があると思われる。

落札業者以外の積算根拠資料については、返還されるべきであるが、それを精査するケースもありうる。例えば、落札業者以外の入札額がほとんど差のない金額である場合や、継続的な委託契約の場合で、競争入札を実施しているにもかかわらず、毎年同じ業者が落札している場合など、不自然な入札結果となった場合には、全ての業者の積算根拠資料が精査されるべきであろう。入札参加業者の積算根拠資料を精査するに際しては、企業機密の問題もあるので、明確な基準を定めて、公表しておく必要がある。

(4) 入札事務の省力化について

上記(2)と(3)で述べたような談合防止対策については、事務コストの増加が問題となる。事務コストの増加を防ぐために、談合防止対策は採らないというのは理由にならないので、談合防止対策の充実を図るとともに、入札事務の省力化にも務められたい。

すでに電子入札が、平成16年度より導入されているところである。この電子入札は入札参加業者の移動コスト、書類の送付コストなどの負担を大幅に軽減させるだけでなく、発注者である市にとっても、業者との対応時間の削減など、事務コストは大いに軽減される。

電子入札の導入を推進することにより、事務コストは軽減されるので、談合防止対策も、より一層充実させることが可能となる。

(5) 予定価格と合わせて希望価格を公表して公募することについて

落札率が高止まりしている場合には、公共工事コストを縮減する余地が大いに残されている。公共工事コストの縮減のためには、談合防止対策を充実させることによる、競争性の確保が必要である。また、単純な方法としては設計金額に値引き分を考慮して予定価格とすることも考えられる。いわゆる「歩切り」である。入札制度改革などの談合防止対策は多くの事務手数の増加を伴うが、歩切りは単に設計金額に値引き分を考慮して、低い予定価格を決定するだけであるから、特にコストが発生することは無い。

しかし、現在では、市はもちろん、ほとんどの地方公共団体において、歩切りは行われていない。予定金額は設計金額に端数調整を行うのみで決定されており、予定価格と設計金額にはほとんど差は無い。

歩切りが行われていない理由は、むやみで不透明な歩切りは、いわゆるダンピング受注などにつながり、ひいては工事品質を阻害することに繋がるからである。

市は、歩切りを実施しない根拠として、平成 14 年 11 月 15 日に総務省自治行政局長と国土交通省総合政策局長名で出された「地方公共団体発注工事における不良・不適格業者の排除の徹底について」を挙げている。それによれば以下のようになっている。

1、 適正な施工が見込めない著しい低価格受注の排除の徹底
～省略

(6) 適正な予定価格の設定

予定価格は、取引の実例価格等に基づき、工事の標準的な価格として設定されるものです。予定価格の積算に当たっては、適正な品質を確保するために、必要な労務費、資材費、機械損料、諸経費等を工種毎に積み上げて標準的な価格を算定しますが、設計書金額の一部を正当な理由無く控除するいわゆる歩切りは、手抜き工事等公共工事の品質・安全性の低下や、一層の著しい低価格での受注を惹起するなど、不良・不適格業者による不正行為を一層増大させ、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、各団体は厳に慎んで下さい。

このように、歩切りを行うことは、厳に慎むように求められている。しかしこの文書には「いわゆる、ダンピング受注等不適な受注の排除や不良・不適格業者

の排除の徹底のため」との趣旨が記載されている。確かに不透明な歩切りをむやみに実施すれば、結果として下請け企業等へのしわ寄せや、工事の品質低下にも繋がることになる。

しかし、この文書の趣旨からして、いかなる歩切りであっても一切認められないと解釈すべきであろうか。「設計書金額の一部を正当な理由無く控除する」不透明な歩切りは認められないが、対象とする契約の種類を明確にした上で、その契約すべてにおいて、設計金額から、端数処理を行った金額を今までどおり予定価格として公表し、さらに予定価格に、例えば一定の比率の金額を控除して、希望価格とする旨を公表し、希望価格以下での受注を希望する業者を公募することまでは禁止されていないのではないかと思われる。予定価格と希望価格を明確に公表することで、不透明な歩切りではないかとの疑惑をもたれないようにし、さらに最低制限価格制度もしくは低価格受注調査制度と合わせて運用すれば、「不良・不適格業者による不正行為を一層増大させ」ることにはならないのではと思われる。

いわゆるダンピング受注などを排除し、手抜き工事等の危険性を排除するために、市では最低制限価格制度を導入している。これは予定価格に対して、「一定の割合」の金額を最低制限価格とし、その最低制限価格よりも高い金額で入札した業者のうち、一番低い金額で入札した業者を落札者とする制度である。「一定の割合」は、この制度を採用している地方公共団体で異なるが、だいたい80%前後としている地方公共団体が多い。

この制度により、すでにダンピング受注の可能性を排除しているのであるから、最低制限価格制度を導入している工事契約について、予定価格にある程度の歩切りを行い、市の希望価格として出したとしても、適正な工事の品質を確保することは可能であると考ええる。

市の採用する基準適合型指名競争入札では、対象工事の概要及び当該工事の参加基準を予め公表して、参加希望者を公募している。公募の際に、予定価格も公表した上で、一定の比率の歩切りを行い、それを市の希望価格として、それ以下の金額での受注を希望する業者を公募することについても検討していただきたい。

(6) 工事契約における電子入札の導入について

上記(1)の分析の結果、指定競争入札よりも、より競争性が確保されるはずの一般競争入札で、落札率が高かった。これは、「初音町川代主要幹線(その2)管渠築造工事」(表2-30)の落札率が98.0%と高かったことが原因である。しかも当該工事契約は、上記に記載した市の再発防止対策(注2-7)の にあるように電子入札による一般競争入札である。

入札者にとっての電子入札のメリットは、入札対象案件や開札結果の閲覧が Web 上で 24 時間いつでも可能となることや、入札の参加も、発注機関に出向くことなく、会社のパソコンから応札が可能なることが挙げられる。発注者側のメリットは、入札者を集めて説明会を開催する必要がなくなることや、入札者同士が顔を合わせることによる談合の危険性を低くすることが出来る。他の入札者の情報が入らなければ、談合のしようが無い。

そこで、電子入札を導入している契約を（表 2 - 30）から抽出して以下の（表 2 - 31）にまとめてみた。

（表 2 - 31）電子入札を導入した工事契約の一覧

契約工事名	予定価格	落札額	/	入札の種類
初音町川代主要幹線（その 2）管渠築造工事	2,940,000,000	2,880,000,000	98.0%	一般競争入札
戸畑ポンプ場機械設備新築工事	904,000,000	768,400,000	85.0%	一般競争入札
戸畑ポンプ場沈砂池機械設備新設工事	376,700,000	366,400,000	97.3%	基準適合型競争入札
戸畑ポンプ場電気計装設備新設工事	446,300,000	435,000,000	97.5%	基準適合型競争入札
空港北町ポンプ場電気計装設備新設工事	98,750,000	95,800,000	97.0%	基準適合型競争入札
計	4,765,750,000	4,545,600,000	95.4%	

低い落札率は競争性が確保されているかどうかの一つの目安であるが、（表 2 - 31）では落札率は非常に高い水準となっている。電子入札を導入した効果が十分に発揮されていないのではないかと考えられる。

しかし、（表 2 - 31）における落札率が高いからといって、電子入札を導入しても効果が無いのではないかと結論付けることは出来ない。なぜなら平成 16 年度に実施された電子入札は（表 2 - 31）でも分かるように、一般競争入札と基準適合型指名競争入札のみだからである。

もともと一般競争入札、基準適合型指名競争入札は、入札参加資格を公表して参加希望者を公募し、資格審査の結果、資格を有すると認められるものが全員参加するため、電子入札を導入することにより、さらに競争性を高めるという効果は期待できない。

電子入札は、入札参加業者の情報交換を困難にし、談合の危険性を低減する入札方法であるのは間違いない。下水道事業に係る工事契約においては、導入初年

度ということもあり、一般競争入札と基準適合型指名競争入札のわずか5件のみに限って導入されているので、その効果が明らかではなかったが、今後、電子入札が、通常の指名競争入札にも導入されれば、その効果は大きいはずである。

今後は、一般競争入札と基準適合型指名競争入札以外の指名競争入札についても、電子入札の導入を推進されたい。また電子入札の導入による効果についても公表していただきたい。

(意見2 - 17) 工事契約の入札における競争性、透明性の確保について

市では、入札の競争性、透明性を高めるために、いくつかの対策が採られている。今後も継続して、入札の競争性、透明性を高めるための対策を続けるとともに、工事の品質確保のためにも、以下のような入札制度の改善策についても検討されたい。

入札方式の導入範囲として、一般競争入札及び、基準適合型競争入札の導入範囲を広げる。

一般競争入札、基準適合型競争入札だけでなく、通常の指名競争入札においても、競争性を確保するため、市内業者の指名業者を増やすとともに、市内業者だけで競争性が確保できない場合には、市外業者も指名できるようにする。

入札制度の改善策については、その効果が明確になるように、主に落札率を中心として分析し、改善策の効果を公表する。

工事の品質確保のために、手抜き工事などを施工してしまう可能性のある業者を排除することも必要である。そのためには、入札参加業者に、積算根拠資料の提出を義務付けることが有効な手段の一つであると考えられる。積算根拠資料を提出させることにより、その業者が、業務についての適切な積算能力を持っているかが明らかになるし、入札参加業者の入札金額の詳細な根拠が明らかになるので、業者間の価格調整による、安易な談合もやりにくくなる。

そこで、入札参加業者に、工事内訳書とともに、その明細として、積算根拠資料の提出を義務付ける。

電子入札の導入も入札事務の省力化に繋がるが、入札制度の改善による事務コストの増加に対応するために、さらに入札事務の省力化について推進する。

市の採用する基準適合型指名競争入札では、対象工事の概要及び当該工事の参加基準を予め公表して、参加希望者を公募している。公募の際に、予定価格も公表した上で、一定の比率の歩切りを行い、それを市の希望価格

として、それ以下の金額での受注を希望する業者を公募すること。また、その際には、いわゆるダンピング受注を排除するために、必ず、最低制限価格を設定するか、低価格受注調査制度を導入する。

市においては、平成 16 年度より電子入札が導入されているが、導入したばかりという事もあり、抽出した 45 件の工事契約のうち、平成 16 年度における電子入札はわずか 5 件に止まっている。電子入札は、通常の指名競争入札よりも、入札参加業者の情報交換を困難にし、談合の危険性を低減する入札方法である。導入初年度ということもあり、当年度は一般競争入札と基準適合型指名競争入札に限られているので、今後は、それ以外の指名競争入札についても、電子入札の導入を促進する。

19. 委託契約の入札における競争性、透明性の確保について

(1) 下水道事業における平成16年度の委託料について

平成16年度における市下水道事業損益計算書の営業費用に含まれている委託料は(表2-32)のとおりである。

(表2-32) 営業費用内訳

(単位：千円)

項目	費用総額 (A)	うち委託金額 (B)	(B)/(A)
管渠費	1,398,729	424,086	
ポンプ場費	1,040,240	540,031	
処理場費	2,582,729	1,530,525	
水質管理費	39,789	31,866	
維持管理費小計	5,061,488	2,526,508	49.9%
水洗便所普及促進費	18,494	0	
水洗便所助成貸付事業費	23,060	2,284	
業務費	687,148	1,739	
総係費	103,645	40,405	
減価償却費	10,367,460	0	
資産減耗費	190,280	0	
給与費	1,118,966	0	
合計	17,570,546	2,570,938	14.6%

平成16年度の営業費用合計に対する委託料合計の割合は14.6%となっている。また、管渠費、ポンプ場費、処理場費、水質管理費の合計を下水道の維持管理費としてまとめることができるが、平成16年度の維持管理費は5,061,488千円であり、維持管理費として分類される委託料のみを合計すると2,526,508千円となる。維持管理費に占める委託料の割合は49.9%と高く、下水道の維持管理に占める委託料の重要性が高いことが分かる。

このように、委託料の営業費用に占める割合は大きいため、委託料にかかわる支出負担行為関連の資料を入手し、入札や委託料の積算などが適切に行われているか検討した。

(2) 委託契約金額の落札率について

入札や委託料の積算などが適切に行われているか検討するために、平成16年

度の委託料について年間の委託料が10,000千円を超えている委託契約を抽出し、設計金額に対する落札金額の比率を算出した。なお落札金額が10,000千円未満のものが含まれているが、これは最終的に契約変更などにより契約金額が10,000千円を超えたものが含まれているためである。

まず、抽出した委託契約について、設計された金額に対して、どの程度低い金額で委託されているかを見るために、抽出した委託契約について落札率を算定した。

(表2-33) 委託料に係る委託契約の落札率一覧表 (単位：千円)

契約名	注	落札金額	落札率	入札方法
(A) 清掃浚渫業務委託		14,200	98.4%	指名競争
(B) 浚渫業務委託(処分)	○	21,570	98.5%	指名競争
(C) 浚渫業務委託(処分)	○	22,130	98.5%	指名競争
(D) 検査業務委託	○	12,600	98.1%	指名競争
(E) 点検整備業務委託		10,500	92.8%	指名競争
(F) 試験に係る業務委託		14,000	98.5%	指名競争
(G) データ更新業務委託		24,300	89.8%	指名競争
(H) 清掃浚渫業務委託		23,570	98.2%	随意契約
(I) 運転整備等業務委託	○	83,400	98.5%	随意契約
(J) 保安業務委託		14,371	100.0%	随意契約
(K) 中央操作業務委託		251,400	98.3%	随意契約
(L) 運転整備等業務委託		207,000	97.4%	随意契約
(M) 運転整備等業務委託		199,800	98.2%	随意契約
(N) 運転整備等業務委託		105,960	98.2%	随意契約
(O) 運転整備等業務委託		124,000	98.8%	随意契約
(P) 運転整備等業務委託	○	167,000	98.5%	随意契約
(Q) 運転整備等業務委託		74,600	98.1%	随意契約
(R) 運転整備等業務委託		72,000	97.7%	随意契約

(脚注1)の は、複数回の入札が行われた委託契約

(脚注2)(A)～(R)は名称を表す。

以上が、営業費用の委託料に計上される委託契約である。

なお、以下は営業費用に計上される委託契約ではなく、資本的支出(建設改良費)とされる委託契約であるが、同じ委託契約であるため、委託料に係る委託契約の抽出基準と同じ基準で抽出し、同様に設計金額に対する落札金額の比

率を算出した

(表 2 - 34) 資本的支出に係る委託契約の落札率一覧表 (単位：千円)

契約名	落札金額	落札率	入札方法
(ア) 設計測量業務委託	15,500	96.4%	指名競争
(イ) 設計測量業務委託	15,000	95.8%	指名競争
(ウ) 設計測量業務委託	9,300	94.1%	指名競争
(エ) 設計測量業務委託	15,500	96.2%	指名競争
(オ) 実施設計測量業務委託	15,600	98.0%	指名競争
(カ) 実施設計測量業務委託	8,700	89.7%	指名競争
(キ) 検討業務委託	10,800	96.4%	指名競争
(ク) 設計測量業務委託	19,500	97.2%	指名競争
(ケ) 設計測量業務委託	15,000	94.0%	指名競争
(コ) 設計業務委託	6,800	86.4%	指名競争
(サ) 設計測量業務委託	8,700	89.7%	指名競争
(シ) 検討業務委託	10,800	96.4%	指名競争
(ス) 設計測量業務委託	19,500	97.2%	指名競争
(セ) 設計測量業務委託	16,800	94.0%	指名競争
(ソ) 基本設計測量業務委託	17,600	97.5%	指名競争
(タ) 実施設計測量業務委託	15,500	96.4%	指名競争
(チ) 設計測量業務委託	15,000	95.8%	指名競争
(ツ) 設計測量業務委託	11,300	94.9%	指名競争

(脚注 1) 予定価格は設計金額に端数処理を行った上で決定されるので、予定価格は設計金額よりも低くなるが、ここでは設計金額と落札金額を比較して落札率を算定した。したがって、予定金額と落札金額を比較すれば、落札率はわずかではあるが、(表 2 - 33) および (表 2 - 34) よりも上昇する。

(脚注 2) (ア) ~ (ツ) は名称を表す。

(表 2 - 33) 及び (表 2 - 34) で抽出した 36 件の委託契約の平均落札率は 97.7% であった。一番低い落札率でも 86.4% であり、80% 台の落札率はわずか 4 件に留まっている。残りの 32 件は 90% を超えた落札率となっている。

ただし、落札率が 90% を超えていることのみをもって、その契約が高い委託料で委託されているとは一概に言えない。例えば、市の設計金額が業者の入札金額よりも低く、1 回目の入札では設計金額を下回る業者が出なかったため、2 回目、3 回目の入札を経て、ようやく落札される場合がある。この場合には設計金額に近い金額で落札されるため、落札率は 100% に近い数値となる。このような場合

には、市の設計金額が十分に低かったために、競争入札における競争性が機能していたか否かにかかわらず、委託料を削減できたことになる。

このように、数回の入札が行われた委託契約については委託件名の右欄に○を付している。抽出した契約の中にも、いくつかの例があるが、数は少ない。多くの委託契約では、1回目の入札で設計金額の90%以上の金額で落札されていた。

今回抽出した委託契約には設計測量業務委託が多かったが、その積算基準としては、設計業務が国土交通省で作成された下水道用設計標準歩掛表（平成16年度版）、測量業務が国土交通省で作成された設計調査測量業務委託標準歩掛表（平成16年度版）、さらに市が作成している設計単価表（4月と10月の年2回更新）があり、これらの設定された基準に基づいて設計が行われている。

これらの積算基準で算定された設計金額はいわゆる定価としての意味合いを持つに過ぎない。入札にかけられる予定金額は、設計金額に端数処理を行って決定されているが、この予定価格のままで委託されただけでは、適切な価格で委託されたと考えることは出来ない。競争性の確保された、公正な入札において形成された落札価格で委託されることにより、はじめて適切な価格で委託されたと判断できるのである。

しかしながら、（表2-33）や（表2-34）で示したように、落札率が高ければ、競争入札がもつ競争性が十分に確保されているとはいえないと判断する。市では競争入札の競争性を確保するために業者の選定範囲の見直しを実施したり、電子入札の導入を拡大したりと、数々の対策を講じてはいるが、（表2-33）や（表2-34）で抽出した限りでは、落札率は低くなっておらず、対策が十分であるとは言えない。

また、なぜ、これほど高い落札率で委託契約が落札できるのか、疑問を感じざるを得ない。その原因については、様々な理由を推定することは出来るが、現在の入札方法のもとでは単なる推定に過ぎない。

そこで、まず、競争入札の競争性を確保するために、（3）以下の一層の対策が必要であること、また、なぜ、平均落札率が高いのか、現在の入札方法のもとでは、納得いく原因を追求することは出来ないのか、落札率が高い場合に、その理由の検討が可能になるような対策が必要である。

（3）入札方式の導入範囲の改善について

（表2-33）と（表2-34）で抽出した限りでは、委託契約については指名競争入札と随意契約のみで入札が行われている。委託契約についても、今後は、一般競争入札や基準適合型指名競争入札についても対象契約を拡大し、より競争性の高い競争入札のメリットを享受できるように努められたい。

現在、随意契約により委託されている契約についても、指名競争入札の導入が可能でないか、さらに検討していただきたい。

また、入札参加業者の増加も重要な課題である。市内業者の指名業者を増やすとともに、市内業者だけで競争性が確保できない場合には、市外業者の入札参加についても積極的に図られたい。

(4) 委託業務における入札価格の積算根拠の提出について

現在、市では、委託契約について、入札に参加する業者から、入札金額の積算根拠を入手していない。また、工事契約においては提出が義務付けられている工事内訳書も提出は不要である。したがって、各業者がどのようにして入札額を算定したのか、その根拠を知ることが出来ない。

そうすると、業者は、互いの入札価格を調節するだけで談合が可能になるし、指名競争入札を実施しているにもかかわらず、毎年同じ業務を同じ業者が落札するような、通常の競争入札では想定できない結果もあり、その理由については推定することしか出来ない。

そこで、入札価格の詳細な根拠資料の提出を義務付けることにより、入札価格の調整を行った安易な談合をやりにくくする効果が期待できるし、毎年同じ業務を同じ業者が落札しているケースについても、積算根拠資料を調べることにより、原因が明らかになる可能性もある。業務を遂行するために、業者がどのような創意工夫をしているのかを知ることにも期待できる。

また、工事契約と同様、委託契約においても、いわゆるダンピング受注を排除し、委託業務の品質を確保するために、積算根拠資料の提出を義務付けることは有効な手段の一つであると考えられる。適切な積算能力の無い業者が、予定価格に基づいて、落札するためだけに低い金額で入札し、落札するようなことがあれば、委託業務の品質低下にも繋がりがねないからである。

入札に参加する業者の入札価格の積算根拠は、各業者が、どのようにして委託業務を遂行していくつもりなのかを知るための重要な資料であり、また、それが知り得るように作成されなければならない。もとより、入札参加業者は入札価格を決める上で、その積算根拠資料を作成しているはずであり、その提出を求めるのであるから、新たに入札参加業者に過度の事務コストを強いることも無いはずである。

(5) 入札事務の省力化について

入札制度の改善による事務コストの増加に対応するために、さらに入札事務の省力化について推進すべきである。

(6) 予定価格と合わせて希望価格を公表して公募することについて

現在、市が工事契約で採用している基準適合型競争入札は、委託契約では採用されていない。工事契約で採用している基準適合型指名競争入札は、対象工事の概要及び当該工事の参加基準を予め公表して、参加希望者を公募し、参加基準を満たせば、原則として希望者は全員が指名されるわけであるから、入札参加者の増加や、意欲のある業者の入札参加者を促進するなどの効果がある。そこで、今後は、委託契約についても基準適合型指名競争入札を積極的に導入すべきである。

また、公募の際に、予定価格も公表した上で、数%の歩切りを行い、それを市の希望価格として、それ以下の金額での受注を希望する業者を公募することについても検討すべきである。

ただし、委託契約については、設計金額に占める人件費の割合が高い委託契約もあり、一律に、予定価格と合わせて希望価格を公表して公募することは出来ない。例えば、設計金額には法定福利費や健康診断料などの厚生費など、歩切りすべきでない費目も含まれているからである。導入する場合でも、設計金額に歩切りすべきでない費目が含まれている委託契約を排除するか、もしくは、歩切りすべきでない費目を区別して、それ以外の金額に一定率を乗じて希望価格にするなどの配慮が必要である。

(7) 委託契約における電子入札の導入について

(表2-33)と(表2-34)で抽出した委託契約においては、電子入札が行われていない。電子入札は、入札参加者にとっても発注者である市にとっても、様々なメリットがあることは「18. 工事契約の入札における競争性、透明性の確保について」で述べたとおりである。工事契約だけでなく、委託契約においても電子入札の導入を促進すべきである。

(意見2-18) 委託契約の入札における競争性、透明性の確保について

入札にかけられる予定金額は、設計金額に端数処理を行って決定されており、この予定価格が入札にかけられているが、当然のことながら、予定価格のままで委託されるべきではない。競争性の確保された公正な入札における落札価格で委託されるべきである。しかしながら、落札率が高ければ、競争性が十分に確保されているとはいえないと判断する。

市では、入札の競争性、透明性を高めるために、いくつかの対策が採られている。今後も継続して、入札の競争性、透明性を高めるための対策を続けるとともに、委託業務の品質確保のためにも、工事契約と同様、以下のような入札制度の改善策についても検討されたい。

入札方式の導入範囲として、一般競争入札及び、基準適合型競争入札の導入範囲を広げる。現在、随意契約により委託されている契約についても、指名競争入札の導入が可能でないか、さらに検討する。

競争性を確保するため、市内業者の指名業者を増やすとともに、市内業者だけで競争性が確保できない場合には、市外業者も指名できるようにする。

入札制度の改善策については、その効果が明確になるように、主に落札率を中心として分析し、改善策の効果を公表する。

入札参加業者に、委託業務における積算根拠資料の提出を義務付ける。積算根拠資料を提出させることにより、その業者が、業務についての適切な積算能力を持っているかが明らかになるし、入札参加業者の入札金額の詳細な根拠が明らかになるので、業者間の価格調整による、安易な談合もやりにくくなる。特に（意見2 - 25）「脱水ケーキ搬出業務委託契約における競争性の確保について」でも述べているように、指名競争入札を実施しているにもかかわらず、毎年同じ業務を同じ業者が落札するような、通常の競争入札では想定できない結果となっている場合には、積算根拠資料を調べることにより、原因が明らかになる可能性もある。

入札制度の改善による事務コストの増加に対応するために、さらに入札事務の省力化について促進する。

委託契約についても基準適合型指名競争入札を積極的に導入し、公募の際に、予定価格も公表した上で、数%の歩切りを行い、それを市の希望価格として、それ以下の金額での受注を希望する業者を公募する。ただし、委託契約の場合、法定福利費など、歩切りにそぐわない費目が多く含まれている契約もあるので、そのような契約は対象から除くなどの配慮を行うこと。また、いわゆるダンピング受注を排除するために、必ず、最低制限価格を設定するか、低価格受注調査制度を導入する。

電子入札の導入を促進する。

20. 浄化センター運転整備等業務委託契約における競争性の確保について

市の各浄化センターでは運転整備等業務が委託されている。運転整備等業務委託仕様書によれば、委託業務の内容は次のとおりである。

施設機器の運転、点検、整備、簡易な部品の交換及び簡易な修理、危険物の管理
 篩渣、スカム、汚水沈砂、苔藻及び塵埃等の処理搬出
 場内清掃（簡易な除草を含む）及び整理整頓（屋内を含む）
 水質試験補助業務
 施設の保安業務
 各所の除草業務

（脚注）篩渣（しさ）：主に沈砂池の除塵機で除去され、紙、木、葉、汚泥等の集まり

スカム：処理施設の池等の水面に浮上した油脂、固形物の集まったもの

市には5つの浄化センターがあるが、いずれの浄化センターも委託内容は概ね上記の6項目であり大差はない。ただし、日明浄化センターには下水道に関する展示場などがある「下水道館」が敷地内にあるため、「下水道館」の案内業務、「下水道館」展示場内水槽清掃業務が仕様書に加わっている。

この5つの浄化センターにかかわる運転整備等業務委託の状況は以下に示した（表2-35）のとおりである。

（表2-35）浄化センターの運転整備等業務委託一覧表 （単位：円）

件名	落札金額	委託先
（L）運転整備等業務委託	207,000,000	A社
（M）運転整備等業務委託	199,800,000	B社
（N）運転整備等業務委託	105,960,000	B社
（O）運転整備等業務委託	124,000,000	A社

なお、委託契約は4つしかないが、これは、5つの浄化センターのうち新町浄化センターと曽根浄化センターが「（M）運転整備等業務委託」としてひとつの契約書で委託されているからである。

この浄化センターの運転整備等業務委託は、いずれも特命での随意契約である。特命の理由は各契約とも同じであり、特命理由書によれば以下のようになっている。

下水道施設は、市民の大切なライフラインであり、一日も止めることはできないため、契約日より即浄化センター及びポンプ場の運転操作に支障なく業務を履行する必要がある。

また、天候の急変などのあらゆる状況に即時対応しなければならない。

このためには、長年にわたり運転整備を行い、施設についても精通し、各種ノウハウ及び十分な技術力を有し、かつ実績のある上記業者以外では本業務の遂行は不可能である。

特命理由書の前半はもっともな内容であるが、後半には問題がある。各浄化センターの運転整備等業務は基本的な部分に着目すれば同じ内容の業務であり、「上記業者以外では本業務の遂行は不可能」なことはないと思われるからである。

市としては、各浄化センターには流入水質や雨による流達時間・増水量の違いがあり、上記の（表 2 - 35）のように A 社と B 社がそれぞれ受託しているのは、雨水の影響の大きな（合流処理区域の割合の大きい）浄化センターを A 社が、雨水の影響が比較的少ない浄化センターを B 社がそれぞれ受託しているのであって、各業務には無視できない特徴があるとしている。

ならば、特命理由書には、その旨が明確に記載されなければならない。この特命理由では、例えば、なぜ、（L）運転整備等業務委託が A 社の特命でなければならないのか、なぜ B 社では競争者として不適切であるのかが不明確である。

また、市が理由として提示するように、各浄化センターには流入水質や雨による流達時間・増水量の違いがあるだけでなく、操作する設備も全く同じというわけではないので、設備の運転についての習熟度を重視すれば、各業務は特命による随意契約が望ましいということになる。

しかしながら、市に設置されている 5 つの浄化センターの下水処理方法は、いずれも下水と活性汚泥（好気性微生物群）を接触させて浄化する「活性汚泥法」であり、業務の基本的な部分に着目すれば、いずれも基本的には同じ内容の業務であると判断できる。また、特命理由書に記載されているように、「長年にわたり運転整備」を行うことによって、「各種ノウハウ及び十分な技術力を有」することが出来るとするならば、債務負担行為により複数年契約を行うことによって十分に解決可能ではないかと思われる。

したがって、浄化センターにかかわる運転整備等業務委託については、随意契約とするのではなく、少なくとも、すでに、運転整備等業務委託に携わっている A 社と B 社による競争入札が可能ではないかと思われる。

もちろん 2 社による競争入札だけでは十分に競争性が発揮できない可能性もあるので、他の代替可能な業者の有無を十分に調査する必要がある。例えば、ポン

プ場の運転整備等業務を受託している業者が後にも述べるように数社存在するので、その業者を中心に浄化センターの運転整備等業務を実施することができる業者がないかを検討しなければならない。また、下水道事業は全国で行われており、競争者として市外、県外の業者も考慮に入れ、多数の業者が入札に参加できるようにして、競争性の高い競争入札により、委託先を決定できるようにすべきである。

(意見 2 - 19) 浄化センター運転整備等業務委託契約における競争性の確保について

浄化センターの運転整備等業務委託はいずれも特命での随意契約で A 社と B 社にそれぞれ委託している。特命理由書からは、各浄化センターには流入水質や雨による流達時間・増水量の違いがあり、特徴があるために随意契約としている旨が明確ではない。特命理由書は明確にその理由を記載されたい。

また、北九州市に設置されている5つの浄化センターの下水処理方法は、いずれも「活性汚泥法」である。基本的な業務の各種ノウハウと十分な技術力は、1箇所の浄化センターの業務実績があれば他の浄化センターでも活用することは可能であり、随意契約ではなく、施設特有の経験を積む機会があれば A 社と B 社を競争させて委託することも可能と思われる。その際には、A 社と B 社のみの競争入札とするのでは競争性に乏しい。競争者として市内の業者だけでなく、市外、県外の業者も考慮に入れ、入札に参加できる業者を増やし、より競争性の高い競争入札で委託先を決定できるようにされたい。

また、「長年にわたり運転整備」を行うことによって、各種ノウハウ及び十分な技術力を有することが出来るとするならば、債務負担行為により複数年契約を行うことも、検討されたい。

2 1 . 指名停止中の業者を特命先とした随意契約について

(表 2 - 35) の浄化センターにかかわる運転整備等業務の委託先のうち、A 社は随意契約時点において指名停止措置中となっていた。

A 社は市が発注する下水道設備工事について他の 27 社と共同して独占禁止法第 3 条に違反していたとして、平成 15 年 10 月 22 日公正取引委員会から排除勧告を受けて応諾している。そのため「北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱」に基づいて、平成 15 年 11 月 7 日から平成 16 年 5 月 6 日までの間、指名停止措置を受けていた。

この A 社は、以前より日明浄化センター他 2 ポンプ場運転整備等業務委託と皇后崎浄化センター運転整備等業務委託における随意契約の相手方であり、当該契約の平成 16 年度の入札は平成 16 年 4 月 1 日に実施されたため、その時点では指名停止措置中となっていたことになる。

「北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱」の第 13 条本文では「契約担当者は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。」となっている。

この規定に基づけば、A 社と契約を結んではならなかったことになる。しかしながら、この第 13 条には「但し書き」があって、「ただし、やむを得ない事由があり、かつ、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。」とされている。

この但し書きに基づいて、市はあらかじめ承認を得た上で、A 社と契約を結んでいる。しかし、この時の特命理由書に添付されている承認書は市長名による承認ではなく、契約室長名の承認となっており、なおかつ、契約室長の専決事項として処理されている。

当該事項の承認を、契約室長の専決事項としているのはなぜであろうか。市の「北九州市助役以下専決規程」別表第 2 では以下のようになっている。

1 一般共通事項

助役専決事項	局長専決事項	室長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
～省略～				
(7) 重要な許可、認可、免許、登録その他の行政処分	(8) 許可、認可、免許、登録その他の行政処分	(8) 許可、認可、免許、登録その他の行政処分(軽易なものを含む。)	(4) 軽易な許可、認可、免許、登録その他の行政処分	(3) 定例的な許可、認可、免許、登録その他の行政処分
～省略～				

市としては、(8)の「許可、認可、免許、登録その他の行政処分(軽易なものを含む)」と判断し、室長専決事項としたとのことであった。判断の理由は、A社は独占禁止法に違反したとして、「北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱」に基づいて、指名停止措置とされたが、指名停止措置は、行政処分ではなく、指名基準の運用上の措置であって、不正又は不誠実な行為のあった有資格業者を指名しないことを市の内部で規制したに過ぎないのであるから、その指名停止措置を受けた業者を随意契約の特命先とする是非について承認を受ける事項は、(7)の「重要な許可、認可、免許、登録その他の行政処分」には該当せず、(8)の「許可、認可、免許、登録その他の行政処分(軽易なものを含む)」と判断したとのことであった。

確かに、指名停止措置を行政処分ではなく、単なる内部規制とするならば、市による指名停止措置のみを受けている業者を特命先とする承認については室長専決事項となる。しかし、問題なのは、A社は独占禁止法第3条に違反していたとして、平成15年10月22日公正取引委員会から排除勧告を受けて、課徴金納付命令も出されていることである。この課徴金納付命令は行政処分に当たる。

すなわち、A社は市の内部規制である、指名停止措置のみを受けた業者ではなく、公正取引委員会から行政処分を受けた業者なのである。市はA社が独占禁止法に違反し、公正取引委員会から行政処分を受けたからこそ、指名停止措置としたのであって、指名停止措置が行政処分ではないからとの理由のみで、公正取引委員会から行政処分を受けていることを考慮せずに、室長専決事項としたのは妥当ではない。

市による指名停止措置だけでなく、独占禁止法に違反し、公正取引委員会による行政処分もを受けている業者を特命先とする是非についての判断は、「重要な」事項である。したがって、「北九州市助役以下専決規程」別表第2によれば、(7)の「重要な許可、認可、免許、登録その他の行政処分」に当たり、助役の専決事項ではなかったかと考える。

また、承認書が「市長名」ではなく、「契約室長名」であったことについては、外部に対しての指名停止通知書は「市長名」で出しているが、特命理由書に添付されていた承認書は単なる内部文書であるため、「契約室長名」としたとのことであった。しかし、業者に指名停止を通知する指名停止通知書と、市内部での承認書は別物であり、「北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱」の第13条「但し書き」には「市長の承認を受けたとき」と市長名での承認書が必要であることは記載されているのであるから、内部文書ではあっても市長名の承認書で無ければ、「市長の承認を受けた」かどうか分からない。しかも、特命理由書は、公正取引委員会から行政処分を受け、なおかつ、市の内部的な規制として、

指名停止措置とした業者を、随意契約の特命先とした理由が記載されている文書である。内部文書とはいえ、その文書を見た場合に、「市長名」で承認されたことが明確に分かる文書を、特命理由書にも添付すべきである。

次に、この時の承認理由も、理由として不十分な点があると思われる。「北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱」の第13条は、「契約担当者は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。」とし、「ただし、やむを得ない事由があり、かつ、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。」としている。ここで「やむを得ない理由」がどのような理由であるのかが問題となるが、「北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱の取扱要領」によれば、「やむを得ない事由」を次のような場合としている。

- 特許等特殊な技術を必要とする技術を要する建設工事等で、指名停止中の者以外の者では、契約目的を達成することが出来ない場合
- 指名停止中の者以外の者では、価格において著しく不利となる場合
- その他、前2号に相当する事由があると認められる場合

ここで、当該随意契約に係る特命理由書を示すと次のようであった。

下水道施設は、市民の大切なライフラインであり、一日も止めることはできないため、契約日より即浄化センター及びポンプ場の運転操作に支障なく業務を履行する必要がある。

また、天候の急変などのあらゆる状況に即時対応しなければならない。

このためには、長年にわたり運転整備を行い、施設についても精通し、各種ノウハウ及び十分な技術力を有し、かつ実績のある上記業者以外では本業務の遂行は不可能である。

今回の場合、この特命理由が、上記の に該当し、「やむを得ない理由」として承認されたということであった。しかし、浄化センターの運転整備等業務委託については、同じような業務をB社も引き受けており、B社でも契約目的を達成することは可能だったと考えられる。しかも、B社は当該委託契約の連帯保証人になっている。連帯保証人はA社が契約目的を達成できない場合には、代わって契約目的を達成する責任を負っており、言い換えれば、B社も当該業務を遂行する能力が十分に備わっていたのではないと思われる。なぜB社ではなく、A社で無ければならないのか、特命理由書の理由では、明確ではないと判断する。

以上の理由から、A社を随意契約の相手先とするための積極的な「やむを得ない理由」が特命理由書を見る限りでは明確でないにもかかわらず、A社を特命先とすることについて、室長の専決事項として、承認したことについては、明らか

に、独占禁止法に違反した業者に対する対応としては不十分であったと言わざるを得ない。

そもそも、独占禁止法に違反し、公正取引委員会に行政処分を受けた業者を特命先に指名するべきではない。法令に違反した業者に、市民の生活に密接にかかわる浄化センターの運転整備業務を特命で委託することが、市民のコンセンサスを得ることが出来るのか疑問を感じざるを得ない。市民感情を慎重に考慮したならば、独占禁止法違反という重大な事由により、公正取引委員会により行政処分を受けた業者を、当該委託契約において、特命先として指名すべきではなかったと判断する。

当該契約については、A社を随意契約の相手先とするのではなく、A社を除く業者を入札参加者とする指定競争入札を実施するか、指名競争入札が不可能ということであれば、A社以外の当該業務を遂行する能力を備えた業者を特命先とする、随意契約とすべきであった。

現時点において、当該業務を遂行する能力を備えている業者がB社のみであるとするならば、浄化センターの運転整備等業務委託は全てB社の独占となってしまう。市としては、特定の業者が一定の業務を独占することがないように心がけて契約を結んでおり、今回も、そのような考えもあってA社を随意契約の相手としたと考えられる。

だからこそ、随意契約の相手先が指名停止処分となるなどの不測の事態に備えて、他の代替可能な業者の有無を十分に調査した上で、複数社による指名競争入札を常日頃より実施しておく必要がある。また、市外、県外における類似業務の遂行能力がある業者を整理しておき、いつでも対応できるようにしておく必要がある。

(意見2 - 20) 指名停止中の業者を特命先とした随意契約について

「北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱」の第13条本文では「契約担当者は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。」となっている。しかしながら、この第13条には「但し書き」があって、「ただし、やむを得ない事由があり、かつ、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。」とされている。しかし、この時の承認書は契約室長の専決事項として処理されている。

指名停止措置は、行政処分ではなく、単なる指名基準の運用上の措置であって、不正又は不誠実な行為のあった有資格業者を指名しないことを市の内部で規制したに過ぎないのであるから、その指名停止措置を受けた業者を随意契約の特命先とする是非について承認を受ける事項は「重要な」事項ではないので、契約室長の専決事項であるとの理由であった。

しかし、市による指名停止措置だけでなく、独占禁止法に違反し、公正取引委員会による行政処分も受けている業者を特命先とする是非についての判断は、「重要な」事項であり、少なくとも助役の専決事項であったと判断する。

また今回のケースでは「やむを得ない理由」として承認されているが、浄化センターの運転整備等業務委託については、同じような業務を他社も引き受けており、指名停止措置中の業者ではなくとも、他社でも契約目的を達成することは可能ではなかったか。特命理由書の理由では、なぜ他社ではなく、A社で無ければならないのか、明確ではない。

以上により、市の独占禁止法に違反した業者に対する対応は、不十分であったと言わざるを得ない。

そもそも、独占禁止法に違反し、公正取引委員会に行政処分を受けた業者を特命先に指名すべきではない。法令に違反した業者に、市民の生活に密接にかかわる浄化センターの運転整備業務を特命で委託することが、市民のコンセンサスを得ることが出来るのか疑問を感じざるを得ない。市民感情を慎重に考慮したならば、独占禁止法違反という重大な事由により、公正取引委員会により行政処分を受けた業者を、当該委託契約において、特命先に指名すべきではなかったと判断する。

2.2. ポンプ場の運転整備等業務委託契約における競争性の確保について

市の各ポンプ場では運転整備等業務が委託されている。運転整備等業務委託仕様書によれば、委託業務の内容は次のとおりである。

施設機器の運転、点検、整備、簡易な部品の交換及び簡易な修理、危険物の管理
 篩渣、スカム、汚水沈砂、苔藻及び塵埃等の処理搬出
 場内清掃（簡易な除草を含む）及び整理整頓（屋内を含む）
 施設の保安業務
 各所の除草業務

市には 34 ヶ所のポンプ場が広範囲の地区にわたって設置されているので、いくつかの契約に分けて業務を委託している。以下にポンプ場の運転整備等業務委託契約の一覧表を挙げると以下に示した(表 2 - 36)のとおりである。(L)(M)(N)の業務委託は、先述した浄化センター運転整備等業務委託契約の一覧表(表 2 - 35)にも挙げている業務であり、業務委託の内容にポンプ場の運転整備等業務委託が含まれているのでここでも挙げている。一方、(P)(Q)(R)の業務委託はポンプ場単独の運転整備業務委託契約となっている。

(表 2 - 36) ポンプ場の運転整備業務委託一覧表 (単位：円)

件名	落札金額	委託先
(L) 運転整備等業務委託	207,000,000	A 社
(M) 運転整備等業務委託	199,800,000	B 社
(N) 運転整備等業務委託	105,960,000	B 社
(P) 運転整備等業務委託	167,000,000	C 社
(Q) 運転整備等業務委託	74,600,000	D 社
(R) 運転整備等業務委託	72,000,000	E 社

これらの浄化センターとポンプ場の運転整備等業務委託はいずれも特命での随意契約である。特命の理由は各契約とも同じであり、特命理由書によれば以下のようになっている。

下水道施設は、市民の大切なライフラインであり、一日も止めることはできないため、契約日より即浄化センター及びポンプ場の運転操作に支障なく業務を履行する必要がある。

また、天候の急変などのあらゆる状況に即時対応しなければならない。
このためには、長年にわたり運転整備を行い、施設についても精通し、各種ノウハウ及び十分な技術力を有し、かつ実績のある上記業者以外では本業務の遂行は不可能である。

まず、特命理由書の記載が不十分である。これでは、随意契約としている理由が明確ではない。市の説明によれば、各ポンプ場の運転整備等業務は施設規模、合流分流区域の割合や住宅地域・商業地域の違いによる汚水の流入量及び流入パターンの違い、雨が降った場合の雨水の増加量や流達時間の違いがあり、「上記業者以外では本業務の遂行は不可能」ということになっている。特命理由書には、各業務の特徴と、それぞれの違いが明確にされ、随意契約とされる特殊な事情が記載されなければならない。

しかし、それらの違いを除けば、ほぼ同じ内容の業務であると思われる。同じ内容の業務として取り扱うならば、(表 2 - 36)のように A 社、B 社、C 社、D 社、E 社が、特命理由書にあるように「長年にわたり運転整備を行い、施設についても精通し、各種ノウハウ及び十分な技術力を有し、かつ実績のある業者」であると考えられる。したがって、5 社に各施設特有の経験を積む機会があれば、5 社を競争させて委託することも可能と思われる。

もちろん 5 社による競争入札だけでは十分に競争性が発揮できない可能性もあるので、他の代替可能な業者の有無を十分に調査する必要がある。また、下水道事業は全国で行われており、競争者として市外、県外の業者も考慮に入れ、多数の業者が入札に参加できるようにして、競争性の高い競争入札により、委託先を決定できるようにすべきである。

(意見 2 - 2 1) ポンプ場の整備運転等業務委託契約について

市の各ポンプ場では運転整備等業務が委託されている。各ポンプ場の運転整備等業務はほぼ同じ内容の業務であり、ポンプ場の運転整備等業務委託を随意契約とするのは妥当性がないと考える。

よって、浄化センターの運転整備等業務委託とポンプ場の運転整備等業務委託を 5 社もしくはそれ以上の数で指名競争入札を実施するなど、より一層、競争性を高めるよう検討されたい。

23. 運転整備等業務委託の積算費用としての人件費について

(1) 積算費用の内訳について

浄化センターおよびポンプ場の運転整備等業務委託には、(表2-33)に挙げた、(L)運転整備等業務委託から(R)運転整備等業務委託までの7件の契約がある。

運転整備等業務委託費の設計は、概略以下に示した(表2-37)のような構成になっている。なお、以下の表には、業務規模が大きい皇后崎浄化センターの運転整備業務を例として挙げた。

(表2-37) 運転整備等業務委託における積算費用の構成

種別	構成比率	摘要
人件費	75.5%	人員25名で構成
福利厚生費	9.8%	
小計	85.3%	
需要費その他諸経費	14.7%	車両費、除草費など
運転整備費合計	100.0%	
落札金額	124,000,000円	
落札率	98.8%	

ちなみに、皇后崎浄化センターの運転整備等業務委託は、統括責任者1名、副統括責任者1名、主任運転整備員2名、運転整備員16名、自動車運転手1名、普通作業員3名、事務員1名の計25名で構成されている。

人員25名の人件費が運転整備費に占める割合は75.5%にもなり、さらに福利厚生費を加えた割合は85.3%となる。そこで人件費の積算根拠を調べてみると、例えば統括責任者であるが、「給与」、「主任手当」、「汚染手当」、「交通費」、「賞与等」から構成されている。そのうち「給与」は人事院勧告等に基づき、臨時的な任用職員である「ボイラ技士」の賃金変動率を求めて、その変動率を前年度の給与月額に乗じて、当年度の給与月額としている。問題はもともとの給与月額の根拠が不明なところである。運転整備業務の委託開始年度に何らかの根拠により算定された給与月額と思われるが、現在ではその根拠は不明となっている。

では、根拠は不明としたまま、現在の給与月額で設計しても特に問題はないのか検討してみる。ただし、以下の給与月額は勤務されている方々の実際の給与月額を記載している訳ではないことを確認しておく。ここでの給与月額はあくまで市の委託設計書上の金額であり、当然のことながら委託業者は設計書通りの給与

月額を払う義務は無いからである。委託業者には委託業者の業績に基づいて、自己の経営判断で給与を支払えば良い。委託業者の請求に基づいて委託金額を積算している訳ではないから、以下の給与月額は勤務されている方々の給与を記載している訳ではないことに注意していただきたい。

(2) 計算の根拠等について

浄化センター中央操作業務委託という委託契約があるが、その委託契約の人件費は、標準勤務日数に人件費単価を乗じて計算している。人件費単価は、毎年度の公共工事設計労務単価表（以下、「労務単価表」と称す。）の電工職種の人件費を基準に算定されており、人件費の積算には明確な根拠がある。

一方で運転整備等業務委託であるが、各構成員の人件費は給与月額が算定されているのみで、浄化センター中央操作業務委託のように、人件費単価に標準勤務日数を乗じて計算されているわけではない。

運転整備等業務の構成員は「統括責任者」、「副統括責任者」、「主任運転整備員」、「運転整備員」、「自動車運転手」、「普通作業員」、「事務員」となっている。各構成員の給与月額として設計されている金額を見ると、例えば統括責任者は 30 万円程度、運転整備員は 19 万円程度と差がつけられているが、以前からの金額に基づいて決められているだけで、元々の金額の算定根拠が分からなくなっている。また、自動車運転手の給与月額は 20 万円程度で普通作業員は 17 万円程度と差がつけられているが、「労務単価表」によれば、一日当たり単価は、普通作業員が 12,900 円、一般運転手が 12,700 円（いずれも平成 16 年 4 月の単価表より）と大きな差はない。なぜ運転整備等業務委託では、自動車運転手と普通作業員との給与月額に差をつけて設計しているのか、これも、以前からの金額に基づいて決められているだけで、元々の金額の算定根拠は分からなくなっている。

以上のように、運転整備等業務委託の人件費における給与月額の算定根拠は、現在では分からなくなっているが、金額そのものも妥当とするだけの説明がつかない。これは推論ではあるが、もともとの給与月額は業務委託開始年度において、委託業者の給与実績に沿って算定されたのではなかったかと思われる。でなければ、「労務単価表」によれば、一日当たり単価に大きな差が無いにもかかわらず、なぜ、自動車運転手と普通作業員との給与月額に差があるのか説明がつかないのである。

また、「給与」とは別に、「賞与等」が積算されているが、「労務単価表」を基礎にして算定するのであれば、分けて積算する必要は無い。

現状において、「賞与等」は市職員に支給されている賞与と同じ支給月数で設計されている。平成 16 年度の市職員に支給される賞与は 4.4 ヶ月分であり、委託先の従業員にも 4.4 ヶ月分が支給されるものとして設計されている。しかし賞与

の支給額の決定は委託先企業が自社の業績に基づいて決定するもので、市が関与するものではない。委託先企業は当該委託業務だけでなく、他にも業務を抱えており、自社全体の業績を見ながら賞与をどれだけ支給するか決めているはずである。市が委託先企業の従業員への賞与支給月数まで考慮して設計する必要は無い。

設計の上では、標準的な人件費を設計すればよく、「給与」も「賞与等」も「労務単価表」に含まれているのであるから、「労務単価表」を基礎にした人件費を算定すればよいのであって、委託先企業が決定すべき「賞与等」の支給月数までも、市が設計の段階で考慮する必要は無い。もしも委託先企業が負担している給与手当や賞与までも設計で考慮して、市の職員と同額の給与や賞与を委託先の従業員にも保証するつもりであれば、市の業務を民間企業に委託する意義が損なわれてしまう。

(意見 2 - 2 2) 運転整備等業務委託の積算費用としての人件費について

運転整備等業務委託の人件費における「給与」の月額算定根拠は、現在に至っては分からなくなっており、職種別の比較をすると、金額そのものについても妥当であると判断することが出来ない。また、「賞与等」については、「給与」と別に、北九州市職員と同じ賞与の支給月数で積算されているが、賞与については、委託先企業が独自の判断で決定すべき事項であり、その支給月数までも市が設計金額を算定する際に考慮すべきではない。

設計の上では、標準的な人件費を設計すればよく、「給与」も「賞与等」も「労務単価表」に含まれているのであるから、「労務単価表」を基礎にした人件費を算定されたい。

運転整備等業務委託の積算費用に占める人件費の割合は高く、人件費の積算は明確な根拠に基づいて、合理的に行われなければならない。人件費はいずれの委託業務においても、「労務単価表」を根拠にして、業務委託の実情に応じた合理的な人件費で設計すべきである。

24. 運転整備等業務委託の積算費用に含まれる「汚染手当」について

運転整備等業務委託の人員費の積算には「汚染手当」が含まれている。これは浄化センターに勤務する市職員の特殊勤務手当に関する条例を一部準用したものである。浄化センターに勤務する職員に支給される特殊勤務手当には下水処理業務手当がある。この手当は、浄化センター又は水質管理課に勤務する一般技術員が下水処理業務に従事した場合に支給される手当である。支給の根拠であるが、下水処理業務は下水特有の悪臭や硫化水素ガス等の有毒ガスの発生、酸欠及び病原菌等への接触の危険性を伴う場所での業務であり、危険性及び不快感を伴う特殊な勤務であるから、とされている。

「市職員の特殊勤務手当に関する条例」(昭和41年11月1日条例第43号)によれば、支給額は「市長が定める職員」が従事した一日につき790円、「上記以外の職員」が従事した一日につき260円となっている。具体的には、一般職員が「市長が定める職員」とされ、係長職は「上記以外の職員」とされている。実際に汚水処理現場での作業に従事する一般職員への手当が790円と高いのは、危険性及び不快感を伴う特殊な勤務に従事することが多いからである。

この特殊勤務手当を、委託先企業の従業員にも準用し、委託設計書において「汚染手当」として含めている。ただし、管理職であるはずの統括責任者と副統括責任者を、条例で言うところの「市長が定める職員」とし、事務員を「上記以外の職員」として、統括責任者と副統括責任者については1日当たり790円、事務員については1日当たり260円を「汚染手当」としている。さらに主任運転整備員、運転整備員、自動車運転手、普通作業員には1日当たり1,540円が「汚染手当」として設計されている。しかし、この1,540円の手当は市職員の特殊勤務手当に関する条例にはない。これは、昭和63年まで処理作業員、ボイラ技士及び汚泥搬送用自動車運転手を対象に下水処理業務手当として日額が定められていたもので、平成元年の給与改正時に、対象技能職員の委託化により、この手当がなくなったため、積算上は昭和63年の手当額に行政職員手当改定毎の上昇率を乗じて算定したものを現在まで用いているとのことであった。

まず、委託料設計書に「汚染手当」を含める必要があるかについて検討する。先にも述べたように、どのような人員費を支払うのかは委託先の企業が決めることで、市の関与するところではない。「労務単価表」を基礎にした、標準的な人員費のみを設計書に含めればよいのであって、「汚染手当」を別に設計する必要は無いのではと考えることも出来る。しかしながら、職場が通常の場合と異なり、劣悪な条件の下で働かざるを得ないとすれば、委託先の企業も一定の手当を支払わざるを得ない。しかも、劣悪な条件が委託先の企業努力で改善すべきものであれ

ば、「汚染手当」は委託先企業が負担すべきものであるが、浄化センターやポンプ場に勤務するために劣悪な条件の下で働かざるを得ないとすれば、勤務条件の改善は市の責任であり、「汚染手当」は市が負担しなければならない。したがって、標準的な人件費とは別に「汚染手当」として委託料設計書に含めるのは合理的と判断した。

次に、「汚染手当」の金額の根拠であるが、標準的な人件費とは別に「汚染手当」を委託料設計書に含めるのであれば、金額に一定の根拠が無ければならない。ここでの根拠とは市職員の特殊勤務手当に関する条例である。現状では市職員に支給される特殊勤務手当以上の金額が「汚染手当」として設計されているが、市としては浄化センターに勤務する市職員と同額の「汚染手当」を設計に含めておけば十分であり、委託先企業の従業員に、市職員以上の手当を支給するかどうかは委託先企業が決定すればよい。

まず、平成 16 年度の委託料設計書によれば、一人当たりの年間「汚染手当」は次の（表 2 - 38）のようにまとめることが出来る。

（表 2 - 38）職種別汚染手当比較表

（単位：円）

勤務者	年間汚染手当	条例に従った場合の手当
統括責任者	218,040 円	71,760 円
副統括責任者	218,040 円	218,040 円
主任運転整備員、運転整備員、自動車運転手、普通作業員	425,040 円	218,040 円
事務員	71,760 円	71,760 円

「年間汚染手当」欄の金額が、平成 16 年度の委託料設計書による一人当たりの年間「汚染手当」である。しかし主任運転整備員、運転整備員、自動車運転手、普通作業員の汚染手当には金額に根拠が不十分なことは先に述べたとおりである。そこで市の特殊勤務手当に関する条例に沿って、有るべき「汚染手当」を算出して見た。それが、右側の「条例に従った場合の手当」欄の金額である。

まず統括責任者、事務員については直接的に危険性及び不快感を伴う特殊な勤務に従事する機会が比較的少ないはずであり、特殊勤務手当に関する条例にいうところの「上記以外の職員」とすべきであると判断し一日当たり 260 円で計算した。一方で、副統括責任者、主任運転整備員、運転整備員、自動車運転手、普通作業員については危険性及び不快感を伴う特殊な勤務に従事する機会が比較的多いはずであり、特殊勤務手当に関する条例にいうところの「市長が定める職員」とすべきであると判断し一日当たり 790 円で計算した。要するに誰に対しても明確に説明できる根拠をもって「汚染手当」を設計すべきである。「条例に従った場

合の手当」欄の金額を「汚染手当」とするならば、以下の（表 2 - 39）のように費用が削減できる。

（表 2 - 39）業務委託契約別汚染手当一覧表

（単位：円）

業務委託契約件名	平成 16 年度の 「汚染手当」	条例に従った場 合の「汚染手 当」
（ I ） 運転整備等業務委託	5,961,600	3,124,320
（ L ） 運転整備等業務委託	16,170,840	8,572,560
（ M ） 運転整備等業務委託	15,042,000	7,918,440
（ N ） 運転整備等業務委託	8,158,560	4,286,280
（ O ） 運転整備等業務委託	9,858,720	5,158,440
（ P ） 運転整備等業務委託	12,762,240	6,612,960
（ Q ） 運転整備等業務委託	5,743,560	2,906,280
（ R ） 運転整備等業務委託	5,743,560	2,906,280
合計	79,441,080	41,485,560

市の特殊勤務手当に関する条例に沿って、「汚染手当」を算定するならば、設計金額は 37,955,520 円削減できることになる。

ただし、主任運転整備員、運転整備員、自動車運転手、普通作業員については、市職員よりも、危険性及び不快感を伴う特殊な業務に接する機会が多い。よって市職員に支給されている特殊勤務手当より、多額の「汚染手当」を設計金額に含めるのは、ある程度の合理性が認められる。問題は、その金額が昭和 63 年当時の下水処理業務手当額を基礎に（行政職員手当の上昇率を乗じて）算定されていることである。

浄化センターの運転整備等業務委託が市の直営のままであれば、下水処理業務手当については定期的な見直しが行われなければならなかったはずである。例えば、主任運転整備員、運転整備員、自動車運転手、普通作業員の作業内容を見直したり、他の地方公共団体の特殊勤務手当の水準なども考慮しながら、過剰な手当となっていないかが検討されなければならない。結果として、技術進歩や業務内容の変化などにより、昭和 63 年当時よりも勤務環境が改善されていれば、下水処理業務手当は減額されたはずである。例えば機械の修繕などは、手当の支給対象となる「下水特有の悪臭や硫化水素ガス等の有毒ガスの発生、酸欠及び病原菌等への接触の危険性を伴う場所での業務」であるが、技術進歩により機械の信用性が向上すれば、修繕業務の回数も減少するはずである。

市としては昭和 63 年当時の下水処理業務手当に基づいて「汚染手当」を支給

するのであれば、当該手当は規則上廃止されたものであっても、実質的には市の手当として存続しているものとみなすべきである。そして、直営業務における特殊勤務手当と同様に、定期的に過剰な手当となっていないか見直しを図らなければならない。昭和 63 年当時の下水処理業務手当を見直すことなく、単に行政職員手当の上昇率を乗じて算定していくだけでは、適切な「汚染手当」であるとは判断できない。現在においても、昭和 63 年当時と同じ下水処理業務手当を支給しても良い根拠が示されるべきである。したがって、(表 2 - 38) および (表 2 - 39) では、主任運転整備員、運転整備員、自動車運転手、普通作業員の「汚染手当」を、「市職員の特殊勤務手当に関する条例」による、「市長が定める職員」が従事した一日につき 790 円とした。

(意見 2 - 23) 運転整備等業務委託の積算費用に含まれる「汚染手当」について

標準的な人件費とは別に「汚染手当」を委託料設計書に含めるのであれば、金額に一定の根拠が無ければならない。ここでの根拠とは北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例で有ると考える。

現状では市職員に支給される特殊勤務手当以上の金額が「汚染手当」として設計されているが、まず、委託先の統括責任者については、北九州市の係長職同様の特殊勤務手当と同額の「汚染手当」のみを支給すべきである。

また、主任運転整備員、運転整備員、自動車運転手、普通作業員の「汚染手当」は、既に廃止されている昭和 63 年当時の下水処理業務手当に基づいて算定されているが、昭和 63 年当時の下水処理業務手当の内容を見直すことなく、単に行政職員手当の上昇率を乗じて算定していくだけでは適切な「汚染手当」であるとは言えない。

委託した業務に係る手当で、過去に廃止された手当であっても、廃止された手当に基づいて「汚染手当」を積算費用にするのであれば、その手当は実質的に、現在においても北九州市の支給する手当と同じである。したがって、廃止された下水処理業務手当についても、対象となる業務内容を見直したり、他の地方公共団体の特殊勤務手当の水準なども考慮しながら、過剰な手当となっていないかどうか定期的に検討されなければならない。

25 . 浄化センター中央操作業務委託における委託料の設計について

市の5ヶ所の浄化センターの中央操作業務は一括して1社に業務委託されている。業務の主たる内容は

- 浄化センターの中央操作室の操作等
- 水質試験補助業務
- 公共用水域の環境保全業務

となっている。

勤務施設は各浄化センターにある中央操作室であり、365日、24時間勤務で常に2名が勤務することになっている。メイン業務は 〇の浄化センターの中央操作室の操作等であり、中央操作室において、中央監視設備を操作し、処理場内全ての機器の運転操作を行うとともに、運転時の状況の把握や電流値などのデータを監視及び記録する業務であり、浄化センターでは最も重要な業務の一つである。

5ヶ所の浄化センターの中央操作業務は、まとめて1社に特命による随意契約で委託されており、特命理由書の理由は

下水道施設は、市民の大切なライフラインであり、一日も止めることはできないため、契約日より即浄化センター及びポンプ場の運転操作に支障なく業務を履行する必要がある。

また、天候の急変などのあらゆる状況に即時対応しなければならない。

このためには、長年にわたり中央操作を行い、施設についても精通し、各種ノウハウ及び十分な技術力を有し、かつ実績のある上記業者以外では本業務の遂行は不可能である。

となっている。

浄化センターの中央操作業務は、浄化センターの施設全体を管理する業務であり、特に大雨等の災害時には、その操作に誤りがあれば水害にも繋がりがねない重要な業務であるから、業務の内容には特殊性があり、長期的に継続して業務に従事することによって、ノウハウと技術力が蓄積されなければならない。一方で、特命理由書のように、他社への委託が困難であり、継続的に特命による随意契約で委託しなければならないとするならば、委託料の入札には競争原理が介入せず、委託料が競争入札による委託契約よりも高くなる可能性がある。そこで、競争原理が介入しない随意契約による委託料の設計は不必要に高くないように慎重に行われなければならない。

そこで、まず、浄化センター中央操作業務委託の委託料の積算の概要を以下の(表2-40)に示す。

(表 2 - 40) 浄化センター中央操作業務委託の委託料積算根拠

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
(1) 人件費単価 (単位 : 円 / 一日当たり)					
総括	23,400	21,900	20,300	19,500	18,900
主任	18,800	17,500	16,200	15,600	15,100
技能員	16,900	15,700	14,600	14,100	13,600

(2) 技術経費率、間接業務比率、諸経費率

技術経費率	12.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%
間接業務費率	11.5%	11.5%	18.0%	18.0%	18.0%
諸経費率	12.3%	16.3%	16.3%	16.3%	16.3%

設計金額のうち、最も多いのは直接業務費であり、ほとんどが人件費単価で計算された人件費で占められている。そこで、直接業務費の設計に使用されている勤務日数一日当たりの人件費単価を(表 2 - 40)の人件費単価に示している。人件費は勤務日数に人件費単価を乗じることにより算定されているが、勤務日数は 365 日、24 時間勤務で常に 2 名が勤務することで変動はないので、人件費単価の変動により、直接業務費も変動することになる。

人件費単価は、「下水道施設維持管理積算要領」に基づいて算定されており、具体的には、毎年度の公共工事設計労務単価表の電工職種の人件費単価を基準に算定されている。浄化センター中央操作業務委託の直接業務費が年度ごとに変動しているのは電工職種の人件費単価が変動しているためである。平成 12 年度と比較すると平成 16 年度の人件費単価は 80% 程度に減少している。この減少は、厚生労働省が発表している実質賃金指数の推移を見ても、平成 12 年度の実質賃金指数を 100 とすると、平成 17 年 3 月時点で 82.5 となっていることから、妥当な減少と判断することが出来る。

結果として、平成 16 年度においては、平成 12 年度と比較して、人件費単価が 80% 程度に減少しているので、直接業務費も同様に、平成 12 年度と比較して 80% 程度の金額で設計されている。

ここで検討したいのは、直接業務費に応じて、一定の比率で積算される、技術経費、間接経費、諸経費の算定方法である。技術経費は直接業務費に技術経費率を乗じて、間接経費は直接経費に間接経費率を乗じてそれぞれ算定される。諸経費は、直接業務費、直接経費、技術経費、間接経費を合計した業務原価に諸経費率を乗じて算定される。

(表 2 - 40) によれば、平成 16 年度の人件費単価が、平成 12 年度と比較する

と、80%程度に減少しているにもかかわらず、技術経費率、間接経費率、諸経費率は、平成12年度には、それぞれ12.0%、11.5%、12.3%であったが、平成16年度においては、それぞれ15.0%、18.0%、16.3%へと上昇している。結果として、人件費単価の減少を反映して直接業務費が減少しているにもかかわらず、各比率の上昇により、技術経費、間接業務費、諸経費は増加しており、設計金額の総額はそれほど減少していない。平成16年度の直接業務費が、平成12年度と比較すると、80%程度に減少しているにもかかわらず、設計金額の総額は90%程度の減少にとどまっている。

そこで、技術経費、間接経費、諸経費を算定するための一定率が、上記のように上昇するのは合理的であるのか検討してみる。

まず、間接業務費率については、比率が平成14年度に11.5%から18%に大きく上昇している理由は、主に安全衛生費（健康診断、安全管理費）法定福利費を積算したことが理由であり、それまでが低い比率であって、現在の比率は下水道施設維持管理積算要領（日本下水道協会発行）に基づいており、特に問題となる比率ではなかった。

次に、技術経費率については、下水道施設維持管理積算要領では、10%～25%を上下限としており、その範囲内で設定されているが、平成13年度に前年度の12%から15%に上昇した後、特に変更されていないことについて、検討の余地がある。

技術経費は、委託業務の内容が大きく変更された時には一時的に増やすことも考えられるが、特に大きな変更が無ければ、複数年、随意契約により継続して業務に携わっているのであるから、特命理由書にもあるように「各種ノウハウ及び十分な技術力」が蓄積されているはずであり、技術経費は徐々に掛からなくなるはずである。したがって、委託料の設計においても、業務に変更ない場合は、少なくとも現状維持とするか、徐々に削減されるべき費用である。

当該委託契約の業務委託特記仕様書の第18条にも、委託業者は「業務の履行にあたり、常に創意工夫を心がけ業務の効率化を目指さなければならない。」とある。委託業者は一時的な業務の変更により、止むを得ず、技術経費が例年よりも多額にかかったとしても、その後は業務の効率化を進めているはずである。委託料の設計において、これらの比率を増やしたり、現状維持のままにしたりすることは、委託業者の業務の効率化への動機付けにマイナスの影響を与える可能性もある。

委託料の設計においては、一定の比率を上昇させたまま一定とするのではなく、どの時点で元に戻すべきか、また、さらに削減すべきか、委託業務の内容を検討し、経費削減に努めなければならない。

もしも、技術経費を算定するための比率を平成12年度から上昇させること無

く、一定であるとする、技術経費の削減額は平成 16 年度単独で約 5 百万円となる。単年度の影響は決して大きくは無いが、このような随意契約による継続的な委託契約については、契約期間で累計するならば、削減額は増えていくので影響は大きくなる。

また、諸経費率については、建設省（現在の国土交通省）下水道部が定めた積算要領を踏まえて作成された、下水道施設維持管理積算要領（日本下水道協会発行）の諸経費率を減額し諸経費率の範囲の最低率を採用しており、現在の比率は特に問題は無い。しかし、積算要領は、積算を実施するための一定の基準であり、必ず、その基準以上で積算することを強制するものではない。

浄化センター中央操作業務委託については、5ヶ所の浄化センターの中央操作業務を継続して委託しているのであるから、その特性に配慮して、委託業者にさらなる業務の効率化を求め、下水道施設維持管理積算要領よりも低い比率で設計する余地も、実際、平成 12 年度までは 12.3%と低かったのであるから、残されているはずである。

したがって、現在の比率は積算要領に基づいているので問題は無いが、一律に積算要領の基準で積算するのではなく、委託料の削減という視点に立って、諸経費率についても削減することが出来ないか、検討する余地があると思われる。

（意見 2 - 24）浄化センター中央操作業務委託における委託料の効率的な設計について

人件費単価の減少により、平成 16 年度の直接業務費が、平成 12 年度と比較すると、80%程度に減少しているにもかかわらず、直接業務費に一定率を乗じて算定される技術経費、間接経費、諸経費は増加している。結果として、人件費単価が、実質賃金指数の動向を反映して、減少しているにもかかわらず、設計金額の総額はそれほど減少していない。

まず、技術経費率であるが、当業務委託は 5ヶ所の浄化センターの中央操作業務を、特定の業者に継続して委託しているのであるから、ノウハウ及び十分な技術力が蓄積されることにより、技術経費は徐々に掛からなくなるはずである。大幅な業務の変更などにより、一時的に技術経費を上昇させることがあっても、上昇させたまま一定とするのではなく、どの時点で元に戻すべきか、また、さらに削減すべきか、委託業務の内容を検討し、経費削減に努めなければならない。

また、諸経費率については、下水道施設維持管理積算要領（日本下水道協会発行）の諸経費率を減額し諸経費率の範囲の最低率を採用しており、現在の比率は特に問題は無い。しかし、積算要領は、必ず、その基準以上で積算することを強制するものではない。

当業務委託は、特定の業者に継続して委託しているのであるから、委託業者にさらなる業務の効率化を求め、下水道施設維持管理積算要領よりも低い比率で設計することについても、検討する余地があると考えられる。

随意契約による委託契約の委託料は入札に競争原理が介入しないため、委託料が高くなる可能性がある。また、継続して委託されるため、経費削減の効果は契約期間を通して発現し続ける。したがって、競争原理が介入しない随意契約による委託料の設計は不必要に高くないように慎重に行われたい。

26. 脱水ケーキ搬出業務委託契約における競争性の確保について

脱水ケーキとは浄化センターで汚水を浄化することにより発生する汚泥を、乾燥施設を使用して減容させたもので、市では、脱水ケーキを再利用する方法として、

(1) 民間の工場でセメント化する方法

(2) 環境センターで一般ごみと一緒に混焼する方法

の二つの方法を採用している。この脱水ケーキ搬出業務委託は、(1)の方法の場合には、脱水ケーキを浄化センターからセメント化施設を有する民間の工場へ運ぶ業務であり、(2)の方法の場合には、脱水ケーキを浄化センターから環境センターへ運ぶ業務である。

市では、この脱水ケーキ業務委託を搬出ルートごとに指定競争入札により落札した業者に委託している。各脱水ケーキ搬出業務委託契約の委託先は以下(表2-41)のようになっている。

(表2-41) 脱水ケーキ搬出業務委託先一覧表

	平成15年度		平成16年度	
	委託先	落札率	委託先	落札率
日明浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託(〇〇社九州工場行き)	B社	82.5%	B社	92.3%
日明浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託(日明乾燥施設行き)	B社	82.5%	B社	94.9%
北湊浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託(〇〇社黒崎工場行き)	A社	96.1%	A社	83.7%
北湊浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託(日明乾燥施設工場行き)	A社	96.1%	A社	97.6%
新町浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託(日明乾燥施設行き)	B社	96.1%	B社	97.3%
新町浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託(〇〇社九州工場行き)	B社	96.1%	B社	89.2%
曽根浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託(〇〇社九州工場行き)	B社	82.5%	B社	94.7%
曽根浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託(日明乾燥施設行き)	B社	82.5%	B社	97.8%
皇后崎浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託(〇〇社黒崎工場行き)	A社	97.3%	A社	96.4%

他にも脱水ケーキ業務委託としては皇后崎浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託（日明乾燥施設行き）と皇后崎浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託（皇后崎焼却工場行き）があるが、両委託契約ともに委託料が少額にとどまる委託契約のために省略した。しかし、どちらもA社が委託先となっている。

（表 2 - 41）に挙げた 9 つの委託契約と少額のため省略した 2 つの委託契約を合わせると、脱水ケーキ業務委託には 11 の委託契約があるが、それぞれ複数の業者が参加した、指名競争入札の落札者を委託先としているにもかかわらず、いずれも A 社か B 社が委託先となっている。A 社が北湊浄化センターと皇后崎浄化センターを基点とした搬出ルートを、B 社が日明浄化センター、新町浄化センター、曽根浄化センターを基点とした搬出ルートを複数年にわたり連続して受託している。

このように、指名競争入札を実施しているにもかかわらず、同じ搬出ルートを、毎年度同じ業者が落札している理由は明らかではない。そこで、現状の入札方法に特に問題となる点は無いか検討した。

各脱水ケーキ業務委託の指名競争入札に参加した業者は一覧表（表 2 - 42）のとおりである。

（表 2 - 42）指名競争入札参加業者一覧表

	平成 15 年度	平成 16 年度
日明浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託 （〇〇社九州工場行き）	A 社	A 社
	B 社	B 社
	C 社	C 社
	D 社	D 社
	E 社	E 社
日明浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託 （日明乾燥施設行き）	A 社	A 社
	B 社	B 社
	C 社	C 社
	D 社	D 社
	E 社	E 社
北湊浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託 （〇〇社黒崎工場行き）	A 社	A 社
	F 社	F 社
	G 社	G 社
	E 社	E 社

北湊浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託 (日明乾燥施設行き)	A社	A社
	F社	F社
	G社	G社
	E社	E社
新町浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託 (日明乾燥施設行き)	H社	H社
	B社	B社
	C社	C社
	G社	G社
新町浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託 (〇〇社九州工場行き)	F社	F社
	H社	H社
	B社	B社
	C社	C社
曾根浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託 (〇〇社九州工場行き)	G社	G社
	F社	F社
	H社	H社
	B社	B社
曾根浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託 (日明乾燥施設行き)	D社	D社
	G社	G社
	E社	E社
	H社	H社
皇后崎浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託 (〇〇社黒崎工場行き)	A社	A社
	C社	C社
	D社	D社
	F社	F社

(脚注) 太字となっている業者が落札業者である。

まずA社とB社は基本的には入札で競合しない。競合しているのは、日明浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託(〇〇社九州工場行き)と日明浄化センター脱水ケーキ搬出業務委託(日明乾燥施設行き)だけであって、他の業務委託では競合していない。A社とB社を競合させてはならない理由は特にない。落札実績のあ

る業者同士を競合させることにより、より競争性の高い入札が行われる可能性があるので、いずれの競争入札においても落札実績のあるA社とB社を競合させるべきである。

次に各脱水ケーキ搬出業務委託の入札に参加する業者は、複数年にわたり固定されている。(表2-42)のように、いずれの脱水ケーキ搬出業務委託においても、平成16年度の入札参加業者と平成15年度の入札参加業者は全く同じ業者となっているのである。いずれの業務委託も、市を基点とした脱水ケーキ搬出コースであり、入札参加業者を固定する必要性は無い。

一つの委託契約における競争入札に参加する業者を4、5社程度に絞り込み、かつ複数年にわたり参加業者を固定することは、談合の危険性を高めることになりかねない。汚泥ケーキ搬出業務を遂行することが出来る全ての業者をいずれの競争入札にも参加させることにより、入札の競争性を確保すべきである。

また、工事契約の入札においては、入札参加者に入札金額の明細として工事内訳書の提出が求められているが、委託契約の入札においては求められていない。委託契約においても、入札参加者に入札金額の明細書と、その積算根拠資料の提出を義務付けられたい。

理由としては、脱水ケーキ搬出業務委託契約においては、指名競争入札を実施しているにもかかわらず、複数年にわたり、同じ業者が、同じ搬出ルートで落札している。結果だけを見るならば、指名競争入札を実施した場合の、通常想定される結果ではないと思われる。しかし、現状の入札制度では、その原因を追究する手段が無く、競争性が欠如していると結論付けることも、また反対に、競争性は十分に働いていると結論付けることも不可能と言わざるを得ないからである。

そこで、入札参加者の提出した入札金額の明細書と積算根拠資料を精査することにより、なぜ、複数年にわたり、同じ業者が、同じ搬出ルートで落札しているのか、その原因を調べることも可能となる。

複数年にわたり同じ業者が、同じ搬出ルートで落札しているのは、その業者に、その搬出ルートについての何らかの優位性があるからに他ならない。明細書と積算根拠資料を精査することにより、その優位性を把握することが可能であり、優位性を持つに至った要因が明らかに出来れば、その競争入札に競争性が欠如しているのか否かの問題についても、ある程度の明確な答えを出すことが可能であると考えられる。

(意見2-25) 脱水ケーキ搬出業務委託契約における競争性の確保について

脱水ケーキ業務委託には搬出ルート別に11の委託契約があるが、複数の業者が参加した指名競争入札の落札者を委託先としているにもかかわらず、複数年にわたり、いずれの搬出ルートについても同じ業者が委託先となっている。

委託契約別に入札参加業者を見てみると、落札実績のある業者が入札で競合しているのは 11 の委託契約のうち 2 の委託契約に限られること、また、各委託契約において、入札参加業者が 4 もしくは 5 社に限定されており、複数年にわたり固定されていることなどが原因で、競争入札における競争性が損なわれている可能性がある。

そこで、入札の競争性を確保するために、まずは、搬出ルート別に入札参加業者を固定させること無く、汚泥ケーキ搬出業務を遂行することが出来る全ての業者を、全ての脱水ケーキ業務委託の競争入札に参加させることにより、各競争入札の入札参加業者数を増やされたい。

また、複数年にわたり、同じ業者が、同じ搬出ルートを落札しているという結果だけを見るならば、指名競争入札を実施した場合の、通常想定される結果ではないと思われる。しかし、現状の入札制度では、その原因を追究する手段が無く、競争性が欠如していると結論付けることも、また反対に、競争性は十分に働いていると結論付けることも不可能と言わざるを得ない。

そこで、委託契約においても、入札金額の明細書と、その積算根拠資料の提出を義務付けられたい。それを精査することにより、なぜ、複数年にわたり同じ業者が、同じ搬出ルートを落札しているのか、その業者の優位性と、他の業者が落札できない要因とを把握されたい。そして、指名競争入札を実施した結果が、通常想定される結果ではないと思われる場合には、その原因を可能な限り明確にするように努められたい。

< 下水道使用料に関する指摘と意見 >

27. 下水道使用料滞納債権の回収促進と適切な管理について

(1) 下水道使用料の現状について

下水道使用料については、「下水道法」第20条第1項にて、「法令を定めることにより公共下水道を使用するものから使用料を徴収することができる」と定められている。同法に基づき市では、「北九州市下水道条例」第13条第1項を定め「公共下水道を使用することにより便益を受けている者から、その受益の度合いに応じて使用料を徴収する」こととしている。

下水道使用料の基本理念は「下水道法」第20条第2項にて、次のように規定している。

下水の量及び水質、その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

能率的な管理のもとにおける適正な原価をこえないものであること。

定率又は定額をもって明確に定められていること。

特定の使用者に対し、不当な差別的取り扱いをするものでないこと。

これらに基づき市では、汚水排水量に対応した「基本使用料と累進従量使用料」と質的側面に着目した「水質加算使用料」に区分して下水道使用料を徴収している。

市の下水道使用料及び水質加算使用料は、以下に示した(表2-43)及び(表2-44)のとおりである。

(表2-43) 基本使用料及び累進従量使用料一覧表

料率(月) 汚水種別	基本汚水排除量 及び基本使用料	従量汚水排除量及び従量使用料		
		一般汚水	10立方メートルまで 634円	11立方メートルから 25立方メートルまで
26立方メートルから 50立方メートルまで	1立方メートルにつき			208円
51立方メートルから 200立方メートルまで	1立方メートルにつき			257円
201立方メートルから 1,000立方メートルまで	1立方メートルにつき			307円
1,001立方メートルから 10,000立方メートルまで	1立方メートルにつき			407円
10,001立方メートル以上	1立方メートルにつき			412円
公衆浴場汚水	10立方メートルまで 634円	11立方メートル以上	1立方メートルにつき	13円

(下水道経営課作成資料)

(表 2 - 44) 水質加算使用料一覧表

汚水の水質		(単位:円/㎡) 金額(税抜き)
生物化学的酸要求量(BOD)1 につき5日間 又は、 化学的酸素要求量(COD)若しくは浮遊物質 量(SS)1 につき	600mg以下のとき	48
	600mgを越え1,000mg以上のとき	68
	1,000mgを越えるとき	112

(脚注)BOD、COD、SSのうちいずれが1つ最も高い項目につき適用。

(下水道経営課作成資料)

下水道使用料金は、各地方公共団体に決定権があり、下水道への着手時期の違いによる投下資本回収率の違いなどにより、それぞれで異なる料金体系になっている。

なお、福岡県内における 45 市町下水道使用料は、以下に示した(表 2 - 45)のとおりである。

(表 2 - 45) 福岡県内市町の下水道使用料比較表

順位	市町村名	月20㎡当り使用料(円)	順位	市町村名	月20㎡当り使用料(円)
1	夜須町	5,355	24	飯塚市	2,756
2	豊津町	4,410	25	豊前市	2,730
3	太刀洗町	4,095	26	前原市	2,730
4	三輪町	3,780	27	須恵町	2,730
5	直方市	3,780	28	志摩町	2,730
6	行橋市	3,360	29	宗像市	2,650
7	苅田町	3,360	30	岡垣町	2,630
8	柳川市	3,297	31	粕屋町	2,620
9	三橋町	3,297	32	志免町	2,541
10	大宰府市	3,255	33	福岡市	2,520
11	小都市	3,200	34	瀬高町	2,520
12	那珂川町	3,040	35	篠栗町	2,500
13	吉富町	3,024	36	古賀市	2,460
14	春日市	3,020	37	久留米市	2,436
15	筑紫野市	3,010	38	浮羽町	2,415
16	中間市	2,971	39	福岡市	2,310
17	大牟田市	2,961	40	新宮町	2,310
18	遠賀市	2,961	41	宇美町	2,300
19	久山町	2,940	42	北九州市	2,146
20	鞍手町	2,940	43	芦屋町	2,100
21	津屋崎町	2,830	44	朝倉町	2,100
22	大野城市	2,819	45	吉井町	2,100
23	水巻市	2,800			

(注)平成17年1月1日現在北九州市調べ

(下水道経営課作成資料)

市では下水道整備の着手時期が早く、資本回収の進行度合いが高いため、使用料が相対的に安くなっていると考えられる。

下水道使用料は汚水排水量の有無に関係なく賦課される基本使用料に、一定期間内に使用者が排出した汚水排水量に応じて賦課される累進従量使用料を加算し算定している。当該汚水排水量の認定方法には、大きく分けて2つある。

水道局委任分

上水道を使用している者に対して、上水道の使用水量を汚水排水量とする認定方法である。当該認定方法の場合は、給水メーターにより汚水排水量を測定するため、上水道使用料と合わせて下水道使用料の請求及び徴収が行われる。従って、下水道使用料の賦課徴収事務は水道局に委任されている（以下、「水道局委任分」という）。

下水道単独分

井戸水等、上水道以外を利用している者について、その使用水量を汚水排水量とする認定方法であるが、家庭用専用井戸水の場合には人頭制、営業用井戸水の場合には使用水量に応じた水量認定（水量が月 10 m³以下と認定されるもの、量水器の設置が困難なもの等一定の条件下では固定認定）という方法により下水道使用料を算定している。この場合には下水道使用料の賦課徴収事務を建設局下水道経営課が行っている（以下、「単独分」という）。

なお、過去5年間の調定額及び調定件数は、以下に示した（表2-46）のとおりとなっている。

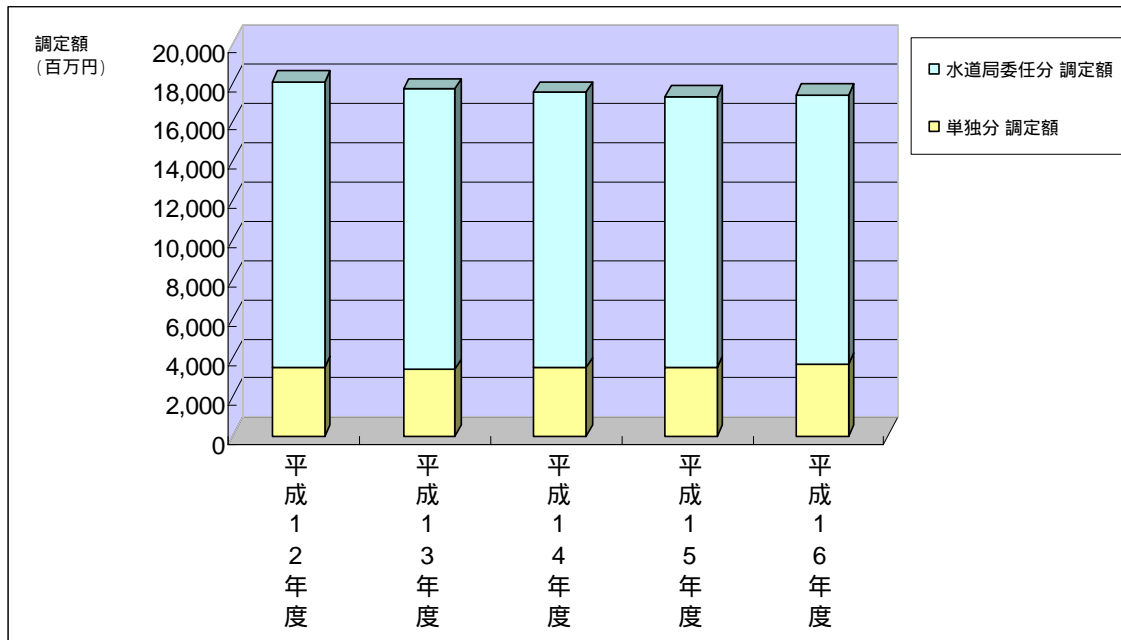
（表2-46）調定額推移表

	事業年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
水道局委任分	調定額(百万円)	14,517	14,305	14,026	13,766	13,723
	調定件数(千件)	1,965	1,978	2,002	1,999	2,035
	単価(円/件)	7,387	7,229	7,003	6,886	6,742
単独分	調定額(千円)	3,540	3,395	3,479	3,519	3,678
	調定件数(千件)	11	11	11	12	12
	単価(円/件)	316,007	295,289	292,604	290,654	299,530
合計	調定額(千円)	18,058	17,701	17,506	17,285	17,401
	調定件数(千件)	1,976	1,990	2,014	2,011	2,047
	単価(円/件)	9,136	8,894	8,689	8,594	8,498

（脚注）調定とは収入の根拠、収入科目、金額、納入義務者及び納入期限などの事項を調査、決定する内部意思決定行為のことである。

これをグラフで表すと次頁の（図表2-3）のように示すことができる。

(図表 2 - 3) 調定額推移図表



上記のとおり、過去 5 年間の調定額は、概ね横ばいとなっている。1 件当たりの単価について、水道局委任分に対して単独分が高くなっているが、この理由は、水道局委任分には小口利用者である一般世帯が多く含まれていること、単独分には、工場で上水道を原料として利用する場合で、上水道利用量から一定の減量を行い汚水排水量の認定を行う大口利用者である事業所などが含まれていること、がその要因として考えられる。

上記のとおり、下水道使用料の賦課徴収事務は建設局下水道経営課のみではなく、水道局においても行われている。今回は建設局下水道経営課を監査対象としていることから、事務手続きに関する監査手続は建設局下水道経営課にて実施している。

(2) 下水道使用料の滞納債権の管理状況について

調定額及びその徴収額並びに徴収率の 3 年間の推移表は、以下に示した (表 2 - 47) のとおりである。なお、3 月調定分のうち、水道局委任分については水道局からの送金が 6 月になるため、3 月調定分の正常入金処理が反映する 6 月までを徴収期間とした徴収額も併記している。

(表 2 - 47) 下水道使用料徴収状況表

(単位:百万円)

事業年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
調定額	17,506	17,285	17,401
3月末までの徴収額	15,915	15,710	15,815
徴収率	90.91%	90.89%	90.88%
翌年6月末までの徴収額	17,359	17,144	17,313
上記徴収率	99.16%	99.18%	99.49%
滞納金発生額	147	141	88

徴収率について、徴収期間を翌年6月までとした場合には99%と高水準となっており、滞納金の発生割合は調定額に比較して低水準となっているが、每期、同じ程度の割合で発生している。

各会計期間の3月末時点における下水道使用料営業未収金の残高推移については、以下に示した(表 2 - 48)のとおりである。表中の「現年度」とは、下水道使用料のうち、調定を行なった会計期間末までに納入されていないものである。ただし、前述のとおり3月調定分のうち、4月以降に正常回収として入金される未収入金も含まれている。一方、表中の「過年度」とは、前年以前に調定を行なった下水道使用料のうち、3月末時点において納入されていないものであり全額が滞納金である。現年度及び過年度分の滞納金額は表中の「うち滞納金」に表記している。

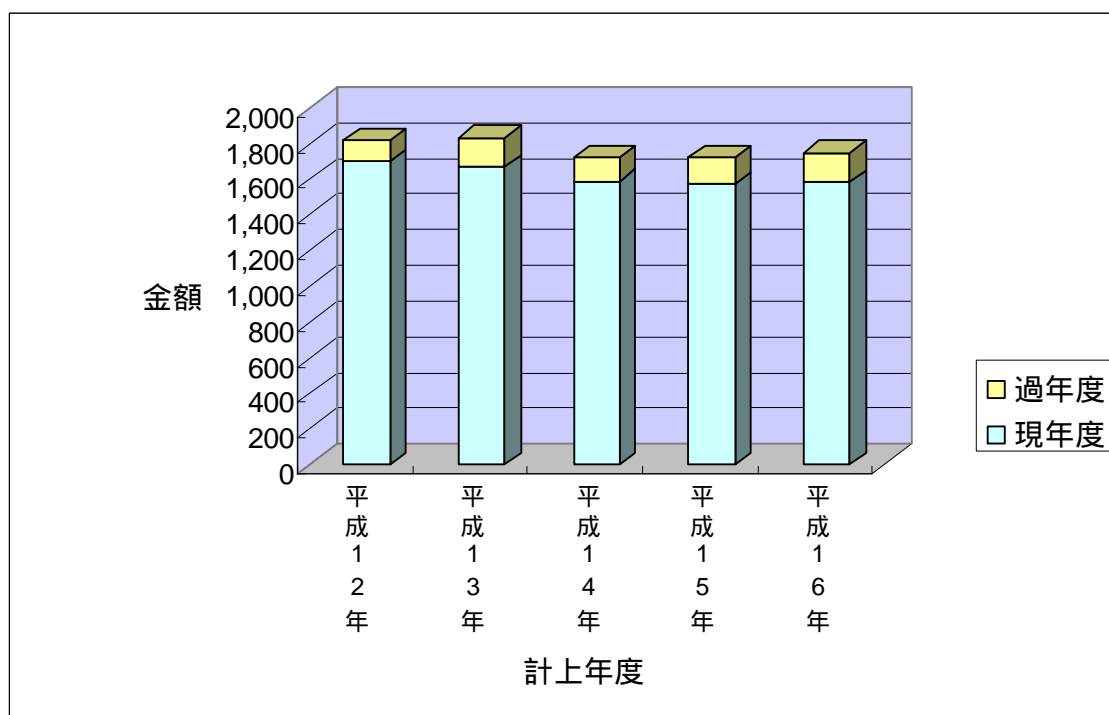
(表 2 - 48) 下水道使用料営業未収入金に占める滞納金推移表

(単位:百万円)

事業年度	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
現年度	1,701	1,672	1,591	1,575	1,586
過年度	117	163	129	146	162
合計	1,819	1,836	1,720	1,722	1,749
うち滞納金	276	298	273	287	250
合計額に占める滞納金の割合	15.2%	16.2%	15.9%	16.7%	14.3%

営業未収金についてグラフで表すと次頁の(図表 2 - 4)のように示すことができる。

(図表 2 - 4) 営業未収金推移図表



営業未収入金は概ね横這いであり、滞納金についても同様となっている。

一方、滞納金について一定の要件をみたした場合に回収不能額として帳簿上から引落される不納欠損処分額の推移表は、以下に示した(表 2 - 49)のとおりである。

(表 2 - 49) 不納欠損処分額推移表

(単位:千円、件)

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	累計額
水道局委任分	金額	22,374	16,796	18,335	18,479	20,186	96,170
	件数	7,602	7,698	8,349	8,471	8,745	40,865
	1件当り金額(円)	2,943	2,182	2,196	2,181	2,308	2,353
単独分	金額	585	518	48,863	2,190	44,205	96,361
	件数	47	103	123	71	87	431
	1件当り金額(円)	12,447	5,029	397,260	30,845	508,103	223,575
合計	金額	22,959	17,314	67,199	20,669	64,391	192,532
	件数	7,649	7,801	8,472	8,542	8,832	41,296
	1件当り金額(円)	3,002	2,219	7,932	2,420	7,291	4,662
うち100万円以上	金額	0	0	48,116	1,192	43,471	92,779
	事業所件数	0	0	1	1	1	3

(脚注) 1件当り金額とは1調定当り(賦課1回当り)の金額であり、1ユーザー当りの金額ではない。

(表 2 - 49)からは、不納欠損処分の累計額については、水道局委任分と単独

分との間に大きな差はないが、1件当りの不納欠損処分発生額は水道局委任分が著しく少ないことが分かる。これは、水道局委任分の下水道使用料金が小口である一方で、単独分には大口利用となるケースが多い事業者が含まれていることが原因であると考えられる。

また、水道局委任分の場合には滞納した際に上水道の供給を停止することにより滞納金の継続的な発生を防止できるが、単独分で地下水を使用している場合には、滞納金が発生しても給水を強制的に停止することができないため、滞納金の継続的な発生を防止することができず、1ユーザーで不納欠損処分量が多額になる可能性がある。

従って、単独分の滞納金の発生防止やその回収管理については十分な措置を講じる必要があると考えられるため、単独分に関する滞納金管理に関して以下の調査を実施した。

滞納金管理方法及び運用状況について把握する。

滞納金管理方法とその運用状況が地方自治法等に準拠しているか確認する。

下水道料金の未収入金管理については、「法」第240条第2項（注2-8）に記述されている。

（注2-8）「地方自治法」第240条第2項

普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

（波線 筆者加筆）

従って、下水道使用料の滞納金についても、上記の規定に基づき滞納金管理を行う必要があり、安易な不納欠損処分や滞納債権の放置は認められるものではない。

下水道使用料は口座自動振替または口座振込により使用者から回収を行っている。従って、使用者の口座から下水道使用料の引き落としができなかった場合、もしくは使用者が納付期限内（月末）に納入しなかった場合、滞納金が発生する。

滞納の状況については、下水道経営課の滞納整理員（1名）及びその職員が、未納者リストを使用し各事業所の滞納額・滞納期間をチェックしている。その回収を滞納整理員が担当し、滞納先への訪問等は特殊な滞納先を除き、毎月1回は各滞納先について訪問等を行っており、臨戸訪問先及び回収先並びにその回収額を報告書に取りまとめ建設局下水道経営課長・業務係長へ報告している。

また、滞納金が100万円超の滞納先については、下水道経営課の滞納整理員ではなく、各区役所のまちづくり整備課が管理すると共に、各区役所のまちづくり整備課が滞納金額や滞納期間・指導状況及び今後の対応を記載した報告書を建設

局下水道経営課に、毎月、提出することになっている。そういった滞納先の他、未納付額が多く支払計画が必要な場合や、夜間にしか在宅していない場合など、滞納整理員では対応が困難である滞納者については、年に2回、各区役所のまちづくり整備課の下水道使用料担当者が集中的に滞納整理を行っている。

当該、滞納金が100万円超の先について、各区役所で作成する報告書の記載内容が、次月の報告書においても同じ記載内容になっているケースが見受けられた。また、記載内容についても単調であり、現在の滞納者の状況を十分把握できるような具体的記述内容となっていない。加えて、各区役所単位・月単位での報告書は作成されているが、同一滞納先の状況について、時系列で把握できる記録資料が作成されていない。

下水道使用料については、「法」第231条の3第3項(注2-9)により強制執行権が認められている。従って、督促を受けた者が指定期限までに納付を行わない場合には、財産差し押さえなどの滞納処分を行うことができる。

(注2-9)「地方自治法」第231条の3第3項

普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(波線 筆者加筆)

上記のとおり滞納処分を行うに当たっては、「国税徴収法」第141条(注2-10)により徴税吏員と同じ以下の権利が付与されている。

(注2-10)「国税徴収法」第141条

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

(波線 筆者加筆)

従って、滞納先についての法人税申告書やそれに添付される決算書、または確

定申告書を査閲することにより支払能力や所有資産の把握は可能である。また、所有不動産の登記簿謄本を査閲することにより、担保設定状況の把握も可能である。しかし、従来から滞納先の状況に関する調査は行われていない。

また、滞納金が多額になった場合には、滞納者と打ち合わせの上、支払計画書（分割納付申請書兼納付誓約書）を作成するケースがあるが、特に作成基準等は設けられていない。

（意見 2 - 26）下水道使用料滞納債権の回収促進と適切な管理について

地下水を使用している場合には給水停止を行うことができず下水道の利用を強制的に停止させることが不可能であるため、滞納が発生した場合に、滞納額が毎月累積して滞納が多額になる可能性が比較的高く、また、汚水排水量が多い事業者の利用もあり、一月当たりの滞納発生額が多額になる可能性が比較的高い。

滞納先のタイムリーな滞納整理は重要な意義を有していることから、各区役所より 100 万円超の滞納者について、毎月、報告を受ける体制にしている。その目的を達成するためには、個別滞納者毎に時間の経過及び対応状況について明確にしておくことが必要である。

しかし、「100 万円を超える滞納者の滞納整理状況報告書」は要約された内容になっていて、加えて、数ヶ月間、記載内容が同じケースが見受けられた。債権回収のためには各滞納者との折衝の経過表を報告書に添付し、その詳細を把握可能にしておくことが必要である。これは、滞納金が 100 万円超の先に限らず、例えば滞納月数が 1 年を超えるなど一定の月数を超えた先についても同様に取り扱う必要があると考える。

よって、滞納金の回収促進並びに、不納欠損処分抑制のために、各滞納者の状況を詳細につかむ必要があり、例えば 訪問日や訪問した際の協議事項及び訪問者、また、電話連絡での協議内容、市役所内での会議内容、支払計画書の取り交わし状況、破産手続きの進捗内容など、を滞納先毎に履歴として残し、下水道経営課の滞納整理員や職員及び各区役所での情報の共有化をさらに進められたい。

なお、この滞納整理の履歴は、不納欠損処分を処理するに当たって必要な回収努力を行ったことを証するものになることを、よく理解しておかれたい。

（意見 2 - 27）滞納先に対する財政状態等の情報収集と債権回収に向けた有効な措置の実施について

滞納金が累積し、その残高が多額になるほど一般的に回収は困難となる。その場合、滞納先の支払能力に関して情報を入手し、今後の滞納金の回収可能性につ

いて検討を行うことが必要となる。滞納先の所得または収益力では回収可能性が乏しいと判断された場合、滞納先が所有している資産やその担保設定状況に関する十分な情報を入手し、強制執行権の行使による滞納金の回収可能性を適時に判断することで、滞納を最小限に留めるようにする努力が必要と考える。

そのためには、市税の納付状況の確認に加えて滞納先の決算書（計算書類）や確定申告書及び登記簿謄本等入手することが必要となる。この権限は前述したとおり滞納処分を行うために付与されている。よって、滞納先について滞納金額や滞納月数が一定基準を超えた場合については、これらの資料を入手するルールおよび具体的な回収方針を策定（制度化）することにより早期に債権を回収できるようにされたい。

28. 不納欠損処分に関する適切な措置の実行について

滞納整理の結果、回収が進まず一定期間経過した滞納金や、破産配当等により回収可能な財産がなくなり残存した滞納金については、建設局長の決裁を受けて滞納金を帳簿から引き落とす処理が行われる。これを不納欠損処分という。

具体的な不納欠損処分を行うための要件は、以下のとおりである。

督促状発送日から10日経過した日より5年経過した場合

(注2-11)「地方税法」第18条の2第1項

地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に定める期間を経過した時から更に進行する。

一 略

二 督促 督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して10日を経過した日(同日前に第13条の2第1項各号の1に該当する事実が生じた場合において、差押えがされた場合には、そのされた日)までの期間

(注2-12)「地方自治法」第236条第1項

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(波線 筆者加筆)

滞納処分の停止が3年間継続した場合

(注2-13)「地方税法」第15条の7第4項

第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。

滞納処分の停止をした場合に、即時消滅となった場合

(注2-14)「地方税法」第15条の7第1項

地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

一 滞納処分をすることができる財産がないとき。

(注 2 - 15) 同条第 5 項

5 第 1 項第 1 号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

下水道使用料について滞納金が発生した後、納付期限後 20 日以内に督促状を発送しており、その後、滞納金が回収されずに 5 年間経過した場合など、前述の要件を満たした場合、当該会計年度に不納欠損処分を行う。なお、不納欠損処分は滞納先単位ではなく、滞納債権毎に行われる。つまり、長期間滞納しており、かつ、現状も下水道を使用している場合には、前述の不納欠損処分の要件を満たした債権のみがその対象となるため、同じ滞納先の滞納債権のうち、一部のみ不納欠損処分の対象となるケースも有り得る。

長期滞納者については 4 月中旬頃に催告状と納付書を送付しているが、これは時効の中断にはならない。なお、不納欠損処分が行われ、かつ、時効未成立の滞納金が残存している滞納先への催告状には、既に不納欠損処分した金額は除かれる。

不納欠損処分が行われる主なケースとしては、経済的・収益的に支払いが困難であり、財産もない場合、破産配当済みなど財産がない場合、下水道使用料の賦課認定について不満があり支払いを拒否している場合、の 3 つが考えられる。

下水道使用料の滞納金は、地方公共団体の債権であり、「法」第 240 条第 2 項(注 2 - 8)にて、債権について督促・強制執行・その他保全及び取り立てに關して必要な措置をとらなければならない旨、規定されている。そのため、不納欠損処分の対象となった滞納金について、以下の調査を実施した。

不納欠損手続の確認

不納欠損に至った経緯の確認及びその不納欠損処分前の回収措置の確認

についての結果

不納欠損処分に関しては、以下のとおり規定されている。

(注 2 - 16)「下水道事業財務規則」第 17 条

法令、条例若しくは議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合において、不納不損処分をしようとするときは、当該債権に

係る収入金の調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した文書により決裁を受けなければならない。

2 前項の規定に基づき不納欠損処分を行ったときは、収入調定権者は、関係諸帳票を整理のうえ振替伝票を発行し、下水道経営課長に送付しなければならない。

上記に規定されている当該決裁書及び、それに添付されている「不納欠損調」を査閲したところ、作成された資料には調定毎に発生期や不納欠損処分量が記載されていたが、不納欠損事由としては簡潔な記載に留まっていた。

についての結果

平成 16 年度の不納欠損処分の実施状況は、以下に示した（表 2 - 50）のとおりである。

（表 2 - 50）不納欠損処分状況表

不納欠損事由	調定数	適用先数	(金額:千円、件)	
			金額	割合
倒産(即時消滅)	22	1	43,471	98.3%
交渉中	15	5	356	0.8%
倒産	12	8	299	0.7%
居所不明	30	13	68	0.2%
死亡	5	1	5	0.0%
生活困窮	3	1	3	0.0%
合計	87	29	44,205	100.0%

これは、前述の「下水道事業財務規則」第 17 条第 1 項（注 2 - 16）に記載されている不納欠損処分を行う際に作成される「不納欠損調」を集計したものである。

当会計年度における不納欠損額の 98%は 1 事業者より発生している。当該事業者については平成 11 年から営業を停止するに至った平成 15 年にかけて発生した滞納金であり、債権保全を目的として財政局税務部と歩調を合わせ差し押さえを行い、一部は回収できたものの、残額については残余財産からの分配が見込まれず、「地方税法」第 15 条の 7 第 1 項（注 2 - 14）・5 項（注 2 - 15）を適用して不納欠損処分を行うに至った。

その他については、金額が僅少であるが不納欠損事由が「交渉中」と記載されている不納欠損処分先について詳細を確認したところ、主には経営者が交代したため、現在の個人事業主への請求ができず、前個人事業主も行方不明であったため、不納欠損処分に至ったものであった。

他に、他の事由として下水道使用料の賦課に対しての不満から長期間、支払が行われなかったため不納欠損処分に至ったケースが含まれていた。金額は僅少

ではあるものの、当該滞納者は現在も下水道を使用しており、調定を行う都度、滞納金が発生している状況である。なお、当該滞納者に対して延滞金の徴収や、財産の差し押さえ等による債権の保全は行われていない。

法令上、使用者が督促を受け、指定された期限までに納付しなかった場合、滞納処分を行うことができ、督促状や催告状にも、その旨記載されている。また、「法」第 240 条第 1 項にも強制執行や債権保全等必要な措置を講ずることが必要と規定されている。しかし、実際に財産差し押さえ等を行った事例は建設局単独ではない。これは、差し押さえのできる財産を所有する使用者の場合、国税・地方税を滞納しているか、破産宣告を受けている場合がほとんどであり、財産の差し押さえをしたとしても、当該使用者が国税等を滞納していれば処分配当金等が、国税、地方税、当該使用料等、の順に充当されるため(「法」第 231 条の 3)、配当が見込まれない。従って、国税等の滞納処分・強制執行の手続きに対して交付要求を行うほうが効率的で、かつ、実効性が高いため、下水道経営課単独での財産の差し押さえは経済効率が悪いという判断により実施していない。

(指摘 2 - 5) 不納欠損処分に関する適切な措置の実行について

地方公共団体の債権について、「地方自治法」第 240 条第 2 項(注 2 - 8)には、債権について督促・強制執行・その他保全及び取立に必要措置をとらなければならない旨の規定がされている。

平成 16 年度の不納欠損処分の事由を確認したところ、下水道使用料の支払能力があるにもかかわらず、地下水利用に係る下水道使用料の賦課に不満があるとの理由で、意図的に下水道使用料を支払わず、時効による不納欠損処分を受けた先がある(1 先、61 千円)。金額は僅少ではあるが、不納欠損処分を行うまでの間に決算書等の入手や財産差し押さえ等は行われておらず、債権の保全手続きが行われなかったことにより、結果として徴収可能な財産がある先の使用料の徴収を放棄しているため「地方自治法」第 240 条第 2 項の規定に抵触すると考えられる。

よって、このようなケースでは財産差し押さえ等の債権の保全手段を実施されたい。

(意見 2 - 28) 不納欠損処分に関する適切な措置の実行について

「下水道事業財務規則」第 17 条(注 2 - 16)には不納欠損処分を行う場合には「・・・調定後の経緯等を記載した文書により決裁を受けなければならない。・・・」と記載されている。

不納欠損処分の決裁書に添付されている「不納欠損調」に、不納欠損処分を行

った事由が記載されているが、不納欠損処分実施状況として前に添付した表の「不納欠損事由」として記載している内容の程度であり、具体的な調定後の経緯等について把握できるような記載内容にはなっていない。従って、例えば、倒産の種類（破産宣告など）、その時期、交渉より回収に至らなかった理由などを不納欠損調に記載しておかれない。なお、ここに記載できないのであれば、その経緯を別途資料にまとめて、回収努力を行った経緯を明らかにしておかれない。

29 . 下水道使用料の滞納者に対する罰則規定の適用について

下水道使用料が滞納した場合、最終的には財産の差し押さえ等により滞納債権の保全を図る手立てはあるが、滞納金額が僅少の場合には財産の差し押さえ等を行ったとしても、それに係る費用が滞納金額を超過し、必ずしも財産の差し押さえ等を行うことが最良の選択にはならないケースがある。一方、財産の差し押さえ等を行わない場合には滞納金の支払能力があるものの下水道使用料の支払いを拒否し続けることで、結果的に使用料の減免を受けることが可能となる。従って、不納欠損処理に至ることを防止する、また滞納者に対して滞納金の支払いを動機付ける罰則規定の整備・運用が必要となる。その一般的な罰則規定としては、契約時に定められた期限までに支払いがない場合に、その延滞期間に応じて課せられる延滞金や遅延損害金等がある。

延滞金の徴収に関連する条例は、以下のとおりである。

(注2-17)「地方自治法」第231条の3第1項、2項

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

(注2-18)「北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例」第1条

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の3第1項に規定する市の歳入(以下「税外歳入」という。)の督促及び延滞金の徴収については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(注2-19)「同条例」第3条

第3条 税外歳入の督促をした場合においては、当該税外歳入の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税外歳入の金額に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

2 前項の延滞金の金額を計算する場合において、その計算の基礎となる税外歳入の金額に100円未満の端数があるとき、又はその税外歳入の金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第1項の延滞金の金額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(波線 筆者加筆)

なお、延滞金を課するための要件となっている督促状には、以下の文章が記載されている。

延滞金

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて使用料(100円未満は切り捨てる)に年14.6%(当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合で計算した金額。

上記のように、市の条例では延滞金を徴収することとなっており、滞納者に対してもその通知が行われているが、下水道使用料の滞納金に対して延滞金は課せられていない。従って、当該滞納者が滞納金を納めたとしても、その納付額は納付期限までに支払うべき金額と同額であるため、納付期限までに使用料を支払っている使用者の立場から考えれば公平な取り扱いとはなっていない。なお、過誤納付金の還付額については下水道使用者に対して還付金が支払われている。

なお、その他については、適正な調定処理を妨げた場合の罰則規定はあるが、例えば、意図的に下水道使用料を支払わない場合に罰金を科すなどの滞納に関連する罰則規定はない。

このように、「北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例」にて延滞金を徴収することになっているが、下水道使用料の滞納金には延滞金が課されていない。従って、現在の市の運用は条例に違反している。

これに対する市の見解は以下のとおりである。

水道料金は自力執行権がなく延滞金を徴収できないため水道局のシステムには延滞金を計算する機能がない。下水道使用料の徴収の大部分を水道局に委任していることから、単独分の取り扱いも水道局委任分に合わせている。

下水道使用料の滞納金に係る延滞金を計算する機能は建設局側のシステムにもないため、システム開発には莫大な費用がかかる。

下水道使用料の滞納金のみ延滞金を課することについて市民の理解が得にくく、水道料金及び下水道使用料の納付拒否者が増加する。

水道使用者に対しては給水停止措置で対応が可能である。

以上の点より、実務上の煩雑さより考えれば延滞金を徴収するメリットは乏しい。

この取り扱いは昭和40年代からであり、下水道使用料の滞納金に関する延滞金を徴収しないこととした経緯は不明である。なお、他の政令指定都市でも、主に下水道使用料の徴収を水道局に委任しており、水道料金は延滞金を徴収しないことを理由として、下水道使用料の滞納金に関する延滞金は課していない。

確かに、下水道使用料の大部分(金額で約80%)は、水道局にて徴収されてお

り、水道局委任分については給水停止措置が滞納者へのペナルティーとしての実効性を有することは理解できる。しかし、給水停止措置前に滞納金を支払う場合、その金額は下水道使用料のみであり、なんらペナルティーが課せられないため、やはり納付期限までに使用料を支払った使用者との公平性を欠くことになる。また、単独分の賦課先に対してはペナルティーを課さないとの理由にはならず、また、単独分については下水道使用料の単価が高く、滞納回数も多くなる傾向があるため、何らかの罰則規定を設ける必要があると考える。なお、平成16年度より過去5年間の延滞金を参考数値として算定をした概算額が以下の表である。

(表2-51) 延滞金概算額推移表

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
過年度未収入金	95,483	117,760	163,799	129,813	146,840	162,840
不納欠損処分額		22,959	17,314	67,199	20,669	64,391
償却前過年度未収入金		140,719	181,113	197,013	167,510	227,232
+						
平残 (- (前年)) ÷ 2 + (前年)		118,101	149,437	180,406	148,661	187,036
延滞料率		14.6%	14.6%	14.6%	14.6%	14.6%
延滞金		17,242	21,817	26,339	21,704	27,307
					5年間累計額	114,411

(脚注) 概算算定の方法

滞納発生後、1ヶ月間の延滞料率は(4% + 前年11月30日時点の公定歩合)と7.3%を比較し低い率が適用され(監査対象会計年度は4.1%)、その後の期間は14.6%と規定されている。このため、当期発生分の滞納金については発生後、1ヶ月間は(4% + 公定歩合)もしくは7.3%の料率が適用されるが、期末に存在する滞納金のうち当期発生分の滞納金についての発生月が把握できないため、過年度発生分の滞納金のみを延滞金の算定対象とした。

料率を乗ずる滞納金額については不納欠損処分後の前期滞納金と不納欠損処分前の当期滞納額の平均残高とした。算定の結果、5年間の延滞金額は114百万円となった(ただし、当該金額は滞納者に対する賦課金額であり、必ずしも徴収可能なものではない)。

下水道使用料を滞納した場合、最終的には財産の差し押さえ等により滞納債権の保全を図る手立てはあるが、滞納金額が僅少の場合には必ずしも財産の差し押さえ等を行うことが最良の選択にはならないことがある。この場合、下水道使用料の支払いを拒否し続けることで、結果的に使用料の減免を受けることが可能となるため、不納欠損処理に至ることを防止するとともに、滞納者に対して滞納金の支払いを動機付ける罰則規定の整備・運用が必要となる。従って、契約時に定められた期限までの支払いがない場合に、その延滞期間に応じて課せられる延滞金や遅延損害金等の賦課制度の導入を図りたい。

(指摘 2 - 6) 下水道使用料の滞納者に対する延滞金の賦課について

「北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例」にて延滞金を徴収することになっているが、下水道使用料の滞納金には延滞金が課されていない。これは、「北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例」違反である。

なお、延滞金を課さない理由として、下水道使用料の大部分が水道局にて水道料金と共に徴収されているが、水道料金には自力執行権がなく延滞金を徴収できないため、下水道使用料のみ延滞金を徴収することが困難なことや、延滞金を徴収するシステムが構築されていないことなどが挙げられている。

水道局が下水道使用料を徴収する場合には給水停止措置が滞納者へのペナルティーとしての実効性を有しているが、延滞金が課されなければ、納付期限までに使用料を支払った使用者との公平性を欠くことになる。

また、建設局が下水道使用料を徴収する賦課先に対してはペナルティーを課さない理由が無く、かつ、下水道使用料の単価が高く、滞納回数も多くなる傾向があるため、何らかの罰則規定を設ける必要がある。

従って、不納欠損処理に至ることを防止するとともに、滞納者に対して滞納金の支払いを動機付けるため、加えて納付期限までに使用料を支払った使用者との公平性を図るためにも、延滞期間に応じて課せられる延滞金や遅延損害金等の賦課制度の導入を図られたい。

30 . 未賦課調査結果の有効な活用について

排水設備工事は、使用者の汚水管をその使用者専用の枡に取り付ければよく、その工事のために周辺の下水道の使用を制限する必要がないため、市への事前の届出等を行わなくとも排水設備工事は可能となっている。そのため、違反工事が行なわれる可能性がある。市は、それを防止するため、排水設備工事ができる業者を指定しており、使用者には、その指定業者を利用するよう促している。また、当該指定業者に対して排水設備工事前及び工事完了後に市への報告を義務付けている。当該ルールが守られれば、基本的に下水道使用料が未賦課先の発生を防止することができる。加えて、これらに違反した場合の罰則規定を制定することで実効性を高めている。

排水設備工事に関連する条例は以下のとおりである。

排水設備工事の指定業者に関する規定

(注 2 - 20)「北九州市下水道条例」第 8 条

排水設備等の新設等の工事は、市長が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定した工事施行業者(以下この条において「排水設備指定工事店」という。)でなければ行なうことができない。ただし、市長が特に認めた工事については、この限りでない。

排水設備工事の事前申請

(注 2 - 21)「北九州市下水道条例」第 6 条

排水設備、除害施設および前条の排水施設(以下「排水設備等」という。)の新設等を行なおうとする者は、規則の定めるところにより市長に申請し、その確認を受けなければならない。

排水設備工事の完了報告

(注 2 - 22)「北九州市下水道条例」第 7 条

排水設備等の新設等を行なった者は、その工事を完了した日から 5 日以内に規則の定めるところによりその旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。

上記に違反した場合の罰則規定

(注 2 - 23)「北九州市下水道条例」第 30 条

次の各号に掲げる者は、1 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 6 条の規定による確認を受けないで、排水設備等の新設等の工事を実施した者

- (2) 排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を、同項に規定する期間内に行わなかった者
- (3) 略
- (4) 第8条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (5・6) 略
- (7) 第6条、第11条第1項又は第20条の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

一方で、下水道使用料の未賦課調査については水道局委任分を業者委託、単独分（地下水利用者）については下水道経営課が毎年実施している。

下水道経営課が実施する調査により未賦課が判明した先に対しては、使用水量を測るメーターを設置した後より、下水道使用料が賦課される。

未賦課調査は下水道使用料の徴収もれを発見する重要な調査であり、その効果及び未賦課であった原因のフォローアップについて、検討を行う必要がある。下水道経営課の職員により実施される未賦課調査については、調査先毎に地下水使用事業所調査票が作成され、とりまとめられ報告が行われている。そこで、未賦課調査について、実施状況を把握し、報告書及び調査票を査閲し、報告項目や実施結果に漏れや報告誤りがないか確認した。

単独分の実施状況は、以下に示した（表2-52）のとおりである。

（表2-52）下水道使用料の未賦課調査一覧表

（単位：千円、件）

年度	調査名	業種・調査地区等	総調査件数	現地調査件数	新規認定件数	年間増収金額
平成7～9年度	業種別調査	業種全般	38,965	不明	380	123,143
平成10年度	業種別調査	コインランドリー、ガソリンスタンド等	394	不明	13	2,014
平成11年度	業種別調査	旅館、ホテル、社会福祉施設等	566	105	18	10,310
平成12年度	業種別調査	食品製造等	397	132	5	2,000
	地域特別調査	小倉北区の一部	800	不明	6	60
	特別調査	検針員情報	105	不明	15	730
平成13年度	業種別調査	病院、老建施設等	179	171	14	8,000
平成14年度	業種別調査	特定事業場等	137	14	3	464
	浄化槽廃止調査	浄化槽廃止事業所	556	23	6	671
	工業用水事業所調査	工業用水使用事業所	61	6	2	24,024
平成15年度	業種別調査	老人福祉施設、銭湯（スーパ-銭湯）、検針員情報、さく井業者等	381	51	8	37,087
	浄化槽廃止調査	浄化槽廃止事業所	126	17	0	0
平成16年度	業種別調査	ガソリンスタンド	180	180	11	4,466
			42,847			212,969

（下水道経営課作成資料）

上記のとおり未賦課調査の結果、約10年で年間の下水道使用料で212百万円の未賦課先を発見している。また、未賦課先の認定の有無について報告書及び調

査票の査閲も行ったが、記載・報告内容に特段問題となる点はなかった。ただし、未賦課であった原因の報告がなされていない。

「北九州下水道条例」第7条（注2-22）のとおり、下水道の排水管へ接続するためには指定業者により工事業者が工事前と工事完了後に市役所に報告する義務が課せられており、これに違反した場合、罰則金を支払わなければならない。また、指定業者以外の業者により工事が行われた場合にも罰則金が課せられる。未賦課であったことが調査により発見された先について、特殊な事情がない限りは、指定外業者により工事が実施されたため、排水設備工事の実施報告が行われなかったか、指定業者が排水設備工事の実施報告を失念したために、下水道使用料が賦課できなかつたのかいずれかと考えられる。

（意見2-29）未賦課調査結果の有効な活用について

北九州市への事前の届出等を行わなくとも排水設備工事は現実的には可能であり、違反工事が行なわれる可能性がある。それを防止するため、排水設備工事ができる業者を北九州市が指定している。また、当該指定業者に対して排水設備工事前及び工事完了後に北九州市への報告を義務付けている。

本来は、未賦課調査の結果、下水道使用料徴収もれが発見されたならば、原因を明確にしなければ、罰則の適用について判断することはできないが、現状では、未賦課の原因が十分に把握されていなかった。

未賦課調査時に未賦課であることが判明した事業者については、未賦課調査報告書に未賦課となっていた原因を記載する項目を設けて、原因を明確に把握し、未賦課調査結果を有効に活用できるようにされたい。

< 受益者負担金および貸出金に関する意見 >

3 1 . 受益者負担金に対する適正な会計処理について

市では昭和 43 年から受益者負担金制度を設けている。公共下水道が整備されることにより、未整備地区と比べて雨汚水の排除が可能になるなど、周辺の土地は利便性が向上し、資産価値も上がることになる。したがって、下水道を整備したことにより土地の権利者は利益を得るので、利益に応じて下水道建設費用の一部を負担してもらうための制度である。

受益者負担金は、下水道の整備に応じて受益者が負担することになるから、下水道の整備が進まなければ、受益者負担金も増加することはない。

市の平成 16 年度の下水道普及率は 99.3%に達しており、下水道は十分に整備されている状態にあるので、受益者負担金が今後も大きく増加することは考えにくい。受益者負担金に関する諸数値の一覧は以下に示した(表 2 - 53)のとおりである。

(表 2 - 53) 受益者負担金関係数値一覧表

年度	管渠延長	年間管渠延長	普及率	賦課面積	賦課金額	管渠 1km 当たり 賦課面積	ha 当たり 賦課金額	管渠 1km 当たり 賦課金額
	(km)	(km)	(%)	(ha)	(千円)			
7	3395	39	95.0	100	187,842	2.564	1,878.4	4,816.5
8	3445	50	95.4	51	94,977	1.020	1,862.3	1,899.5
9	3557	112	96.0	63	116,448	0.563	1,848.4	1,039.7
10	3596	39	96.5	78	144,292	2.000	1,849.9	3,699.8
11	3673	77	97.0	133	246,964	1.727	1,856.9	3,207.3
12	3746	73	97.5	148	273,278	2.027	1,846.5	3,743.5
13	3812	66	98.0	171	316,209	2.591	1,849.2	4,791.0
14	3908	96	98.5	112	206,346	1.167	1,842.4	2,149.4
15	3960	52	98.9	180	333,352	3.462	1,852.0	6,410.6
16	4003	43	99.3	162	279,824	3.767	1,727.3	6,507.5

なお、平成 14 年度のように管渠 1km 当たり賦課面積並びに賦課金額が低い年度がある。主な理由としては、第一に下水道を布設した地域に市街化調整区域が多かったことである。市街化調整区域には農地が多く、市街化調整区域の農地は、負担金賦課の対象外となっているため、賦課金額は低くなる。第二に雨水管のみを布設した地区が多

かったことがあげられる。雨水管の場合には管渠の延長にはつながるが、受益者負担金は賦課されないためである。

受益者負担金の納入は3年間にわたる12回分割となっており、1年間に納入されるべき金額が当該年度の調定額として算出される。企業会計であれば、発生主義に基づいて、受益者負担金が賦課された年度に全額が決算書に計上される。

しかし、市では1年間に納入されるべき金額と前納制度を利用して、納期が翌年度以降であっても一括して納付された金額を当該年度の調定額とし、年間の調定額のみが決算書に計上される。したがって、賦課された受益者負担金のうち、賦課された年度の決算書に計上されるのは、当該年度に回収されるべき部分と次年度以降に回収される部分のうち既に納付された部分である。翌年度以降に回収される予定の金額は全く決算書には反映されていない。すなわち、簿外資産となっている。言い換えれば、全く管渠が布設されない年度であっても受益者負担金が決算書に計上されることもあり得るわけである。

会計上、収益は収益の原因が発生した時期に計上されなければならない。受益者負担金にとって収益の原因が発生した時期は管渠の布設に伴って受益者に対して負担金が賦課された時期である。また、会計上、債権は漏れなく資産として計上されなくてはならない。受益者負担金が賦課された年度に回収される金額だけでなく、翌年度以降に回収される予定の金額も間違いなく市の債権である。現状の決算書には、翌年度以降に回収される負担金は市の債権として資産計上されていないのである。決算書を見ても、市に管理責任のある債権がすべて計上されていないのでは適正な会計処理が行われていないことになり、適正な決算書が作成されていることにはならない。

受益者負担金は賦課された年度に全額計上し、1年を超えて回収されるべきものについても、資産として計上されるべきである。

(意見2 - 30) 受益者負担金に対する適正な会計処理について

受益者負担金の納入は3年間にわたる12回分割となっており、1年間に納入されるべき金額と前納制度を利用して納期が翌年度以降であっても一括して納付された金額が当該年度の調定額とされて決算書に計上される。翌年度以降に回収される予定の金額は全く決算書には反映されていない。受益者負担金は1年間に回収されるべき金額だけでなく、翌年度以降に回収される予定の金額も、市が管理すべき債権である。

よって受益者負担金は賦課された年度に全額計上し、1年を超えて回収されるべきものについても全額を資産として計上されたい。

3 2 . 受益者負担金の滞納状況と管理について

(1) 受益者負担金の滞納について

調停額のうち、何らかの理由で回収されなかった金額が、事業年度末において貸借対照表の「その他未収金」に計上されている。したがって、「その他未収金」には過去の年度から滞納している受益者負担金が計上されていることになる。

平成 16 年度末の「その他未収金」に計上されている受益者負担金の内訳は、以下に示した(表 2 - 54)のようになっている。

(表 2 - 54) 平成 16 年度未収受益者負担金明細内訳表

	滞 納 理 由	人 数	件 数	金 額 (円)
1、滞納分	(1) 所在不明	19	156	1,131,240
	(2) 生活困窮	4	22	165,020
	(3) 倒産	6	60	1,123,650
	(4) 差押え	49	540	8,698,292
	(5) その他	378	1,871	14,954,800
	小計	456	2,649	26,073,002
2、徴収猶予		361	3,068	59,734,303
3、分納中		71	439	4,181,750
	合計	888	6,165	89,989,055

表のうち、徴収が猶予されているものがある。これは公共性または公益性の高い土地や農地の場合などは、負担金の減免や納付を一定期間猶予する制度があり、その制度に基づいて徴収を猶予されている負担金である。また、分納中とは期限内の納付ではないが、一定の理由により一定の期間による分納を認めている負担金である。

(2) 受益者負担金の滞納管理について

下水道普及率が平成 16 年度末時点では 99%を超えており、新たな受益者負担金が多額に発生することは考えにくい状況において、今後の受益者負担金の管理業務で一番重要なのは、すでに受益者に賦課されている負担金の回収である。特に滞納している負担金の管理が重要となる。

市では滞納している負担金については、負担者別に受益者負担金収入票を作成し、負担金がどれだけ回収されているか、どれだけ滞納しているか、滞納している負担金に対しては督促状を発送したか否か、また、発送の時期も分かるようになっている。さらに、滞納負担金を有する負担者に対して、回収のためにど

のような手段をとったかも時系列に記録されている。そこで、平成 16 年度に不納欠損処分がなされた受益者負担金が含まれている受益者負担金収入票を閲覧し、管理状況をチェックしたところ以下のような問題点が見受けられた。

督促状発送時期の記載について

納入されるべき受益者負担金が納入されなかった場合、受益者に対しては督促状が送付される。それでも回収されない場合、督促状を発送した時から 5 年間で時効となってしまう。したがって、督促状を送付した事実を記載しておくことは重要な業務である。しかしながら受益者負担金収入票を閲覧したところ、督促状を発送した時期が記載されていない箇所が数件見受けられた。もれなく記載すべきである。

減免申請書の取扱いについて

不納欠損処分されている滞納負担金について、過年度に負担金の減免申請書が負担者から提出されているが、その決裁が終わっておらず、保留されているものが 2 件あった。外見上は特に問題のある申請書ではなかったが、過年度に実施された申請であり、保留されている理由は不明とのことであった。

申請の対象となった受益者負担金は、既に不納欠損処分を実施している最中であり、結果としては、減免による不納欠損処分をするのか、時効による不納欠損処分をするのかの違いでしかない。しかし、市民からの申請書を保留する場合には、理由を明確にし、何らかの申請書の不備により保留する場合には、申請書を再提出させるなど、適切な対応を実施すべきであった。

また、結果としては、減免による不納欠損処分か時効による不納欠損処分かの違いでしかないが、会計上は減免による不納欠損処分であれば、減免時に全額が不納欠損処分されるのに対して、時効による不納欠損処分であれば時効の来た負担金から 3 年にわたって不納欠損処分が行われる。減免したか否かで、決算書上の未収金額が異なってくる。

申請書の取扱いについて、特に保留した場合などは理由を明確にし、適切な対応をすべきである。

臨戸訪問について

滞納者から受益者負担金を回収するための手段は督促状の発送だけではない。市の職員による滞納者への直接訪問も行っている。この直接訪問を臨戸という。電話での催促等も行っているが、やはり回収するための手段としては市の職員による臨戸が一番効果的ではないかと思われる。臨戸により受益者の状況を市の職員が自分の目で確かめることにより、回収のための有効な手段が採れるからである。例えば、受益者負担金が賦課されること自体が納得できない受益者に対しては、膝を突き合わせての説得が出来るし、生活に困窮しているなどの一定の理由がある受益者に対しては、負担金の免除や分割

支払いの申請を行うことを勧めることもできる。

このように、臨戸は滞納者への対策として、重要な業務であるにもかかわらず、臨戸の実施には計画表が無く、どのような滞納者に対して臨戸を実施するかの基準も無かった。

臨戸は実際に市の職員が一定の時間をかけて実施するのであるから、かかる経費も少額ではない。少額の滞納者へも多額の滞納者へも同じように臨戸を行うわけではなくて、多額の滞納者へは集中的に臨戸を行わなければ、費用対効果が割に合わなくなる可能性がある。また臨戸を実施するかどうかは、担当職員の判断に基づいて行われているが、それでは有効な臨戸が行われるかに疑問が残る。

すでに不納欠損処分が開始されている受益者負担金収入票を閲覧したところ、臨戸の事実が記載されていないまま、不納欠損処分されている受益者負担金が数件あった。臨戸は行ったが、記録されていないもの、特殊な理由により臨戸が行われていないものなどがあったが、いずれにしても、受益者負担金収入票などに明確にしておかなければ、その後の効果的な臨戸は難しくなる。

臨戸は回収のための最も効果的な手段であるとともに、市の職員が直接市民と相対する機会でもあり、受益者負担金の回収業務としては非常に重要な業務である。また、非常に重要な業務であり、困難な業務であるからこそ、受益者負担金の管理職員に対しては特殊勤務手当が支給されてもいる。

そのために臨戸の実施は無計画であってはならない。現在の職員数では全ての負担金滞納者に臨戸することは不可能であるし、また効率的でもない。負担者の負担金額には数千円から数十万円まで、その所有している土地の広さにより様々だからである。まずは金額的な基準を設けて、多額の滞納金がある負担者に対しては定期的に臨戸を行うようにすべきである。

また、上級管理者は、一定の基準を超える滞納金がある負担者に対しては定期的に臨戸が行われているか、内容も効果的かつ適切であるかを漏れなくチェックする必要がある。

(意見 2 - 3 1) 滞納している受益者負担金の管理について

受益者負担金収入票の督促状発送時期の記載もれ、減免申請書の保留理由が不明なもの、臨戸訪問の計画性が無いことなど、滞納している受益者負担金の管理について不十分な点が見られた。今後は受益者負担金が大きく増加することは考えにくく、既に賦課されているが入金されていない受益者負担金の管理が重要になる。特に滞納している受益者負担金を如何にして回収するかが、受益者負担金を管理する部門の最重点課題となる。

したがって、減免申請書の取扱いの不備や臨戸の記録漏れなど、手続き上のミ

スについては、今後発生することの無いようにチェック体制を構築されたい。また、受益者負担金をどのようにして回収していくか、回収目標額を明確にし、そのために電話での督促や、臨戸をどのように実施していくか、回収計画を策定すべきである。今後の受益者負担金管理部門は、もっぱら負担金回収が業務内容となる。回収実績がそのまま部門の評価に繋がるので、合理的な回収計画の策定が重要になることを認識されたい。

33. 倒産先に対して計上されている滞納受益者負担金の会計処理について

貸借対照表の「その他未収金」には倒産先に対する受益者負担金の滞納未収金が計上されているが、これは会計上望ましい処理ではない。平成16年度末では、6件の倒産先に対して、合計1,123千円の未収金が計上されているが、いずれも受益者負担金収入票を見ると過年度に倒産もしくは解散している先であり、部分的にでも回収が可能な相手先は無かった。

現状では、受益者負担金の負担者が倒産したとしても特別な処理は行われず、他の滞留している負担金と同様に、12回に分割されて調定されているので、調定されている金額別に時効が計算され、時効となったものから不納欠損処分が行われている。

相手先が倒産した場合、債権者への最終配当が終了した時点で、未回収の未収金を回収することは不可能となる。したがって、すでに倒産した相手先に対して計上している未収金は、回収可能性が無い資産ということになる。貸借対照表に資産性が認められない未収金を計上すべきではない。回収可能性が無くなった時点で、全額、不納欠損処分をすべきである。

(意見2-32) 倒産先に対して計上されている滞納受益者負担金について

貸借対照表の「その他未収金」には倒産先に対する受益者負担金の滞納未収金が計上されているが、相手先が倒産した場合、債権者への最終配当が終了した時点で、未回収の未収金を回収することは不可能となる。

よって倒産先に対する受益者負担金については、回収可能性が無くなった時点で、全額、不納欠損処分をされたい。

3 4 . 水洗便所改造資金等貸付金の管理について

(1) 水洗便所改造資金等貸付金の制度について

水洗便所改造資金等貸付金は、「下水道法」第 10 条第 1 項の規定により排水設備を設置する者若しくは「下水道法」第 11 条の 3 第 1 項の規定により水洗化改造工事を行う者又はし尿浄化槽切替工事を行う者に対し、予算の範囲内で資金の貸付けを行うことにより、水洗便所の普及を図り、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善に資することを目的とし実施されている制度である。

現行の「北九州市水洗便所改造助成金貸付金交付等要綱」では、貸付金の額は工事の種類に応じ水洗化改造工事は 1 設備につき 40 万円以内、宅地内排水設備工事は 10 万円以内、し尿浄化槽切替工事は 1 基につき 40 万円以内で 130 万円を限度としており、無利息で償還期間は 48 ヶ月とされている。ただし、貸付金の償還を怠った者については、年 14.6%の延滞違約金の徴収が行われることとされている。

(2) 水洗便所改造資金等貸付金の推移について

平成 12 年度から平成 16 年度における水洗便所改造資金等貸付金の増減額及び年度末残高は以下(表 2 - 55)に示したとおりである。

(表 2 - 55) 水洗便所改造資金等貸付金の増減趨勢表 (単位：千円)

項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
当年度増加額	107,042	80,576	74,052	78,924	63,641
当年度減少額	128,351	121,501	105,904	91,139	81,484
当年度末残高	250,224	209,298	177,446	165,230	147,387

上記のように、水洗設備の普及とともに貸付金残高自体も減少傾向にある。

(3) 収入未済額の状況について

平成 12 年度から平成 16 年度における水洗便所改造資金等貸付金の収入未済額の推移は、以下(表 2 - 56)に示したとおりである。

(表 2 - 56) 水洗便所改造資金等貸付金の収入未済額趨勢表 (単位：千円)

項目	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
現年度発生収入未済額	3,477	184	4,984	246	4,980	259	4,017	193	3,702	190
過年度発生収入未済額	36,176	2,445	37,235	2,492	36,768	2,412	35,461	2,287	36,339	2,314
不納欠損処理額	-	-	-	-	1,687	141	2,142	181	549	45
収入未済額	39,654	2,629	42,219	2,738	41,749	2,671	39,479	2,480	40,041	2,504
収入率(%)	76.3%	70.8%	73.8%	68.7%	70.7%	65.6%	68.5%	63.4%	66.4%	61.3%
当年度貸付残高に占める収入未済額の割合(%)	13.7%		16.8%		19.0%		19.3%		21.4%	

(脚注) 当年度貸付残高に占める収入未済額の割合は、収入未済額の当年度未貸付金残高及び収入未済額の合計額に対する割合として算出している。

上記のように収入未済額は、ここ 5 ヶ年は、ほぼ 40,000 千円程度で推移し、貸付金残高の減少とともに、収入率としては悪化し、当年度貸付残高に占める収入未済額の割合は増加傾向にある。

(4) 滞納管理の状況

滞納管理は各区のまちづくり整備課においてなされており、催告書発送、臨戸訪問等の実施状況は水洗便所改造資金貸付金回収金収入票兼貸付台帳に記載されている。

また、市建設局総務部下水道経営課において年度別調定・収入状況調として区別ごとに、滞納理由別に管理されている。

市建設局総務部下水道経営課作成の平成 16 年度の各区別の滞納状況及び滞納理由別内訳は、以下(表 2 - 57)に示したとおりである。

(表 2 - 57) 各区ごとの水洗便所改造資金等貸付金の滞納状況表 (単位: 千円)

事業年度	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	合計
平成16年度	834	88	1,714	529	-	535	-	3,702
平成15年度	544	-	1,448	190	-	257	-	2,440
平成14年度	664	-	1,248	-	56	166	-	2,134
平成13年度	440	-	810	-	14	232	-	1,496
平成12年度	355	162	283	-	61	157	-	1,020
平成11年度	338	209	85	-	85	41	-	759
平成10年度	259	47	98	-	-	-	-	405
平成9年度	122	-	246	-	-	46	-	414
平成8年度	103	-	153	-	-	-	-	256
平成7年度	83	-	38	-	-	-	-	121
平成6年度	16	-	-	-	-	110	-	126
以前	4,910	8,140	536	618	3,706	8,674	574	27,160
計	8,673	8,646	6,662	1,337	3,924	10,221	574	40,041
(滞納理由)								
生活困窮	1,595	887	1,532	-	3,422	1,324	-	8,762
分割納付中	1,169	-	476	537	-	66	-	2,249
居所不明	897	1,657	705	618	501	8,784	574	13,739
その他	5,011	6,101	3,949	182	-	46	-	15,290

このように、収入未済額のうち、70%弱が平成 5 年度以前調定分であり、長期滞納の占める割合が多くなっている。

次に、滞納管理の実施状況を検討するために、サンプルとして小倉北区の水洗便所改造資金貸付金回収金収入票兼貸付台帳(以下「貸付台帳」と表記する。)を

査閲し内容を検討した。

その貸付台帳の記載内容を要約したものが以下(表 2 - 58)である。

(表 2 - 58) 水洗便所改造資金等貸付金の滞納管理表要約

No	借受人現況	保証人現況	貸付年月日	当初貸付金額 (円)	平成17/3/31 残高(円)	台帳記載 最終年月日	台帳記載臨戸訪 問(面談)実績
1	行方不明	死亡、行方不明	S49/10/25	111,000	43,120	H6/1/6	
2	行方不明	死亡	S49/8/25	136,000	30,200	S60/5/15	
3	行方不明	破産宣告	S50/5/25	292,000	227,080	H6/5/19	
4	死亡、子供確認		S50/9/25	150,000	133,280	H6/1/24	H6/1/24
5	行方不明	死亡	S50/9/25	111,000	92,400	H13/7/30	S62/6/9
6	住所確認	不明	S51/2/25	135,000	105,000	H13/8/2	
7	行方不明	電話連絡	S51/6/22	139,000	92,800	H13/7/31	S62/9/17
8	行方不明	行方不明	S51/10/25	605,000	369,600	H7/1/13	
9	死亡	死亡	S51/12/25	133,000	124,100	H13/8/22	
10	死亡、子供確認		S52/2/25	180,000	180,000	H16/2/9	
11	住所確認		S52/2/25	240,000	240,000	H6/1/6	
12	住所確認		S52/2/25	150,000	150,000	H6/1/6	
13	住所確認		S52/7/25	180,000	64,790	H14/6/11	
14	住所確認	死亡、妻	S53/1/25	1,440,000	1,312,000	H14/6/11	H5/12/1
15	行方不明	住所確認	S52/10/25	270,000	270,000	H7/1/9	S62/9/17
16	行方不明	電話連絡	S54/4/23	180,000	41,000	H13/7/31	H7/12/8
17	行方不明	住所確認	S53/6/26	634,000	352,000	H7/1/12	S62/8/11
18	住所確認	死亡	S54/12/22	632,000	516,700	H14/7/3	H14/7/3
19	行方不明	行方不明	S54/12/22	343,000	114,000	H6/1/6	S60/11/20
20	死亡	電話連絡	S55/3/24	800,000	657,360	H14/7/26	
21	死亡	住所確認	S55/6/23	200,000	200,000	H13/11/8	
22	行方不明	行方不明	S55/8/23	244,000	237,800	H6/1/6	
23	行方不明	行方不明	S55/8/23	883,000	488,000	H13/7/4	H13/7/4
24	所在確認	住所確認	S55/8/23	400,000	86,430	H6/12/23	
25	死亡	住所確認	S56/8/23	758,000	378,900	H14/6/11	H12/8/7
26	行方不明	死亡	S56/10/23	163,000	59,800	H13/7/23	
27	住所確認	住所確認	S56/7/23	2,590,000	225,100	H15/2/20	H14/7/10
28	電話連絡	電話連絡	S56/8/22	330,000	10,300	H13/11/9	
29	住所確認	住所確認	S57/3/23	391,000	248,990	H14/6/12	H5/11/17
30	死亡	行方不明	S57/4/23	195,000	183,600	H13/8/3	H6/5/9
31	死亡	死亡	S57/5/22	392,000	258,420	H8/5/21	
32	訪問		S57/9/24	431,000	329,960	H14/6/12	H13/7/19
33	住所確認	住所確認	S57/10/23	180,000	120,000	H14/6/12	S62/9/3
34	行方不明		S57/7/23	156,000	75,400	H8/5/21	H6/6/15
35	死亡	破産宣告	S58/12/24	220,000	122,000	H14/6/12	H13/7/3
				合計	8,140,130		

(脚注) 年月日の Sは昭和、Hは平成を表す。

上記の貸付台帳を検討した結果、滞納管理又は貸付台帳の記載に関して以下の点が検討されるべきであるかと考える。

借受人及び保証人が行方不明又は死亡が確認された場合に、それ以降の滞納

管理の手続の実施又は貸付台帳への記載がされないケースがあるが、借受人に対する債権が計上されている限りは少なくとも年度で1回は借受人(相続人含む)及び保証人の現況調査と貸付台帳への記載が必要となると考える。

貸付台帳上で借受人又は保証人のいずれかが所在確認できる状況であって、直近での催告状の発送や臨戸訪問等の滞納管理手続が実施されていない、又は貸付台帳への記載がされていないケースがある。上記と同様に毎年度での滞納管理手続の実施と貸付台帳への記載が必要と考える。

過年度貸出分であるが、当初貸出分が一度も返済されず、全額が滞納となっているケース(5人 1,040千円)がある。貸出時点での実質的審査手続に疑問が残ると言わざるを得ない。今後の貸出実行時には、借受人の弁済能力に関する実質的審査の徹底が望まれる。

(5) 不良債権の処理について

回収困難であると認められる債権については、私法上の債権の処理として、時効の援用による不納欠損処分が実施されている。平成12年度から平成16年度の間において時効の援用に基づく不納欠損処分の金額は4,378千円となっている。

このように現行では、法律上の債権の処理を受けて、会計上の処理が実施されているが、法律上の債権の処理については、時効の援用のほかに債権放棄の手続があり、この場合には市議会の議決が必要となる。

収入未済額に占める長期滞留分の増加と、借受人及び保証人の現況を考えると先方の申出による時効の援用に基づく不納欠損処分だけでは、いわゆる不良債権処理方法としては十分とは言いがたい。

回収可能性を慎重に検討し、最終的に回収可能性がないと判断された債権については訴訟等の手続を経た上で、市議会の議決による債権放棄を実施することが必要であると考ええる。

なお、民間企業では、不良債権処理については、法律上の債権の処理を待つことなく、会計上の債権の処理が進められる。というのは債権の貸借対照表価額としては債権金額から正常な貸倒見積額を控除した金額とすることが要求されている(企業会計原則第三貸借対照表原則五 C)からである。すなわち、回収不能見込額についての貸倒引当金計上又は貸倒償却が実施されることによって、債権額の回収可能見込額が計上されることとなるのである。

「地公法」が計上を予定している引当金は退職給与引当金及び修繕引当金であり、貸倒引当金の計上は予定されていないようであるが、そうであればこそ、「地公法」が会計の原則としている財政状態の真実・明瞭表示という要請から法律上の債権処理を早急に実施すべきであると考ええる。

(意見 2 - 3 3) 水洗便所改造資金等貸付金の適切な管理について

(1) 実効性ある実質的な審査の実施について

水洗便所改造資金等貸付金に関する滞納債権については、ここ 5 ヶ年は、ほぼ 40,000 千円程度で推移している。

回収努力が必要であると考え、それ以前に、今後の貸出実行時には、借受人の弁済能力に関して実効性ある実質的な審査を実施されたい。

(2) 貸付台帳等の記載事項に関して

借受人及び保証人が行方不明又は死亡が確認された場合に、それ以降の滞納管理の手續の実施又は貸付台帳への記載がされないケースがあるが、借受人に対する債権が計上されている限り、少なくとも年度で 1 回は借受人(相続人含む)及び保証人の現況調査と貸付台帳への記載を実施されたい。

貸付台帳上で借受人又は保証人のいずれかが所在確認できる状況であっても、直近での催告状の発送、臨戸訪問等の滞納管理手續が実施されていない、又は貸付台帳への記載がされていないケースがある。上記と同様に毎年度の滞納管理手續の実施と貸付台帳への記載を実施されたい。

(意見 2 - 3 4) 債権放棄の手續と延滞違約金の処理について

現行では、回収困難であると認められる債権については、私法上の債権の処理として、時効の援用による不納欠損処分が実施されている。法律上の債権の処理については、時効の援用のほかに債権放棄の手續があり、この場合には市議会の議決が必要となる。

収入未済額に占める長期滞留分の増加と、借受人及び保証人の現況を考えると先方の申出による時効の援用に基づく不納欠損処分だけでは、いわゆる不良債権処理方法としては十分とはいえない。

回収可能性を慎重に検討し、最終的に回収可能性がないと判断された債権については、訴訟等の手續を経た上で、市議会の議決による債権放棄を実施することが必要であると考え。

よって、本件手續についてすみやかに実行できるように図られたい。

< 経費支出に関する意見 >

35. 旅費の日当について

「北九州市旅費条例」第12条によれば「日当及び宿泊料は、別表第2に定めるところによる」となっており、平成16年度における別表第2を示すと(表2-59)のようになっている。

(表2-59) 旅費等支払一覧表(別表第2)

区分	日当		宿泊料
	近距離の旅行以外の旅行	近距離の旅行	
市長、助役、収入役、常勤の監査委員及び教育委員会教育長	3,300円	1,650円	16,500円
局長、部長及びこれらに相当する職務にある者	2,600円	1,300円	13,900円
課長、係長及びこれらに相当する職務にある者	2,200円	1,100円	12,000円
上記以外の者	1,700円	850円	9,800円

(表2-59)の「近距離の旅行」とは鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満、陸路25キロメートル未満とされている。ここでいう路程は片道ではなく往復とのことである。勤務地である市から離れ、それぞれの距離まで出張すれば「近距離の旅行」として日当が支払われる。それ以上の距離の出張が「近距離の旅行以外の旅行」に該当し、また片道500キロメートル以上の地域を旅行する場合には日当の10割を加算することになっている。

まず、「北九州市旅費条例」第12条に定める日当については、下水道事業の支出負担行為兼支出命令書及び近距離・勤務地内出張明細票を入手し、日当が「北九州市旅費条例」に基づいて支給されていることを確認した。

次に日当の支給額について検討した。市の説明によれば、市の日当は、旅行中の諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を賄うための日当とされている。ここで諸雑費とは通信費、コピー代などである。巡回する場合の交通費とは、最寄りの駅から目的地に行くまでの交通費や同一市町村内に複数の

目的地がある場合の交通費で、地下鉄代、バス代、タクシー代等である。これらの日当については事務効率の観点からも定額支給としている。

しかし、定額支給である日当には、旅行中の諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を賄ったことを証明する証憑類が保管されているわけではない。諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等がかかっていない場合であっても、支給されることになる。また、陸路で移動した場合にも日当は支給されるが、陸路の移動は基本的に自動車であり、通常は目的地である地域内を巡回する場合の交通費等が別途に発生することはないはずである。

したがって、旅行中の諸雑費や、目的地である地域内を巡回する場合の交通費等が実際に出張者によって立て替えられていれば、市としては出張者より領収書などの証憑を提出させ、支出された実額を支給すべきである。

確かに、実際にかかった費用をすべて清算させるならば、清算書のチェックを行う仕事は増加する。しかし、出張旅費の清算書は出張者に作成させて、清算書のチェックは既に行っているのであるから、それにタクシー代や地下鉄代が加わっただけで、一律 1,700 円の日当を支払っても避けたいほど事務処理が煩雑になるとは思えない。もしも日常業務が出来なくなるほど（出張清算書のチェックも日常業務であるが）出張件数が多いということであれば、なおさら日当の支給は慎重でなければならない。出張費用の清算はいかなる費用であっても実費精算とすべきである。

また、市の日当が、旅行中の諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を賄うために支給されるということであれば、出張の距離や役職によって金額に差をつけるべきではない。国内であれば、どこに出張したとしても、どの役職についている職員が出張したとしても、旅行中の諸雑費や地域内を巡回する場合の交通費に違いは無いからである。

したがって、もしも市の説明のように、日当が旅行中の諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を賄うためだけに支給されるということであれば、(表 2 - 59) のように「近距離の旅行」と「近距離の旅行以外の旅行」とで日当に差をつけるべきではない。また、役職により金額に差をつける必要も無い。

もしも、差をつけている理由があるとするれば、日当は、一般的には出張に伴う精神的、肉体的疲労に対する慰労の意味合いも含めて支給されるから、市の日当にも慰労の意味合いが含まれているとも考えられる。しかし、出張に慰労の意味合いが含まれているとしても、(表 2 - 59) の日当は妥当な水準であろうか。

現在の条例では「近距離の旅行」は往復距離にして鉄道 100 キロメートル未満、水路 50 キロメートル未満、陸路 25 キロメートル未満となっている。交通手段が発達した現在では、いずれも 1、2 時間もあれば往復できる距離である。1、2 時

間で往復できる距離を移動するだけで、精神的、肉体的疲労があるとして、それを慰労することを目的に日当を支給するのは過剰な手当にあたるのではないかとと思われる。

「近距離の旅行以外の旅行」についても同じことが言える。近距離・勤務地内出張明細票を見たところでは、県庁所在地である福岡市への出張が多い。福岡市の博多までは鉄道で 70 キロメートル程度ではあるが、市の旅費条例によれば往復で 100 キロメートルを超えているので、(表 2 - 59)における「近距離の旅行以外の旅行」となる。市の小倉駅から福岡市の博多駅まで、鉄道で移動する場合には、一般には新幹線か在来線の特急を使う。市では用務の都合等止むを得ない理由がある場合のみ、新幹線の利用が認められており、それ以外は在来線を使用している。

しかしながら、小倉と博多は、片道で新幹線ならば 20 分、在来線の特急ならば 40 分から 50 分で移動できる距離である。小倉と博多を往復するだけで 1,700 円の日当を支給して慰労するほどの精神的、肉体的疲労があるとは思えない。

「北九州市旅費条例」は昭和 38 年に制定されており、条例における「近距離の旅行以外の旅行」も、その当時の交通事情ではある程度の精神的、肉体的疲労を伴った距離の出張であったかも知れない。しかし、現在のように交通網が整備され、100 キロメートルを 1 時間程度で往復が可能となった状況においては、それに合わせて条例も変えていく必要があると思われる。

もちろん「近距離の旅行以外の旅行」には移動に数時間かかるケースもあり、精神的、肉体的疲労を伴うと認められるので、そのような長距離出張の、慰労の意味合いが含まれている日当を否定するものではない。しかし往復で 1 時間程度の移動に対して慰労の意味合いが含まれている日当を支給するのは、社会通念上、妥当な日当ではないと判断する。

したがって、旅行中の諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等については実費精算とし、「近距離の旅行」の日当については全面的に廃止すべきである。また、「近距離の旅行以外の旅行」の日当については、もしも「慰労の意味合い分」が含まれているならば、「慰労の意味合い分」のみの支給にとどめるべきである。

ただし、平成 16 年度の市の規定では、「近距離の旅行以外の旅行」とは、往復で鉄道 100 キロメートル以上、水路 50 キロメートル以上、陸路 25 キロメートル以上とされており、現在のわが国における交通網の整備状況を考慮すれば、明らかに「短距離」と思われる旅行も含まれることになるので、精神的、肉体的疲労を伴うと社会通念上認められる長距離の出張についてのみ、「慰労の意味合い分」の日当を支給するようにすべきである。

旅費に係る日当はこれだけではない。市では、さらに近距離の出張についても

少額の日当が支給される。これは「北九州市旅費条例」第 16 条に定められている勤務地内出張にともない支給される日当であり、勤務地内出張に係る時間が継続して 4 時間以上であれば 100 円が支給されることになっている。例えば市内で一日の研修があれば、100 円が日当として支給されている。このような日当は、他市においても支給されており、他市との均衡も考えて支給されているとのことであるが、このような少額の手当であっても、支給するとなれば、申請者は申請が必要であり、支給する側も申請をチェックする必要があるので、必要とする事務手数を考慮すれば、他市との均衡を考えてまで、このような少額の手当を支給する必要性は乏しいと考えられる。職員への日当など、事務作業が必要な手当については簡便な制度であることが望ましい。廃止も含めて見直しを検討していただきたい。

また、市では、鉄道運賃については、「北九州市旅費条例」第 11 条の別表第 1 に定めるところにより、片道 100 キロメートル以上の場合には、特別急行料金を支給することとなっている。ここで特別急行料金とは、新幹線もしくは在来線特急の特別急行料金を指している。ただし、新幹線と在来線が同一区間に平行して走っている場合は、在来線特急を優先している。例えば、出張の多い市の小倉駅と福岡市の博多駅間は新幹線と在来線が同一区間に並行して走っているため、在来線特急が優先される。しかしながら、小倉駅と博多駅間は片道 100 キロメートル以上ないため、新幹線でも在来線特急でもなく、原則として在来線を使用することとしている。

小倉駅と博多駅間は片道で新幹線ならば 20 分程度、在来線特急ならば 40 分から 50 分程度で移動できるが、在来線であれば 1 時間以上の移動時間を要する。新幹線使用が認められているのは用務の都合等止むを得ない理由がある場合のみであり、具体的には出張用務の時間、交通機関の発着時刻等の条件からみて、新幹線を利用しないと会議等の時刻に間に合わない場合などが挙げられる。

確かに在来線であれば往復で 2,500 円、在来線特急では 2,600 円、新幹線は 4,100 円かかってしまうから、在来線の使用は経費削減効果がある。しかし、この場合の経費削減とは単なる経費支出というキャッシュフローの面での削減であり、費用と効果を考慮すれば、本来の経費削減にはならない。経費支出の削減を目的に、往復で 1 時間以上は余分に時間がかかってしまう交通手段を使用することによって、一方では 1 時間以上の労働時間を失ってしまうのである。移動時間にも給与が支払われるのであるから、市としては、削減しようと思えば削減できる移動時間に給与手当を支給していることになる。

本来の意味での経費削減を考えるならば、在来線を使用することにより市が得たものは、削減された経費支出であり、失ったものは在来線使用のために失われ

る労働時間で、労働したとすれば得られたはずの労働の成果と、失われた労働時間に対して支給される人件費であるから、それを比較して、失ったものよりも得たものが大きい場合に、本来の意味での経費削減が行われたと考えるべきである。

移動する区間によって一概に判断することは出来ないが、例えば、小倉と博多の間を例に挙げれば、在来線に 1,600 円の旅費を増加させるだけで、新幹線に乗ることが出来るから、1 時間以上の移動時間を削除できる。言い換えれば、1,600 円で 1 時間以上の労働に従事する時間を増やすことが出来る。本来の意味での経費削減の効果を考えるならば、在来線を利用することによる 1,600 円の経費削減と、そのために失われる 1 時間以上の労働時間で、労働したとすれば得られたはずの労働の成果と、在来線を利用することによる経費削減が、効果あるものか否か判断されなければならない。

もしも、1,600 円の経費削減よりも、失われる労働の成果が大きいものであれば、在来線ではなく、新幹線利用を許可することも考慮されるべきである。現状では、新幹線使用が認められるのは用務の都合等止むを得ない理由がある場合のみであり、新幹線を利用しないと会議等の時刻に間に合わない場合などに限られている。会議等のように時刻が定められていない仕事であっても価値のある仕事はあるはずなので、新幹線使用許可についてはもっと柔軟な対応をしていただきたい。

なお、監査対象期間は平成 16 年度であるため、ここでは、平成 16 年度の日当及び宿泊料についての意見であるが、市では旅費条例の改正（表 2 - 60）が行われており、日当及び宿泊料についても改正され、平成 17 年度から適用されている。参考のために以下記載しておく。

（表 2 - 60）平成 17 年度より適用される旅費等支払一覧表

区分	日当		宿泊料
	県外旅行	県外旅行以外の旅行	
市長、助役、収入役、常勤の監査委員及び教育委員会教育長	3,300 円	1,650 円	16,500 円
上記以外の者	3,000 円	1,500 円	13,500 円

(意見 2 - 35) 旅費の日当について

北九州市の日当は、国家公務員の旅費制度に準じ、旅行中の諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を賄うための日当とされているが、これらの日当については事務効率の観点から定額支給とされている。諸雑費や巡回する場合の交通費等がかかっていない場合であっても、陸路で移動した場合であっても、一律に日当が支給されることになっている。出張費用の清算はいかなる費用であっても実費精算にされたい。

また、出張費用の清算がすべて実費精算になったとしても、慰労の意味合いを含めた日当を支給することは可能である。しかし、「近距離の旅行」は往復距離にして鉄道 100 キロメートル未満、水路 50 キロメートル未満、陸路 25 キロメートル未満と、交通手段が発達した現在では、いずれも 1、2 時間もあれば往復できる距離であり、それを慰労する必要には乏しいと思われるので、平成 16 年度の北九州市旅費条例における、「近距離の旅行」についての日当は全面的に廃止すべきと考える。

また「近距離の旅行以外の旅行」については現状の交通事情に照らして、旅程を精神的、肉体的慰労があると思われる、社会通念上妥当な距離に延長すべきである。小倉駅と博多駅を往復するだけで支払われる 1,700 円の日当のように、社会通念に照らして妥当とは思えない日当は、「近距離の旅行以外の旅行」についての距離の延長により、廃止すべきと考える。

また 4 時間以上の勤務地内出張に対する 100 円日当は、必要な事務作業と比べて非常に少額であり、支給の必要性に乏しいと思われるので、廃止も含めて見直しを検討されたい。

(意見 2 - 36) 新幹線使用について

北九州市では、費用削減のために、小倉駅と博多駅の間を鉄道で移動するのに、用務の都合等止むを得ない理由がある場合を除いては、新幹線使用を認めておらず、在来線を使用している。しかし、小倉駅と博多駅の間を在来線で移動することにより、新幹線よりも 1 時間以上余計に移動時間がかかっている。

在来線を使用することは旅費の削減にはなるかもしれないが、往復で 1 時間以上は余分に時間がかかってしまう交通手段を使用することによって、1 時間以上の労働時間を失ってしまうことと、それに伴う労働の成果も失われてしまうことを忘れてはならない。

小倉と博多の間のように 1,600 円の経費削減よりも、失われる労働の成果が大きいと考えられる場合には、在来線ではなく、新幹線利用を許可することも考慮されるべきである。現状では、新幹線使用が認められるのは用務の都合等止むを

得ない理由がある場合のみであり、新幹線を利用しないと会議等の時刻に間に合わない場合などに限られている。会議等のように時刻が定められていない仕事であっても価値のある仕事はあるはずなので、新幹線使用許可についてはもっと柔軟な対応をしていただきたい。

36. 公共料金の支払いに対する自動引落制度の採用について

現在、市では電気料や電話料等の公共料金については、振込みをもって支払いを行っている。まず各担当部署において供給業者より請求書を入手し、各担当部署は支出命令書を作成するとともに、公共サービスの使用量等の使用の事実を把握し、請求書と支出命令書と公共サービス使用の事実を会計室に送付し、

会計室は請求書を受領後、請求書と公共サービスの使用の事実とが一致しているか検証し、請求金額と支出命令額の照合等を行い、指定金融機関に支払を指示する、という支払事務の流れを経て支払が行われている。これだけの膨大な事務作業を経て支払を行う理由は、「法」第232条の4(注2-24)で、支出の方法について以下のように定められているからである。

(注2-24)「地方自治法」(支出の方法)第232条の4

1 出納長又は収入役は地方公共団体の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることが出来ない。

2 出納長又は収入役は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることが出来ない。

市としては、公共料金について債務が確定していることを支払の前に確認するために、上記の支払事務作業を行っているのである。

しかし、公共料金の自動引き落としについては、平成16年11月に「法」及び「同施行令」が改正されたことにより制度上、地方公共団体での導入が可能になった。

改正された「地方自治法施行令」第160条の2(注2-25)では次のようになっている。

(注2-25)「地方自治法施行令」(支出命令)第160条の2

地方自治法第232条の4第1項に規定する政令で定めるところによる命令は次のとおりとする。

1 当該支出負担行為に係る債務が確定した時以後に行う命令

2 当該支出負担行為に係る債務が確定する前に行う次に掲げる経費の支出に係る命令

イ 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費

ロ 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費

ハ (省略)

この施行令は、電気、ガス等の公共料金については「債務が確定する前」に、予算の範囲内で一括して予め支出命令を行っておけば、個々の支出ごとの支出命令を行わずに支払ができるようにしたものである。

電気、ガス等の公共料金のように危険性の低い取引については、予め、一定の予算内で支出命令書を発行しておいて、自動引落制度にしておけば、請求書ごとに支出命令書を発行する必要は無く、事務作業も簡略化できるはずである。

しかし、次の理由により市では自動引落制度を採用していない。すなわち、法改正によって自動引落が認められ、支出命令は一括して出来ることとなったが、「法」232条の4第2項(注2-24)では、収入役は支出に掛かる「債務が確定していること」、「法令又は予算に違反していないこと」を確認しなければ支出が出来ないとされている。したがって、例えば電気料の場合には各担当部署の使用の事実を確認し、請求書の検証をした後でなければ、支払が出来ない。自動引落制度を導入したとしても、支払の都度、債務の確認事務として各担当部署から会計室に使用の事実と請求額を通知させることは省略できない。また、その上で収入役は、各担当部署の当該支出負担行為ごとに、月々の支出の累積額を踏まえ、許容された金額の範囲内における適法な支出であるかどうか、審査し、確認できなければ支出できない。電子的な自動化の仕組みを導入しない限り、事務作業の削減は期待できないと判断されるため、自動引落は採用していないとのことである。

しかしながら、公共料金のように危険性の低い取引について、全ての請求書が正しいかどうかを会計審査により検証する必要があるのか疑問である。全ての請求書を公共サービス使用量と照合するために掛かる事務手数は膨大なものであり、時間も複数日を掛けて行われている。事務手数料にかかる費用と効果とを比較すれば、現在の事務手数は決して経済的なものではない。

まず、公共料金の債務の確認は請求書と支払とが一致していれば十分であり、担当部署ごとに公共サービス使用量を算出し、使用量と請求書とを照合する必要はないと思われる。公共料金については、担当部署ごとに毎月予算管理を実施し、ある一定以上の巨額の公共料金が発生する部署については請求書の金額と使用量を検証するのは当然であるにしても、それ以下の公共料金しか発生しない部署については、担当部署ごとの予算と比較して、想定されていない異常な増減があった場合にのみ、使用量とのチェックを実施するなど、事務作業の省力化を図るべきと思われる。

しかも、請求書と使用量とのチェックは必ずしも会計室がまとめて実施すべき業務ではない。担当部署が実施すればよく、会計室にはその結果が事後的に報告されるだけでも十分なはずである。万が一、事後的に公共料金の請求書が間違っていたことが判明し、既に過払いをしていたとしても、遡って請求すれば払い戻

しが行われる。会計室では一定期間ごとに、予算と比較して公共料金が異常に増減している部署が無いかどうかをチェックし、異常に増減している部署には、その原因を報告させることにより、経済的かつ効果的な公共料金の管理と事務処理が可能であると判断する。

よって、市としては、現在の「法」のもとで、さらに事業作業を省力化する余地がないかどうかについて、再検討をすべきである。また、公共料金のように危険性の低い取引については民間企業のほとんどが自動引落制度を導入し、事務作業の省力化に努めているところである。地方公共団体においても、事務作業の省力化は重要な課題であり、もしも、現在の地方自治法のもとでは、事務作業の省力化が不可能であるとすれば、事務作業の省力化が可能となる法制度の改正を望みたい。

(意見 2 - 37) 公共料金の支払いに対する自動引落制度の採用について

電気料や電話料等の公共料金について、支払う前に公共サービス使用量と請求書とを照合し、振り込みをもって支払いを行っているが、自動引落制度などを採用することにより事務手数を省くことが合理化に資すると考える。

公共料金のように危険性の低い取引については、請求書と支払額とが一致していれば、債務の確認としては十分であり、使用量を支出前に算出して、全ての請求書が正しいかどうかを会計室で一括して検証する必要性は乏しいと思われる。全ての請求書を実際の使用量と照合するために掛かる事務手数は膨大なものであり、現在の事務手数は決して経済的なものではない。

そこで、公共料金については、事前に一括して支出命令を出しておき、請求書と支払額とを照合して自動引落制度で支払い、使用量の検証については、巨額なものに限定し、その検証については、担当部署に権限を委譲することなどにより、事務手数は大きく省力化できると考える。また、事前に一括して支出命令の承認を受けている場合、問題となるのは、承認を受けている予算が、翌月に超過すると考えられる場合であるが、その際は、改めて支出命令の承認を得れば、支出命令に関しての問題は無いと考える。

さらに、予算と比較して公共料金が異常に増減している部署が無いかどうかをチェックすることなどにより、公共料金の管理は十分に可能である。

よって、現在の「地方自治法」のもとでも、さらに経済的、効率的観点から公共料金の支払いについて、事務作業を省力化できないか再検討されたい。